

平成29年12月第5回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成29年11月28日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成29年11月28日 午前10時 開会

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第81号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度 人吉市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第4 議第82号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議第83号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議第84号 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第85号 平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第86号 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第87号 平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第88号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第89号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第90号 人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第91号 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第92号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議第93号 損害の賠償について
- 日程第16 議第94号 損害の賠償について
- 日程第17 議第70号 平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続）
- 日程第18 議第71号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続）
- 日程第19 議第80号 平成28年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続）

厚生

決特委

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副市長	松田知良君
教育長	末次美代君
総務部長	井上祐太君
企画政策部長	迫田浩二君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山田巧君
総務部次長	丸本縁君
企画政策部次長	小林敏郎君
財政課長	植木安博君

会計管理者	山下正純君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栗原亨君
次長	椎葉千恵君
書記	青木康德君

午前10時 開会

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成29年12月第5回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

また、報告事項、第3番目の教育委員会の事務に関する点検評価報告につきましては、皆様のお手元に報告書を配付してあります。この件につきましては、教育長から発言の申し出がっておりますので、議事終了後、発言を許可することにいたします。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、10月1日付で人事異動がありました課長級職員から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○産業支援審議員（井上敬明君）（登壇） おはようございます。経済部産業支援審議員を拝命いたしました井上敬明と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る11月21日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。平成29年12月第5回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月21日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日11月28日開会、あす29日午前、市庁舎建設に関する特別委員会、午後、治水・防災に関する特別委員会、30日から12月4日まで休会、5日、6日一般質問、7日一般質問及び委員会付託、8日予算委員会、9日、10日休会、11日、12日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、13日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経

済建設委員会、午後、予算委員会、14日から18日まで休会、19日委員長報告、採決、閉会と
いうことにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、
一般質問の通告は12月1日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定す
ることにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきまし
ては制限なしとし、登壇1回、2回目からは質問席にて行い、質問時間は50分以内としてお
ります。

なお、継続審査となっております、議第70号平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の
処分及び決算の認定について、議第71号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処
分及び決算の認定について、及び、議第80号平成28年度人吉市歳入歳出決算認定については、
本日、委員長報告の上、採決することにいたしております。

また、議第82号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、委員会付
託を省略し、本日審議を行い、採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定すること
に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に13番、福屋法晴議員、14番、村上恵一議員を指名します。

日程第3 議第81号から日程第16 議第94号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第81号から日程第16、議第94号までの14件を一括
議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。平成29年12月第5回人吉市議会
定例会の開会に当たり、発言の機会をいただきましたことに心から厚くお礼申し上げます。

去る10月22日に第48回衆議院議員総選挙が執行され、総数465人の衆議院議員が公選され
ました。困難きわめる国際情勢を初め、国政を取り巻く状況は厳しいものがございます。明
治維新の立て役者、坂本龍馬が詠んだ一句「君がため捨つる命は惜しまねど心にかかる国の
行く末」のごとく、私自身も新たな日本丸のかじ取りに大きく期待を寄せるとともに、我が
国の行く末をしっかりと見詰めていきたいと存じます。

さて、平成30年は、明治維新から150年という節目の年を迎えますが、新しい国の形をつくり上げた維新最大の功労者でもある西郷隆盛の一生をドラマ化した「西郷どん」がNHK大河ドラマで放映されることになっております。200年以上続いた鎖国の状態から新興国として国際舞台に飛び出した若き日本に思いをはせるとき、現在にも増して多くの困難が山積する中で、発展を遂げてきた往時の苦労はいかばかりであったかと想像を絶するところでございます。

社会的にも現在に引き直せば大きなパラダイムの変化で、物の見方、捉え方、枠組みの変革が求められる状況は、人類史上初の超少子高齢社会を迎える現在とも重なる部分があり、人口減少時代の中で、人口の確保に努めながらも、都市の体幹とも言える土地利用など、まちのあり方、「かたち」などを再構築する必要性を実感しております。各校区における市政懇談会においても、高齢化の進展に伴う各種インフラの整備、本市の土地利用、施設配置等について要望や意見がさまざまに出されており、今後、新市庁舎を中心にしたまちづくり、麓町本庁舎周辺を含む跡地利用、公共施設の総合管理等を具体的に進める必要がありますが、コンパクトシティの進化、防災、景観形成、新たな交通体系の確立、健康・医療・福祉のまちづくりの観点から、安全・安心、暮らしやすさ、そして持続可能で魅力あふれる人吉づくりを西郷南州翁たちがつくり上げようとした新しい国家像に思いをはせながら、私自身も取り組んでまいりたいと存じます。

平成28年度の人口動態調査の結果が発表され、我が国の出生数が初めて100万人を割ったことが公表されました。明治32年、西暦では1899年の統計開始以来、最低の数字ということで、人口減少社会を改めて実感するニュースでございました。今回の衆議院議員総選挙においても、子育て世代の負担軽減策は政党間の争点の1つであり、将来にわたって持続可能な社会の構築のためには、その重要性、緊急性が大きくクローズアップされてきたところでございます。本市としましては、本年10月から中学校卒業までの医療費を完全無料化に移行するなど、市議会の御理解をいただきながら子育て世代への支援を進めているところであり、今後も国の動静等に留意しながら、さらなる拡充に努めてまいりたいと存じます。

また、人口が減少する一方で、人工知能やロボットといった先端技術が、我々の生活や各種産業といったさまざまな分野に大きな変革をもたらしており、マンパワーを補完するどころか、近い将来には人にとってかわるような勢いさえ感じる昨今の状況でございます。当然、このような社会の変遷が、地球規模での環境保全や人類の幸福向上につながるようコントロールしていくことが、今を生きる我々の使命でございますが、さらなる超スマート社会の到来に備えて、本市においても「不易流行」の言葉どおり、時流を的確に捉えながらも、揺るぎない価値観の醸成や都市のアイデンティティ、目指すべき発展方向を確定し、未来へつないでいくことがこれまで以上に求められるものと認識しております。そして、そのためには、それを担う人づくりが最も重要であり、全ての根幹であるというのが私の信念でもあり、

広い意味での教育を初め、人に焦点を当てるような施策に取り組んでまいりたいと存じます。

特に、テクノロジーが飛躍的な進化を遂げ、急激に進展する情報化、グローバル化など将来の変化を予測することが困難な時代にあって、人づくりの基本である教育に求められる役割はますます広く、深く、難しくなるものと認識をしており、家庭、学校はもちろん、地域を含め社会全体のテーマとして取り組んでいくべきものだと考えております。

国で進められてきた「次世代の学校を創生し、教育を強靱化する」といった方針も、こういった社会背景に基づくものであると理解をしておりますが、一方では、教育によって、人工知能、いわゆるAIの進化といった光の部分についても、未来を切り開く力にしてもらいたいと強く願うところでございます。

去る10月16日には、新教育制度下における基幹事業とも言える総合教育会議を開催し、教育委員の皆さんと本市教育について現状の把握、意見交換、今後取り組む課題等の共有を行ったところでございます。特に、本市議会でも御指摘をいただいております小学校部活動の社会体育移行については、多くの時間を割いて意見交換を行いました。具体的には、実施場所や傷害保険、小学校の部活動からのスムーズな移行に伴う諸課題、スケジュール等に意見が及び、指導者等の確保の面から種目別の設定は難しいという状況も理解をしたところでございます。今後も、本市としましては、子供たちをどう育てたいのか、そのためにはどのような環境が必要なのか、その根幹の部分を入吉市教育振興基本計画に沿ったビジョンに照らしながら、個々の施策等について、よりよい方向を合議してまいりたいと存じます。

本年の秋は、特に印象深い秋となりました。節目の事業として挙行をした麓町本庁舎の閉庁式を初め、歴史を重ねている犬童球溪頭彰音楽祭の碑前祭、再編整備後の球磨中央及び南稜高校の開校記念式典、新たな歴史を築いた入吉市女性消防隊の全国女性消防操法大会優勝など、さまざまな式典や大会に参加をし、この地域における歴史の意味、言いかえれば、歴史観といったものを世代を超えて共有することの重要性を実感いたしました。一方、現在、市議会を含め御検討いただいている新市庁舎における「入吉らしさ」といったものを追求する中で、本市の大切なもの、後世に伝えるべきもの、市民がふるさとへの思いを共有し、心を1つにできるものを再発見するよい機会にもなっており、麓町本庁舎の閉庁式とも相まって、市庁舎をめぐるふるさと入吉を再認識する機運が高まりつつあります。

現在、傾注している移住定住の促進についても、やはりそこに住む人の幸福感といったものが最大ベースであり、論語にある「近者悦遠者来（近き者悦ばば、遠き者来る）」という、私が志す政治の1つの理想形にも通じるものがあると確信しております。年末に近づき、本市のふるさと納税の件数も伸びており、まことにありがたく存じますが、同時に応援いただく皆様の御期待に沿えますよう、「住み続けたい」、「住んでみたい」、「今は離れているけれどいつかは帰りたい」と思われるような入吉、「故郷忘じがたく」と語り継がれるようなふるさと入吉をつくることで恩返ししてまいりたいと存じます。

また、本市出身のウッチャンこと内村光良氏が、大みそかの国民的番組である第68回NHK紅白歌合戦の総合司会に抜きされるという、うれしいニュースが本市に飛び込んできました。改めてお祝いを申し上げますとともに、市民各界各層、特に本市の子供たちに大きな夢と希望を与えていただきましたことに深くお礼を申し上げたいと存じます。

それではここで、各部の主軸・主要事業について御報告させていただきます。

まず、総務部・企画政策部関係でございますが、去る10月29日に挙行いたしました麓町本庁舎閉庁式につきましては、これまで麓町本庁舎において、市政に御尽力をいただきました歴代の市長とその御家族、金子恭之衆議院議員、歴代の市議会議員や市職員を初め多数の市民の皆様とともに、麓町本庁舎に対する感謝とお別れを伝える機会を得ましたことを大変光栄に存じ、深く感謝を申し上げます。

式典におきましては、第一中学校吹奏楽部による演奏に始まり、人吉東小学校及び第一中学校の児童・生徒代表、さらに市職員OB代表の黒肥地改太郎様からの御挨拶を賜り、その後、歴代市長など関係の方々による献花を行っていただきました。最後には、55年間への慰労と感謝など万感の思いを込めて、御臨席の皆様全員で、市旗降納を見届けていただいたところでございます。

1つの時代の終えんに立ち会った参列者からは、「格別の寂寥と新たな時代の幕あけを感じた」という御意見を多くいただき、安堵の思いとともに、新たなる責任の重さを痛感いたしました。麓町本庁舎は、来春をめどに解体に着手することとなり、直接その雄姿を目にすることはかなわなくなりますが、この閉庁式を節目に、いつまでも市民の皆様のご記憶の中に生き続けることを切に願うものでございます。

市庁舎移転建設関係でございますが、このたび、市庁舎建設事業の取りかかりとなる旧保健センター及び旧勤労青少年ホームの解体工事に着手いたしました。事業計画では、この後も西間別館倉庫の解体、小永野第一雨水幹線のつけかえを経て、市庁舎建設本体及び外構工事等を順次行う計画でございます。現在の計画どおり、平成33年春の供用開始を目指し、着実に事業を推進してまいりたいと存じます。

工事期間中は、工事用車両の通行ルートの指定や、速度制限を行い、交通誘導員を適切に配置し、安全対策を徹底するとともに、防音シートや仮囲いを設置するなど、騒音、振動の軽減にも努めてまいりたいと存じます。特に、周辺にお住まいの皆様には、市庁舎が完成するまでの期間、長期にわたり御迷惑と御不便をおかけすることになりますが、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

人権啓発関係でございますが、「差別と戦争に反対し、格差と貧困の打破と社会連帯を目指して部落解放運動の新たな飛躍をかちとろう」をテーマに、部落解放第30回熊本県研究集会が人吉スポーツパレスなどを会場に、11月18日、19日の両日、開催されたところです。全体集会には、県内の行政、教育関係者など約3,000人が参加され、「差別のない明るい社

会」を構築していくため、同和問題に対する正しい認識を深めていただいたところでございます。大会運営に御尽力いただきました関係の皆様、御参加いただきました県民の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

広報・広聴関係でございますが、広報ひとよしの発行回数につきましては、近年の県内各市の状況を調査・検証し、月1回発行への見直しを検討したところでございます。

本市につきましても、経費削減の観点、ホームページ、データポンなどインターネットやテレビを活用した情報発信を初めとする広報手段の多様化など、総合的に判断いたしまして、平成30年度から月1回の発行とさせていただきたいと考えております。発行回数は減少いたしますが、これまでと同様に、質、量ともに低下させることなく、市民の皆様に必要な行政情報をしっかりお届けしてまいりますので、御理解、御協力のほどをお願い申し上げます。

移住定住関係でございますが、本年度は地方創生推進交付金を活用し、本市の移住定住施策の柱となるビジョンの策定に向けて事業を進めているところでございます。「市外の人に住みたいと思う人吉」、「今住んでいる人がこれからも住み続けたいと思う人吉」とはどのようなまちなのか、市民の皆様とともに対話を通して、その答えを検証、検討していく場として、ひとよし未来会議を行います。未来会議では、テーマ別の分科会を年内から年明けにかけて開催し、平成30年3月には、総まとめの場として市民の方々だけではなく、他の地域から参加された方々も交え、150から200人規模の大未来会議を行うべく計画をしております。その中で意見をもとに、移住定住ビジョンをまとめ上げ、平成30年度に具体的な施策を展開してまいります。ぜひ、多くの市民の皆様にご参加いただき、将来の人吉のまちづくりに向けた御意見を賜りたいと存じております。

消防関係でございますが、去る9月30日、秋田市で開催されました第23回全国女性消防操法大会に熊本県代表として人吉市女性消防隊が出場し、市民の皆様の大きな期待を背に、初の日本一へ向け、熱い思いで挑んだところでございます。

結果につきましては、即日、朗報に沸きましたとおり、雨、風、寒さなど厳しいコンディションではありましたが、一糸乱れぬすばらしい操法を披露し、見事全国の頂点に輝くことができました。選手たちのたゆまぬ努力に敬意を表しますとともに、御指導いただきました人吉下球磨消防組合の方々のほか、御支援賜りました皆様にご心からお礼申し上げます。この優勝を機に、本市女性消防隊を初め本市消防団がますます御活躍されますことをお祈りいたします。

防災関係でございますが、これまで地震発生の際に取り沙汰されてきました災害避難所におけるトイレをめぐる問題でございますが、被災者を健康被害から守るべく、マンホールトイレの整備を計画し、年次的に実施していくこととしております。今後、本圏域において、大規模災害を引き起こすおそれのある人吉盆地南縁断層地震に備えるためにも、トイレの確保、水の確保は急務であると認識しており、将来に向けて、災害に強いまちづくりを目指す

ため、さまざまな防災対策に取り組んでまいります。

次に、市民部・健康福祉部関係でございます。国民健康保険事業につきましては、平成30年4月1日からは、運営主体が熊本県と45市町村等の共同で保険事業を運営することとなります。今後、県において、国民健康保険の各市町村の標準保険税率の公表及び国民健康保険事業納付金等が決定され、本市においては、県が示した標準保険税率等を参考にしながら、平成30年度の国保税を算定する運びになります。なお、窓口における各種手続や保険証の発行、特定検診等の保健事業につきましては、従来どおり継続して行うこととなります。

新たな保険事業制度の実施に伴い、本市においては、現行の国民健康保険税条例のもとで改正を行い、制度の安定化、効率化を図ってまいりますので、被保険者の皆様には、御理解と御協力をお願い申し上げます。

福祉政策関係でございますが、去る10月7日、カルチャーパレスにおきまして、平成29年度人吉市戦没者追悼式を挙行し、御遺族や関係する約150人の出席者とともに、戦没者のみたまに対し哀悼の意をささげました。従来、4月の平日に実施しておりましたが、時代の流れとともに、御遺族やさきの大戦を経験された方々が少なくなり、戦争を知らない世代が多くなるにつれて、式典への関心の薄れや参加者の減少が懸念されておりましたので、子供たちなど、幅広い世代が参加しやすい土曜日に開催したところでございます。

また、式典の中で戦没者のひ孫に当たる中原小学校の尾崎優太さんに「平和への願い」と題した作文を発表していただきました。戦没者追悼式は、戦没者への哀悼と感謝をささげる式典であるとともに、戦争の恐ろしさ、悲しさ、むなしさを次世代に伝え、恒久平和を祈念する行事でもあることの理解も広く求め、今後も多くの方々の参加を促してまいります。

高齢者福祉関係でございますが、人吉市老人クラブ連合会におかれましては、本年度、優良市町村老人クラブ連合会として、厚生労働大臣表彰を受けられました。

人吉市老人クラブ連合会は、昭和39年の結成以来、高齢者を取り巻く時代の変遷の中においても、全国老人クラブ連合会が提唱する「健康・友愛・奉仕」の全国三大運動に連動し、高齢者の方々が健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら、地域で生き生きと暮らしていく活動を着実に実践してこられました。また、その活動の中には、シルバーヘルパー事業やこども王国保安官事業など本市の地域性や特色に合った活動へと進化したものもあり、地域づくりにも多大なる貢献をいただいているところでございます。

このたびの受賞は、歴代会長や多くの会員の方々から、現在の会長、会員に引き継がれてきた半世紀を越える活動のたまものであり、多くの皆様の手によって受賞できたことに大変意義があるものと存じます。

今回の受賞に対し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後も高齢者を取り巻くさまざまな課題に向き合い、会員の皆様の健康や生きがいがいづくり、地域での生活支援に資する独

自の活動を展開されますことを期待しているところでございます。

健診関係でございますが、全国の市町村には、母子保健や学校保健などの健診情報や国民健康保険のレセプトなどの医療情報はあるものの、これらの情報をデータ化し、分析する仕組みはございませんでした。

近年のITの進歩は目覚ましく、膨大な情報を蓄積させることが可能となりましたことから、京都大学を中心に設立された一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構が、国などの支援を受けて健診などの情報をデータ化し分析することで、健康・医療政策に生かす事業を展開されており、このたび、本市においても、県内他市町村に先駆けて参加することといたしております。

本市といたしましては、まずは学校保健の健診情報をデータ化し、将来的には、同機構から提供される分析結果をもとに、今後の健康教育や疾病予防等の施策に活用してまいり所存でございます。

次に、経済部関係でございます。去る11月11日、12日の両日、ふるさと歴史の広場において、第68回ひとよし産業祭が開催されました。本年も、両日ともに天候に恵まれ、市内外から多くのお客様に御来場いただき、実行委員会の皆様を初め御協力いただきました全ての市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。熊本地震から1年が過ぎ、元気な人吉を発信するため、市民の皆様によるさまざまな芸能の披露のほか、食や物産コーナーにおいても、地元食材を使った食品、人吉球磨の物産や土産物などの販売を行っていただき、大いに盛り上がりを見せたところでございます。

また、本市の友好都市でもございます静岡県牧之原市からは、牧之原市商工会会長、本杉芳郎様を初め同商工会女性部、牧之原市職員の方々にもお越しいただき、釜揚げしらすを初めとする海産物などの販売により、物心両面で本市との交流に努めていただいたところでございます。この場をおかりしまして、厚くお礼申し上げます。今後も、両市のさらなる交流を発展させてまいりたいと存じます。

商工関係でございますが、起業創業・中小企業支援センター長の募集につきましては、募集期間を10月4日から11月20日までとし、転職ウェブサイトの活用や日本経済新聞への広告掲載、さらに、東京都内にて募集セミナーを開催するなど、多くの方々を対象に、募集情報や業務内容の周知を図り、応募促進に取り組んでまいりました。その結果、東京都内を初め大都市圏在住者を中心に127人の方々から応募いただいたところでございます。

今後は、12月14日に専門家を交えた書類選考にて5人程度を選定し、年明けの1月27日に本市で実施いたします面接審査を経て、センター長を決定することといたしております。

国民宿舎利活用関係でございますが、国民宿舎くまがわ荘につきましては、「まち・ひと・しごと」における総合交流施設として整備していく方針でございまして、1階部分をコミュニティゾーン、2階部分をITビジネスゾーンと位置づけ、平成30年7月には、第1期

の整備として（仮称）旅カフェエントランスセンター、起業創業・中小企業支援センター及び温泉を活用した交流施設の開設を計画しているところでございます。将来はこれらに加え、情報発信スペースや貸会議室として利用できる多目的ルーム、個人事業者や小規模法人が施設・設備を共用し、自由にコミュニケーションを図ることができるコワーキングスペースの整備を行うとともに、IT企業等のサテライトオフィスの誘致を進めてまいりたいと存じます。

また、内設する（仮称）旅カフェエントランスセンターの整備につきましては、現在、1階玄関からフロント周辺、ホール、球磨川を望むロビーなどを改修エリアとして、事業着手に向け、準備を進めており、今回追加したスロープ設置及びテラス改修とあわせ、平成29年度内の完成を目指しております。同施設がリニューアルされる仮称「まち・ひと・しごと」総合交流施設の金看板として、さらには、人吉球磨各地に観光客を送り出すガイドセンターとしての役割を最大限担ってほしいと期待しております。

くま川下り株式会社の事業再生関係でございますが、同社と経営コンサルティング会社との間で、新たな事業再生計画の策定に向けた契約が締結され、存続に向けた実現性の高い抜本的な改革のための計画とするため、事業分析や財務分析の実施がなされております。

その過程にあわせて、同社の経営実態、経営難に陥った原因を具体的に調査するとともに、課題の掘り起こしや課題の共有のため、船頭さんを初め社員一人一人とのヒアリングを鋭意進められております。さらには、幅広く市民の皆様にも「くま川下り」という人吉球磨地域の大事な観光資源を改めて見詰め直し、理解を深めていただく場として、去る10月15日に東西コミュニティセンターにおいて、住民参加型の意見交換会が開催され、危機的な経営難に陥った原因や課題を住民ならではの目線で語り合い、再生に向けて前向きな議論が交わされたところでございます。

筆頭株主である本市としましては、引き続き、同社の取締役会、メインバンクである株式会社肥後銀行とともに、関係各位と連携をとりながら、業務改善やサービス向上の具体的な方策なども踏まえた新たな事業再生計画の策定と同社の存続に向けて、できる限りの支援を行ってまいりたいと存じます。

スマート林業関係でございますが、市内全域の民有林約1万ヘクタールを対象に、航空レーザー計測と解析を行い、森林資源のデータを得ることができました。そのデータをもとに、生産工程に関係する事業所5社は、人吉地域の木材安定供給に向けた検証試験に関する協定を締結し、本市とともに林業事業者に対し、木材加工事業者等を介して、建築等木材利用者のニーズをつなげることで、伐採から販路まで連携する仕組みづくりに取り組んでおります。今後は、新しいビジネスモデルを確立すべく、従来の生産工程などと比較し、スマート林業の生産性について官民一体となって検討してまいります。

また、若年層の林業に対する認知度の向上を図り、将来、林業を職業の選択肢としてもら

えるように、人吉球磨地域の小中学校、高校、専門学校の児童・生徒を対象に、林業教室を実施し、本年は、座学やチェンソーを使ってのデモンストレーションに加え、シイタケの植菌体験も取り入れ、より一層林業へ興味を持っていただけるものと存じます。

次に、建設部関係でございます。スマートインターチェンジ整備事業の進捗状況につきましては、西日本高速道路株式会社が担当します本体工事は、JR九州の肥薩線をまたぐ橋梁の橋台が完成し、橋梁の上部工に着手されたところでございます。

また、本市が担当する国道219号本線改築工事に伴う仮設道路改良工事につきましては、関係機関との協議による発注のおくれはあったものの、去る10月18日に着手し、計画どおり進捗しているところでございます。

なお、仮設道路への道路切りかえの際など工事内容によっては、夜間の工事、片側交互通行などを実施いたします。周辺にお住まいの方々を初め、当該道路を利用される皆様には大変御迷惑、御不便をおかけしますが、安全を第一に工事を進めてまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、教育部関係でございます。まず、学校教育関係でございますが、平成29年4月18日に実施されました「全国学力・学習状況調査」の市内小中学校全体の調査結果及び考察につきましては、今月30日に本市ホームページ上において公表いたします。

本調査は、児童・生徒の学力と学習状況を把握し、指導方法や学習状況の改善に役立てることを目的としておりまして、国語と算数または数学の知識や活用に関して調査する「教科に関する調査」と学習の意欲や環境などを調査する「質問紙調査」を小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されたところでございます。本市では、本調査の結果と考察を公表することにより、保護者、市民の皆様に対する説明責任を果たすとともに、学校、保護者、地域が一体となって学力の向上や学習環境の改善に取り組んでまいりたいと存じます。

全国的に子供たちのいじめや、それを原因とする自殺が深刻な社会問題となっている厳しい現状を踏まえ、「命の大切さ」をどのように捉え、どのように子供たちに伝えていくかは喫緊の課題でもあると認識しているところでございます。そこで、市内の各中学校における教育活動での取り組みとあわせて、命を大切にすることを育む「命の授業」を市内の中学生を一堂に会して、来る12月20日にカルチャーパレスにおいて開催することとしております。

講師に、テレビや各地の高校、中学校、そして少年院などで啓発活動を行っておられるゴルゴ松本氏をお招きすることで、多感な思春期の子供たちの感性に訴えかける講演会となり、一人でも多くの子供たちが命の大切さを深く感じ取ってくれることを期待しているところでございます。

「子ども議会」につきましては、年明けの1月19日に市議会本会議場において、本市の未来を担う小学生を対象に「わたしたちがつくる人吉市の未来」をテーマとして、「子ども議会」の開催を計画しているところでございます。小学生児童による「子ども議会」は、17年

ぶりの開催でございまして、議会の模擬体験を通して、市民生活と行政とのかかわり、本市が直面するさまざまな課題について考えるとともに、みずからの言葉で質問を行うことにより、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みについて学習することを目的としており、市内全ての小学校から選出された6年生の子ども議員20人が、「まちづくり」を初めとした鋭い質問や活発な意見をいただけるものと大いに期待しているところでございます。

社会教育関係でございますが、社会人向けのアカデミックな生涯学習講座としておなじみとなりました「ひとよし花まる学園大学」を去る10月14日に開講いたしました。本講座は本年で6年目となりますが、熊本学園大学教授の方々を初め人吉球磨地域の歴史や文化に詳しい方々に講師を務めていただき、毎回好評を博しているところでございまして、教養講座では、75人の受講生が熱心に耳を傾けられたところでございます。今後も、市民の皆様の学習意欲に応え、質の高い内容で知識と教養を深めていただくことで、地域の活力と活性化につながるよう努めてまいりたいと存じております。

スポーツ関係でございまして、第72回熊本県民体育祭人吉球磨大会におきましては、台風18号の接近に伴いまして、日程を変更し、9月16日のみの開催となりました。台風によるさまざまな影響や選手のけがなど安全への配慮から、やむを得ず中止となった競技もございましたが、本大会の運営に携わる多くの皆様の御尽力により、大きな混乱もなく、無事に終了できましたことに心から感謝申し上げます。

競技を実施することができました各会場の白熱した試合と熱気あふれる応援の様子からは、熊本地震による被害からの復旧・復興を目指す「熊本の元気」を感じとることができ、スポーツを通じた交流や地域づくりの可能性を再認識したところでございます。

地域住民の皆様方も、地元開催ということで多くの方々にお越しいただき、県民のスポーツの祭典を身近で御堪能いただいたことと存じます。本市の選手の活躍は、皆様御承知のことと存じますが、クレール射撃とボウリングの優勝を初め、多くの競技で好成績をあげられ、前回大会から躍進して総合5位というすばらしい成績をおさめられました。

本大会の成功に向けて陰になりひなたになり準備、運営に並々ならぬ御尽力を賜りました大会実行委員会の皆様を初め関係各位の御協力に心から厚くお礼申し上げます。

小学校の運動部活動の社会体育移行でございまして、本年度は活動方針の決定と組織づくり、平成30年度は引き継ぎ及び移行期間と位置づけまして、平成31年度からの完全移行に向けて、現在、校区ごとに検討委員会を開催し、協議を重ねているところでございます。地域の将来を担う子供たちが、スポーツに親しみ、また、楽しみながら心身ともに健やかに成長するためには、保護者、地域、学校、行政が協働して取り組む必要がございます。

子供を地域で育てるこの取り組みを通して、地域の活性化や地域コミュニティーの強化にもつながるものと考えておりますので、今後とも、市民の皆様の積極的な御参画と御支援を

賜りますようお願い申し上げます。

文化振興事業関係でございますが、芸術の秋を彩る第64回人吉球磨総合美展を10月21日から26日まで、人吉スポーツパレスにおいて開催いたしました。絵画、デザイン、彫刻、書道、工芸、写真の各部門に、人吉球磨地域以外の方々も含め合計328点の出品がございました。審査により選ばれた入選作を中心に、招待作家、審査員、地元高校生の各作品を一堂に、総数278点の展示を行い、期間中は1,776人の方々に御来場いただいたところでございます。

出品いただいた方の年代は、10代の高校生から90代までと幅広く、総合美展はまさに世代を越えた総合芸術の場となっております。人吉美術協会の皆様を初め関係者の皆様に深くお礼申し上げます。

一方、11月4日、5日の2日間、クラフトパーク石野公園とカルチャーパレスにおきまして、人吉文化協会主催により第44回人吉文化祭が開催されたところでございます。2会場に分かれての開催ではございましたが、好天に恵まれ、御来場の皆様には心ゆくまで芸術の秋を堪能していただけたものと存じます。今後も、市民の文化力の向上とともに、後進の御指導等にお力添えを賜りたく、お願い申し上げます。

第71回犬童球溪顕彰音楽祭でございますが、去る11月10日にカルチャーパレス敷地内の犬童球溪先生の銅像前で碑前祭を行い、その後、大ホールにおいて、学校発表会を開催したところでございます。学校発表会では、同月3日の個人コンクールで「球溪賞」を受賞した地元の小学生や高校生の演奏を初め人吉球磨地域の小中学校、高校36校から1,300人を超える児童・生徒がステージに立ち、すばらしい演奏や合唱を披露していただいたところでございます。また、音楽祭関連事業のフィナーレとして、同月23日に開催いたしました音楽のひろばでは、小学生から80代までの62人の皆さんが、音楽のひろばのための特設合唱団として、8月からの練習の成果を御披露いただき、フィナーレの全員合唱では、歌を通してひとつになる喜びを会場全体で感じたところでございます。これからも市民の皆様や関係の方々と一緒に音楽祭を盛り上げ、犬童球溪先生の偉功の継承に努めてまいり所存でございます。

続きまして、平成30年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告申し上げます。

平成30年度予算編成に際し、国は「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除しつつ、本格的な歳出改革に取り組むこととしております。

また、熊本県は、熊本地震の復旧・復興には長い時間と確かな財源が必要であり、本年5月に公表した「中期的な財政収支の試算」においては、平成30年度以降5年間、各年度29億円から94億円の財源不足が生じると試算、復旧・復興を着実に推進していくためにも、真に必要な事業の選択、及び、効率的な予算執行に取り組んでいかなければならないとしております。

一方で、本市においては、最大の課題であった新市庁舎の建設に際し、国から有利な財政

措置が講じられることとなったものの、今後、起債償還の増加は避けられない状況でもあり、可能な限り財政負担の軽減を図っていかなければ、教育、福祉、子育てなどの市民生活を支える基礎的な行政サービスを確保できなくなることも危惧されるところです。今後も、「第5次人吉市総合計画後期基本計画」、「人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って暮らしやすい地域の創造、子供を産み育てやすい環境の整備、起業創業の支援、交流の活発化など、人口減少に歯どめをかけ、ひいては移住定住促進にもつながる施策を1つ1つ着実に推進していくことが重要であると存じます。

以上のことから、平成30年度予算編成に当たっては、国の予算編成や支援の動向を見きわめつつ、最大の課題である新市庁舎建設を初め市民や地域経済が求めるニーズ等の状況の変化にも的確に対応するとともに、課題の整理や将来展望に努め、市民一人一人の幸福向上や市全体の躍進を目指して、きめ細かく、そして時には大胆な地域づくりを図れるよう進めてまいり所存でございます。

城山三郎氏の名著「男子の本懐」の中で、激動の昭和初期の大蔵大臣井上準之助が不景気にある我が国の経済の先行きを道に例えて話すくだりがあります。「道を定めれば、多少の坂があつて、炎天下で息が切れることがあつても、迂回することなく、その坂を超えることが結局、目的への一番の近道である」というもので、本道に行く重要性を説いております。本市の目指すものについて、時事の細事に気を配りながらも、本筋、正道を歩んでまいりたいと存じております。

最後に、ここ数年において相次ぎました「事務処理ミス」につきましても、しっかりとした検証を行い、実務研修等を通じて再発防止に努めるとともに、効率・効果的な事務処理にも努めてまいりたいと存じます。

以上、平成30年度当初予算編成方針について述べさせていただきましたが、議員各位を初め市民の皆様におかれましても、この趣旨を御理解いただき、今後の改革・改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう心からお願い申し上げます。

引き続き、平成29年9月に行いました専決処分及び御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきましても、概要を御説明申し上げます。

議第81号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第4号）は、9月29日に専決処分いたしました補正予算につきましても、議会の承認を求めるものでございまして、10月22日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙経費を専決いたしましたものでございます。

歳入歳出にそれぞれ1,789万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171億5,007万3,000円とするものでございます。

議第82号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）は、平成29年度地方創生拠点整備交付金の交付決定に伴い、スロープ設置及びテラス改修といった（仮称）旅カフェエント

ランスセンター整備事業に係る経費を追加補正するものでございます。

なお、今回の平成29年度地方創生拠点整備交付金は、国の平成28年度繰越予算となっていることから、本事業の平成29年度中での完了が必須であり、十分な工事期間を確保するためにも、本日冒頭での採決をお願いするものでございます。

歳入歳出にそれぞれ765万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171億5,772万3,000円とするものでございます。

議第83号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）は、国・県の補助金交付決定に伴う補正のほか、扶助費などの追加補正を行うものでございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ7,226万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ172億2,998万6,000円とするものでございます。

議第84号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）は、保険給付費の見直しや一般会計繰入金増額、財政調整基金繰入金増額などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ5,083万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億2,535万1,000円とするものでございます。

議第85号平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、介護報酬改定等システム改修などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ554万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億1,403万円とするものでございます。

議第86号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第2号）は、人件費に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ204万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,673万5,000円とするものでございます。

議第87号平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、土地鑑定手数料等の補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ139万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,444万6,000円とするものでございます。

議第88号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員における育児休業制度に準じて育児休業の対象となる非常勤職員の育児休業期間の再延長に関する事項を定めること、そのほか所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第89号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、雇用保険法等の一部を改正する法律による国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国家公務員における失業者の退職手当制度に準じて、失業者の退職手当の支給内容を拡充するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第90号人吉応援団基金条例の一部を改正する条例案は、人吉応援団基金を処分できる事項に寄附を受けるために生じる費用に充てる場合を追加するため、条例の一部を改正するも

のでございます。

議第91号市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案は、土地改良法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例において土地改良法を引用している条項を整理するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第92号公の施設の指定管理者の指定についての案件は、人吉市体育施設の指定管理期間が平成30年3月31日に満了することに伴い、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの人吉市体育施設の指定管理者にNPO法人人吉市体育協会を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の御議決をお願いするものでございます。

議第93号損害の賠償についての案件は、平成29年7月27日午後2時20分ごろ、相手方車両が民家の浄化槽の清掃を行うため、市道大柿地内第7号線を後退していたところ、当該市道に埋設している水道管の漏水に起因する路面陥没により相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第94号損害の賠償についての案件は、平成29年8月17日午前9時ごろ、一二三ヶ迫団地に居住する相手方の部屋に設置されている排水管の接合部が外れたことに伴う漏水により、相手方が所有する財産が汚損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第83号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）について、補足説明をさせていただきます。

まず、予算書の1ページでございます。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により、それから、第3条の繰越明許費につきましては、第3表繰越明許費により、それから、第4条の債務負担行為の補正につきましては、第4表債務負担行為補正により、第5条の地方債の補正につきましては、第5表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

めくっていただいて5ページをお願いいたします。第2表継続費補正の変更でございます

が、平成29年度から3カ年で実施をいたします曙橋補修事業におきまして、事業内容等に変更が生じたことから、事業費総額及び年割額を変更するものでございます。その下、第3表繰越明許費につきましては、10款教育費、7項学校給食センター費、学校給食センター配送車購入事業670万円でございます。学校給食センター配送車の仕様を変更するに当たり、改造する部分の製品製作に時間を要し、年度内での納車が困難なことから、事業を繰り越すものでございます。次に、第4表債務負担行為補正の追加でございますが、一番上の市議会会議録作成等業務委託料から、次のページ、6ページになりますが、一番下の学校給食配送等委託料までの11件につきましては、平成30年度の業務委託及び改修工事などにつきまして、年度内に準備行為、入札等を実施するために、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、6ページの上から4件目、カルチャーパレス小ホール屋上防水改修工事でございますが、カルチャーパレスにおきましては、平成28年度から屋上防水工事を段階的に進めてきており、平成30年度は小ホールの屋上防水工事を予定いたしております。そこで、平成30年度の施設仮予約状況を考慮し、平成30年6月末までに工事を完了する必要がありますことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、第5表地方債補正の変更でございます。上から2件目の社会資本整備総合交付金事業債及び3件目の大規模修繕・更新事業債は、道路維持補修事業及び道路改良事業及び橋梁改良事業における国庫補助金の交付決定などに伴うものでございます。また、一番上の地方道路等整備事業債、それから下から2番目の公共施設等適正管理推進事業債は、単独事業として実施をいたします道路維持補修事業及び道路改良事業の追加に伴うものでございます。一番下になりますが、防災対策事業債は、大規模災害時における避難場所でのマンホールを活用したトイレ設備設置に向けた実施設計業務委託料の追加に伴うもので、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。めくっていただいて9ページをお願いいたします。1款市税、1項市民税3,981万9,000円の増額補正から、一番下になりますが、3項軽自動車税350万8,000円の減額補正までは、平成29年度現年課税分の決算見込みによるものでございます。

10ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,985万6,000円の増額補正は、2節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金の増が主なものでございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,637万9,000円の増額補正は、2節児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業などに対する子ども・子育て支援交付金の増が主なものでございます。4目土木費国庫補助金2億1,669万7,000円の減額補正は、2目道路橋梁費補助金及び4目都市計画費補助金における社会資本整備総合交付金の交付決定による減が主なものでございます。

11ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金851万円の増額補正は、国庫負担金と同じく、子どものための教育・保育給付費負担金の増によるものでございます。2項県補助金、2目民生費県補助金2,100万5,000円の増額補正は、2節児童福祉費補助金の市内9カ所の学童クラブに対する放課後児童健全育成事業費補助金の増が主なものでございます。

めくっていただいて12ページをお願いいたします。4目農林水産業費県補助金582万7,000円の増額補正は、集落が行う農地周りの水路・農道等の補修、更新などの活動に対する多面的機能支払交付金事業費補助金の増でございます。それから7目教育費県補助金20万7,000円の増額補正は、草木山川学校事業に対するくまもとの木とふれあう木育推進事業費補助金でございます。18款繰入金、2項基金繰入金、4目応援団基金繰入金300万円の増額補正は、(仮称)まち・ひと・しごと総合交流施設——これは旧国民宿舎をリニューアルした後の施設名の仮称でございますが、それにおける備品購入に対し応援団基金からの繰り入れを行うものでございます。

13ページをお願いいたします。19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金1億8,031万6,000円を増額補正いたしております。20款諸収入、4項、3目雑入、2節民生費雑入5,283万3,000円の増額補正は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の平成28年度精算に伴う返還金でございます。21款市債につきましては、第5表地方債補正で御説明いたしましたので、割愛をさせていただきます。

次に、歳出でございます。14ページをお願いいたします。各款、項、目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動等に伴うものでございます。また、国、県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございますので、説明のほうを割愛させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費331万1,000円の増額補正は、第三セクターの経営状況に対し、毎年、第三者評価をいただいている行財政経営検討委員会において、今後策定されるくま川下り株式会社再生計画に対し御意見をいただくために、委員等報酬及び費用弁償を追加するもののほか、これは負担金でございますが、人吉市予約型乗合タクシー運行補助金交付要項に伴う、人吉市予約型乗合タクシー運行補助金の増などがございます。

それから、15ページをお願いいたします。3項、1目戸籍住民基本台帳費——これは一番下でございます——304万6,000円の増額補正は、次のページの16ページになりますが、13節委託料が主なものでございまして、マイナンバーカード及び住民票において、これまで記載のなかった旧姓を表記するためのシステム改修経費が主なものでございます。これは男女共同参画社会の実現という国の方針に基づいて、今回、改修を行うものでございます。

そのまま16ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、一

番下です。9,860万7,000円の増額は、これは次のページ、17ページの一番上になりますが、国民健康保険事業特別会計への財政安定化支援事業等の繰出金5,071万3,000円などが主なものでございます。

17ページの2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、一番下でございます。7,554万8,000円の増額は、認可保育所等に対します延長保育促進事業補助金、それから市単独で実施しております軽度障害児保育事業補助金、それから、めくっていただいて18ページの一番上になりますが、市内9カ所への学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金などが主なものでございます。18ページのその下、2目児童措置費6,914万6,000円の増額補正は、保育給付費の単価改定などに伴う増額でございます。

19ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1,108万9,000円の増額補正は、高齢者の成人用肺炎球菌予防接種及びインフルエンザ予防接種並びに個別接種委託料の増額でございます。

めくっていただいて20ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費946万4,000円の増額補正は、集落が行う農地周りの水路・農道等の補修、更新などの活動に対する多面的機能支払交付金事業交付金の増などが主なものでございます。

次に、21ページでございます。7款、1項商工費、5目、これは新しい目でございます。(仮称)まち・ひと・しごと総合交流施設管理費317万5,000円の増額補正は、先ほど申し上げましたように、(仮称)まち・ひと・しごと総合交流施設——旧国民宿舎をリニューアルするものでございますけども、それにおける備品購入費でございます。

めくっていただいて22ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費1,522万8,000円の減額補正、それからその下ですけども、道路新設改良費2,920万1,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減のほか、単独事業として実施をいたします道路維持補修工事及び道路改良測量設計業務委託料の増、また、23ページの上から2番目になりますが、19節の負担金、補助及び交付金です。国・県道整備に伴う県営事業負担金の増などでございます。23ページをそのままをお願いいたします。5目橋梁新設改良費7,421万7,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減などでございます。

めくっていただいて24ページをお願いいたします。4目、一番下でございますけども、街路事業費1億7,387万円の減額補正は、道路橋梁事業と同じく、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減などでございます。

25ページをお願いいたします。真ん中ほどでございます。9款、1項消防費、5目災害対策費489万6,000円の増額補正は、大規模災害時における避難場所でのマンホールを活用したトイレ設備設置に向けた実施設計業務委託料などでございます。

めくっていただいて26ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、2目教育

振興費112万円の増額補正、それから次のページ、27ページになりますが、3項中学校費、2目教育振興費244万3,000円の増額補正は、人吉市小中学校教育振興会補助金の増額のほか、要保護準要保護児童及び生徒などに対する就学奨励費として、これまで当該年度の7月に支給しておりました新入学児童及び生徒の学用品費を前年度末までに前倒しして支給するための経費を増額するものでございます。

めくっていただきまして28ページをお願いいたします。6項保健体育費、2目体育施設費207万6,000円の増額補正は、梢山グラウンドにおいて、既存の固定式のサッカーゴールを解体・撤去し、新たに移動式のサッカーゴールを購入する経費などでございます。

29ページをお願いいたします。14款、1項、1目予備費を2,258万円増額補正いたしております。

以上で、議第83号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） 以上で、議第81号から議第94号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

日程第17 議第70号、日程第18 議第71号

○議長（田中 哲君） 次に、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日、継続審査となっております決算の認定等について委員長報告を受け、順次採決し、引き続き議第82号の（仮称）旅カフェエントランスセンター整備事業に伴う補正予算案件については、委員会付託なしで審議採決を行います。

まず、日程第17、議第70号平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、日程第18、議第71号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 平成29年9月第4回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました議第70号平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が4.6%増の5億5,259万6,235円（税抜額）に対し、総費用が6.2%増の4億9,011万386円（税抜額）で、純利益が前年度より6.3%減の6,248万5,849円となっております。投資された事業の主なものとしましては、麓町配水管改良工事、

下薩摩瀬町配水管改良工事、下漆田町送水管改良工事等が行われております。

給水戸数は前年度より27戸増加、給水人口は316人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.45%となっております。年間総配水量は前年度より3.7%減少、年間総有収水量は1.4%減少しております。有収率は85.43%で、前年度より2.03ポイント上昇しております。

審査では、各委員から、純利益が平成25年度から年々減少している理由について、利益剰余金の処分について、下水道課との連携についてなどが質問されました。

これに対し執行部からは、純利益が減少している主な理由については、給水収益が年々減少していることと、退職引当金などが義務づけられたことにより総費用が増加したことによる。利益剰余金の処分については、建設改良積立金は施設の建設改良を目的とするもの。未処分利益剰余金は、突発的な事故等にも対応できるものとしてバランスをとって処分している。本市の繰越利益剰余金の額は県下13市と比較しても平均的な額となっている。下水道課との連携については、給水装置の検査と下水道の排水設備の検査をあわせて行うこととし、事務処理ミスの再発防止に努めているなどの説明がありました。

全国的な少子化傾向に伴う人口減少や節水意識の高揚などにより、今後も給水収益の減少が予想されます。また、費用の面では、施設の維持管理、老朽管の更新及び管路等の耐震化等に多額の出費が見込まれています。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の水道事業の経営については、人吉市水道事業ビジョンに基づき、引き続き公営企業の原則である経済性と公共の福祉増進に沿って経営の効率化、健全財政及び収益性の向上に努められ、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定供給ができるように要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 水道事業の健全運営の維持を図るためには、水道事業の特殊性に鑑み、引き続き職員の技術力向上・維持に努め、上水道マッピングシステムに対するスキルアップを行うとともに、職員の適正配置に努めること。また、昨年発生した熊本地震による断水の経験を踏まえ、大規模災害や近年の異常気象に伴う環境の変化に対し、速やかに対応できる体制の強化を図ること。
- 2 水道料金の収納率向上のために、さらなる口座振替の推進を図り、水道料金の債権管理については、民法、地方自治法及び人吉市水道条例を十分認識し、引き続き適正管理に努めること。
- 3 耐用年数を経過し老朽化した水道施設及び管路の更新については、今後も国庫補助等の有利な制度を活用し、計画的に行い、市民の急激な負担増にならないよう適正運営に努めること。また、同じように老朽化している宅内の給水管や設備に関しても、不測の事故やトラブルが危惧されるため、引き続き広報やホームページ等を活用した多岐にわたる啓発

活動を実施すること。

4 将来にわたって衛生的な水源を維持するため、今後も水源地近隣の用地取得などの水源涵養の取り組みを進め、水源地一帯の環境保全に努めること。

以上、厚生委員会に付託されました議第70号平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決及び認定することに決しました。

次に、平成29年9月第4回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました議第71号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長及び下水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、総収益が11億3,300万3,717円（税抜額）に対し、総費用が10億6,203万9,285円（税抜額）で、純利益が7,096万4,432円となっております。投資された事業の主なものは、九日町汚水中継ポンプ場改築更新工事、公共樹設置工事や長寿命化計画に基づく人孔蓋更新工事等であります。

接続済世帯数は前年度より17戸増加、水洗化済人口は167人減少し、下水道普及率は74.1%、水洗化率は90.9%となっております。年間総処理水量は前年度より4.0%減少、年間有収水量は0.6%減少しております。有収率は71.11%で、前年度より2.43ポイント上昇しております。

審査では、各委員から下水道施設の設備・耐用年数等について、管渠等の整備状況等について、剰余金の処分についてなどが質問されました。

これに対し執行部からは、全体的な施設・設備等について、標準耐用年数を越えているものについては、維持補修等により適切に管理、運営しているところであるが、今後策定を行う公共下水道ストックマネジメント計画において、施設・設備等の現況や財政状況等も踏まえ、計画的に改築・更新を進めていきたい。剰余金の処分については、減債積立金には工事の起債を補填する分を積み立て、建設改良積立金には国の補助等がない工事を行う場合に積み立てを考えているなどの説明がありました。

水道事業と関連性が深い公共下水道事業においても、全国的な少子化傾向に伴う人口減少や節水意識の高揚などによる下水道使用料の減少、また費用の面における課題として、終末処理場やポンプ場の経年劣化に伴う更新費用の増加等が懸念されます。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、公営企業の原則である独立採算制の趣旨のもと、今後の公共下水道事業の経営については、自主財源の根幹をなす下水道使用料の適切な債権管理に努めるとともに、経営の効率化、健全財政に努められ、さらなる市民サー

ビスの向上を図られるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 下水道使用料の徴収については、今後においても上水道課との連携を密にし、市民の信頼を損ねることがないよう適切な事務処理を行い、適宜全件調査を行うなど事務処理ミスの防止に努めること。
- 2 下水道使用料及び受益者負担金の納付については、口座振替の推進等を図ることにより、さらなる収納率向上に努めること。未収金については、改善傾向にあるが、負担の公平性の観点から、安易に不納欠損の措置をとることがないように引き続き臨戸訪問や実態調査を強化し、早期解消に向けて特段の努力をされること。
- 3 引き続き長寿命化計画に基づく施設等の適正な維持管理に努められ、特に下水道管やマンホール等の管渠施設においても、ポンプ場に負荷のかかる雨水や浸透水の浸入対策として、経年劣化の把握に努めること。

以上、厚生委員会に付託されました議第71号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決及び認定することに決しました。

以上です。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第70号及び議第71号については、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

1 番、塩見寿子議員の発言を許可いたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君）（登壇） 議第70号平成28年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成8年度に水道料が約25%値上げされました。値上げ前の平成7年度の当年度純利益は2,864万円、これが平成28年度には6,248万円となっています。値上げ前の平成7年度の当年度未処分利益剰余金、つまり、累積黒字は8,746万円で、これが平成28年度には5億3,096万円になっています。平成7年度の累積黒字に比べて、平成28年度にはその約6.17倍にも膨れ上がっています。一方で、市民の暮らしはどうでしょう。年金は引き下げられ、消費税増税を初め、国保税や介護保険料や下水道料金など公共料金の引き上げ、本当に大変になっています。

多良木町では、平成18年度に毎月の基本料金が100円引き下げられ、さらに平成24年度に

も基本料金が100円引き下げられました。私が計算してみると、人吉市でも1年間当たり累積黒字の3.56%に当たる1,887万円を使うだけで、多良木町のように毎月の基本料金100円の引き下げが可能です。累積黒字の一部、3.56%を市民に返して、暮らしを応援すべきではないでしょうか。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

続きまして、議第71号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成26年度に下水道料が10.85%値上げされました。その結果、20立方メートルの水を使用した場合の使用料は3,780円と、県下14市で一番高い下水道料金となりました。人吉市の平成28年度当年度純利益は7,096万円、平成27年度の純利益の4,512万円からふえています。平成28年度の当年度未処分利益剰余金、つまり累積黒字は2億8,158万円となっています。一方、平成26年度には消費税が5%から8%に上がり、年金は引き下げられる中、市民の生活はさらに厳しくなっています。下水道料金は14市で一番高くなりましたが、市民の所得は1番ではありません。地方自治体の一番の仕事は、市民の暮らし、福祉を守ることです。市民の生活が厳しい中での下水道料金の値上げは避けるべきだったと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して起立採決といたします。

まず、議第70号について採決いたします。議第70号について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第70号は原案可決及び認定することに決しました。

続きまして、議第71号について採決いたします。議第71号について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第71号は原案可決及び認定することに決しました。

日程第19 議第80号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第19、議第80号平成28年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、平成28年度決算特別委員会

の報告を行います。

平成29年9月第4回定例会において、決算特別委員会に付託されました議第80号平成28年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

委員会は5回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部・局から前年度の要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、平成27年度においては6,406万円余りの黒字でありましたが、平成28年度においては1億9,506万6,000円余りの赤字となっております。一般会計から特別会計への繰り出しは11億6,478万3,000円となっております。

普通会計において、財政力指数は0.43で、前年度に比べ0.01ポイントの増となっており、実質公債費比率は6.8%で、前年度に比べ0.1ポイントの減、経常収支比率は102.8%で、前年度に比べ3.0ポイントの増となっております。

歳入面については、市税において平成28年度は若干の回復が見られたものの、長期的には生産年齢人口の減少に伴い市税の減収が見込まれるほか、このまま人口減少が続くならば地方交付税等の減収が懸念されます。また、歳出面については、高齢化による扶助費の増加や特別会計への繰出金の増加、加えて平成28年熊本地震により本庁舎が被害を受けたことに伴い、庁舎機能の移転・分散化を余儀なくされており、市民サービスにも大きな支障を来していることから、新市庁舎建設の推進及び老朽施設の対応が急務であり、今まで以上に財政需要の増大が予想されます。

よって、今後の財政運営に当たっては、新市庁舎建設に多額の費用が必要となることを考慮し、引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望します。

なお、個別の指摘・要望事項は次のとおりです。

- 1 税・使用料・負担金の徴収については、一定の成果は見られるものの、人口の減少や高齢化による影響を鑑み、より一層の収納率の向上と収納方法の検討に努め、収納未済額及び不納欠損については、税負担の公平の見地から滞納者の追跡調査、実態調査に力を入れ、さらなる歳入の確保に努められるよう要望する。
- 2 国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、人口の減少や高齢化の進展により、今後も1人当たりの医療費等に係る支出の増大が予想されることから、市民健診受診率の向上や介護予防事業を推進するため、各種事業の周知徹底と受診率の低い若年層の対策を講じること。また、関係機関との連携を密にし、市民に対するジェネリック医薬品のさらなる利用促進等の周知とあわせて医療費の適正化を図り、健全な財政運営に努められるよう要望する。

- 3 工業用地造成事業については、雇用拡大や地域経済活性化に確実につなげ、早急な企業誘致が図られるよう、関係機関との調整を密にし、より積極的な企業・工場誘致活動に取り組まれるよう要望する。
- 4 平成28年度において発生した小学校プール水道水流出事故や、不適正な補助金交付事務、土地使用料支払い遅延に伴う延滞金支払いの発生、費用弁償支払い漏れ等複数の事務処理ミスについては、再発防止に向けた全庁的な取り組みがなされているようであるが、今後継続的な再発防止対策を推進し、これ以上住民サービスの低下を招くことのないよう最大限に努めること。

以上、4点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第80号平成28年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第80号について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第80号は認定することに決しました。

日程第4 議第82号

○議長（田中 哲君） 続きまして、日程第4、議第82号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第5号）につきまして、委員会付託を省略し、直ちに審議、採決いたします。

議第82号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第82号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第82号は、原案可決確定いたしました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、教育長の発言を許可いたします。

○教育長（末次美代君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、人吉市議会に提出いたしました教育委員会の事務に関する点検評価報告書について、概要を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、全ての教育委員会は、毎年、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たす観点から、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しながら、点検及び評価を行うこととなっております。さらにその結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することを義務づけられております。

人吉市教育委員会は、人吉市教育方針の基本理念及び教育目標に基づき、平成28年度に実施いたしました主要な8つの事業を選定し、学識経験者3名からの御意見を参考にしながら、評価基準のAからDの4段階で評価をあらわし、教育委員会会議におきまして決定したところでございます。

学識経験者の方々からいただきました御意見につきましては、各事業の現状や必要性について、多角的に大変有意義なものであり、検討事項やさらなる創意工夫など、具体的な御意見もさまざまにいただき、本市の教育行政に対する御理解や、子供たちへの温かくも熱い思いを、また、大きい期待を改めて実感したところでございます。

なお、この報告書には、教育委員会の活動及び運営状況につきましても掲載しております。今後は、この評価結果を重視し、事業の方向性と事業の展開の指標として活用するとともに、報告書をホームページで公表し、議会や市民の皆様のお意見をいただきまして、教育振興基本計画を初め本市の教育行政のさらなる推進に生かしていくよう努めてまいりたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、今後とも議員各位におかれましては、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） 以上をもちまして、本日の会議を散会いたします。

午後0時03分 散会

平成29年12月第5回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月5日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成29年12月5日 午前10時 開議

- 日程第1 議第81号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度 人吉市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第2 議第83号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第3 議第84号 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第85号 平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第86号 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第87号 平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第88号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第89号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第90号 人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第91号 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第92号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第93号 損害の賠償について
- 日程第13 議第94号 損害の賠償について
- 日程第14 一般質問

1. 村 上 恵 一 君
 2. 本 村 令 斗 君
 3. 笹 山 欣 悟 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- 1番 塩 見 寿 子 君
- 2番 宮 原 将 志 君
- 3番 高 瀬 堅 一 君

4番	大塚	則男	君
5番	宮崎	保	君
6番	平田	清吉	君
7番	犬童	利夫	君
8番	井上	光浩	君
9番	豊永	貞夫	君
10番	西	信八郎	君
11番	本村	令斗	君
12番	笹山	欣悟	君
13番	福屋	法晴	君
14番	村上	恵一	君
15番	永山	芳宏	君
16番	三倉	美千子	君
17番	仲村	勝治	君
18番	田中	哲	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君
副市	長	松田	知良	君
教育	長	末次	美代	君
総務部	長	井上	祐太	君
企画政策部	長	迫田	浩二	君
市民部	長	廣田	五浩	君
健康福祉部	長	告吉	眞二郎	君
経済部	長	福山	誠二	君
建設部	長	山田	巧	君
総務部	次長	丸本	縁	君
企画政策部	次長	小林	敏郎	君
財政課	長	植木	安博	君
水道局	長	中村	則明	君
教育部	長	松岡	誠也	君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山	本	繁	美	君
次	長	栞	原		亨	君
次	長	椎	葉	千	恵	君
書	記	青	木	康	徳	君

午前10時 開議

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。14番議員、市政クラブの村上恵一でございます。

このたび、天皇陛下の退位が再来年の4月30日、そして、現皇太子の即位が同年の5月1日という日程に決定いたしました。1つの時代が終わる寂しさもあり、新しい時代が始まる大きな期待もあり、大変複雑な思いでございます。しかしながら、東京オリンピックは次の元号のもとで行われることになり、また、本市の新市庁舎も次の元号のもとに竣工することになるということでございまして、新しい時代の幕あけにふさわしい、大きな変化なのかもしれません。考えてみれば、市職員の中には平成生まれの方もおられますでしょうが、市議会議員は全て昭和生まれでございます。あと数年もすれば、平成生まれの市議会議員が誕生するのかもしれません。

ところで、私の父の誕生日は、現在の天皇陛下と同じ12月23日でございます。そして、息子である私の誕生日は、現在の皇太子と同じ2月23日で、親子2代で誕生日が天皇誕生日になるような状況でございます。と申しましても、我が家におきましては、即位も退位も必要はなく、父はいたって健康で、100歳を越す勢いで元気に暮らしております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は鉄道ミュージアムの今後、そして、日本遺産のガイダンス施設について、そして、市内災害対策支部のあり方についての3項目を通告いたしております。

まずは、鉄道ミュージアムの現在の状況についてお尋ねいたします。

平成27年5月のオープンから2年半が経過いたしました。今でもミニトレインを初め、館内も親子連れで大変にぎわっております。そこで、近年の来館者の動向はどうか。また、現在も来館者へのアンケート調査を行っているのか。行っているとしたら、その内容が知りたいです。また、鉄道マニアからの評価はどうか、そこも気になるところでございます。

以上、1回目を終わります。

○企画政策部長（迫田浩二君） 議員の皆さん、おはようございます。御質問にお答えいたします。

平成27年5月にオープンいたしました人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868も、早いもので2年半が経過いたしました。これまで目立った事故等もなく、運営が行われていることに関しましては、運営受託者であります一般社団法人人吉温泉観光協会スタッフを初め、関係者の皆様の御尽力によるものと感謝申し上げる次第でございます。

さて、御質問の近年の来館者の動向についてでございますが、まず、来館者数について御説明いたします。本年度の来館者数でございますが、11月末現在で8万7,223人となっており、昨年度、平成28年度の1年間の来館者数8万5,910人を既に超えている状況でございます。ただし、昨年は熊本地震の影響を受けまして、相当に落ち込んだ期間がございましたので、そのことを考慮しますと、単純な比較はできないところでございますが、オープンしました平成27年度と比較しましても、6月から11月までの6カ月間では、平成27年度と比較しまして100.2%となっておりまして、開館時の来館者数を維持している状況でございます。

次に、来館いただいている、いわゆる客層についてでございますが、オープン当初からこれまで、小さなお子様連れの御家族が最も多いようございまして、ここは変わらず、根強い人気をいただいているようでございます。また、最近は団体旅行客の来館が定着してきており、さらに外国人旅行者の皆様も、徐々にではございますが、ふえ始めてきております。本年3月のJR九州の「かわせみ やませみ」運行開始や、人吉駅機関庫の復元、さらに従来の「SL人吉」など観光列車の人気も相まって、このような来館者数の増加につながっているものと推測しているところでございます。

また、館内で実施しておりますアンケート調査でございますが、現在、約2,400人に記入いただいております。これによりますと、人吉球磨以外からの来館が77%、そして、御家族での来館も同じく77%となっておりまして、人吉球磨圏外から御家族でお越しいただく観光客の割合が高い施設であると言えるのではないかと存じております。

次に、鉄道マニアの方からの評価という点でございますが、先ほどのアンケートからしますと、肥薩線に興味がある、また、鉄道を趣味としているという方が1割強おられます。その中で、鉄道展示についての感想といたしましては、よかったが67%、反対に物足りなかったが16%の順となっているような状況でございます。特に、鉄道ミュージアムがちょうど人吉駅機関庫の隣にあることから、写真や動画の撮影を楽しまれる鉄道ファンからは、主に機関庫や列車を対象とした撮影スポットとして重宝されており、昨年設置いたしました館内の展示品見学や、肥薩線に関する図書コーナーでの閲覧や読書につきましては、撮影の合間の時間を利用して、見学、閲覧されることが多いようございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ただいま来館者数、また、アンケート結果を述べていただきましたが、来館者数につきましては、決算特別委員会の中でも資料を提示していただきましたので、それを維持しているということは大変すばらしいことじゃないかなと思います。2年も3年もたてば、やはり数字が落ちてくるのが大体どこの施設も傾向なんです、維持しているということ自体がすごいと私は思っております。また、去年は熊本地震もありましたので、その影響も多少はあったにしても、維持しているということですから、大したものです。

また、アンケートによる評価も高いようでございます。フェイスブック等の評価も、結構高い評価はついております。しかし、鉄道マニア、鉄道ファンの方が全てアンケートに参加されたかどうかというのは、ちょっとわからないところなんですよね。そこがちょっと若干気になるところでございます。

私も何度もこの施設に足を運びましたけども、やはりお子様連れのファミリー、あるいはお子様連れのグループが非常に多いですね。やはり、そしてまた、人吉球磨圏外からの来館者が多いからこそ、鉄道に興味がなかった人にも鉄道文化のすばらしさを伝えることができる施設でなければならないと思います。また、鉄道ファンに対しましては、その期待を裏切らない施設でなければならないというふうに思うわけでございます。

そこで、肥薩線のガイドンス施設として、しっかり役割を果たしているかどうかということはいかがでしょうか。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例におきまして、この施設の業務の1つとして、「肥薩線の歴史的・文化的価値等についての情報を発信する業務」が掲げられております。館内では鉄道関連品の常設展示、紹介パネルの設置、また、主に鉄道ファン向けに設置した肥薩線図書コーナーによりまして、情報発信を行っているところではございますが、御承知のとおり、狭い展示スペースでもあり、リピーターの確保という目的も含めまして、肥薩線やくま川鉄道関連のミニ企画展を開催するなど、展示品を変えながら、その魅力と情報を発信しているところでございます。

また、すぐ隣に機関庫や転車台もございますので、鉄道案内人協会の皆様の御協力をいただきながら、そちらの情報も来館者にお伝えするなどいたしております。非常に限られたスペースの中での施設でございますので、よそにございます鉄道博物館のような充実した展示等はないませんが、逆に、実際に稼働している鉄道のすぐ隣にある鉄道ミュージアムという地の利を生かしたガイドンス施設としてのあり方もあるのではないかと考えております。

例えば、鉄道ミュージアム、人吉駅、機関庫、鉄道案内人協会が詰めていらっしゃる機関区詰所、そして、くま川鉄道といった、これら全体を生きた空間鉄道ミュージアムとして捉え、連携して展示をしていく。また、現在、大畑駅、矢岳駅の譲渡の協議をJR九州と進めておりますが、それらの待合室や駅務室を展示スペースにし、これらを見て回りながら楽し

むフィールドミュージアム的な広範な企画展もできるのではないかと存じております。そして、その起点として、鉄道ミュージアムを位置づけられるような活用方法も、今後、検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ミニ企画展、非常によいと思います。この鉄道ミュージアムを核として、地域内の鉄道施設と遺産を空間鉄道ミュージアムという表現をされましたけど、人吉球磨全体が鉄道ミュージアムなんだというふうになるかと思えます。しかし、それを、空間鉄道ミュージアムということで位置づけるとすれば、やはりある程度、それを具現化するようなパンフレットとか、ウェブサイトもあっていいんじゃないかなと思うんですけどね。そこから辺もちょっとアピールとしては、ぜひ必要じゃないかなと思いますので、要望は一応しておきます。

先ほど申しましたミニ企画展を続けていくにしても、さまざまな肥薩線関連の資料、あるいは遺物の所有データを作成しておく必要があると思うんですけども、そこで、質問なんですけど、JRと民間所有の肥薩線に関する資料や遺物の調査は、これまでは行ったことがあるのか、あるいは、リストをつくっているのか、お聞きしたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

これまで、本市が調査しましたものとしましては、人吉鉄道ミュージアムの開館に伴う展示資料の検討を目的として、人吉鉄道観光案内人会の皆様が所蔵を展示されていた物品の調査を行っております。防護無線機や運転士腕章など60品目にわたる関連品を初め、写真パネル、関連書籍を所蔵されているということでございまして、それらの品目についてリスト化し、整理をさせていただいております。

また、個人が所有されている資料等につきましては、これまで市全域にわたって調査を行ったことはございませんが、例えば鉄道関連の切手を集めていらっしゃる方がいるとの情報がありました際など、御自宅を訪問し拝見させていただいたり、鉄道ミュージアムへの常設展示を御希望の方から寄附のお話をいただいたりということがございます。

平成27年9月の村上議員からの一般質問の際にも、議員御自身が現在の鹿児島本線が肥薩線として開通した際の絵はがきの貴重な資料をお持ちのお話も伺っておりますし、願いをすれば、それこそ、郡市内を問わず、膨大な貴重な資料が集まるのではないかと存じております。

また、JR九州におかれましては、以前、同社に伺ったところ、物品の借用など依頼があれば協力するという大変ありがたいお話もいただいております。今後、鉄道ミュージアムにおいて、肥薩線に関連する展示等を行うに当たりましては、このような民間、企業、団体の皆様から御協力をいただきながら、飽きさせない工夫を凝らしていくことが必要になって

くると認識をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 飽きさせない工夫をしていくことは非常に大事です。これがリピーターにつながっていくと思いますので、もう一度行ってみたいという気持ちにする、このアピールが一番必要じゃないかなと思います。

先ほどおっしゃいましたけど、同様の内容で平成27年9月に一般質問しております。そのときも申し上げましたけれども、野村総合研究所によりますと、鉄道ファンや鉄道マニアというのは、おおよそ200万人いるということなんです。その試算が出ていましたけれども、平均年間5万円消費をするとすれば、1,000億円の市場であるということなんです。巨大市場なんです。ここにやっぱり切り込んでいかなければならないと私は思うわけでございます。だからこそ、この項目を肥薩線ガイドンスという項目にしたわけなんですけども、ここで、ミニ企画展等を続けておられますけども、かなうならば、2階のフロアを肥薩線資料館ということで資料館にして、そして、2階だけを有料にするという方法が私は一番ベストじゃないかなと。そして、1階部分は遊びゾーンとして無料、このまま、今のままの状況でいくというふうにしたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

鉄道ミュージアムの2階フロアにつきましては、主に図書コーナー、学習コーナーとして御活用していただいておりますほか、特に休日には、持参されたお弁当や、最近カフェコーナーにもぎわってまいりましたので、そこで購入されたものを飲食されるスペースとしても活用しております。また、市民の皆様によりまして、定期的に読み聞かせ会も行っているように、多様な使い方をされているようでございます。

御質問の2階フロアを資料館にして有料化してはという御提案についてでございますが、2階の屋外には子供向けのレールバイクがあり、また、2階デッキのテーブル席でくつろがれる方、屋上の展望デッキで機関庫や列車を眺められる方など、1階スペースが狭いだけに、貴重なくつろぎの空間となっているところでございます。

また、2階部分だけを有料化にするとした場合は、それなりの展示物を展示する必要があると存じますが、スペースとしても狭く、逆に来館者の不満が出ることなどが懸念されるところでございます。

しかしながら、鉄道ミュージアム全体の運営につきましては、国の交付金が終了した後のことを視野に入れますと、財源確保が喫緊の課題でございます。以前から御指摘いただいております入場料の徴収につきましても、出入り口が多く、管理できない点がございまして、ミニトレインやレールバイクの使用料見直しなども含めて検討を行っているところでございます。

また、指定管理制度の導入等も検討すべき点でございますので、これらも含めまして、しかるべき時期に改めて議会に御相談させていただきたく存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 何となく答弁が、できるのか、できないのか、わからないような答弁で、何かできないポイントばかり探しているような感じがするんですよね。できる方向を、できるポイントを探してやるように、前向きに進んでいただきたいと。

再度、グレードアップすることなんですよ。確かに、あそこの施設は円形ですから、下の1階フロア、2階フロア、2階フロアはさらに小さな円形、2段積みになっていますよね。その2階のフロアは、何といいますか、スペースがとりにくい部分は確かにあるかもしれませんが。しかし、その円形だからこそ、個性的なその施設ができるんじゃないかなと思うんですよね。だから、その円形を格段に利用した資料館スペースをつくれば、日本どこにも、探してもない資料館スペースができるんじゃないかなというふうに思うわけです。

次の日本遺産のガイダンス施設についても、同様のことが言えるわけなんですけど、そういうことで、ぜひグレードアップを図るためにも、そして、料金徴収をして、ある程度財源を確保するためにも、2階は資料館として開設していただきたい。恐らく相当なものが集まると思いますよ。門司の鉄道資料館にも我々行きましたけど、あそこにも肥薩線関連の遺物、資料があります。先ほど答弁の中でJRは協力するとおっしゃっているんですから、これをむげに断る必要もないし、せっかくだからここを大きな拠点にすべきだと私は思っております。

そして、ちょっとこの質問をつくる間に気づいたんですが、このMOZOCAステーションの公式のウェブサイトがないんですよ。フェイスブックページしかないです。フェイスブックページには休館日も表示がないです。そして、フェイスブックページには口コミが5段階でされているんですが、33の方が5段階で評価されております。5つ星、4つ星、3つ星、2つ星、1つ星はありませんでした。評価は結構高いほうだなというふうに思った次第です。

その口コミの中に、台湾人の女性だと思うんですけど、今度、人吉市に行くと。そして、ぜひこの鉄道ミュージアムに行きたいんだけど、水曜日は休館日ではないですよ。どうなんでしょうか。開いていますかねというような書き込みが日本語で書いてあるんですよ。それに対して、このフェイスブックページの管理者から何の応答もないんですよ。されてないですよ。それに対して応答されたのが、一般の方が対応されているんです。多分水曜日は休館日だと思いますよ。残念ですねというような書き込みをされているんですよ。

そして、いろいろ書き込みで口コミがされておるのに対して、「いいね！」の1つもされていないんですよ。きのう見たら、ちょっとそれこそ、聞き取りで申し上げましたら、きの

うは「いいね！」が全部ついていました。やったなと思いましたね。そういうことで、これ、市が管理しているんでしょう。ぜひもっとまめに管理していただきたいと思います。

それと、公式ウェブサイトはどこの施設もつくっています。これは今回の日本遺産のガイダンス施設についても同様なんですけど、施設ができ上がったと同時に、新しい公式ウェブサイトをつくるべきですよ。それが出されていないのはどういうことなんだろう。ちょっとお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君） 大変この情報発信の作業がおくれていたということで、私もちょっと認識をいたしまして、その辺の職員等への指示を行ったところでございますけれども、御質問にお答えいたします。

まず、フェイスブックページのコメントへの返信、「いいね！」の反応についてでございますが、これにつきましては、議員からの御指摘のとおりでございます。早急に対応の仕方を見直してまいります。せっかく多くの方が高く評価していただいたレビュー評価でございますので、お礼のコメントを載せるなど、フェイスブックの双方向性を生かした対応をしてまいりたいと存じます。

次に、公式サイトでございますが、鉄道ミュージアムは、市を代表する観光施設と言ってもいいほどの御来場をいただいております。基本情報を提供する公式サイトであれば、人吉市を訪れようとする方にとっても便利であるというふうには存じます。これにつきましては、予算等の制約もございますので、市のホームページの中に位置づけるのか、別のアカウントをとって専用のホームページとするのか、少し時間をいただきまして、御提案を検討させていただければというふうには存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 公式ホームページは、ぜひ開設されるようお願いしておきます。また、2階の資料館もぜひ実現しますように、強く要望しておきます。

それで、先ほどのウェブページの制作の件なんですけど、職員採用の際に、専門職のウェブクリエイターを採用すればいいんですよ。そしたらコストダウンが図れます。さまざまなウェブサイトをつくれますし、管理を一任すればいい。デザイン面は、それぞれデザイン会議を行って、そのクリエイターにつくっていただければいいわけですから、今現在の市のホームページにしても非常に見にくいんですよ。ページを、次のページ、次のページ、開いていかなければならない。大体ホームページというのは、例えば左サイドあるいは上に、カテゴリーの一覧がずっと載っています。例えば議会のホームページであれば、会議録とか、議員、委員会名簿とか、ずらっともう不動のコンテンツ、カテゴリーは左に固定してあります。ところが、例えば議会のページに入っていきますと、次のページ、次のページに行かないとコンテンツが見当たらないというような非常に難しいつくりになっていますので、多分

市長も議員時代から感じておられたんじゃないかなと思いますので、その辺はしっかり改善を要望しておきます。

続きまして、日本遺産関連でございます。日本遺産のガイダンス施設についてお尋ねいたします。

平成27年4月に、「人吉球磨」、日本遺産に認定されたわけなんですけど、それから2年半たっております。2年半たつて、何か時間があったいなかったなというふうに思うわけなんですけど、もっと急がなければならなかったんじゃないかなと思うわけですが、今現在の市長になって、ガイダンス施設をつくろうということで、(仮称)旅カフェの開設に着々と進んでいるわけですが、その開設につきましては、私も絶対に必要だと思っております。ただ、ちょっと気になるところが数点ありますので、これについてお尋ねをしたいと思います。

現在は国民宿舎跡をリノベーションして開設する方向で動いております。その場所がちょっと気になるところでございます。例えば人吉インターチェンジ、今現在、工事中のスマートインターチェンジ、そして、人吉駅、国宝青井神社からのおおよその国民宿舎までの距離はどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長(迫田浩二君) 御質問にお答えいたします。

人吉インターチェンジ並びに、現在整備をされておりますスマートインターチェンジ、それからJR人吉駅、青井阿蘇神社から、(仮称)旅カフェエントランスセンターまでの距離につきまして、カーナビ等で案内されております一般的と思われる経路を用いての距離をお答えいたします。人吉インターチェンジからの距離としましては、およそ3.4キロメートル、スマートインターチェンジからはおよそ3.5キロメートル、JR人吉駅からはおよそ1.4キロメートル、青井阿蘇神社からはおよそ1キロメートルとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 哲君) 14番。村上恵一議員。

○14番(村上恵一君) そうですね。ナビで調査されたということなんですけども、私はパソコン上の「いつもNAVI」というアプリがあるんですけど、それでちょっと調査してみましたら、大体、ほぼ一緒の距離でした。人吉インターチェンジとスマートインターチェンジ、両方とも遠いんですね。3.4、3.5キロメートルですから、ほぼ徒歩では途方もない距離でございます。人吉駅からは1.4キロメートルですから、歩いたとしたら約20分から25分ですよ。ゆっくり歩かれる御年配の方だったら25分かかるんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、マイカーで来られた方には問題ないと思います。ただし、JRとか高速バスで人吉におり立った方からすれば、非常に不便な場所なんですよ。そこが非常に気になる場所です。ということで、このエントランスセンターとして、その場所が不利な立地と私は思うわけなんですけども、この不利な立地を有利に導くためには、どのような施策を考

えられているのかをお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君） 御質問にお答えいたします。

1回目の答弁で申し上げさせていただきましたけども、人吉駅からの距離が1.4キロメートルということでございまして、公共交通を御利用の上、お越しいただく方々にとりましては、駅をおり立った後の二次交通というものが、御指摘のとおり、課題となっております。施設がございます国民宿舎には、人吉市予約型乗合タクシーの鹿目線が1日当たり8往復運行を行っておりまして、相良町のバス停をおりいただくと、ちょうど正面で乗りおろすことができます。事前予約が必要という課題がございますが、人吉駅と施設を結ぶ公共交通としましては現在の唯一の手段であり、現状ではこの乗合タクシーを御利用いただくということとなります。ただし、議員御指摘のとおり、これは抜本的な解決策とはなりませんので、当該施設を活用していただくためには、公共交通手段をどう整えていくかが課題になってまいると存じます。

本市においては、以前運行されておりました巡回路線じゅぐりっと号、さるく号のような観光客の方が市内を容易に移動できる交通手段をどう確保するかという課題もございますので、来年度検討を進めます地域公共交通の再編に合わせ、（仮称）旅カフェエントランスセンターへ運行する路線バス等についても、あわせて検討してまいりたいと存じます。

また、コンパクトに観光資源がまとまっているという本市の状況を考えますと、自転車を有効に活用した施策についても検討を進めるべきものと考えているところでございます。こういったものを含めまして、多くの観光客の皆様においでいただける動線、誘導のための手段、こういったものの確保といった取り組みをしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 人吉市の予約型乗合タクシーの件も提案されましたけど、なかなか市外からの方にはわかりにくいし、利用は難しいかなというふうに思っております。自転車はよいかかと、これは思っております。ただ、自転車の場合は、子連れで来られた場合に利用できないという苦情が以前入ったことがありまして、その辺は改善の余地があるかなというふうに思っています。

立地で言えば、本来ならば駅前周辺が本当は一番よかったんでしょうけど、なかなかなかったということで、それとまた、国民宿舎が閉館になったということで、この場所を選択したわけなんですけど、先ほど申されました、じゅぐりっと号、さるく号——今はさるく号はなくなって、じゅぐりっと号だけなんですけど、じゅぐりっと号はインターチェンジと人吉駅を往来する路線ですよ。さるく号は、割と周回バスの、買い物にも買い物バスの、あるいは観光客にも乗れるような非常に使い勝手がよかったんですけどね。これがなくなったというのは非常に痛いなというふうに思っています。意外と市内中心部でも、買い物しにく

い地域なんかもありまして、例えば私は北泉田なんですけど、スーパーに行こうと思って歩こうと思ったら、どこもやっぱり1キロなんですよね。そういうことで、非常に町なかでも不便な地域がありますので、このさるく号はぜひ復活をさせていただきたいなというふうに思います。公共交通の論議になるわけなんですけども、じゅぐりっと号は、今、乗り放題で500円という形になっていますね。あとバス停間が190円と170円、150円というふうな金額になっているようでございます。しかし、ほかの自治体でもやっておりますように、やはりワンコインの100円バスをぜひ実現していただきたいというふうに思います。これは新しいガイダンス施設の不利な立地をどう乗り越えるかという1つの手段としては、もっともっと議論を深めなければならぬというふうに思っている次第でございます。

そこで、このガイダンス施設が開設されて、市外からの観光客と、地元温泉観光客の来所の見込み数はどのように予想されているのか。それと、それぞれ観光客で来られた方、そして、市内の温泉客、あんまり交錯しないほうが、要するに、動線が交錯しないほうがよいと思うんですけども、ここら辺はいかがでしょうか。

○**経済部長（福山誠二君）** 皆様、おはようございます。開館後は経済部のほうが担当いたしますので、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、予想ということでございますが、これにつきましては、活性化するという意味でありますので、市内にあるいろんな施設もちょっと考えてみました。例えばMOZOCAは、先ほど申しました8万7,000人、これは無理だろうと。それから、石野公園も5万人来ております。これもちょっと難しいかなというところで、人吉駅の案内所にいらっしゃる観光客というのは、大体、年間2万5,000人なんです。そういうのを比較していきまして、一番近い数字が出てくるのは、人吉城歴史館でございます。同じようなガイダンス施設ということで、ここが過去3年間の平均の来客数というのは1万5,084人という数字が出ておりますので、私どもは、この年間1万5,000人、これは予想というのは目標ということで、この数に最大限努力してまいりたいと、そういうふうに1つ、これは来館者数です。

それから、温泉客というのがございますが、こちらにつきましては、これはくまがわ荘が閉館する前の3年間の平均が1万6,385人ございました。当面、こちらは閉館しておりますので、当然客離れというのはあるわけですので、これを見込みまして、大体2割が減るんだろうと。これはほかの市内の公共施設であった温泉も、1つ、そういう例がありまして、大体5カ月ぐらい休んだところがあるんですが、そこもやはり2割から2割5分ぐらいの減がございましたので、ほかのところへお客さんが流れてしまうということがあります。そういうところで見込みますと、大体1万3,000人ぐらいが見込まれているというところでもあります。

また、その次の2番目の御質問でございます。いわゆる観光客と温泉利用客の動線でございます。これにつきましては、今のところ、ガイダンス施設のほうの営業時間を午前9時から午後5時と。それから、温泉の営業時間というのは午前9時から午後9時までと。1つ、

ずらす工夫を行っております。これは国民宿舎くまがわ荘の施設の利用、実は2週間ほど、温泉客はどういう動きなのかをとった資料がございまして、一番多いのは大体3時から9時まででございます。この時間帯に68%——7割近くのお客さんがいらしてございました。今、5時までのガイドンス施設のオープンですので、2時間ぐらいはダブるわけでございますけれども、ほぼ5時以降というのが、これは大体仕事を終わったお客様とかが一番多かったのかなという数字が1つございます。

そこで、私もあそこを利用しておりました温泉券の回数会員でございましたので、よく入っておりましたので、お客様がどういう格好でいらっしゃるのかと見ておりましたけれども、余り肌着のままという方は、ちょっと私も目についたことはなかったということでございまして、ある程度、ラフな格好は多かったと。どちらかといいますと、シャンプーとか石けんをかごに入れて持ってこられるお客さんとか、そういう方が多かったかなという気がいたします。これは私の考えかもしれませんが、例えばそういうものをガイドンスに来られたお客様が見られて、「ああ、ここには温泉があるんだ」と。それに気づいていただいて、逆に利用していただくとか、そういう逆の効果も私は出てこないかなと。逆にそういうのを利用したいと。それから、地元の方が温泉を利用して、ここのガイドンス施設に来たときに、「あ、この施設は日本遺産を紹介する施設だな」と。日本遺産を知ってもらうという、そういう相乗効果、私はお互いの効果をちょっと狙っているところがございます。これは経済部の考えかもしれませんが。

それから、例えば、利用しまししているいろいろな状況が出てくるかと思えます。そういうときには、例えば5時から温泉客だけということになりますので、ガイドンス施設と区分けする意味で、ホテルとか旅館とかにございます、これぐらいの幅のロープを渡すパーティションのポールで区分けするというのも、検討することも出てくるかもしれません。そのように、今、予想しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 何かうまく答弁されたなというふうに思うんですけども、市外からの観光客の予想、見込みは1万5,000人ぐらいじゃないかなと。かなり低く見積もっておられますよね。何か1年後、ふたを開けたら3万人ぐらい来て、倍、200%というのが新聞に出るのを期待して、目標を設定しているんじゃないかなというふうに思うぐらいでございます。何といたってもMOZOCAステーションの場合は8万7,000人来るわけですから、それに近づけるぐらいの勢いをやはり欲しいなというふうに思うわけでございます。

それと、先ほどの温泉客との動線の件ですけども、確かに時間帯が違うから、言われてみれば、そう気にすることないのかなと思うんですけど、夕方の3時以降ぐらいたと若干心配なところがあるなと思って、例えば夏場ではランニングに短パン、下駄履きで風呂おけを持

ってかたかたかたと来られたら、ちょっとイメージが、このガイドンス施設にはすぐわいかなというふうに思ったものですから、気になるところだったんですよ。

続きまして、4回目の質問でございますが、先月、我々会派で、島根県の津和野町のほうに行っただけです。ここにもガイドンス施設ができておりまして、さまざま、ちょっと勉強させていただいたんですが、津和野の場合は、若干人吉と日本遺産の認定のパターンが違うみたいですね。エリアが割と狭いエリアで認定されております。というのが、これは江戸時代に描かれた百景図をもとに、現代とその過去の江戸時代との場所、百景図の場所をそれぞれ比較して楽しもうというようなガイドンス施設になっております。そこに非常勤の職員の方が数名おられるんですけど、その中で二人の方が外国語が堪能な方、一人の方は外国人なんです。もう一人の方は日本人の女性なんですけど、両方とも外国語が堪能な方ということらしいです。特に津和野の場合は、ヨーロッパ圏からの外国人の方が多いということで、どちらかといいますと。そういうことで、やはり今回の施設に関しても、人材の確保はやはりキーポイントは外国語に堪能な方じゃないかなと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

外国人の観光客ということで、これは本市の場合、一番多いのは、今、香港、台湾、韓国が一番多いわけですね。ここで共通して使えるのは、やはり英語が一番使えるんですけども、香港のお客さんは英語でしゃべっていらっしゃいますので、一番こういう職員を持っていきたいということがあります。

私どものガイドンス施設でございますので、今のところ、地域おこし協力隊員を募集——これは11月30日からいたしましたけども、こういう方の採用過程におきまして、語学能力のある人材はもう可能な限り努めて求めてまいりたいということがございます。

また、ガイドンスの職員につきましても、人材の育成、これは語学力の育成ということになりますけれども、今年度、初めてなんですけど、人吉の国際交流協会が人吉温泉観光協会と連携しまして、英語での観光案内人養成講座というのを開催いたしておりますので、こういうところでのやはり職員の、私どものスキルアップも必要であろうと。

それから、さらに語学能力不足の場合なんですけども、これは、今、利用しているのは、どっちかといいますと、タブレット端末を利用しまして、それを翻訳して、例えば案内するとか、実際にやっておられますね。それとか、石野公園なんかのいわゆる工芸をされている方々なんかも、スマートフォンで翻訳して、そこでやっているということでございます。

また、MOZOCAステーションに聞きますと、3人ほど英語ができる方がいるということがわかりまして、一人は職員で、パートの方が二人もいらっしゃると。探せばいらっしゃるんだというのがわかりましたので、私たちもこれは努力して、こういう方々を探してまいりたいと。

それから、このガイドンス施設にはW i - F i をつけてまいりますので、その中で多言語に対応したものも導入したいと、今、計画をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 外国人観光客、平成27年が3,583人、平成28年が7,659人ということで、確実にふえていますよね。恐らくまたことしは、既にもしかしたら、もう去年の数字はオーバーしているんじゃないでしょうか。結構市内でも歩いている方を見ますし、そういうふう感じております。また、市長は外国人にやさしいまちづくりを標榜されておりますので、ぜひこちら辺は必要なことじゃないかなというふうに思います。

また、MOZOCAステーションに3人、英語ができる方がおられると。すごいですよね。ぜひその方に一人でもこちらのほうに来ていただければ一番いいんですけどね。外国人案内所というのはランクがあるんでしょう。パートナー施設、カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3というふうにあるみたいですね。パートナー施設というのが、観光案内を専業としない施設であっても、外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲があり、公平中立な立場で地域の案内を提供すると。カテゴリー1が、常駐でなくても、何らかの方法で英語対応可能、地域の案内を提供、これが恐らくアプリとかを使った対応だと思います。カテゴリー2というのは、少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐、広域の案内を提供ということですから、カテゴリー3まで行けば、もう本当にハイレベルなんですけど、カテゴリー2の少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐する。英語でしゃべってこられたらば、ある程度理解できて、片言でもいいからある程度返せるような人材を確保すると。これが一番必要じゃないかなと思います。ということで、ここは最大の努力をしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、開設されるこのガイドンス施設の内外装のイメージ、あるいはそのコンセプトというものはどのようなものかをお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（迫田浩二君） 施設整備におきましては、企画政策部のほうからお答えさせていただきます。

旅カフェエントランスセンターの施設整備につきましては、もともと別の場所で予算どりを行ったり、その枠内で施工可能な工事を国民宿舎内で行うという非常に困難な内容となっております。率直に申し上げまして、国民宿舎を改修するには予算は足りませんので、今回の改修工事は、（仮称）旅カフェエントランスセンターとして利用する部分の内装を整備する工事として御理解いただければと存じます。

この内装につきましては、同センターの設置目的であります人吉球磨各地に観光客を送り出すガイドセンターとして、来館いただいた方々に本物を見るべく、実際に現地に足を運んでいただけるような案内、情報発信を行い、また、球磨川に面したロケーションを生かし、

旅の疲れを癒やしていただけるようなくつろげる空間も演出したいと考えております。限られた範囲ではありますが、人吉球磨産の木材を多く使った空間になるものと存じております。

外装につきましては、先ほど申しましたように、今回の予算では対応できておりません。ことし2月の日本遺産シンポジウムで隈研吾氏のすばらしいイメージパースが紹介され、その絵を御期待されている市民の皆様も多いかと存じます。そういった皆様には大変申しわけございませんが、外装につきましては、国民宿舎全体の利活用検討におきまして、経済部とも十分協議を進め、引き続き検討し、年次計画的に整備をしまいたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 内装のほうの予算は、前回、青井神社周辺で開設する予定だった、その予算の範囲内でやっていくということですよ。外観のほうは現在のままということですよ。何か若干気になりますね。何といても日本遺産のガイダンス施設として、イメージを抱きながら観光客の方は訪れられるわけですから、失望をさせてはならないというふうに思うわけなんですよ。だから、多少なりとも入り口周辺を低価格でリノベーションできるような何か方法を検討していただきたいなというふうに思います。まだまだ時間はございますので、そして、年次計画で少しずつグレードアップしていけばいいんじゃないかなというふうに思います。リピーターで来られた方が、ここ、また新しくなっているなというふうなことで感想を抱かれるような施設になればなというふうに思うわけでございます。

それと、この国民宿舎は、もともと相良家の下屋敷だったわけですから、ここもぜひ前面に出すべきではないかなというふうに思います。石碑がありますが、ちょっと奥に入り過ぎてわかりづらいから、本来なら、予算があれば、もうちょっとわかりやすい前の方に出していただければインパクトがあるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

そして、経済建設委員会で館内を視察させていただきましたけど、非常に昭和レトロですよ。鏡に出ている電話番号も、1桁の局番が2の何とか何とかが書いてあるぐらい、非常に昭和レトロですから、逆にこれを最大におしゃれに昭和レトロを演出するような内装に努めていただければ、おもしろいのではないかなというふうに思った次第でございます。

そこで、1つ、これは要望と質問なんですけど、球磨川を眺望できる場所、例えばテラスとか、そういう場所に足湯をつくって見たらどうかなというふうに思うわけなんです。球磨川を遠望しながら、見ながら旅の疲れを癒やす足湯を、これはいかがでしょうか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

足湯ということで、これはさまざま、温泉観光協会とか、温泉女将の会とか、こういう御要望もいろいろいただいております。そういう中で、足湯というのは大変温泉情緒を醸し出すには最も有効なツールであると私も考えております。現在、人吉に5カ所ほど足湯がございまして、これもさまざまに好評いただいているところでございまして、この中で、今、球

磨川沿いということで、ここは湯量が大変豊富でございますので、かつて、これは平成16年度でありましたけども、温泉を掘削した当時、1つ、玄関の左側——外に向かつての玄関の左側ですけども、球磨川下りの船1そう、大きな船を置きまして、足湯を設置したことがありました。ただ、場所的に北側ということがあり、また、木がございますので、利用客は余りいなかったんですけど、やはり場所の問題だったかなと。泉源は遠いんですけども引いてきて、あそこでやったことがあります。最終的には葉っぱが積もってしまったということで、撤去したわけなんですけども、今、球磨川べりということですので、これは1つ、現在、私どもくまがわ荘の施設利活用検討委員会がございますので、これに上げまして、これは話をちょっと進めさせたいと。1つ検討したいと。私もバケツを持って温泉をくんで、屋上とかベランダとか足湯気分をちょっとやってみたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今年度、足湯ができることに期待したいんですけど、無理であっても、次年度にはぜひ開設できるように努力していただきたいというふうに思います。やはり球磨川を一望しながら足湯に浸かって、旅の疲れを癒やすと非常にいいと思いますね。市長にお聞きしたいと思うんですけども、地域住民に愛されて、何度も行きたくなる施設にするための施策は、市長はどのように考えられておりますか。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

（仮称）旅カフェエントランスセンターにつきましては、プロデュース機能、ガイドセンター機能、そして、マネジメント機能と、3つの機能を持つ施設として運営いたしますが、その中でも、特に着地型観光を企画立案、案内し、日本遺産認定で評価された人吉球磨の相良700年のストーリーを感じていただくプランを提示できることが大切であろうかというふうに考えております。一つ一つの文化財も非常に価値あるものですが、初めて人吉球磨にいられたお客様がお寺や神社を見ても、そこで終わってしまうことも多いかと思いますが、「相良700年が生んだ保守と進取の文化」というストーリーの中に位置づけ、豊かな自然、人との交流の中で人吉球磨の魅力を感じ、満喫していただくためにも、全体像を把握し、旅行者に人吉球磨を楽しむプランを御提案、御案内するガイドセンターとしての役割を充実させてまいりたいと考えております。

また、球磨川サイドのエリアにつきましては、球磨川など本市の自然豊かな風景を眺めながら、コーヒーを飲んだり、物産品を購入するなど、ゆったりとくつろげる空間を提供していくことができるのではないかと考えております。

加えて、温泉という強みも生かしてまいります。人吉温泉といっても、どこに行けばいいのかわからないという声をお聞きます。旅カフェにはすばらしい泉質の温泉がございますので、こちららもぜひPRして、SNSなどを十分に活用するなど、相乗効果による集客を進

めてまいりたいと思います。

今回、村上議員からもさまざまに御提案等々をいただいて、大変ありがたく思っております。やはり地元の人たちが自分たちの施設として、そして、他の地域から来られる日本の方、海外の方に人吉球磨の魅力を十分に感じていただくような、そのような施設にしていまいりたいというふうに考えておりますので、今後も引き続き、さまざまなアイデア等々ございましたら、皆さん方からもいただけましたら幸いと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） とにかくこの不利な立地をまずはどうクリアしていくのかということですね。それと、（仮称）旅カフェ、このネーミングに、仮称ですけど、仮称のままいくのかどうなのか、ちょっとそこをお聞きしたかったけど、通告していませんでしたからあれですけど、（仮称）旅カフェの名に恥じないように、期待を裏切らない施設にしてほしいというふうに思います。

また、今、市長がおっしゃったように、観光客にも温泉に入っていたきたいと。それを考えたときに、タオルは持ってこられないでしょうから、日本遺産のマークがどんと入ったタオルを販売するとか、そういう知恵も何か絞ってみてはいかがかなというふうに思います。

それと、先ほどのMOZOCAステーションでも申しあげましたように、公式のウェブサイトはぜひ開設すべきであると思う次第でございます。

来年の7月がオープン予定なんですよね。ということは、大河ドラマの「西郷どん」が年明けて1月7日から始まります。恐らくピークの一番おもしろい時期になるんじゃないかなと、7月ごろ。ということは、その時期に西南の役特集をこの旅カフェでやるとかいうふうにやれば、相当な吸引力を持つんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこの辺も検討していただきたいと思います。

それともう一つ、九州内に日本遺産に認定されたところが何カ所かありますよね。その九州内の日本遺産のネットワークをつくって、九州の日本遺産めぐりというものもいいかもしれません。それと、人吉市は小京都でございます。九州内に小京都、これ全国京都会議ですか、毎年、会費を払っていますよね。この全国京都会議に加入しているところが、たしか九州内に7カ所ぐらいあるんですよね。だから、その小京都と言われるところ、日田とか、人吉とか、小城とか、そういうところをネットワークして、九州の小京都めぐりというネットワークをつくってみるのもおもしろいかなというふうに思った次第です。

ということで、この日本遺産のガイドランスの施設については、これで終了いたします。

続きまして、市内の対策支部のあり方についてでございます。

今現在、数カ所、校区ごと、昔は校区ごとだったんですが、地域分け、区域分けで災害対策支部が設けられておりますが、各支部の人口規模など、世帯数など、この各支部の状況を

教えてください。いかがでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、こんにちは。私のほうからお答えをさせていただきます。

御質問の各支部が所管する町内会の数、それから人口規模、これは平成29年3月31日現在で、支部の設置場所まで含めてお答えをさせていただきます。

まず、川北支部でございます。所管する町内は、東校区のうち、球磨川より以北の地区、それから西校区で、全部で23町内ございます。人口規模は、世帯数が6,324世帯、人口は1万3,116人となっております。災害支部の設置場所は東西コミュニティセンターでございます。

次に、川南支部でございますが、所管する町内は、東校区の球磨川より南のほうですね。川南地区で4町内、人口規模は638世帯、1,247名でございます。支部設置場所は、現在、保健センターがございます高等看護学校になっております。

次に、間支部でございます。所管する町内は東間校区で17町内、人口規模は2,790世帯で5,840人、支部の設置場所は東間コミュニティセンターとなっております。

次に、大畑支部でございます。所管する町内は大畑校区で11町内、人口規模は748世帯で1,674人、支部の設置場所は大畑コミュニティセンターとなっております。

次に、林・薩摩瀬支部でございます。所管する町内は中原校区の林温泉地区と西瀬校区の川北地区、要するに、球磨川より以北の12町内、人口規模は2,470世帯、人口は5,301人、支部の設置場所は人吉スポーツパレスとなっております。

次に、西瀬南支部、これは所管する町内は西瀬校区の球磨川より南のほう、川南地区でございます。あと、これに中神町の段山の6町内でございます。人口規模は810世帯、人口は1,871人、支部の設置場所は西瀬コミュニティセンターとなっております。

最後に、中原支部でございますけども、所管する町内は林温泉地区、それから中神町の段山を除く中原校区で18町内、人口規模は1,837世帯で4,154人、支部の設置場所は中原コミュニティセンターとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 今、数字を述べていただきましたけど、川北支部は、他の支部に比べて本当に巨大なんですよ。人口規模も1万3,116人とおっしゃいましたので、2番目が間で5,840人ですから、2.2倍ぐらいあるわけなんですよ。どうしてこんな巨大な組織になったのかなって、我々議員も、各町内会長さんも、不思議に思っておられるのが現状なんですよ。それで、この対策支部のエリアの拡大化、この理由はどのような理由なんですか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

災害対策支部の所管する町内、川北支部に特化されてのことなんですけども、その理由でございませう。最たる理由は、これはこれまでも何回か御説明させていただきましたが、本市の職員数が減少しているということが最大の要因でございませう。

昭和57年当時、これは私が入庁した当時、去年もお話しさせていただきましたが、35年前になるんですけども、現在の川北支部というのは、瓦屋支部、それから青井支部、それから九日町支部、それから願成寺支部の4つに区分をされておりました。当時の防災計画書で確認してみますと、支部に従事する職員——これは市職員でございませうが、瓦屋支部が22名、それから青井支部が16名、九日町支部が15名、それから願成寺支部が19名で、総数72名が現在の川北支部と言われるところに配置されておりました。この当時、職員数は約450名近くおりました。現在は大体330名でございませう、今より120名多い職員でございませう、災害対策の対象エリアとなる本市の人口は当時4万2,000人で、直近の本市の人口は3万3,000人と。人口も1万1,000人近く減少しておりましたし、特に東校区のうち中心市街地、これは人吉七町に特化、比較してみますと、昭和57年当時は七町で2,300人ぐらいいいたんですけども、現在、中心市街地の人口は1,000人ほどまで減ってきていると。そういう状況でございませう。

このほかに、球磨川の治水対策が近年進みまして、内水排水整備、それからポンプ場の建設と相まって、恐らく昭和57年8月の水害——これは先ほど言いましたけど、私の入庁の年ではっきり覚えているんですけど、私も青井支部に当時属しておりました、1週間ぐらい帰れなかったというような状況の大水害だったんですけども、川北地区の水害が、その後、先ほどの要因と相まって、減少してきたと。そういうことで、職員数の減、それから人口の減少、もう一つが、現在は御溝川の氾濫、これがもう一番メインでございませう、そちらのほうに、今、人間を重点的に配置しておりますので、そういうことが、さまざまな要因が絡み合っ、支部の統合になったと。今の体制は平成27年から川北一本でやっておりますので、それまでは、先ほど4つの支部があっ、東支部、西支部——西校区支部、東校区支部に分けた時代もあったんですけども、現在は先ほどの要因で1つにしてしまったと。災害対策のエリアの拡大というのは、以上のようなことが理由になっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） さまざまな要因、職員数あるいは御溝川、人口減、さまざまな要因で現在の支部「にしてしまった」という表現されたんですけど、「になった」ということなんです。川北支部は山田川で分断されているんです。山田川が増水したときには非常にちょっと危険を感じます。さまざまな災害が本当毎年のごとく起きるんですが、そういう時代、特に、逆にきめ細やかさを求められる時代に逆行しているような感じがするんです。ぜひ我々としては、もとの組織に戻していただきたいと。西と東を分けて、支部も東校区の、

北支部の場合は商工会議所がやっぱりベストじゃないかなというふうに思うわけなんです。

それと、職員数の減が最大の要因とおっしゃいましたが、それであれば、職員は常駐の災害支部のさまざまな連絡に徹していただいて、例えば民間の団体と協力して、避難所の管理は民間がやるとか、そういう官民一体の組織にするのも1つの考えじゃないでしょうか。いかがでしょうか。これは提案です。これは通告していませんでしたので、ぜひ提案としてお聞きしておいていただきたいと思います。

次の質問なんですけども、ハザードマップ上では、東西コミセンというのは浸水危険区域に入っているんですよね。50センチになっていますけど、50センチの浸水危険区域なんですけども、もう昔はあそこは常襲地帯だったんですね。畜協があった、牛市場と言っていましたけど、あそこは夏場になったらつかることが多かったんですよ。それと、やはり局地的に、今、雨が降ることが多い状況から考えますと、例えば山江村周辺で北部で雨が集中的に降った場合、山田川が増水したというときに、もし破堤でもしたら大変なことになりますよね。そういうことを考えれば、どうしてこの東西コミセンに川北支部を置いたのかなというふうに思うんですけど、その理由をお聞かせいただきたいです。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

浸水危険区域に東西コミセン、スポーツパレスもそうなんですけども、入っているような状況です。昭和40年7月の水害を基準にしたときにはそうなるというような状況です。仮にハザードマップ上において、川北地区において浸水危険区域に該当しないエリアにある公共的施設を拾い出してみました。広域避難所を中心に拾い出したんですけど、まず、中小企業大学校、それから県立人吉高校、それから人吉東小学校、それから広域の避難所には指定されておられませんけども、人吉商工会議所、先ほど議員も申されましたけど、この4カ所があるようでございます。商工会議所以外の3カ所は、市が指定する避難所として防災計画書のほうに位置づけられていると。

4カ所のうち、当然中小企業大学校は、災害活動を迅速に行うことを考えた場合に、位置的に少し遠過ぎるということ。それから、県立人吉高校は、県有施設でございますので、なかなかどこか私たちが入っていくわけにもいかない。今は校長先生の御協力もありまして、東校区の避難所として、川北地区の避難所として使わせていただいておりますけども。それから、人吉東小学校は支部機能を配置する場所、要するに、情報をとったりする場所が職員室もしくは事務室に限定されて、これは学校管理の観点から、教頭先生もしくは主幹の先生たちが、もうこれは常駐をすると。夜中でもして一緒に、セキュリティーの関係があるものですから、職員がもうどこかここにも入っていくわけにはいかないということ。

それと商工会議所は、支部としても設置する場合は——設置してたんですけども、以前、東支部です。機能性は高いんですけども、併設する避難所機能、要するに、駐車スペースが狭うございますし、あそこは、現在、昼のスペースがなくて、避難される方はやはり横

になりたいとか、そういうような申し出があって、職員が畳を運んできて配置させたこともありました。そういう避難所機能に難点があるというようなことを考えましたときに、一番、4つの施設の安定感は十分に私たちも認めながらも、それぞれが持つデメリットも、支部設置の判断材料にさせていただいたというふうな状況でございます。

その中で、支部職員が災害対策にスムーズに従事、効率的に活動できる場所、それから、避難所併設に際し畳部屋が配置されているところ、あと駐車スペースの問題もあったり、光ファイバーのICT、それから、さっき言いました御溝を抱えていますので、御溝に近い、要するに、すぐ動けるような場所にあるところで、東西コミュニティセンターが浸水危険区域に設置されているというマイナス要因を差し引いても、今、私が述べました中では、最もすぐれているんじゃないかということ判断させていただいたということでございます。

ただ、議員が申されましたように、梅雨時期の集中豪雨、それから台風接近、近接する山田川の増水の危険が高まるおそれが、これはもうございます当然。今の雨の降り方は半端じゃございませんので。それから、山田川の増水は、私も実家が駒井田町でございますので、もうこの恐ろしさというのはよくわかっておりますので、そういう情報が、今、球磨川タイムラインの中で数日前から確認できるような状況になってきております。その場合には、弾力的に対応させていただくということを念頭に置いて、支部設置の場所変更も十分に視野に入れているというような状況でございます。

いずれにしても、年明けから平成29年度の防災計画、それから災害対策の検証に取りかかりますので、先ほどの課題、支部が管轄するエリア、支部の設置場所につきましても、当然議員が申されましたように、東校区、西校区の両支部に分けて管轄するというのも私たちの頭にはありますので、そこはそれぞれの校区の御意見も伺いながら、まとめてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） ぜひ来年、年明けに計画されている防災計画の会議にそのような提案をしていただきたいと思います。まず、川北支部をもとの支部に戻していただきたいと思いますこと、それと、東西コミセンは支部機能を持つてくるには非常に危険であるということですね。想定外ということの後で使わないような形にしておいてほしいと思います。

以前、坂崎総務部長のころに、東西コミセンは危険な立地から、避難場所から外してほしいという要望をした。実際に外されたんですよ。ところが、いつの間にか、また戻ってしまっていると。なぜなのか、もう不思議な状態でございます。そういうことでございますので、この2点要望して、この一般質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時34分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

項目といたしまして、1点目に発達障害、内容は、乳幼児における早期対応について、それから、学校での対応について、また、2項目めは自殺防止、内容としまして、自殺防止計画についてと人吉市の取り組みについて、3項目めは子どもの貧困、内容は、子ども食堂への支援について、4点目に市民の声よりで、鬼木町内の水路の整備についてです。

では、1項目めの発達障害のほうから質問してまいりたいと思います。

発達障害は、近年、身近に聞かれる言葉になりました。また、発達障害者支援法が平成17年4月1日に施行され、一部が改正されて、平成28年8月1日から施行されています。厚生労働省のホームページでは、発達障害は、その特性を本人や家族、周囲の人がよく理解し、その人に合ったやり方で日常的な暮らしや学校や職場での過ごし方を工夫することができれば、持っている本来の力がしっかり生かされるようになりますという説明がなされています。

私は、精神保健福祉ボランティア麦の会で、心の病を持つ方々と交流するとともに、学習会などに参加してきました。そこで、子供の発達障害が増加傾向にあることや、とりわけ自閉症スペクトラム障害などでは、幼児期における早期の発見や対応が、社会に適応していく上で大変重要であることを学びました。また、発達障害者支援法は第3条で地方公共団体は、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとするということなどを明記しています。そこで、発達障害を早期発見するためにどのような取り組みを行っているか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから、本村議員の御質問にお答えいたします。

発達障害を把握する取り組みといたしまして、まずは乳幼児健診がございます。これは母子保健法に基づいて、身体の発育状況、疾病や異常の有無など診査項目が定められている健診でございます。1歳8カ月児及び3歳6カ月児を対象に実施しております。その中で、成長発達の状況や子育てで困っていることなどについては、保健師が問診を行い、把握をいたしております。

次に、年中児、5歳児のことがございますけれども、年中児の相談も実施しております。まずは質問票を年中児の家庭に配布いたしまして、御記入後、返信をいただいております。ここで乳幼児健診終了後の子供の成長発達の把握をいたしております。子育てに困り感がある、就学に向けての不安があるなど、保護者から申し出があった場合や、質問票の回答内容

により保護者の意向を伺った上で、心理判定員による心理相談や、発達相談及び発達小児科医による相談につなげます。その後、専門医療機関の受診や療育事業所の利用など、子供の特性に応じて関係機関につなげているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） どのようにして発見されていくのか、よくわかりました。乳幼児健診などにおける問診票もちょっといただきましたけど、具体的事象、その辺でつかまなければならないと。こういうのができるかできないかというふうに話を聞いていったところなんですけど、実際に本当にそういうふうにつくられていることがわかって、それはやっぱりそういう問診票とか、話を聞くことによって、つかまれていくんだらうということはわかりました。

それで、ちょっと気になることがあるんですけど、乳幼児健診のとき以外でも、発達障害を疑える場合、親が気軽に保健センター等に相談に行くようになれば、早期の把握につながると思います。ところが、今、答弁された健診のときでさえ、発達障害の健診に抵抗がある親があると聞いていますが、その点がどうなのか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

乳幼児健診では、保護者に記入していただきました問診内容の確認と、言葉での問いかけや、積み木、絵カード等を使って、子供の行動及び理解状況などを確認させていただいております。この結果をお伝えするときに、異常があると言われたようで、嫌だと感じられる保護者もいらっしゃいますけれども、健診の場で全ての項目を回答できなかったからといって、即、発達障害の疑いということではございません。また、保護者には、子供の特性を正確にお伝えすることが重要でございますが、保護者の相談内容や育児不安を踏まえた上で、配慮した伝え方を常に心がけているところでございます。発達面で気になる子供の場合でも、保護者の御意向を第一に考えておりまして、御希望された場合には発達相談をお勧めいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） その嫌だと感じられる方もおられるということでしたけど、でも、やっぱりぜひとも正確に把握するためには、きちっと書いてもらわなきゃいけないし、その辺、本当に配慮が要ると思いますけど、ぜひその辺、理解してもらって進めたらと思います。このことに関して、次の次の質問でも、またちょっとそれに関連しては質問していきたいと思っております。

それから、3回目の質問ですけど、次は、発達障害と認められる幼児にどのように対応しているかが気になります。発達障害者支援法は第3条で国及び地方公共団体は、発達障害児

に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとするとしています。発達障害と認められる幼児にどのように対応しているか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

保健センターの保健師や心理判定員及び巡回支援専門員、人吉球磨圏域地域療育センターの療育相談員、言語聴覚士及び作業療法士など、各関係職種が来所による相談や電話などによる相談時に、子供の特性に応じたかかわり方等について、保護者にお伝えをさせていただいているところでございます。

また、関係職種が市内の全幼稚園、保育所等を定期的に訪問しておりまして、発達障害を持つ子供の個々の特性に応じたかかわり方などについて、各園の保育士等にお伝えをしているところでございます。子供に直接かかわる方々にお伝えすることにより、発達障害を持つ子供の困り感をなくし、個々の発達段階に応じた成長ができるように対応しているところでございます。

療育事業所を利用されている子供に対しましては、事業所のスタッフが個別に必要な応じて対応しているところでございます。また、年長児に対しましては、学校見学等を一緒に行いながら、教育相談へつなぎを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） いろんなところが本当にかかわって進められているなど感じました。やはり症状の出方もいろいろだと思いますので、そうなってくるのかなと思いました。

それで、さっきのことですけど、発達障害について、親が気軽に相談できるようになるためには、親や市民全体に発達障害について広く理解してもらう必要があると思います。また、厚生労働省のホームページでは、身近にいる大人が、本人の特性を理解していることがとても重要であり、本人にふさわしい環境が整い、支援の輪が広がることが書いてあります。発達障害への理解を広めるために、親や一般向けの学習会などを開催すべきではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

現在のところ、発達障害を持つ子供の保護者や、幼稚園、保育所などの保育士、子供に直接かかわる方々に対して、発達障害の理解を深めていただくように努めている段階でございまして、広く一般に向けた学習会等を実施するまでには至っていないところでございます。しかしながら、広く一般の方々に発達障害について理解を深めていただくことは重要であると感じております。今後、人吉球磨圏域地域療育センターや、熊本県南部発達障がい者支援

センター、通称わるつと申しますけれども、わるつ等の関係機関にも御相談しながら検討を
してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 保護者や保育士には、そういう理解してもらおうようにやっているとい
うことですが、一般がまだということで、これまで認知症とかは、よく一般の方でも学習
会行われましたよね。やっぱりそれで認知症について広く知られることになって、社会にか
なり以前よりも受け入れられるようになってきたなと思います。私の町内のところで、いろ
いろグラウンド・ゴルフとか、飲み会していたとき、あの御夫婦は奥さんが認知症だけども、
御主人が連れてこられて、みんなの中で一緒にグラウンド・ゴルフしたり、飲み会にかたっ
たということはあるんですが、やっぱりみんながそれを受け入れるように少しずつ変わってき
ているんだと思いますので、やはりこういう発達障害に関しても、皆さんが受け入れる社会
になるよう、一般の学習会等も開いていっていただきたいと思います。

次です。幼児たちは、やがて小学校へと移り、そして、中学校へと移っていきます。移っ
ていった先の先生方が発達障害児の特性をよく理解し、その子に合った学校での過ごし方を
工夫することは大事だと思います。保育園などの保育士から小学校の先生へ、小学校の先生
から中学校の先生へと、子供の状況がきちんと伝えられるべきだと思います。これらの連携
はどのようになっているのかをお伺いします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。まず、御質問にお答えいたしますが、幼
稚園、保育園、認定こども園におきましては、小学校入学前の年度に、各園、保健センター、
小学校の特別支援教育コーディネーター、さらには学校教育課で調査委員会を設置いたしま
す。そこで医師会の御協力も得ながら、発達障害を持った子供たちの情報を共有し、実際に
各園に出向きまして、子供たちの様子を観察し、その状況を把握しているところでございま
す。その後、保護者との教育相談を経て、教育支援委員会で協議を行い、その情報を小学校
に提供しております。

また、入学前にも、各小学校から各園に出向き、子供たちの様子を観察したり、意見交換
等を通して子供たちの状況をしっかり把握し、各園から小学校へ引き継ぎを行っているところ
でございませう。

次に、小学校におきましては、保護者と連携しながら、個別の支援教育計画や、個別の指
導計画を作成し、6年間、さまざまな場面でどのような支援を行ったのかの内容等を記載し、
修正したり、追記を行ったりして、その記録を中学校へ引き継ぐようにしております。また、
中学校へ入学前の3月には、観察や意見交換等を通して、さらに細かく引き継ぎを行ってい
るところでございませう。

このように、各園から小学校へ、小学校から中学校へと、切れ目のない支援が行われるよ

うに、情報の共有と引き継ぎを確実にしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） きちんと状況を把握するために、幾重にも行動されていることがよくわかりました。本当に大変だと思いますけど、やっぱりきちっとした把握はされるように、引き続きそういうふうにやっていっていただきたいと思います。

そして、次ですけど、いよいよ学校に入れば、発達障害を持つ児童・生徒に対して、学校はどのように対応しているのか気になります。発達障害者支援法は第3条で国及び地方公共団体は、発達障害児がその障害の状態に応じ十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備、そのほか、必要な措置を講じるものとしています。学校の対応についてお伺いします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。少し長くなりますことをお許しいたきたいと存じます。

まず、小学校、中学校におきまして、共通して取り組んでおりますことは、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくりや学習環境づくりでございます。発達障害を持った児童・生徒、すなわち、特別な支援を必要とする児童・生徒は、認知面の弱さや成功体験の少なさから、学習意欲が低下する場合がございますので、ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりに取り組むことで、学習意欲の向上や集中力を持続させることが期待できます。

具体的に申し上げますと、視覚にわかりやすい教材、教具の提示、1時間の授業の流れを提示し、見通しを持たせ、今どこを学習しているのかが確認できるような工夫、チョークの色や字の大きさなど、子供の見やすさという視点に立った板書、達成感や満足感を実感できるような活動の工夫等、ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりに取り組んでいるところでございます。

また、子供の実態に合わせた座席の配置や、一日のスケジュールを見やすく掲示したり、学習用具や提出物の整理整頓の仕方を定めたり、授業に集中できるよう、すっきりとした前面掲示等のさまざまな工夫をして行っているところでございます。

このように、特別な支援が必要な児童・生徒にとって、わかりやすい授業は学級の全ての児童・生徒にとってもわかる、できるを保障する授業でもございます。各学校におきましては、一人一人の違いを認め合い、ともに学んでいけるような学級、さらには学校経営に努めているところでございます。

次に、小学校におきましては、通常学級において、特別な支援を要する児童の学習や生活を支援するために、特別支援教育支援員を配置しております。人吉東小学校に4名、人吉西小学校に3名、東間小学校に3名、大畑小学校に1名、西瀬小学校に2名、中原小学校に3名でございます。具体的には、基本的生活習慣の確立のための生活の介助、学習支援や健康

安全の確保、学校行事に関する介助等、児童の実態や特性、教育的ニーズを把握しながら、一人一人に寄り添いながら支援を行っているところでございます。

さらに、本市には、人吉西小学校、東間小学校、中原小学校、第一中学校の4校には、通級指導教室を設置しております。通級による指導でコミュニケーション能力や、対人関係能力を身につけることにより、在籍する通常学級で適応できるようになった等の成果が得られたところでございます。

また、特別な支援を要する児童・生徒の教育的なニーズに対応していくためには、その児童・生徒の障害の程度や特性をしっかりと把握し、適切な指導を行っていくことが重要であると考えております。そのためには、教育、医療、保健、福祉等の関係専門機関との連携も必要不可欠であると存じます。

各学校におきましては、球磨支援学校と連携した巡回教育相談を適宜実施し、その子の障害に対する理解を深め、適切な支援について、指導、助言をいただきながら、教育的ニーズに応えているところでございます。

少し長くなりましたが、以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 本当にいろんな取り組みがなされていて、関係される方々は本当に大変だと思えますけど、子供たちのために、本当に頑張っていたいただきたいと思います。

それから、次の質問ですけど、発達障害の児童・生徒と向かい合うときに、先生方もどのように対応すればいいのかを迷われることも多いと思います。とりわけ発達障害児の特性をよく理解し、その子に合った学校での過ごし方を工夫するという視点に立とうとするときに、発達障害を持つ児童・生徒の理解は重要だと思います。そのためには学習会等が必要だと思いますが、先生方に対する学習会などは行われているのか、お伺いします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

学校では、特別支援教育を重要な柱と位置づけ、全ての教育活動において、特別支援教育の視点を大切にしております。一方、教職員の知識や意識には差があり、さまざまな機会に特別支援教育への理解を進めていく必要があると考えております。特に発達障害の可能性のある児童・生徒の多くが通常の学級に在籍していることから、発達障害に関する知識や技能の向上を図ることが重要であると考えております。

本件におきましては、全ての公立学校教員を対象として、特別支援教育に関する基礎的、基本的内容の講義や、個別の教育支援計画の作成演習を取り入れた特別支援教育指導力向上研修を平成27年度から4年間かけて夏季休業中に実施しております。

また、本市では、人吉市特別支援連携協議会において、特別支援教育コーディネーターやその他の教職員、特別支援教育支援員を対象として、発達障害を持った児童・生徒の理解や、適切な支援方法について学ぶ研修会を年に1回開催しております。本年度は11月に、精神科

の医師を講師として「発達障害の地域支援ネットワークづくり」と題して講話をいただき、事例研究や連携した支援の必要性について、実践的研修を実施したところでございます。

また、各学校におきましても、特別支援教育に関する研修は非常にニーズが高くて、外部の専門家を講師として校内研修を実施したり、障害や診断内容による特性や適切な支援方法について、理解を深めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） いろいろ取り組み、学習とか行われること、本当にわかりました。先生方も発達障害児童・生徒の力になろうと、本当に頑張っておられるということを感じたところです。

それで、応援する強い味方が、私はスクールソーシャルワーカーだと思います。スクールソーシャルワーカーは、発達障害やいじめ、不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子供を支援する社会福祉の専門家です。子供本人だけではなく、家族や友人、学校、施設、地域など、周囲の環境に働きかけて、問題解決を図ります。

発達障害に詳しい専門家に人吉市の発達障害の取り組みをさらに前進させるためには何が重要かという質問をメールで送りました。それに対する回答は、教育委員会がスクールソーシャルワーカーを雇ってほしい。山江、相良、多良木にはスクールソーシャルワーカーがいますが、医療機関との連携もスムーズですという返事でした。

そこで、スクールソーシャルワーカーがいる自治体の教育関係者にお話を伺ってきました。このように話されました。スクールソーシャルワーカーの活動で、とりわけ助かるとするのはケース会議の設定だ。課題を抱える子供とその家族の状況を分析し、保護者、行政の福祉課の職員、子供の兄弟の学校の先生、専門家など、誰を会議に呼んだら一番効果的かを考えて、会議を招集してもらえる。保護者が子供のことを正確に見ていないと思われる場合でも、いろいろな方から話を聞いて、子供と家庭が分析できる。そして、どのようにしたらよいか、みんなで知恵が出し合える。専門家を呼んだ場合など、これまで実際にあったケースなどからアドバイスしてもらえる。本当にありがたいと思っているというものです。

人吉市も独自にスクールソーシャルワーカーを配置すべきではないかということをお伺いします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

近年、児童・生徒が抱える問題の背景には、家庭、友人関係、地域、学校等の子供を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っております。本市におきましても、いじめ、不登校、ネグレクト、虐待、家庭の貧困、発達障害と、学校だけでは対応し切れない事案が発生しておるのも事実でございます。

そのような中、現在、スクールソーシャルワーカーは、球磨教育事務所に3名が配置され

ており、要請があった場合、学校や家庭に出向き、問題解決に向けた適切な指導、助言をいただいております。本市におきましても、学校だけでは対応が困難なケースの場合、派遣要請を行い、積極的に活用しているところでございます。

また、教育委員会には子ども・子育て相談員を1名配置しており、学校や家庭からの要請に基づいて、関係機関との連携を図りながら、問題解決に向けて取り組んでおるところでございます。

発達障害に関する問題も、子供を取り巻く環境が複雑に絡み合っ、学校だけでは対応が困難な事案もございすが、発達障害を持った児童・生徒のよりよい成長を促していくためには、成長段階に応じて、保健、福祉、教育、医療など、さまざまな分野からの適切な支援や指導と、その保護者や家庭を支えていくことが重要であると認識しております。したがいまして、関係機関と連携を密にしながら、児童・生徒を取り巻く環境に積極的に働きかけ、さまざまな問題の解消に向けた取り組みを一層充実させ、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる体制をつくるためにも、本市独自のスクールソーシャルワーカーの雇用、または子ども・子育て相談員の増員による複数体制を視野に入れて、前向きに検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） さっきのやはり教育関係者の方とか専門家の方の話から、やはりぜひ独自のスクールソーシャルワーカーが人吉市にいたほうが子供たちのためにもいいと思いますので、ぜひとも人吉市にスクールソーシャルワーカーを配置していただきたいということ要望いたしまして、この発達障害に対する質問については終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時09分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） それでは、2項目めの自殺対策について質問を行ってまいりたいと思います。

改正自殺対策基本法が国会で可決、成立し、2016年4月1日より施行されました。この法律は、全ての都道府県と市町村に対し、地域の実情に応じた自殺対策計画を策定するよう定めています。

日本では、2015年までの15年間だけで、実に46万人を超える人が自殺で亡くなっています。長崎市の全人口に匹敵する人数です。2014年の数値では、交通事故死者数の6倍以上、1年

間で2万5,000人、一日平均70人が自殺で亡くなっています。こうした日本の自殺の現状は、世界的にも極めて異例で、人口10万人当たりの自殺者数をあらかず自殺率は、アメリカの2倍近く、イギリスの3倍近くと、先進主要7カ国で突出しています。

人吉球磨はどのような状況にあるのでしょうか。麦の会として自殺対策の会議などへ行くと、人吉球磨は熊本県下でも自殺率の高い地域であることをよく話されます。そこで、自殺対策の重要性を認識されていますかということと、人吉球磨の自殺率について、どう認識されているかという2点をお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

厚生労働省及び県がまとめた自殺者数のデータを見てみますと、平成28年の人吉球磨圏域の自殺者は29人で、人口10万人当たりの自殺率は33.1人となっております。県全体の平均が18.9人であるのに対しまして、2倍近く高い数値となっております。

また、ここ数年の数値を見ましても、年ごとの増減はございますものの、人吉球磨圏域の自殺率は、平成20年を除き、毎年、県全体の平均を上回っている状況でございます。

このような状況を踏まえまして、今後、地域の自殺率を減少していくため、自殺予防の対策を講じていく必要があると認識しております。具体的な手段といたしましては、周囲の自殺サインへの気づき、本人の気持ちを尊重しての傾聴、専門機関や相談機関へのつなぎ、温かい見守りなどがありまして、市といたしましては、その普及啓発を図っていくことが重要であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 非常に人吉球磨が高いというのは、今の答弁でもよく出ていたと思いますし、当然自殺対策は進めていきたいということはわかりました。

それで、改正自殺対策基本法に基づく計画策定の必要について、書いてある記事がありました。第一法規株式会社がインターネット上に掲載している議員NAVIには、NPO法人自殺対策支援センターライフリンク代表の清水康之氏が、「地域のつながりが命を守る～自治体が主役 自殺対策最前線～」という表題で、このような記事を書いています。

重要なのは、地域の自殺特性を把握した上で、それぞれの地域において必要な対策を講じていくことだ。実際に関係機関が連携することで、自殺に追い込まれる人を減らした地域の取り組みがあるので紹介したい。

東京都足立区は、6年前から自殺総合対策に取り組み、25%自殺者数を減少させた。秋田県でも、過去最高だった年から40%も減らした。新潟県の旧松之山町は、全国平均の9倍だった自殺率を4分の1以下に減少させた。それぞれ人口規模も年代構成も異なる自治体だが、対策の進め方は驚くほど共通している。第1に、地域の自殺のハイリスク群を明らかにするため、自殺の地域特性を分析している点だ。第2の共通点は、そうやって浮き彫りになった

ハイリスク群に対して、関係機関が連携し総合的な支援を実施していることだ。そのようにして、これまで点としてばらばらだった関係機関や支援策を当事者のニーズに応じる形でつなげて線にし、当事者本位の連携である線をたくさん紡いでいくことで面にしていく。その面というのは、すなわち、社会のセーフティーネットであり、面に加わる点が多ければ多いほど、セーフティーネットの網は大きくなる。また、点と点の連携が深まれば深まるほど、セーフティーネットの網の目が細かくなっていくというものです。

人吉市でも自殺対策計画を定めるべきではありませんかということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられましたように、平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行されまして、その中で、自殺対策について計画が義務づけられておりまして、都道府県の策定期限は今年度、平成29年度まで、市町村の策定期限が平成30年度までとなっております。市といたしましても、県の策定する計画を参酌しながら、今後、策定に向けての準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 来年度に策定するという事で、先ほどありましたような点、共通点でそこが地域特性の分析とか、関係機関の連携とか、総合的な支援、こういうのをぜひ考えていかれて、よりよき自殺対策計画をつくっていただきたいと思うということを申しておきます。

それから、次ですけど、人吉市の自殺対策の大きな方向性を見出すのは、今言われた自殺対策計画が定められてからだと思いますが、今までやってきたことは継続的に取り組むべきだと思いますし、すぐに取り組めることは新たにやっていくべきだと思います。

人吉市では、これまで何回かのゲートキーパーの養成講座が行われてきました。法律改正以前につくられた熊本県の自殺対策行動計画や、東京都日野市の自殺総合対策基本計画を手に入れましたが、やはりゲートキーパー養成講座は重要視されていることがわかります。人吉市では、これまで何回の養成講座が行われ、何人が受講したのかをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

本市におきましては、平成25年度から毎年度開催しておりまして、開催回数は5回で、合計272名の方が受講されております。また、受講者の内訳といたしましては、町内嘱託員、民生委員児童委員、高齢者相談員、医療、介護、福祉の従事者などとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 思っていたよりも多くの方が受講されたことはわかりました。まだまだふやしていく必要があると思いますし、ゲートキーパー養成講座を受講した人をふやすこ

とは、先ほど述べました点から線、線から面へと、社会のセーフティーネットをつくっていく上で重要な要素であると思います。今後も引き続き養成講座を行い、講座受講者をふやしていくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

市といたしましても、自殺防止対策の1つとしまして、今後もゲートキーパーの養成は重要であると認識しておりまして、医療、介護、福祉従事者を初め、教育機関など、あらゆる方々を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、一人でも多くのゲートキーパーの養成に努め、自殺防止の一助になればと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） これはもう続けていくということで、ぜひ今後とも、そうやってほしいと思います。

それで、先ほど述べましたライフリンク代表の清水康之氏は、自殺に追い込む人を減らした地域に共通する3つ目の取り組みを、このように述べています。第3の共通点は、自殺をタブー視することなく、地域への啓発活動を積極的に展開していることである。足立区では、区内の全図書館で自殺対策のパネル展示を行ったり、コミュニティバスに相談会のポスターを掲示したり、全世帯に配布する区民だよりで自殺対策の特集を組んだりしている。秋田県でも、県民運動として、民・官・学が協力して、街頭活動を行うなど啓発に力を入れているというものです。

私は、心の相談に関して、いのちの電話など、毎日24時間いつでも電話で対応しておられるところがあることや、身近に受け入れる機関がたくさんあることを広く知ってもらうことは大切なことだと思います。熊本県はそのようなパンフをつくり、保健所に置いていますので、それを活用すれば、人吉市でわざわざつくることもないと思います。熊本県より自殺防止のパンフをもらい、自由に取れる形で、市民課のロビーなどに置いてはどうか。そしてまた、啓発のために、また、何のパンフかわかるようにするためにも、その横に自殺対策のパネルまたはポスターを張ったらどうかということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

自殺対策のパンフレットにつきましては、県のほうに確認いたしましたところ、在庫があり、提供いただけるということでございました。また、パネルにつきましては、作製はしていないということでございましたけれども、毎年9月の自殺予防週間や、3月の自殺対策強化月間の時期にはポスターも作製され、市町村に配布されますので、この2つをセットとして、来庁者の目につきやすい窓口などの場所に掲示するなどの啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） ぜひ、そういうことでやっていただきたいと思います。パンフレット、多分これだとは思いますが、これに書いてあるわけですね、いのちの電話とかですね。見て、ちょっとああと思って、さりげなく取っていかれた方も、何か近くの方であったり、本人がちょっと悩んだりしたら、これを見てかける方も出られてこられると思いますので、ぜひこれを置かれるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、いのちの電話などについて、さらに広く市民の記憶にとどめておくためにも、定期的に広報ひとよしに載せる必要があるのではないのでしょうか。人吉市は、3年ほど前の広報ひとよしで自殺対策の特集を組んでいます。このような大きな特集でなくても、いのちの電話などの機関について、定期的に載せていくべきだと思います。その点、どのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

今後の自殺防止対策の周知広報といたしましては、議員のおっしゃりたいいのちの電話や、悩みの相談窓口のつなぎ先の一覧などにつきまして、広報ひとよしに年1回程度、例えば自殺予防週間——9月10日から9月16日でございますけれども、そのほか、3月の自殺予防月間の啓発と同時に、定例的に掲載するなどの方法で行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 先ほども申しましたが、目に入れて、ぱっと見て、そういうものがあるんだと、市民の感覚に入れておくことは大切だと思いますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

自殺対策に対する質問は以上です。

次は、3項目の子ども食堂に対する質問を行ってまいりたいと思います。

厚生労働省によると、平均的所得の半分未満で暮らす子供の割合は、2012年に16.3%と、過去最悪を更新しました。子供の6人に1人が貧困状態にある計算です。ひとり親世帯に限ると54.6%と、さらに深刻になります。経済協力開発機構——OECDと一般的に呼ばれていますけど、これの調査でも、加盟34カ国の平均値を上回る水準で推移しています。家計は子供の食生活にも直接影響します。

厚労省の研究班が2013年に小学生約900人を対象に実施した調査では、標準的な所得の半分を下回る世帯の子供は、家庭で野菜を食べる頻度が週3日以下という割合が、一般世帯の2倍、インスタント麺やカップラーメンを週1回以上食べるの割合は2.7倍となっています。

そのような状況の中、子ども食堂が全国的な広がりを見せています。朝日新聞社の調査によると、2016年5月末時点で、少なくとも全国300カ所以上で開かれているそうです。人吉市においても2団体が行っており、さらにやろうという団体があることが聞こえてきました。

子ども食堂は、主に貧困家庭や孤食の子供たちに、無料や安価で栄養豊かな食事を提供する民間の取り組みです。また、それだけじゃなく、地域との交わりをつくる居場所でもあります。ある団体に話を聞くと、地域に問題行動を起こす3人の子供がいるので、子ども食堂に誘ったら、食べにやって来た。後で周りの人に何か問題はなかったかと聞かれたら、大変お利口さんにしていたと言われました。そこで、子ども食堂は、栄養や地域とのつながりの面で大変意義のある取り組みであることを認識しているかということをお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

子ども食堂につきましては、平成24年ごろから徐々に全国的に広まり、県内でも熊本市内を中心に、十数カ所で開催されているようでございます。本市におきましては、今、議員がおっしゃられましたように、民間団体の活動に続きまして、ひまわり保育園さんのほうでも開催をされておるようでございます。このことは、今後の広がりについて注目をされているところでございます。

この子ども食堂につきましては、子供の貧困対策として、メディアでもクローズアップされておりますが、活動される団体が掲げる理念や、活動の趣旨により、目的やテーマも多様なものとなっております。一例を申し上げますと、子供の孤食の解消や、栄養バランスの偏りを防ぐための食育としての側面、また、地域の高齢者などを含めた世代交流を通じて、地域活動活性化の期待などがございます。これらの例から、子ども食堂は、子供たちだけではなく、地域の方々の居場所、交流の場の提供という観点からも、その重要性は認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 重要性は認識しているということで、確かに、地域の居場所ですね。

そういうのもあるというのは、私も本当にそうだなというふうにも感じていた、いろいろ話を聞いて思っていたところです。

では、次の質問ですけど、子ども食堂の運営には財政的な問題もあるようです。流しの増設や間仕切りなど、炊事場の改造が必要であったり、茶わんやカセットコンロを買わなければならない場合などの資金、また、ボランティアによる食材の提供が少ない場合も考えられます。そのような状況の中、子ども食堂の運営団体に助成をする自治体があらわれています。2016年2月13日の西日本新聞によりますと、福岡市と大分県は、12日発表した新年度予算案に子ども食堂の運営団体を支援する事業費を盛り込んでいます。福岡市の内容は、子供の貧困対策を重点項目に掲げ、2016年度当初予算案に子ども食堂を運営する7団体への助成金430万円を盛り込んだというものです。人吉市も子ども食堂の運営団体に助成ができないか、お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

県内での子ども食堂の実践例を見てみますと、月数回の頻度で開催され、スタッフはボランティア、食材料などは自己調達と外部からの支援が半々といった状況でございます。利用料につきましては、無料で実施されているところもあれば、料金を徴収されている団体もあるようでございます。

また、子ども食堂の新設や活動の継続には、開催場所の確保や運営資金、食材、スタッフの確保などが必要となってまいりますし、そのほかには、学校を初めとした教育関係機関、その他、支援団体等の理解や協力も不可欠でございます。

行政の役割といたしましては、子供たちの居場所の提供や、食育、世代交流を通じた地域活性化、あるいは、子供の抱える問題に対するケアといった民間活動の自主性や創意工夫を阻害しない形で支援していくことではないかと存じております。

市といたしましては、子ども食堂に対する資金的な援助につきましては、対象者はちょっと異なりますけれども、既存の民間団体の取り組みや、全ての校区ではございませんけれども、校区単位と一部の保育園で実施をされております給食ボランティア活動などの今後の地域貢献活動の展開と推移を見きわめながら、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） まだまだ自治体で助成しているところは少ないですし、人吉も、そういう意味では、すぐにはならないのかもしれませんが、人吉市内でも、今後とも子ども食堂はふえていく可能性もありますので、ぜひとも前向きに助成を検討していただきたいと思うということを述べておきたいと思っております。

最後の質問に移ります。市民の声よりです。4項目めですね。

農免道路と水の手通りの交差点より、農免道路を西に60メートル行ったところに、南に流れる小さな水路があります。この水路に関して、周りの住民の方が困っているという話が聞こえてきました。直接話を聞きに行くと、このように話されました。水路は、私の家のすぐ横を流れているが、U字溝もはまっておらず、地面がむき出しになっている。大雨が降り、水が増水するごとに川幅が広がり、川底も深くなっている。家の土地を維持するため、水路との境界に立てたブロックの塀も、水路のほうへ少し傾いている。また、水路の対面は雑草が生い茂り、蚊の繁殖場所になっている。地面がむき出しになっているのは約100メートルの区間であるが、そこに3軒の家があり、みんな困っているというものでした。

まずは、人吉市は現場の状況を把握しているのかということについてお伺いします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

議員の御指摘の場所というのは、いわゆる玉泉院裏のということで、わかりやすく言えば、あの辺でございますよね。この水路について、現状を把握しているかということでございますので、これは前から私どもも地元の方から御相談を受けておりまして、現地につきまして

は把握をいたしております。私も確認をいたしております。

現地の状況を申し上げますと、水路幅が大体1メートル、それから水深といいますが、深さでございますけども、これは40センチメートル、延長は135メートルの農業用の土水路でございます。土水路の外側が土手部分、これに雑草が生えておりまして、それから、上流から見まして右側が、今、議員がおっしゃったように、宅地造成をされていて、かさ上げがされて、ブロックの擁壁となっているところであります。これは上流から見て左側のほうでございますけども、今、対面とおっしゃったところにつきましては、これは雑草が繁茂している箇所、これは耕作放棄地であります。これが1カ所あると。この水路といいますが、農免道路からこの住宅を通りまして、1つ道を通って、さらにこれは鶴田団地のほうに延びている水路、これは下流の方向でありまして、この農地につきましては、農家の方がこれは米をつくられているという、そういった農業用の用水路として利用している水路でございます。

本水路に隣接しました住民の方々へは私どももお話を伺ってまいっております。以前は、土水路というのは今の半分程度であったと。これがだんだんと大きくなってきて、民地側に広がってきたんだという、そういう話も伺っております。

それから、大雨のときには水路の増水があって、民地のブロック等の擁壁、この基礎部分を浸水することがあるということでございます。また、土手部分の草など、これは住民の方ができる限り草刈りを行っていることも伺っております。大変ありがたく思います。

耕作放棄地に雑草が繁茂する、これが1つの原因でございます。水はけが悪いことがあって、夏は蚊が発生すると。こういうことも、どちらかといえば、環境問題が主になっているのかなというところでございます。下流に農地をお持ちの方、これは農家の方々の話も私どもは伺っております。

それから、土地改良区の話も伺ったわけでございますけども、農地側の周辺のこの水路の周り、草刈りというのが、農作業の維持管理として自分たちで行っているんですけども、それ以外の箇所というのは、大変農家の全市的な問題となるんですけども、高齢化とか、減少、こういったところがありまして、なかなか手が回らないという状況でございますので、この場所につきましては、私、昔は鬼木に住んでおりまして、山王権現神社ですか、ありますでしょう。そこで私は遊んでおりました。よく存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 大変よく把握されているのがわかった次第です。その住民の方の話も聞いてられるということですね。よく把握されておりました。特に水路の前の地面がさらに侵食されて、ブロック塀が倒れてしまったら、さらに大変なことになってしまいます。早期に水路の改修を行う必要があると思います。人吉市でこの水路の改修は早期にできないのか、お伺いします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

本市でU字溝などの改修ということでございます。本水路は、農業水路でございますので、通常でしたら当該地の農家振興組合長さんからの要望によりまして、U字溝や生コンなどの原材料支給、こういった申請がございましたら、市から原材料の支給を受けまして、受益農家の方々に施工していただくというのが、通常は早期に取り組むことが非常に可能な方法ではないかと存じているところでございます。その際に、これとあわせまして、生コンでのり面を被覆すれば、雑草の発生も防げると、こういうことも考えられるところであります。

また、さらに、先ほど申し上げましたが、この水路全体で135メートルと、非常に長いところでありますので、大きな工事になった場合、これは農家の方々の施工は非常に困難な場合もございます。そういう場合には、国の補助制度の活用があるわけでありまして、当該地は、農振の農用地ではないということがありまして、これは1つの問題になってくるわけですが、補助対象の事業とならないというところがありますので、その場合には、この管理しておりますひとよし土地改良区、それか本市のほうで行う単独予算ということになってまいります。市の単独予算の事業につきましては、毎年限られました予算で対応いたしておりまして、農業振興の立場、緊急性、重要性、こういったものを鑑みまして、優先順位をつけまして、これまでは取り組みを行っているというところでございます。

当該水路につきましては、地域住民の方々の声、これはもう、あそこは6軒が一番近く並んでおりますので、そういう方々にも声を聞いてまいっておりますので、そういうところから、今後は農家振興組合長さん、農業を実際にやられている方、受益農家の方々、それから維持管理をいたしておりますひとよし土地改良区、こういったところとの十分な協議をしながら、改修につきましては、検討につきましては進めてまいりたいと。

それから、蚊の発生源となっております。これは一番苦情としては多く出ているところでございますので、ここは水路に隣接いたしております耕作放棄地に対しまして、これは農業委員会になってまいりまして、農業委員会を通じて、ことしの9月でございましたが、農地所有者に対しまして、適正な管理をしていただきますように通知を行っているところであります。このことにつきましては、また再度、適正管理について対応をあわせて行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） いよいよ話し合いを振興組合とか土地改良区ですね、話し合いをされていくということで、話し合いがスムーズに進むように期待しているということと、そちらの耕作放棄地のほうがなかなか難しいところもあるようですけど、ぜひとも所有者の方が応じていただくようお願いしていることを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時43分 休憩

午後 1 時54分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の笹山でございます。本日、最後の登壇でありますけども、まだ始まりが2時になっておりません。今しばらくおつき合いをお願いしたいと思います。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回は、市長の施政方針から、新市庁舎建設による人吉のまちのかたち・将来性について、学校健診等情報のデータベース化についての2点、学校教育から、小学校における英語教育について、帰国子女・外国人児童生徒の教育についての2点を通告をいたしました。

まず初めに、市長の施政方針から、新市庁舎建設による人吉のまちのかたち・将来性についてであります。

施政方針において、市長は、「社会的にも現在に引き直せば大きなパラダイムの変化で、ものの見方、捉え方、枠組みの変革が求められる状況は、人類史上初の超少子高齢社会を迎える現在とも重なる部分があり、人口減少時代の中で、人口の確保に努めながらも、都市の体幹とも言える土地利用など、まちのあり方、「かたち」などを再構築する必要性を実感しております。各校区における市政懇談会においても、高齢化の進展に伴う各種インフラの整備、本市の土地利用、施設配置等について要望や意見がさまざまに出されており、今後、新市庁舎を中心にしたまちづくり、麓町本庁舎周辺を含む跡地利用、公共施設の総合管理等を具体的に進める必要がありますが、コンパクトシティの進化、防災、景観形成、新たな交通体系の確立、健康・医療・福祉のまちづくりの観点から、安全・安心、暮らしやすさ、そして持続可能で魅力あふれる人吉づくりを西郷南州翁たちが作り上げようとした新しい国家像に思いをはせながら、私自身も取り組んでまいりたいと存じます」と述べておられます。今後のまちづくりを進めていく観点から、非常に重要なポイントになると私は感じたところでもあります。

2003年に作成されました人吉市都市計画マスタープランでは、都市全体の将来像を見据えた上で、土地利用や都市施設の設置、規模等についての長期的な見通しを明らかにし、本市の実情に即したきめ細かいまちづくりに対応するため、対象となる都市計画区域を幾つかの地域に細分し、それぞれの地域ごとの将来あるべき姿をより具体的に明示し、道路、公園等の公共施設の計画、地域における都市づくりの課題と、それに対応した土地利用、公共施設等の整備の方針、付随する地区計画、具現化する市街地開発事業が定められています。

ただ、今回の一般質問におきましては、この都市計画マスタープランについて議論をするものではありません。新市庁舎が川南地区に建設され、この地域は新市庁舎を中心にまちづ

くりが進んでいくものと思われます。（仮称）西間新庁舎を核に、周辺には学校、病院、官公庁が立ち並び、人の流れは確実に変わっていくものと予想されます。地域公共交通体系も、新市庁舎を中心に見直しが加速化していくものと思われ、じき完成するスマートインターチェンジ供用開始と相まって、市の行政区の中心は、川北地区から川南地区に移っていくことは必然的、その流れはとめることはできないのではというふうに思います。

先週、人吉商工会議所が実施した買い物客動向調査の結果が公表されていましたが、昭和58年に中心市街地において、2日間合計で約5万3,000人の最高数を記録、その後、昭和61年には4万人、平成2年には3万人、平成5年には2万人を割り込み、平成16年には1万人を割り込むなど、ピーク時の昭和58年時と比較して13%程度の通行量まで減少しているようです。この結果から見込まれることは、中心市街地の空洞化、衰退に加速がかかり、厳しい状況にあるということではないでしょうか。

新市庁舎がいよいよ現実化する中で、幾つかの課題はあるものの、粛々と議論は進み、市庁舎周辺の発展、方向が何となく想像できるような状況になってまいりました。新市庁舎の議論の一方で、川北は、中心市街地や市全体はどうなっていくのだろうと考えたとき、一抹の不安とともに、積み重ねてきたまちづくりの歴史への責任が問われているような気もしております。

供用開始の平成33年春まで、4年足らずになりました。これまでの本市のまちづくりを受けとめ、次世代へつなげていくということを検証しようというところまで高めるつもりはありませんが、共通認識として共有をしておきたい今後のまちづくり政策への呼び水としたいという思いで通告をしております。

そこで、まず、市長にお尋ねをしますが、新市庁舎が完成、供用開始後、人の流れ、車の流れを初め、本市のまちのかたちがどう変わっていくと思われているのか、市長の率直な考えをお伺いいたします。

1回目を終わります。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

16世紀末、犬童休矣、相良清兵衛の手により、現在にも及ぶ町割りが行われ、水運としての球磨川の開削、明治の時代になって、近代国家の大動脈である鉄道、現肥薩線の開通、平成元年には青森から鹿児島まで日本列島を結ぶ縦貫自動車道の最終区間、八代一人吉間が開通し、高速道路新時代が幕あけ、その受け皿づくりとして街路整備等に取り組むなど、その時々のまちづくりに大きな影響を与えた歴史の転換期があったものと認識をしております。

そういった意味では、市庁舎という市の政治の中心である行政庁が移転するということは、昔に例えるなら、人吉城から行政部門が総移転するようなもので、まちのありようとしては、1つの大きな転換期に当たるのではないかと考えておりますし、議員が今おっしゃいましたように、まちづくりに及ぼす影響というものも、予想以上にあるのではないかと考えている

ところでございます。

車の流れ、人の流れにつきましても、道路網や公共交通を含む交通体系が当然新市庁舎を中心にしたものシフトをしまいでありますし、関連する施設の配置といったものも市庁舎によるところが大きいので、かなり変わってくるものと考えております。

まちのかたちという点でも、一極集中に近い中心地を持った都市形態に始まり、中心商店街、複数のロードサイド型の商業地という現在の状況から、さらにもう一つ、人口集中のエリアがふえるようなことを踏まえると、少なからず影響が出てくるものと予想しているところでございます。

いずれにいたしましても、新市庁舎建設により発展する部分、市や市民サービスが拡充する部分がある一方で、さまざまに懸念される負の影響をいかに小さくしていくのかが大きな課題であることは十分認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 新市庁舎の建設が大きな転換期を迎える、確かに間違いないことだと思っております。それによって大きく流れが変わって、プラスの面が物すごく大きくなる部分、そしてまた、逆に、市長が最後に答弁されましたように、負の部分も少なからず出てくる。そういった負の部分をちょっと考えてみたときに、ここ数年、東校区の市政懇談会等において取り沙汰されております、その東校区もしくは川北地区、中心市街地への分庁舎の誘致の問題ですよね。分庁舎の誘致についてであるんですが、やっぱり行政の中心が川南地区へ移っていくというのはもう間違いない事実であります、その結果として、高齢化に伴うひとり世帯の割合が、結構比較的に多いその中心市街地に住む市民の方、もしくは川北地区において郊外に住む市民、中原校区とか、そういった郊外に住む市民にとっては、やはり不便を余儀なくされる状況になってくるんじゃないかなというふうに想像されるわけなんです。

そこで、やっぱりそういった状況を市が今どのように捉えて、具体的にどういう方向で対応しようとしているのか、この点をやっぱり確認をしておく必要があると私は思っています。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

人吉市統計年鑑資料によりますと、昭和57年当時の中心市街地の人口は、これは人吉七町でございます。九日町、五日町、七日町、二日町、大工町、鍛冶屋町、紺屋町、人吉の一時代を築いてきた町でございますけれども、その昭和57年当時は、これは先ほど村上議員の御質問に対して申し上げましたけれども、784世帯、2,299人であったということでございます。これが本年の9月には515世帯、1,045人まで落ち込んでおりまして、世帯数はまだしも、人口は半減していると。もう大幅に減少しているというような状況でございます。

また、市の総人口も、昭和57年の4万2,642人から、本年9月の時点では3万3,169人と、これも9,473人落ち込んでいることを考えますと、これは先ほど議員が申されましたように、まちのあり方の中で、この中心市街地だけを捉えるのではなくて、本市全体に勢いがなくなってきたというのは、人口減少からも十分それは見て取れるということを私たちも認識せざるを得ないと考えておるところでございます。

御指摘のとおり、市政の中心が川南地区へ移り、結果として、高齢化に伴うひとり世帯の割合が比較的多い町なかに住む市民の皆様、それから、川北地区の中でも、議員が申された郊外、中原校区に住む住民の方にとっては、当然これは不便を余儀なくされるというのは間違いございませんので、具体的な解決に向けて、各課が現在、個別적으로取り組むというよりも、もうこれは全庁的に取り組まなければどうしようもないと、対応できないということで、本市の最重要案件として、私どもは捉えておるところでございます。

さきの東校区の市政懇談会の中で、窓口業務の分庁舎化という御要望もいただいております。まずは第一段階としては、市が管理する公共施設でもよろございます。コンビニエンスストアでもよろございますけども、各種証明書の発行をそういうところで発行できないか、早期実現に向け、現在、具体的な取り組みを協議、検討しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 当然、やっぱり市民に迷惑がかからないように、負担がかからないように、不便さを感じることがないような取り組みが重要だと思っています。各種証明書の発行等について、そういったいろんな公共施設もしくはコンビニエンスストアでの発行は検討するというようなことでありますが、果たして、そのコンビニエンスストアについても、どうでしょう、郊外にどれだけあるのか、調査をする必要があるのかなとちょっと感じるころなんですね。郊外に行けば郊外に行くほど、そういった施設は多分ないと思っていますし、中心市街地にもそんなにかないのかなと感ずるところはありますので、その辺は十分に調査をされながら、その辺の取り組みはしていただきたいなというふうに思うところがあります。

今、この人吉市内においては、コミュニティセンターが5つあるように思っています。東西、それから、西瀬、中原、東間、大畑と、5つのコミュニティセンターが配置をされて、それぞれの地域コミュニティの活動を中心的に担って、それぞれの地域の活動を行っている。そういった状況もあると思っています。

ただ、そのような中で、行政の中心が川南地区に移っていくと。川南地区については、新庁舎がかなりの部分でかかわってくるものというふうに予想されるわけなんですけども、やはりそこに、例えば新たな川南地区におけるコミュニティセンターの配置の動きとか、いろんな部分があるかと思っておりますけども、それとはまた別個に、新市庁舎を建設する上で、その新市庁舎の機能を補完する施設整備、例えば駐車場、例えば職員駐車場をどういうふうに確

保するのか、もしくは、今、書庫とか倉庫がかなり分散化して配置をしてある状況があると思っています。そういった部分をどういうふうにするのか。もしくは、確定申告になりますと、確定申告の会場が毎年のように変わっていく。そういった状況も今は見受けられています。ですので、今度、来年の確定申告、どこの会場になるのかなど心配することはありますけども、そういった部分を土地利用を進める観点から、どのように配置をしていくのか、どのように検討していくのか、その辺を、今、検討している状況があればお答えいただきたいというふうに思うところであります。

もう1点は、保健センター、それから勤労青少年ホームが入室しております高等看護学校の施設ですよ。これについては、新市庁舎が完成をする、もしくは西間別館が供用開始をされる。そうなりますと、その施設については、まだ白紙の状態というふうに伺っているところでもありますけども、その施設について、今、あの施設を見てみますと、まだまだ新しい施設でありますから、どのように有効活用を検討していらっしゃるのか。もしくは、それについては、人吉医療センターとの協議を進めながら、取り組みを進めていく必要があろうかと思っていますけども、その辺で、現在、どのような協議をされているのか。その点が説明できるようであれば、2点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

市長も施政方針で本市の土地利用を非常に憂いておりまして、今後、これが一番メインになってくるということを考えております。

ついででございますので、本市の現在の第5次総合計画にうたわれております土地利用の構想を少し前段で申し上げておきたいと思えます。

現在、本市のエリアを、全域を自然・農林業ゾーン、これは北部のほうになります。それから、都市計画区域、これは川北、川南になります。それから、産業ゾーン、これが中核工業用地、この辺になって、あと南部のほうは自然・農林業ゾーンになっていると。4つに区分けされているという状況でございます。

その真ん中を占めます川北、川南があります都市計画区域ゾーン、これがどういうふうに区分されているかという、まず、中心商業・業務ゾーン、これは中心市街地のことでございます。それから、産業ゾーン、これが工業団地、工業用地のゾーンでございます。3つ目がスポーツ・レジャーゾーン、これは村山公園一帯をいいます。それと4つ目が歴史・観光ゾーン、これは人吉城跡、それから永国寺付近まで行くわけでございますけども、この辺をいうと。5つ目が文化・スポーツゾーン、ここはカルチャーパレスとか、スポーツパレスのゾーンをいいます。それから、6つ目が観光・レジャーゾーン、これは石野公園周辺をいうわけです。7つ目が球磨川河畔ゾーン、そして、8つ目に自然・農林業ゾーンで、大きく8つに分けてあると。西間下町に建設される新庁舎は、ゾーンの的には、私が先ほど申し述べました4つ目の歴史・観光ゾーン、人吉城跡、永国寺に位置することになっています。

ただ、第5次の総合計画策定時、これは平成23年につくっていますけども、そのときには市庁舎の位置がまだ決定をされておりましたので、まだこの地域を特別なゾーンには指定していませんでした。平成15年度策定の都市計画マスタープランにおいては、この地区は文教地区になって指定されているようでございます。

議員御質問の新市庁舎建設に際し、機能を補完し、バックアップするような施設整備、具体的に職員駐車場とか、倉庫とか、書庫、もしくは確定申告会場、私たちはイベントの駐車場、もうこれをいつも確保するのに大変な思いをしているものですから、それも含んで、土地利用の観点からどう進めていくのかということ、現在、協議中でございます。

新市庁舎一帯は、恐らく災害連携エリアゾーン、これは市庁舎を中心に、第一中学校、それから医療センター、それから球磨地域振興局、これが恐らく災害連携エリアになってくると思います。それと、地域自治エリア、これは高等看護学校周辺、この辺になるんじゃないかなというふうに思っているわけです。人吉保健所もあるわけでございますけども、この辺のエリアになるのではと。もう一つが、市庁舎をバックアップする、機能を補完するエリア、この3つにゾーン分けを行い、現在、検討を重ねておるといような状況でございます。

ただ、難しいのが、そのエリアの中心をどこに据えるのか。これは当然、もし土地を購入するような状況になったり、例えば施設整備になった場合の財源をどうするのか。そういうことを考えたときに、これは総務部が中心となって、現在、国、県の関係機関及び地域の民間の関係者とも、実際、協議を行っておりまして、特に県が持っています人吉保健所をどう取り扱うのか。これはもう県のほうから、実際、そういうような話もちらほら出てきておりますので、そういうことも含めて、やはり今後、議論が活発になっていくと考えております。

この問題の解決には非常に大きな課題がいっぱいありまして、恐らく難航することは間違いございませんけども、それでも、可能な限り短期間で経費をかけない方策を見つけていかなければならないと考えておるところでございます。いずれにしましても、議会のほうにしっかり御相談しながら、その方向性を決定していきたいと思っております。

それからもう一つ、高等看護専門学校の将来の活用方法でございますけども、これは現在、保健センターと勤労青少年ホームが入居しているという状況でございますので、今はまだいいんですけども、議員が申されたように、例えば西間別館をリニューアルしたときに、保健センターはその1階の部分に移っていくように、今、計画をされております。考え方としましては、やはりお互いに、本市と医療センターが互いに抱える将来課題をお互いに補完し合う。そして、解決に導くための現実的な協議をしなければならないと。それがベストであるというふうに考えておりますので、この施設を、看護学校をお借りしてからも、現在、総務部が中心となって、病院のほうとは継続的に協議を進めておるといことでございます。この案件も、さきの質問と同様に、一定の整理、方向性を示すことができましたならば、当然適切な時期に市議会のほうに御相談をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 土地利用の観点から、やっぱり非常に重要な課題があると思います。

やはりなかなか今、協議をされている中で、具体的な部分が見えてきていないところがあるようでありまして、やはりその点については、新市庁舎が供用開始するまでに、ある一定の方向性は導き出すべきかなというふうに思いますので、その辺を踏まえながら、十分な協議をしていただきたい。そして、やっぱりきちとした説明をしていただければと思いますので、それをお願いしたいなというふうに思っているところなんです。

それともう一つ、気になるのは、今、カルチャーパレス、仮本庁舎として使用しておりますけれども、このカルチャーパレスもちょっと考えられるんですね。結局、西間のほうに新市庁舎のほうに移転をするということになりますと、またこちらのほうが空洞化をしてしまう。中心市街地、また、向こうの川北と同じような状況もこちらのほうは考えられる。そういった状況になろうかと思っています。

ただ、今、このカルチャーパレスについても、この中原校区もしくは西瀬校区、また、西校区の一部等を考えた場合には、非常に重要な位置にここはあるというふうに感じています。ですので、やはり新市庁舎が移ってから、このカルチャーパレスのホール等が果たす役割は非常に大きな部分があるというふうに感じているところなんですけれども、このカルチャーパレスについて、新市庁舎移転後、供用開始後、どのようにホール等を活用されるのか。この辺もやっぱり確認をしておく必要があるのかなというふうに思っているところなんです。

市長は、このカルチャーパレスに庁舎をというふうなことで、選挙公約として訴えてこられておりますし、そういったことを考えますと、やはりこのカルチャーパレスをどう有効活用していくのか。これは非常に重要な課題だと思っています。今、このカルチャーパレスについては、どのような方向性で検討されていらっしゃるのか、確認をしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

この新庁舎建設後のカルチャーパレスの活用方法と協議状況でございます。現在、新庁舎の供用開始は、計画では平成33年4月になっておりますので、それ以降のカルチャーパレスの仮本庁舎のあり方を、また、公共施設等総合管理計画をつくっておりますので、それを十分に踏まえて、この地域の、議員も申されたように、コミュニティの核となるカルチャーパレスの有効利用をあわせて検討するというところで、現在、カルチャーパレス仮本庁舎業務終了後のあり方検討会議なるものを総務部と教育部が中心となって立ち上げまして、新庁舎供用開始後、速やかにその新カルチャーパレスへ業務が、次の業務へ移行できるように、協議に着手したということでございます。ただ、これがもう2年間、もう来年が平成30年ですから、もう3年ぐらいしかないものですから、そんなに時間はないわけではございまして、これ

も安閑としておられない状況にあるということでございます。

現段階では、具体的な構想をお示しすることはできませんけども、考えられる方向性、例えばこのコミュニティ棟に限定して言うならば、仮本庁舎前の状態に単に戻すと。そういうことではなく、さきの分庁舎の話も出てまいりましたけども、そういう構想も視野に入れながら、住民自治を集約した、言葉的には複合施設なるものを目指すべきではという意見が、そのカルチャーパレス仮本庁舎業務終了後のあり方検討会議の中で多く出されているということでございます。

カルチャーパレスは、交通の便は比較的良好でございます。それから、建物の安全性も担保されておりますので、長所を生かすことで、最終目標にある住民自治を集約した、先ほど私が申し上げました複合施設への転換は十分可能であると考えております。

ただ、図書館部分につきましては、構造及び機能性に難点がありますことから、これは改善に向け、重点的に図書館だけについては十分協議を行っていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） さまざまな活用方法が検討されると思いますけども、やはり本当に供用開始された後は、その新しいカルチャーパレスがスムーズにやっぱり機能が発揮できるように取り組みを進めていく必要があるかと思っております。ですので、あと2年、3年の期間がありますけども、その中で、やっぱり十分な協議、検討はしていただく必要があるかと思っております。やはり直前になって、こういうふうにしようかとか、そういう部分ではなくて、直前になって、もうきちっとスムーズに移行できるような体制で進めていく。これがやっぱり私は重要だと思っておりますので、そういった意味も含めて、今後もさらにあり方検討会等の中で、住民自治に十分に反映できるような、そういった施設の活用方法を検討いただくようお願いしたいというふうに思います。

さきの庁舎建設の特別委員会においても、執行部のほうから、人吉らしさについて説明を受けたところであります。説明では、人吉らしさを演出する際に、100年の景色に溶け込む庁舎、周囲の景観を阻害しない庁舎、周辺と調和する庁舎、お城、球磨川、蓬莱山、文教区とコンセプトする庁舎の4つを地理的条件として示されておりますが、歴史の重みを考えますと、この方向性は間違いではないのかなというふうに思っているところであります。

そこで、この項目については最後の質問になりますけども、市長のほうにお尋ねをしておきたいと思っております。

市の土地利用という観点から、今後、50年もしくは100年につながるまちのあり方に思いをはせるときに、今後、本当にどうあるべきなのか、どう考えるべきなのか。もしくは都市計画マスタープランにおいては、今、2022年までのスパンで策定されておりますけども、そ

の都市計画マスタープランの中で、きちっと位置づけることによっても、このまちの方向性が変わってくるのかなというふうに思っております。そういった点も含めて、今後のあり方について、改めて市長のお考えを聞いておきたいと思えます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

新市庁舎の建設につきましては、現在も新市庁舎本体はもちろん、建設に附帯する機能や施設について、活発な検討や御議論をいただいております。最初に述べました相良清兵衛さんたちも、人吉の行く末を案じながら、検討の末、まちづくりを行ったんだろうなと想像し、その時々政治の責任の重さ、考え方によっては、政治のだいご味というふうにも捉えたりしているところがございます。

さて、50年後、100年後を見据えたまちづくり、そのベースであります土地利用ということですが、最近、まちづくりということについて、歴史の積み重ねによって付加される部分と、そぎ落とされる部分、これは洗練されると言いかえていいと思うのですが、この2つの要素があるのではないかと考えております。

私が9月の議会で、昔からそこにあるように、風景に溶け込んでいるとか、違和感がないとお話ししたのも、いい意味で、個性をそぎ落としている、たたずまいによる美しさといったものを醸し出すことが人吉らしいと考えたところです。

人吉市は、森林に恵まれている反面、平地が少なく、使える土地の有効活用というのが常なる命題です。そういった意味では、必要なものを洗練して、機能的に使うというのが最も人吉らしい土地利用のあり方で、総務部長が先ほど言いましたように、新市庁舎をめぐる現状について、課題等をお話ししましたとおり、新市庁舎周辺エリアの土地、施設の活用でも、いかに洗練して機能を発揮するかといった本市に与えられたテーマみたいなものがかいま見えるものと考えております。

本市では、人吉らしさを追求したランドデザインを策定し、それを受ける形で景観形成計画を策定中です。そして、新市庁舎建設事業や、公共施設等総合管理計画のアクションプランも並行しており、この流れの先に新たな都市計画マスタープランが集大成として、本市まちづくりの青写真を描くものになると認識をしており、同時に、議員御指摘のように、次期都市計画マスタープランは、50年後、100年後の人吉の土地利用をさらにコンパクト化し、誘導するものでなければならないと考えております。

そして、さらに人口減少社会が続くと予想される中で、50年後、100年後の広域的な想定も当然本市に課せられた責務であると考えておきまして、人吉球磨圏域の中心として、どうあるべきなのか、そういった見地でのまちづくり、そのベースである土地利用についても、あわせて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） この地域に限らず、抱えている最大の問題は、やはり市長が答弁されましたように、人口減少問題、それから高齢化社会の急速な進展、これはもう深刻な問題でもありますし、人吉だけが抱えている問題ではないというふうに思っております。そういった部分も踏まえながら、土地利用計画を含めた、やはり今からのこのまちの描き方、これについては、やはり描き方によって発展するのか、もしくは廃墟と化してしまうのか、そういった予先が分かれる、そういうふうに思っておりますので、ぜひこのことについては、先ほど市長が答弁されたように、きちっとした気持ちを持って、また、しっかりとした眼力を見据えて、今後の100年後もしくは1000年後、ちょっと言い過ぎましたけども、やはりそういった見誤らない土地のあり方、都市計画のあり方、そういったものを考えて、進めていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひそういった気持ちで取り組みをよろしくお願ひ申し上げておきたいと思ひます。

以上で、このことについては終わっていきたくと思ひます。

次に、学校健診等情報のデータベース化についてであります。

このことにつきましても、施政方針でも述べておられます。また、その後の全員協議会においても詳しく説明をいただいたところでもあります。ただ、説明を聞いておって、もしくは施政方針を聞く中で、気になった点がありましたので、その気になった点について確認をしたいなということで、通告したところでもあります。

1点目として、この取り組みについては、県内他市町村に先駆けて参加することにしたというふうに施政方針で述べておられます。県内他市町村に先駆けて参加をする意義はどこにあるのでしょうか。この点をお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現在、本市では、市民の皆様健康で生き生きとした生活を送っていただくことを目的として、健康寿命の延伸に向けて、市民、行政、関係機関、団体等が連携して、健康づくりに取り組んでいるところでございます。しかしながら、現状といたしましては、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が増加している現状にあり、結果、医療費や介護給付費が増大しており、さらなる取り組みの必要性を認識しております。

今回、本市で取り組みます学校健診等情報のデータベース化は、本年6月に開催されました全国青年市長会の場で内容説明をいただいたものでして、一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構という京都大学の先生方を中心に設立された組織が、総務省や文部科学省、厚生労働省など、国の支援を受けて取り組んでおられるものでございます。

この事業は、平成27年度から始まっており、参加されている自治体は、平成27年度からが11団体、平成28年度からが50自治体ということでございます。本市が参加する理由といたしましては、この事業が国の支援を受けられ、将来的には健診等の情報資源を活用して、予防医学による個人の健康増進と、それによる労働生産性の向上や、地域における健康政策、産

業振興や医療費削減に生かしていくということに加えて、データベース化後には、個々の生徒に当機構の小児科医が作成した健康へのアドバイスなどが記載されたレポートが還元されることにより、若い時期から健康への意識づけができるのではないかと考えているところでございます。

なお、既に参加をされている先行自治体における生徒、保護者を対象に実施されたアンケート調査では、健康レポートを受領した生徒個人はもとより、保護者の健康に対する関心と、健診受診の意欲が高まったとの結果が出ているとのことでございます。

今申し上げた理由で参加を決定したわけでございますが、当時、熊本県内でこの事業に参加されている市町村はなかったということから、本市が県内初の参加ということで、施政方針の中で「先駆け」という表現をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） その今回のデータベース化について、今、市長が答弁されましたように、いろんな活用ができるというようなことで、これについて、私、反対するつもりで質問しているわけではありません。ただ、こういったデータベース化に取り組む上で、重要な部分をやはりきちっと確認をしておく必要があるのかなというふうに私考えておりますので、私がちょっと疑問に思っている部分について質問しているところなんです。

そこで、このデータベース化について、この全員協議会の資料をみますと、基本的には、毎年、中学3年生が対象となるというふうに記載をしてあります。ですので、その毎年、中学3年生が対象となる理由はどこにあるのか、この点をちょっと確認をしておきたいと思っております。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

学校健康診断の個人帳票につきましては、義務教育期間を経年比較できるように、9年間の健康診断結果を1枚のシートに継続して記録するようになっております。今回の取り組みで中学3年生を対象とする理由といたしましては、小学1年生から中学3年生までの義務教育期間、9年間の全ての健康診断結果が記録してあることで、対象児童・生徒の発育状況等の把握ができ、保護者や生徒一人一人に対して、経時的な健康診断データを還元することにより、将来の生活習慣病などの疾病予防や、食生活の改善の一助となることを目的としているということが理由でございます。

今、ここに持ってきているのが、実際に、今、学校で使っている健康診断票ですけども、この1枚のシートで、小学校の1年生から中学校3年生まで9年間で毎年ずっと記録をしていくようになっていると。裏のほうは歯医者さん、歯科のほうの健診データを記録するというものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 中学3年生の時点で、小学1年生から中学3年生までの9年間の記録ができるので、その9年間の記録をデータベース化するという事なんですよ。ただ、その中で、この資料を見てみますと、個人情報には完全に省いて取り扱われるために、個人情報保護法や条例には抵触せずということ、全く抵触しませんよというふうなことで書いてあるわけなんですよ。ところが、そういった個人の生徒の一人一人の9年間のデータを提供するという事になりますので、本当にそういった法に抵触しないのかなと、ちょっと感じるところなんですよ。ですので、もしそういった資料を提供するという事であれば、生徒もしくは保護者の同意が私は必要になるというふうに思うんですけども、その辺の考えについてはいかがでしょうか。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

学校健診等の情報提供につきましては、個人情報を完全に匿名化して提供するという事でございますが、今月、12月に入りまして、各中学校で開催されております学期末のPTAの際にお時間を頂戴いたしまして、保護者の方々へ取り組みの趣旨説明を行い、子供さんの健康診断結果の情報提供について、全ての保護者へ学校健診等情報提供申出書を配布することとしております。また、生徒には、ホームルームの時間を利用して、担任の先生から取り組みの趣旨説明をしていただくことになっております。全ての保護者に申出書を配布した後、承諾する、もしくは辞退するという意思表示を記載して学校に提出していただき、承諾していただいた保護者の子供さんの分のみを機構へ情報提供するという事でございます。

なお、御承諾いただきました保護者の方には、子供さんが卒業されるまでに、医師等からのアドバイスが記載された個人ごとの健康診断シートを還元することとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 保護者の同意はとるんだということですよ。生徒の同意はどうなんでしょうか。中学3年生となれば、自分で判断能力はあると思っています。保護者の同意にかかわらず、生徒は生徒自身で判断できるのではないのでしょうか。その辺の考え、やっぱり生徒をどういうふうに尊重されるのでしょうか。その生徒の考えについて、私は確認する必要があるのかなとちょっと思うところなんですよ。

それともう1点は、そういった例えばいろんな公文書等については、公文書等を管理するために、法令とか規則とかが定められているわけですよ。ですので、例えばこういったデータベース化をするというこの取り組みについても、何らかのそういった法令とか規則に明記をして、データベース化の取り組みをする必要があるのかなというふうにもちょっと思っているところです。何も規則とかなんかにうたわずに、ただ単にこういった形でデータベース化しますよと。保護者の同意だけをとって、情報を提供しますよと。それだけでいいん

でしょうか。その辺についての考えはいかがでしょうか。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。

まず、保護者の同意もですけれども、生徒本人の同意ということですが、一般的に未成年者の行為については、保護者の同意が必要というのが一般的に行われている原則ですけれども、そういうことを踏まえまして、これまでも小中学校のいろんな活動において、必要に応じて保護者の同意をお願いしてきたということがあります。

今回も、その趣旨に沿って、保護者の同意をお願いするというところでございますが、中学3年生であれば、今、議員からお話があったように、生徒自身が理解力と判断力を持っているというふうに思われますけれども、今回は生徒から同意をとるということではなくて、担任の先生から、この事業の趣旨、将来に向かって健康、医療、保健などの水準向上のために、この基礎資料として活用するという、また、完全に匿名化されることで、個人情報の保護がきちんとできるというようなことを丁寧に生徒たちに担任の先生から説明していただくことで、生徒の理解を得て、事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、後段に申されました、規則、規定等が必要ではないかということについてですけれども、学校の健康診断については、規則、規定上は、人吉市立小中学校管理運営規則というのがありまして、その中で、学校においては、児童・生徒の健康診断を行い、健康診断票を作成しなければならないという規定があるんですけれども、それ一行書いてあるだけで、その内容とか、方法とか、記録とか、様式とかについては、詳しい規定は何もないということでございます。そのため、今回の事業をするのにおいても、個別具体的な取り扱いについては、相手方との契約書において、その契約書でいろんな内容を細かく規定するというところで運用したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 12番。笹山欣悟議員。

○**12番（笹山欣悟君）** 委託契約で綿密に内容を決めるということですが、ちょっと私、気になるのは、個人情報を学校から持ち出すことはないということのようなんですよね。ただ、何で私は規則に明記する必要があると聞いたのは、結局、この資料を見てみますと、結局、そういった個人情報を独自に暗号化するわけですよね。暗号化してスキャンして持ち出すわけでしょう。勝手に暗号化していいんですかという問題があると思うんです。そういった部分をきちっとやっぱり規則なんかで、どういった形で暗号化するか、その暗号化も、例えばこの機構が独自のソフトで暗号化をして持ち出すわけですよね。ほかのところへ持ち出すことはないわけですよね。だから、そうやって勝手に暗号化するから、暗号化してデータスキャンするから、その個人情報を学校から持ち出すことはないんだということが、どうしても私はひっかかります。そこをやっぱりきちっと検討する必要があるのかなというよ

うに思うんですよ。暗号化すれば全く持ち出されないんですか。暗号化したら、結局、暗号化した部分を持ち出すわけでしょう。それが、そういった形で、全く個人情報が完全に取り除いて行われると。そういうふうにそれを解釈していいのかという部分が、非常に私は気になっているところなんです。本当にそれだけでいいんでしょうか。その点について私はちょっと理解できません。もう少し理解できる説明をいただきたいなというふうに思っているところであります。

もう1点は、例えばそうやって、結局、データを活用して、自治体に返ってくると。自治体で活用するとした場合に、このデータの活用について、結局、いろんな活用をすることは考えられると思うんですけども、逆にそのシステムを活用する場合に、システム構築の必要性が出てくるんじゃないかなとも思うわけなんです。そのデータを活用するために。なら、その時点でまたシステム構築のための経費がかかるんじゃないかなと。その辺がまだ具体的にちょっと示されていませんので、この辺も確認をしておきたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後3時03分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○教育部長（松岡誠也君） 時間をとっていただき、大変申しわけございませんでした。それでは、お答えいたします。

児童・生徒の健康診断のデータ、個人情報を外部提供するということですので、守秘義務、個人情報保護ということについては、私たちも大変その辺は重要視しておりまして、検討したところでございます。機構のほうで説明された、また、私たちが検討した内容について御説明を申し上げます。

個人情報保護法の第76条と、それから、市の個人情報の保護に関する条例のほうは第12条ですけども、同じ内容を記載してあるんですが、個人情報の利用及び提供の制限ということで、一般的には収集した個人情報は、当該実施機関——市ですね、市の利用以外に外部提供をしてはならないということが一般原則なんですけども、それに対して例外規定として幾つか、以下のような場合には提供していいという例外規定が設けてございます。その中の1つに、「専ら学術研究又は統計の作成のために当該個人情報を使用する場合」ということで、今回は学術研究、医学的な研究で、これに該当するというので、個人情報の外部提供が可能であると判断しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） それでは、私のほうから、活用する場合のシステムの構築

の必要性、また、その経費について、答弁をさせていただきたいと思います。

学校健診情報のデータベース化につきましては、毎年度、私ども自治体に対しましては、学校ごとの健康情報や経年の変化、他の自治体や他の地域との健康状態の比較という集計レポートが提出されるものでございます。また、そのレポートにつきましては、現在のところ、学校での健康教育に反映していただくこと、また、本市の増進計画や食育等の各種計画策定の基礎資料として活用をしていくことを考えているところでございまして、生徒個人の電子データを取り込むシステムの構築、また、新たなシステム、また、健康管理システムなどの既存システムの取り込みの活用というのは、現時点では想定をしていないというところでございます。

なお、学校に保存いただく生徒個人のデータにつきましては、機構が開発したアプリケーションをもとにデータのやりとりを行いますけれども、そのアプリケーションのインストール、また、レポートの作成経費等につきましては、機構側が全額負担することになっておりまして、現在、私ども市町村のほうには経費のほうは発生はしていないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 個人情報保護条例ですね。結局は例外規定で活用できるんだというふうなことで、きちんと説明ありましたので、その辺は理解をしたところであります。

システム構築の必要性については、今のところ、そういった活用でいいかもしれませんけれども、将来にわたってみれば、それはやっぱりデータを活用する部分は出てくるのかなと、ちょっと危惧するところなんです。私がちょっと先走った質問をしたかもしれませんけれども、将来的にはやっぱりそういった部分が出てくるのではないかなということもちょっと思っているところであります。結局は、この資料にも書いてありますように、母子保健情報、それから学校健診情報、それから医療の診療報酬請求の情報、それから介護認定情報等、こういった情報等についてもデータベース化されるようになるように書いてあるわけですけども、それにいろんな情報がデータベース化されるということであれば、やっぱり総称した中での活用方法が検討されるべきかなと思っているところです。

それともう1点は、そういったデータベース化される場合のその指針となる、私はそのデータヘルス計画が必要ではないかなとちょっと感じる場所なんです。やっぱりいろんなさまざまな情報等を利用する、活用する中で、やはりその指針となるデータヘルス計画を作成して、こういった事業等に取り組む必要があるのかなというふうに私は感じている場所なんですけども、その辺の考えについてはいかがでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君） お答えいたします。

今回の取り組みにつきましては、ただいま議員のほうも申されましたように、将来的には

母子保健情報、学校保健情報、特定健診情報、診療情報——これはレセプトの情報でございます。介護情報などをリンクさせまして、予防医学による個人の健康増進や、地域の健康福祉政策などに役立てようというものでございます。

現在、紙ベースで保存しております学校健診情報のデータにつきましては、データベース化するというところでございましたけれども、データとして保存いたしますので、将来は先ほど申し上げました各種の情報とリンクを目指すということで考えているところでございます。

それから、今、議員お尋ねになりましたデータヘルス計画というものでございますけれども、このデータヘルス計画と申しますのは、国民健康保険の保険者の単位で策定する計画ということになっております。これにつきましては、国民健康保険の被保険者を対象に、効率的に保健事業を展開するための計画ということで策定するというところでございますけれども、今回のデータベース化によって提供されます健康レポート等の情報につきましては、これにはちょっと現在のところはリンクは考えておらないところでございます。

今後、策定いたします健康増進計画というのがございますけれども、これにつきましては、市民の皆様を対象とした計画でございますので、そのような計画を策定するための基礎資料としては活用を考えているところでございます。ただし、これがことし始まる事業でございますものですから、次期計画が平成30年度からになっておりますけれども、次期計画にはちょっと間に合わないということでございますので、次々期の計画から活用させていただければなということで考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 私がデータヘルス計画について、ちょっと間違った認識をしておったようでありまして、そういうことであれば、やはりそういった健康増進計画の中で、今後、きちっとした位置づけをしながら、取り組んでいく必要があるかと思っておりますので、ぜひそのようにお願いをしたいというふうに思っております。

また、先ほどいろいろその個人情報の関係とか、いろいろ話をしましたけれども、やはりこれも個人情報保護が漏れないような形で取り組むことが重要だと思いますので、それと、本人の同意もしくは保護者の同意、この辺をやっぱり確実に取り組みをされながら、実施をしていただければと思いますので、そのようにお願いをしておきたいと思っております。

以上で、この件については終わっていきたいと思っております。

続いて、学校教育から、小学校における英語教育についてであります。

文部科学省は、小中学校の学校教育の基準となる学習指導要領を改訂し、改訂された内容での授業は、2020年度から順次導入される予定であります。今回の改訂によりまして、これまでの知識偏重型から脱却をし、思考力や表現力を主体的に育むアクティブ・ラーニングを重視する方針で、ポイントは英語教育の強化と、地理、歴史、公民に新必修科目のようでご

ざいます。

英語教育の強化に関しましては、急速に進むグローバル化に対応し、国際的に活躍できる人材を育成するため、小学校からの英語教育を強化する方針で、現在、小学校では5・6年生に対して英語を聞いたり、話したりして、なれ親しむ外国語活動が行われておりますが、今後はこれを3年生に前倒しをして、週1回程度実施するようであります。その後の5・6年生においては、英語を正式な教科にした上で、コミュニケーションの基礎を養成するため、聞く、話す、読む、書くを意識した授業を週2回程度実施をするというようなこととなります。

そこで、本市において、この新学習指導要領に向けての現状と課題について、どのように認識しておられるのでしょうか。この点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

平成32年度から新学習指導要領が全面実施されますことは、議員が述べられたとおりでございます。内容等も含めてお話しいただき、ありがとうございます。新たに3・4年生が外国語活動として、5・6年生は外国語科という教科としてスタートするわけでございます。また、その全面実施に向けた準備期間の先行実施期間は、平成30年度、来年度から平成31年度の2年間となっております。本市は来年度から、先行実施における外国語活動指導時数を全面実施時の規定どおり、3・4年生を35時間、5・6年生を70時間と設定し、現在、その先行実施へ向けた教職員の指導力向上のため、低学年も含めた全学年で外国語活動を実施しております。

なお、西瀬小学校は、特例校という指定を受けておりますので、指導時数はほかの小学校よりも多くなってはおりますが、残りの5校につきましては、1年生から4年生まで、年10時間から15時間、5・6年生は年35時間でございます。現在のところ、1年生から4年生までは、文部科学省からの指導冊子はございませんので、一昨年度、人吉市外国語活動運営協議会が作成した指導案を参考にして指導しているところでございます。

課題についてでございますが、新学習指導要領では、3・4年生の内容は、ほとんど現在の5・6年生の内容を3・4年生用にアレンジしたのになっており、また、新学習指導要領の5・6年生には、今までになかったアルファベットの表記とあわせ、簡単な文や単語の読み書きが導入されております。この新指導事項を5・6年生の各担任がどのようにわかりやすく楽しく指導していくのか、教職員の指導力向上が課題であると捉えております。新しい学習指導要領の全面実施に向けて、私たちもしっかり勉強してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 教職員の指導力が課題であるというふうに認識をされているようであ

りますけども、ただ、やっぱり今の現状、それから課題を、今、答弁いただいたところなんですけども、そのような課題を含めた中で、今後、やっぱり完全実施に向けて、どのような方針をもって取り組みを進められるのか、この点もお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

本市では、来年度からの先行実施、これはもう県下でも、ほぼそういう形で進むようでございますが、平成32年度からの全面実施、また、平成33年度からの中学校英語の全面実施も見据えまして、本年度から英語テクニカルアドバイザー1名を新たに採用し、課題解決へ始動したところでございます。日常的にALTと市内小中学校を訪問し、教職員の指導力向上に努めているところでございます。

また、一中、三中校区と二中校区で研究授業を中心とした小学校外国語活動合同研修会とあわせ——これはそれぞれの校区でやるときには、その校区の小学校の先生全員参加となっております。あわせ、中学校英語教員の全員研修も、各学期に1回実施しているところでございます。

新学習指導要領に向けての研修は、9月の二中校区、11月の一中、三中校区合同研修会のときに実施しており、教職員の学習指導要領に対する認識も高まってきていると思われます。しかしながら、先ほど課題でも申し上げましたとおり、5・6年生における学習内容と指導力向上が重要であると理解しております。

先行実施がスムーズにできるよう、教職員の指導力向上に向けて、英語テクニカルアドバイザーによる日常指導や、研修の充実を図っていく所存でございます。日常的に多くの機会を捉えながら、研修を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 英語力の指導力向上に向けて、アドバイザーとか、ALTとか、また、研修をされながらということで、かなりそういった形で取り組みをされておられるようですけども、やはりそういった小学校に全般的なそういった英語教育が入ることになりますことを考えると、小学校の先生にかなりの負担増が考えられるのかなとちょっと思うところなんです。今、自分たちの、それぞれの先生たちの専科の中で子供たちの授業等されておると思っておりますけども、それに加えて英語の指導力を身につけなければいけない。本当に先生方にとってはかなりの負担増になると私は思っております。そのような状況を、今、どのように認識されているのか、このあたりをちょっとお尋ねをしておきたいと思ますし、そのような先生方の、小学校の先生方の負担増を考えたときには、逆に、小学校に英語専科の先生の配置、これもやっぱり当然必要になってくるのかなってちょっと思うところなんですけど、この点についてどうお考えなのか、お尋ねをしておきたいと思ます。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

今、議員のほうからお話があったように、小学校の担任の負担増という捉え方なんですけど、この件につきましては、本当に心配される、危惧される部分でございます。

文部科学省は英語指導者の例として、学級担任、英語専科教員、指導の助手としてALT、地域の外部人材等を挙げております。しかし、本市としましては、小学校外国語活動に大切なことは、やはり担任個人が持つ学級経営であると考えております。それがなければ、学級全体で楽しく、また、間違いを気にせず、スムーズに英語を伝え合うということも難しいのではないかなと感じております。担任が指導するということが基本であると私は考えております。また、それが負担感につながるということも心配されるわけですが、これは自分の指導技術に対する不安から来るものであると捉えております。今までなかった教科を小学校の担任として授業するわけですから、それは確かに不安は大きいものがございます。そこで、さきに述べました取り組みを通しながら、指導技術が少しずつでも向上すれば、負担感も軽減していくのではないかなと考えているところでございます。

全国的には、担任の負担軽減のために、本市のように、英語テクニカルアドバイザーを活用しながら、各担任の指導技術の補充を目的に、負担感を軽減している他県の例もございません。

また、文部科学省も、教員研修の支援として、英語教育推進リーダー中央研修、また、中核教員研修等を実施しております。本市からも数名の教員がそこで研修を受け、効果的な指導を各研修会で教職員全体に理解させているところでもあります。つまり、人材活用や研修を活性化させることで、担任の指導技術の負担感を軽減するというところでございます。

また、英語教員の配置の面からも、英語科の教員を持っている小学校教員の増員も視野に入れながら、担任の英語指導力の向上に向けた研修の実施、そして、ALTと英語テクニカルアドバイザーを寄与させることで、英語教育を推進してまいりたいと存じております。やはり負担感を軽減するということにつきましては、目の前にいる子供たちに直接授業をする教職員の指導の姿でございますので、そこ付近につきましては、十分な手当てをしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 先生たちが、今、教育長が答弁されたように、そういった気持ちをもって取り組みを本当にされればいいと思うんですけども、もしかしたら、若い先生はそういった気持ちで、どんどん自分の知識として取り込むことができるんじゃないかなと思いますけども、ある程度年齢のいった先生方が新しいものを取り込む、大変な苦労が私はあると思っています。その辺がちょっと気になっているところなんですよ。

実は、数日前に、学校の先生ともちょっと飲んで話をしたところなんです。いや、やおいかんばいて、もうおどましゅうごたなかばってんなというふうな話もやっぱりされている

んです、その小学校の先生がですね。そういったことを聞いたときに、本当にこれ、小学校の先生、大変な時代に入ってきたなというふうに思いますし、逆に、そういった英語の専科を持っている先生が、そういった英語の免許状を持っている先生が小学校にふえてくることによって、その英語専科の先生たちが、ちょっとかわりにじゃないですけども、協力して指導することができるとか、そういったところでかなり負担感は避けられるのかなというようなことをいろいろ思ったりとか、いろんなことをちょっと思ったりしながら、先生と話したところなんですよ。そういったところで、先生たちの負担増につながれば、それがやっぱり子供たちの教育に影響があると思いますので、その辺は今後、ぜひその辺も見据えて、取り組みをお願いしたいなと思っておりますので、あくまでも、くれぐれも先生たちの負担増につながらないような取り組みの中で、指導をお願いできればと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、帰国子女・外国人児童生徒の教育についてということであります。

こういった帰国子女もしくは外国人児童生徒について、実は、若干気になる情報をちょっといただいたものですから、通告した次第であります。まずもって、現在の各小中学校における、帰国子女もしくは外国人児童生徒の現状と、市の取り組み状況について、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

現在、市内の小中学校には、外国籍を有すると思われる児童が3名在籍しております。本市の取り組みといたしましては、日本語の授業では支障を来す児童・生徒が在籍している場合の支援のため、毎年度の当初予算におきまして、日本語初期支援ボランティアの報償費を計上し、要望があれば学校に派遣できる体制を整えております。現状といたしましては、平成25年度以降、市内の小中学校に派遣した実績はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 現在3名在籍ということですよ。市の取り組みとしては、日本語初期支援ボランティアの報償費を毎年度計上されているようですが、平成25年度以降は使っていないというようなことでもあります。その日本語初期支援ボランティアの資格はどうなっているのでしょうか。また、その職務と、要請があった場合の対応についてはどういふふうにするのか、この点をお尋ねをしておきたいと思ひます。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

日本語初期支援ボランティアにつきましては、人吉市日本語初期支援ボランティア実施要項に基づいて派遣いたします。日本語の指導や支援が必要な児童・生徒を受け入れた学校長が、授業等において、自校内での対応が困難であると判断したときに、学習支援等の協力を依頼できるボランティアを選考し、教育委員会が必要であると認めた場合に、学校長が選考

したボランティアの中から決定して、学校に派遣いたします。したがって、事前に学校長が選考した上での対応となりますことから、要請があった場合は、迅速に派遣できるものと存じます。また、本市の要項上では、ボランティアに対して教員免許状を有する等の条件はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 文部科学省で2年に一度のようでありますけども、日本語指導が必要な児童生徒に関する調査があつているようであります。これについては、やはり調査の目的を明確にさせて、職員に周知しないと、正確な情報というのは上がってこない可能性があるのではないかなというふうに思っているところなんですけども、この調査の方法については、現在、人吉ではどのように行われているのでしょうか。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査は、文部科学省が平成3年度に導入し、平成20年度からは隔年で実施されております。この調査は、日本語で日常会話が十分にできない児童・生徒、もしくは学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童・生徒が対象でございます。調査内容は、児童・生徒の言語、特別な指導を受けている人数、指導内容などでございます。

しかしながら、本調査は、日本国籍を有しない児童・生徒が対象となっておりますことから、調査結果では、日本国籍を有していて、支援が必要な児童・生徒数は判明しないことが実情でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 多分そうだと思うんですね。ですので、例えば両親のどちらかが外国籍であるというふうな家庭というのはかなりあるのかなというふうに思っているところなんです。ですので、例えばそのような家庭においても、日本語がわからない児童・生徒がおるんじゃないかなというふうにちょっと感じる場所なんです。状況等については私もわかりませんが、そういう場合の対応等についてはどのように行われておられるのか、この点をお尋ねをしておきます。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

平成28年3月の文部科学省公表資料によりますと、日本語指導が必要な日本国籍を有する児童・生徒は、近年、急増しており、対象児童・生徒が在籍する学校は、全体の約2割、自治体は約5割に達すると示されております。

本市の小中学校におきましては、現在、外国人の保護者を持つ児童・生徒数は、小学校6校で17名、中学校3校で4名の計21名が在籍しておりますが、生活支援や日本語指導が必要

な児童・生徒は在籍しておりません。

今後、本市の小中学校におきまして、日本語指導が必要な児童・生徒が在籍する場合には、さきに述べました日本語初期支援ボランティアとあわせ、熊本県教育委員会との連携により、児童・生徒の卒業後の進路までの一貫した指導と支援体制づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今、人吉に在籍している児童・生徒については、指導の必要性はないというようなことですね。

ただ、実際、実はNPO法人の団体で、人吉から、これは熊本市内になるんですが、人吉から来たフィリピンの女の子の支援ボランティアをされている方とちょっと知り合う機会があったんですね。もうごく最近です。その方によりますと、その女の子、彼女は、今、高校3年生なんですが、熊本市内におります。彼女は言語的なレベルだけではなく、そのせいで学力も低く、社会生活にも支障を来している状況ということであります。

来日については、1歳のときに多良木町に来たと。6歳で錦町の保育園に入園、そして、錦町の小学校に入学しています。そのときには日本語は話せることは話せるけど、先生の話がよくわからなかったと。校長先生が時々、漢字や国語を教えてくれたそうであります。

小学3年生で人吉市の小学校へ編入、日本語は少しわかったが、勉強はわからなかった。支援の先生が漢字や算数を教えてくれた。恐らくさっきの支援ボランティアの方だと思うんですが、学校へ行きたくなくて休みがちだった。友達はいなかった。話すこともほとんどなかったと。

中学校へ入学、これは人吉の中学校です。日本語がわからない、勉強ができない、週2回ぐらいおじさんが来て、漢字や数学を教えてくれた。これも恐らく支援ボランティアの方が指導されているんじゃないかなと思っているところなんですけども、それでも、友達ができない、誰とも話さない、学校に行きたくなくて、よく休んだと。

その後、家族で熊本市に転入をされ、編入されて、八代の県立高校へ入学されているんですね。ところが、八代の高校に入学しても、高校の授業もわからない。友達もいない。自分が話していることが相手に伝わらない。友達の話がほとんどわからなかったということで、2年生の2学期から不登校になって、11月には退学をしたと。現在、通信高校を自分で探して受検をしていると、そういった状況のようであります。高校1年生の12月現在の日本語力とすれば、その時点で小学2年生レベルの漢字力、それから、学力も同レベル、友達の話がわからない。もちろん学校の先生の話も全くわからない状況であるということでもあります。

今、頑張っていることは勉強で、日本語の先生と週1回、2時間、小学3年生の教科書を丁寧に読みながら、言葉の意味、漢字を覚える、文章の意味を理解する、それから小学3年

生からの算数をやると。そういったことをやっているようなんですね。今から頑張りたいことは、通信高校へ毎日通うこと。今は週二、三回は行っているようであります。高校のレポートを頑張って書く。それから、高校や進学後の学費のためのアルバイトを頑張るといことだそうなんです。

この子については、人吉の中学時代にかかわった先生からも話を聞くことができました。当時、その先生は、もう今は退職していらっしゃいますが、友達もいないようで、やっぱり大丈夫かなと気にかかっていたと。ところが、やはりそういった日本語支援とか、そういったところも何もわからなくて、自分もどうすればいいかわからない。すべも全くなくて、本当にどうすれば大丈夫だろうかと思っておったということで、ところが、それが、最近、その方もその熊本のボランティアの方から話を聞かれて、自分もよく知っている生徒だったと。やっぱりそういうことだったんですかということで、非常に衝撃を受けられたそうです。今でもやっぱり悔やんでいるという話をされたところなんです、今、私がそのような話をしましたけど、これについては、ことしの県人教の課題別研究の共生の教育という研究で、8月10日に植木で発表されているんですね。そのパワーポイントの資料をいただきました。こういった分です。これに私の話したことを具体的に書いてあって、当日は本人が話をしたいというふうなことだったけども、やっぱり多くの先生がいらっしゃるということで、ためらって本人は発表しなかったと。かわりの方が発表されたそうなんですけども、やはり大きな衝撃をいろんな方が受けられたということなんです。

確かに、人吉においても、さっき、教育長が答弁されたように、支援ボランティアが支援をされて、取り組みはされている状況はあるんですよ。ところが、今のさっき、私が話したような状況を踏まえますと、やはり支援ボランティアで指導したけども、結局、本人の気持ちが変わらずに、ほとんど効果がなかったように感じるんですね。ですので、やっぱりそういうことを考えると、きちっとした日本語指導が、その当時、必要ではなかったのかなと。日本語を理解する、学習力を理解する、そこをやっぱりきちっと判断できる専門の日本語指導が、その当時、必要ではなかったのかなと非常に感じたところであります。

そういったことで、先ほど、現在、外国人の保護者を持つ児童については、21名在籍しているというふうなことで答弁いただいています、現在は生活支援とか、日本語指導は必要な児童・生徒はいないということですよ。ところが、本当にそうなのかなとやっぱり思うわけですね。ですので、一回は専門の日本語指導員によるそういった面接等実施をして、子供たちの判断をする必要があるのかなと私は感じています。その点、どういうふうにお考えなのかということをお尋ねしたいと思いますし、ほかの自治体においては、やはりそういった専門の日本語指導員を派遣をして、子供たちの支援を行っている自治体があるわけなんです。それを考えると、やはりそういった派遣をしている自治体、そういったことを取り組んでいない自治体によって、そこにおけるそういった外国人児童・生徒が非常

に自治体間によって格差が出てくる。そういったことも考えられるというふうに思っているんですよね。非常に私、これ問題なのかなと感じていますので、この点についてどうお考えなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

今、議員が述べられたことを聞いて、胸を痛めております。と同時に、その高校3年生のお子様の今後を見るときに、頑張ってもらいたいというエールを送りたいという気持ちでいるところです。

近年、国際化の進展等によりまして、外国人を保護者に持つ児童・生徒が増加しており、日本語指導や、日本の学校への適応指導などの体制を整備することが重要な課題であることは、議員御指摘のとおりでございます。全国には、日本に生まれ、あるいは幼少期に来日した子供の中には、日本語も、母国語も、十分に発達していないまま、学校に通学している児童・生徒が存在していることは承知いたしております。現在、本市の小中学校に在籍している21名の児童・生徒におきましても、仮に日常会話は流暢とはいえ、学習したことの理解不足によって、進学や就職が困難な児童・生徒が存在していることも危惧されます。

学力保障や進路保障の観点からも、児童・生徒一人一人の実態を確実に把握し、個々に応じた指導、きめ細やかな指導体制を十分に整備することも必要です。児童・生徒が学校において主体的に学び、希望する進路が選択できる機会を保障し、将来にわたって不利にならぬようにするためにも、このたびの議員の御提言を重く受けとめ、取り組んでまいりたいと存じます。

現段階では、具体的な取り組み方法は控えさせていただきますが、まずは市内小中学校の児童・生徒の現状をもう一度精査した上で、県内の他自治体の実施状況等も参考にしながら、内容について検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今後、検討してまいりたいということで、実は、先ほど本村議員の発言障害による特別支援教育ですよね。その特別支援教育に対する教育のあり方、それと、今、私が質問しているこの外国人児童・生徒の教育のあり方、非常に大きな差が私はあると感じているんですね。これだけ特別支援教育については、いろんな加配をされながらやっぱりしていらっしゃる。でも、外国人児童においては、今後、取り組む検討をしたい。それだけの差があつていいんでしょうか。私は同じ人間だと思っています。同じ人吉に住んでいる子供だと思っています。そこにやっぱり平等でなければいけないのかなと。もう少し積極的な答弁が欲しかったなというふうに私は感じているところなんです。

そこで、実は、そういったNPO団体の方の話聞いたところでは、昨年から小学生に日本語の不十分なインドネシアからの子供が入学するという情報も入手をされておられたよう

であって、教育委員会の方にも日本語指導の導入をお願いされたそうなんです。ところが、新しい事業を始めるのは厳しいということで、断られたというようなことであります。

ほかの自治体においては、熊本市、それから八代市は、それぞれの教育委員会が日本語指導員を雇用して、日本語指導を行っているということでもあります。菊池市、玉名市、山鹿市、宇城市、合志市、宇土市、美里町、大津町、菊陽町、南阿蘇村、このような自治体については、このNPOの団体の専門の日本語指導員になるようでもありますけれども、そういった日本語指導員を派遣をして、子供たちにおいては、来日直後から週2回程度、それから1人当たり180時間、それから期間については1年から3年のような予算をいただきながら、きちんとした指導をされているということなんです。

また、熊本市、八代市、菊池市、合志市、山鹿市、大津町、菊陽町などにおいては、地域においても外国人の保護者や子供のために、日本語支援もしくは教科支援を行っている会もあるということなんです。自治体と地域で子供たちを支えているところ、それから、全く日本語支援が、こういった人吉みたいでないところの支援の差、これは非常に格差が大きいくつとと思いますし、そこに例えば編入した自治体によって、その外国人の子供たちの将来は大きく変わっていくということも考えられるのかと思うわけなんです。日本語指導のない自治体の子が、どうして自分は日本語指導が受けられなかったのか、どうしてほかのところにあるのに、自分のところにはないのかと、例えば菊陽町の発表会とか、県人教の共生の教育の中で、怒りに震える声で発表した子もいるというふうに聞きました。非常に衝撃を受けて、もう言葉にならないようなところなんです。ただ、やはりそういったことを考えますと、該当する児童・生徒の日本語力、それから学習の理解度などをきちっとチェックをすることも重要でありますし、それについては、そういった支援ボランティアの方ではなくて、やはり専門の日本語指導員によるチェックが必要になるのではないのでしょうか。日本語指導の専門による指導を受けて、この子は大丈夫だとか、いや、この子はどの程度の支援が必要だとか、そういったことの判断をしていく中で、きちんとした個々の生徒たちについて対応がとれるんじゃないかなと私は思っているところなんです。やはりそういった取り組みを私ほしてもらいたい。それを検討するんじゃなくて、すぐにでもやっぱりそれは取り組む必要があるんじゃないかなと私は思っているところです。

また、そういった人権教育の観点から見ても、平等に受ける権利、それから、平等に社会生活を送ることができる権利を保障することも自治体の責任ではないのでしょうか。私はそういうふうにと考えると、そういうことを踏まえて、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、教育に関して、我々もですが、子供たちにもそれぞれ特性があり、それぞれが十二分に力を発揮できるようなきめ細かい教育が望ましいと考えております。また、それぞれが

持つ困り事を取り除くことも、同じく重要だというふうに考えております。

国におかれましては、学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議において、平成28年6月に、その方策について公表がなされておりますが、帰国子女、外国人児童・生徒が、各教科、その他の教育活動に日本語で参加できるようになり、学習内容の確実な定着を図ることは、教育の一環であり、責務であると認識をしております。具体的には、学校教育を通じた円滑な社会への適応、経済的、社会的自立、グローバル人材の育成の観点からも、日本語指導を含めた学力保障等の総合的な指導が必要であると理解をしております。

本市におきましても、人吉市の児童・生徒としてお預かりする以上、教育環境の整備と、体制と、その後の子供の将来に対する責任を持って対応をしまいたいと存じます。また一方、このことは、周りの子供たちに対しても、帰国子女や外国人児童・生徒に注がれる学校での真摯で豊かで人権に配慮した我が国の教育を通して、日本という国に誇りを持つことにもつながっていくものと考えております。

先ほど教育長が答弁されましたように、今後、市内小中学校に在籍する対象児童・生徒の日本語力、学習の理解度などについては、再度、精査をさせていただきます、具体的な取り組み内容について、関係者等を交え、協議、対応をしまいたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひ、このことについては、早急な取り組みを私はお願いしたいと思っております。おくれればおくれるほど、その子供に対して影響が出てきます。先ほど言った子供たちは、本当に自分の5年を返してくれと涙ながらに訴えた。そういった話も聞いたところなんですね。ですので、やはり人吉で教育を受ける以上は、平等にやっぱり受ける権利を与えていただきたい。

そういったことをお願いをして、質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時53分 散会

平成29年12月第5回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月6日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成29年12月6日 午前10時 開議

- 日程第1 議第81号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度人吉市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第2 議第83号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第3 議第84号 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第85号 平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第86号 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第87号 平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第88号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第89号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第90号 人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第91号 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第92号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第93号 損害の賠償について
- 日程第13 議第94号 損害の賠償について
- 日程第14 一般質問

1. 大塚 則 男 君
 2. 宮 崎 保 君
 3. 仲 村 勝 治 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

- 議第 95号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 議第 96号 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第 97号 平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第 98号 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議第 99号 平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第100号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第101号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第102号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第103号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君	
副	市	長	松田知良君
教	育	長	末次美代君

総務部長	井上祐太君
企画政策部長	迫田浩二君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山田巧君
総務部次長	丸本縁君
企画政策部次長	小林敏郎君
財政課長	植木安博君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栗原亨君
次長	椎葉千恵君
書記	青木康德君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） 一般質問に入ります前に、日程の追加についてお諮りいたします。

議第95号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第7号）、議第96号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第97号平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第98号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）、議第99号平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第100号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第101号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第102号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第103号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての9件につきまして、日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第95号から議第103号までの9件を日程に追加し、一括して直ちに議題といたします。

追加日程 議第95号から議第103号

○議長（田中 哲君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第95号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）は、人事院勧告に準ずる本市職員及び特別職給与の改定を行うもののほか、赤池ごみ処理施設延命化のための条件整備の一つであります赤池水無町公民館建設に伴います環境整備に要する軽費について追加補正するものでございます。歳出におきまして、各款における給料など1,702万2,000円を増額し、予備費を同額減額補正いたしております。そのため、歳入歳出予算の総額につきましては変更ございません。

議第96号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第3号）、議第97号平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第3号）、議第98号平成29年度人吉市介護サ

ービス事業特別会計補正予算案（第3号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

議第99号平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事院勧告に準ずる職員の給与改定に伴う所要額の補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の水道事業費用を82万7,000円増額し、支出総額を5億115万6,000円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を5万2,000円増額し、支出予算総額を3億2,648万8,000円といたしております。

議第100号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の下水道事業費用を26万3,000円増額し、支出予算総額を10億9,377万9,000円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を15万1,000円増額し、支出予算総額を5億9,342万9,000円といたしております。

議第101号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第102号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、同じく議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議第103号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の給料及び勤勉手当に関し、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改定を行うこと、その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから議第95号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）について、補足説明をさせていただきます。

予算の説明に入ります前に、今回の人事院勧告についての御説明を若干お時間をいただいでさせていただきます。

まず、国の動向でございますが、人事院は民間給与との較差、0.15%を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、職員の勤勉手当の支給月数を民間に見合うよう0.10月分引き上げるなどの勧告を行っております。また、県におきましては、人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、地域の民間企業の給与水準との均衡を図ることを基本として、給与改定を行うことを勧告いたしております。

このような状況を踏まえ、本市の人事院勧告による給与等の取り扱いにつきましては、こ

れまで同様に国の方針に準ずることといたしております。

給料月額につきましては、平成29年4月1日に遡及し、給料表の改定を行うこととし、合わせまして本年度12月期からの勤勉手当を0.10月分引き上げる改定を行うものでございます。また、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び市議会議員につきましては、特別職の国家公務員に準じまして、期末手当を本年度12月期分から0.05月分引き上げる改定を行うものでございます。

それでは、予算案の説明をさせていただきます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

めくっていただいて6ページをお願いいたします。

1款議会費から各款項目ごとに人件費の補正額をそれぞれ計上しております。これは初めに御説明いたしました人事院勧告に伴います補正の内容でございます。給料等の改定が一般会計の特別職を含む分、人件費に与える影響は内訳といたしまして、給料が170万4,000円、期末勤勉手当が1,120万5,000円、共済組合負担金が211万3,000円の合計1,502万2,000円の増額補正となっております。款項目における説明のほうは、それを予算化したものでございますので、内容説明は割愛をさせていただきます。

同じく6ページの一番下でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、19節負担金、補助及び交付金のうち補助金におきまして、赤池ごみ処理施設延命化のための条件整備の施設でもありません赤池水無町公民館建設に伴います環境整備に対する補助金200万円を増額補正いたしております。

めくっていただきまして16ページをお願いいたします。

14款予備費を1,702万2,000円減額いたしております。

以上で、議第95号平成29年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました議第95号から議第103号までの9件に対するの質疑は、あす7日の一般質問終了後に行いますので、よろしくをお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆様、おはようございます。昨日のトップ登壇に続き、同じ

く市政クラブ、4番議員の大塚則男です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、1点目、企業誘致促進と今後の見通しについて、2点目、平成29年度当初予算の中から人吉西小学校、大畑小学校の屋外トイレ設置の進捗状況について、3点目、総務文教委員会行政視察による東京都荒川区を参考に中学生を対象にした防災部設置について、4点目、市政クラブ視察研修から島根県益田市の人口拡大、移住・定住施策について、質問・提案を行います。

1点目の企業誘致の見通しについてですが、皆様も目にされたこととは存じますが、私は驚きと落胆の気持ちになったわけです。それは何かと申しますと、11月26日の新聞報道一面に、熊本市に大規模物流拠点300人雇用の見出しがありました。物流施設としては、九州で最大規模であり、3年以内の完成を目指すとされています。同社の施設を集約し、南九州方面のスーパー、コンビニの食品配送拠点にすると述べてあります。

人吉市も人吉中核工業用地へのハラル促進区を核とした企業誘致を期待している中、同社は加工、冷凍食品の仕入れ、農産物の加工、弁当、総菜の製造など、人吉市が求めている職種が熊本市に完成することになります。

私は、人吉中核工業用地も完成し、スマートインターチェンジも完成することから、人吉市を南九州の物流拠点としての進出企業があるのではと期待をしていましたので、残念であり、改めて地理的条件、都市部の有利性など比較しますと、何かむなしさを感じたところです。

しかしながら、人吉市に進出することには一片の揺るぎもないとされておられる鹿児島県のカミチク様の早期誘致実現に期待し、さらには松岡市長のトップセールスでぜひ新たな企業誘致に向けた頑張りを期待したいと思います。

そこで松岡市長にお尋ねしますが、移住・定住、雇用、安定した収入、若者の流出の歯どめ、人口減少の歯どめなど、市民の皆様も大きな期待をされています企業誘致に向け、企業訪問を行っていただいている中で、企業の現状と企業誘致の今後の見通しについては、どのように受けとめておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、企業誘致は議員が言われるとおり雇用創出、移住・定住、若者流出の歯どめなどに大きな役割を果たすものであると重々認識し、私自身最重要施策の1つに掲げているところでございます。

その上で、企業誘致における今後の見通しでございますが、まず、人吉中核工業用地に進出を表明いただいております株式会社カミチクにつきましては、定期的に意見交換を行っているところでございまして、去る10月末にも副市長ほか担当職員が本社に出向き会長と面談いたしております。

その席上におきましても、本市への進出の気持ちは揺るぎのないもののお言葉を頂戴し、

今後も適宜情報交換を行っていくことで意見の一致をみたところでございます。

今後につきましても、屠畜場設置に伴う許認可などクリアすべきさまざまな課題解決に向けて関係機関と調整を図りながら、マザー工場となるカミチクの誘致とその他のハラール関連企業の誘致を最優先に進めてまいりたいと存じます。

一方で、人吉球磨管内の労働市場をかんがみますと、全体の有効求人倍率は1を超えており、多くの事業所から人手が足りないとの声をお聞きしております。しかしながら、業種別で見ますとやりたい仕事できていない、いわゆる求人と求職のミスマッチが生じている職種がございます。特に、一般事務職が顕著でございます。この事務職の仕事をふやすための手だてを講じていく必要があるものと強く認識いたしているところでございます。

そこで、その一つの手段といたしまして、IT関連企業をターゲットとしたサテライトオフィスの誘致を進めてまいりたいと存じます。サテライトオフィスは、IT企業本社の本拠地はそのままに、通信設備を備えた遠隔勤務が可能な地方でオフィスを設置するため、本社から地域に社員を配置されるとともに、地域からも社員が雇用されるので、新たな事務職の仕事を創出できるものと存じます。また、効果としては単に雇用を創出するだけでなく、移住・定住を初め、都市部で働いているエネルギー感でおもしろい人材が地方で働くことによって地域のさまざまな悩みをIT技術で解決するなど、新たなイノベーションも期待され、地域活性化につながるものと存じます。

さらに、熊本県内に存在する工業団地の残り区画が減少しているという現状において、全国各地の幾つかの企業から本市が保有する梢山工業団地の残り区画の状況や、人吉中核工業用地の整備状況など、ありがたいお問い合わせもあっており、具体的なお話を聞くために企業訪問を鋭意重ねているところでございます。

このような状況を踏まえまして、私自身がこれまで以上に、より積極的にトップセールスを展開するなど、企業誘致の実現並びに雇用の場の創出に全力で傾注してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま市長から、今後ますますトップセールスを行っていききたいということと、サテライトオフィスの設置を十分検討していききたいということで、私もぜひ頑張っていただきたいと思いますが、まず地方創生の1つ、ハラール促進区として、カミチクの進出実現、そのことにより関連企業、新たな企業誘致も期待できるものと考えます。

企業誘致に向け、人吉球磨一体となり協力していただくことで、先ほどから述べておられます雇用の拡大、若者流出の歯どめとか地域活性化、安定した収入に結びつくものと思えます。

私は、松岡市長には若さと熱意を持ってトップセールスは何回でも行っていただきたいと

思います。事あるごとに関西、関東方面にいらして、ぜひ出向いていただき、人吉市をぜひ売り込んでいただくことをお願いしたいと思います。

今回、通告はしていませんが、関連質問としてお尋ねしますが、9月議会での井上議員の一般質問の中で、国、県への働きかけはどうやっていくのかとの質問に対して、市長は有識者によるヒアリングが内閣府で実施されており、ことしは10月上旬に予定されております。その場において、人吉球磨地域の畜産業の現状を踏まえた必要性に基づき、市長みずから説明を行うとされ、地元選出の国会議員、県議会議員にも逐次相談を重ねてまいりますと述べられておられますが、その後、どのような状況になったのかお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

内閣府から認定をいただいております、地域活性化モデルケース、本市は「人吉ハラール促進区をコアとした地域産直・広域ネットワーク及びツーリズム構築事業」ということで、平成26年度に認定を受けているわけですが、その事業の進捗と今後の展開につきまして、毎年、有識者によるワーキンググループ並びに政府各省からなる政策対応チームによる意見聴取及び今後のアドバイス等が行われるフォローアップが開催されております。

今年度につきましては、去る10月6日に内閣府において開催され、私みずからが昨年度のフォローアップにて御助言いただきました各内容についての取り組み及び今後の事業展開等について説明を申し上げ、さらに今後についてアドバイスをいただくという状況でございました。

内容といたしましては、前回御助言いただいた中で、1つ目のシミュレーションを生かしてビジネスモデルとして確立することという部分に関しましては、周辺市町村及び農業4団体との意見交換会を開催し、屠畜場の整理、合理化についての協議や畜産業を営む4団体に対して、進出企業をコアとして牛肉を供給するためのハラールセントラルキッチンが形成された際のメリットを提示し協議を進めているということ。

2つ目のハード事業だけでなくソフト事業も重要についてにつきましては、平成27年度に策定いたしましたシミュレーションの成果を活用し、国内の食品関連企業に対し訪問を重ね、進出に向けた誘致活動を行っている。また、ふるさと納税制度において、本事業の提案団体の1つであり、牛肉のハラール認証を持つゼンカイミート株式会社と連携し、その返礼品にハラールビーフを6品目新たにラインナップすることで、ハラール事業のPR、啓発活動も合わせているということ。

3つ目のセントラルキッチンの全容及び完成時期が具体的に見えるようにすることについては、既存の屠畜場の整理、合理化が解決しない現状では完成の時期は未定と言わざるを得ない状況にありますが、いつでも進出企業を受け入れ、集積が可能となりますように、本年度の6月末をもってコア企業が進出予定である工業用地の環境整備を完成したところ。

最後の4つ目の協力体制、国、県、市の構築については、地元選出の国会議員を初め県議

会議員、隣接自治体の首長や農業4団体との協議により、本事業を推進することが、ひいては将来の人吉球磨地域を取り巻く畜産業を救うための取り組みであることをおおむね御理解いただいたことなど説明申し上げたところでございます。

その後、ワーキンググループからは、さらに県などを巻き込んだより広域的な取り組みや、地域未来投資促進法の施行を見据えた国の補助制度の活用、さらには関係省庁との連絡をより密にして、情報共有を図るようになるなどの御助言をいただいたところでございます。

このようなアドバイスはいただいたところでございますが、やはりこのモデルケース事業の成否は事業のメインとなります食肉センターを核としたセントラルキッチンの構築にあるというところで、参加者全体の意見の一致を見たところでございまして、1回目の答弁でも申しましたとおり、マザー工場となるカミチクの誘致とその他のハラール関連企業の誘致に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁いただきましたけど、市長おっしゃっていただいたように、私もそう思うんですね。カミチク様の進出というのが本当に大きな核になるのではなかろうかと思います。

特に、市長みずから説明していただいた中で、御理解も得てもらってるんですが、やはり問題は屠畜場が本当にできるかどうかということが大きな課題ではあるかというふうに私は受けとめております。

その前に、市町村で連携していただくこと、皆さんが企業誘致に対して前向きに捉えていただいて、人吉球磨の企業として迎え入れていただくというそのような体制を私はとっていただきたいと思います。

もちろん、地元出身の国会議員、あるいは県議会議員の方に強く要望をもっともっていただいて、やはりしっかりと1日でも早い誘致企業の実現を目指していただきたいと思っております。

この件については、今から進んでいくことですので、来年に向けてしっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、なおかつまだ早いかもしれませんが、市長も残されたあと1年3カ月、何か松岡市長がこうしたんだという、形になるものができたら非常にありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これでこの件は終わります。

続いて、2点目の人吉西小学校屋外トイレ及び大畑小学校屋外トイレ改修工事の進捗状況についてですが、平成29年2月27日に提案をされ、事業費5,560万円を平成29年3月議会において原案可決しています。その後の設計、工事の発注については、どのような流れで進められたのか。また、進捗状況についてお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） おはようございます。お答えいたします。

工事発注までの流れでございますが、まず、学校、教育部、建設部で協議を行います。その中で、建物の形状、寸法等について説明を行い、また、学校からさまざまに要望をいただきます。この協議をもとに設計を行い、施工伺いを起案いたしまして、その後、予定価格が高額なものは工事指名競争入札参加者選定審査会で入札参加者を決定した後、入札により業者を決定することになっております。

現在の進捗状況でございますが、11月21日に人吉西小、大畑小とも入札により建築業者が決定いたしております。今後は、電気附帯設備等の入札を行いまして、平成30年3月20日を竣工予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁の中で11月21日、この日には決定ということなんです。これ実は3月議会で可決したトイレ工事、結果的には1年後の平成30年3月20日竣工予定と答弁されました。

学校との打ち合わせ、庁舎内での協議、あるいは設計変更などで工事におくれが生じたこともあるかもしれません。さまざまな状況を理解しながらも、なぜこれだけの歳月を要したのかお尋ねします。また、今回の工事が竣工までに1年を要することについては、どのように受けとめておられるのか、合わせてお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

教育部で予算を持っている工事につきましては、教育部内に設計・施工管理等を行える職員がおりませんので、設計・施工管理の部分については、建設部と連携をとりながら進めているところでございます。

おくられている理由ということでございますが、建築設計を担当する部署におきまして、今年度上半期においては市庁舎建設に関する附帯業務や、県民体育祭人吉球磨大会に関する業務などがあったことがございます。また、ほかの部署から急を要する工事及び設計委託等の依頼などが重なったことも理由の一つということでございます。

現在の状況になったこと、完成までに約1年間を要するということにつきましては、大変私たちとしても時期がおくられているということで、心からおわびを申し上げたいと思います。どうも申しわけございません。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今の答弁の中で、市庁舎建設とか県体、その他の建設部における事業、先に取りかからなければいけない事業が起きたことも重なってこれがおくられてしまったということで、結果的に11月の工事発注になっているわけですね。

いろいろな事業があったにしても、3月決定したのを11月までかかってしまったこと、やはりこれは十分反省するべきではなかろうかと思えます。結果的に11月の工事発注になっているわけです。地元業者の皆様は、仕事受注が厳しい中でもあり、熊本地震復旧・復興の仕事に益城方面、阿蘇方面に出かけられています。仕事での疲労もさることながら、現地での寝泊まりや遠路通勤での精神的疲労も重なっていることと存じます。

そのようなことを考えますと、地元での工事が行えることは大変ありがたく、1日でも早い工事発注を期待されていると考えます。そのことにより、会社経営計画なども立てることができ、従業員の皆様も安心して業務に専念できると考えます。また、今回の工事を夏期休暇中に行っていたら、学校も児童・生徒の安全を考える上で安心されたのではないかと思います。夏期休暇中の工事ではなく、児童・生徒が授業を受ける日常工事になります。それも、寒さ厳しい時期に短期でなく数カ月を要する工事ですので、業者の方も大変だと思います。その間の児童・生徒の安全管理、学校の作業については、十分な配慮をお願いするところではあります。

最後に、工事発注までに要する時間といいますか、期間などについて早目早目の取り組みができないのか、ぜひ御検討いただきたいと思えます。また、学校現場の工事については、授業とか行事、児童・生徒の安全などに配慮いただき、可能な限り長期休暇時期を利用していただくことは私は必要だと思いますが、このことについての考えをお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

御質問にもありましたように、さまざまなところに影響があるようでございますので、今回の2つの小学校のトイレ工事につきましては、もっと早い時期に着工できていればよかったということで反省をしているところでございます。

工事を行う時期につきましては、工事に入りますと、どうしても騒音があったり、また、今申し上げていただきましたように安全管理の問題などもありますので、工事車両が出入りするということの安全管理を含めまして、児童にとって余りよくない環境ということになってしまうことは事実でございます。

今後、工事の時期につきましては、できる限り授業などに影響がないように配慮してまいりたいと思えます。

今後、このトイレのことでなくて来年以降のことになりますけれども、できるだけ夏休みなどの児童が出入りしない時期に工事が進められるような配慮をしていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ぜひ、御検討いただいて、スムーズな工事ができますよう、よろしくお願いたします。

次に3点目の中学生を対象にした防災部設置についてですが、ことしの10月18日から総務文教委員会の行政視察研修をさせていただきました。その中で、東京都荒川区様が取り組まれている中学生を対象とした防災部設置についての研修内容の報告と、今後、人吉市においても検討できる部分もあるかと思しますので、参考にさせていただきたく提案したいと思います。

少し時間をいただきますが、荒川区は面積10.16平方キロメートル、人口21万2,975人です。木造住宅密集地域であり、首都直下地震による被害想定は荒川区内の14%の建物焼失になると想定されています。中学校は10校、小学校は24校、幼稚園9園があり、中学校の生徒数は3,234人でした。その中で、防災部員は平成27年308人、平成28年365人、平成29年になりますと444人と部員数が増している状況にありました。

荒川区中学校防災部の取り組み、防災ジュニアリーダーの育成ということですが、取り組みの目的の1つ、自分たちの町は自分たちで守るという意識の醸成とし、地震などの有事の際に後方支援ができる、日ごろから減災活動に取り組む。目的2として、将来、地域活動の中核になる人材の育成とされ、消防団に入隊、町内活動に参加を掲げ、全公立中学校に防災部を創設されています。

防災部の取り組みとして、技量の向上、知識の向上、意欲の向上を掲げ、技量の向上においては、D級ポンプの操作訓練で消防団の点検を受ける。AEDの操作訓練、地域の防災訓練への参加など行っておられました。知識の向上では、ジュニア防災検定の取得をすることで、日ごろから災害に備えた準備ができる。ちなみに、ジュニア防災検定の取得者は、中級、上級合わせて10校で430名が取得されていました。自助のための防災、共助、公助としての防災について考えることができるとされています。意欲の向上では、夏休みを利用し被災地、岩手県釜石市を訪問され1泊2日で生徒の交流を実施されていました。

そこで、今回の行政視察に同行いただきました教育部長に行政視察の感想、そして今後学校教育の一環としての取り組みについて、どのように受けとめられたのかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

私も総務文教委員会の委員の皆さんの東京都荒川区への視察に同行させていただき、お話を聞くことができましたので、その感想を3点について述べさせていただきます。

まず1点目は、防災部を創設する背景となった地域の事情として、首都直下地震への危機感があるということです。この地震は、30年以内の発生確率が70%と言われておりまして、いつ発生してもおかしくない状況となっております。そのため、地域全体が地震への強い危機意識と高い防災意識を持って、日常的に防災活動に取り組んでおられるということです。学校においても、緊張感を持って毎月避難訓練を行っておられるとのことでしたが、その危機感が活発な活動の背景となっていると感じました。

次に、2点目は、これからの学校教育が目指す方向性として、地域学校共同活動がありま

すが、その先取りとなっているということです。この地域学校共同活動は、学校が一方的に地域の皆さんからの支援を受けるのではなく、学校からも地域に出向いて地域活動に参画しようということでございます。ここでは、この防災部活動を通して地域の消防団の皆さんが学校へ出向いて機械操作、消火訓練などの指導をしていただく。また、中学生たちが地域に出向き、高齢者宅を訪問したり、保育園児と一緒に訓練を行うなど、地域と多角的な交流が自然にできているということです。

次に、3点目は、ここ荒川区は都内でも下町の旧市街にあたるところでございまして、中学生が高校、大学と進学しても、その後就職しても地域に残る割合が高いということです。そのため、中学生がいろんな訓練や研修を受けて知識を高め実践を重ねれば、現時点において、いざ災害発生というときに貴重な戦力となりますし、将来においても地域の一員としての防災活動への積極的な関与、また、消防団などの防災要員としての活動が期待できるということでございます。

これらの3つの要因が相乗効果を発揮して、さらに中学生たち自身の積極的な参画、先生方の的確な指導、地域の皆さんの積極的な支援が相まって、全国表彰を受けるような素晴らしい活動につながったと感じたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ありがとうございます。

私も一緒に行きまして、すばらしいなという気持ちで帰ってまいりました。荒川区は、このような教育新聞、広報を年に1回出されているんですね。かなりこの中学校防災のことを取り上げてあるんですね、被災地訪問とか、あるいはジュニアリーダー育成とか、これが行政からしっかり応援されているということで、子供たちの意識もすごく高まっています。

この中でも述べているんですけど、要するに災害というのを人ごとではないということは、本当実感されているんです、生徒自身が。私どもは、どうしてもあったらいかんという気持ちを持っているんですけど、なかなか直面していない。ところが、この生徒さん方はやはり何かあったら大変だというのが、すごく実感されているからこういった組織ができているのかなというふうに私は受けとめました。

こういった防災ノートもつくられて、しっかり取り組んでいるのが荒川区ではなかろうかと思います。そういった荒川区の防災部の啓発活動として、各地区の主に高齢者宅へ防災チラシ、学校新聞などを配布されて安否確認などを実施されていました。また、小学生を連れての地域の史跡や文化財の案内、保育園の園児避難誘導訓練を行い、触れ合いもされておられました。このような活動については、学校あるいは保育園などの連携が必要であるとは思いますが、人吉市においても十分活用できると私は感じたところですが、どのように受けとめられたのかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

荒川区の中学校防災部では、今、議員からお話がありましたように防災新聞の発行や、保育園児の避難誘導、ジュニア防災検定の受検、被災地への派遣研修、各種地域行事への参加など、幅広く多角的な活動を行っておられました。

それらの中には、あらかじめ予算措置や相手方との折衝が必要なもの、また、中学校の教育課程は結構忙しいので、スケジュールの調整が必要なものなどもあります。一つ一つの活動はそんなに困難なものとは考えられませんので、本市においても条件を整えば導入は可能ではないかと思われまます。

荒川区は、それらの活動を部活動として希望者を募って行っておられましたが、学校行事として学年、または学級を単位として全員参加で実施する方法もあるのではないかと感じたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私も、全てぱっと始めましようじゃなくて、できることがあったらぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思っているわけなんです。

例えば、これ紹介されますように、保育園の避難誘導訓練とか、あるいは小学生とわくわく街歩き探検とか、こういったのをやはり連携してできるんじゃないかなろうかと思ったんです。

少し話は変わりますが、津和野町に行ったときに、ちょうど町並みの中に保育園があったんですけど、そこに中学生が来てるんですね。ちょっと尋ねたんです、何してるんですかと聞いたら、毎年保育園と交流してます。一緒に子供たちとゲームしたりとか、ボール遊びしてるということで、そういったのを見た中で、やはり人吉市でもそういった保育園、あるいは小学校との生徒同士の交流というのをやっていく中で、こういった避難訓練とかを行えるんじゃないかなろうかというふうに私は受けとめて帰ってまいりました。ぜひ、御検討していただきたいと思います。

次に、人吉市も毎年、防災訓練を実施されています。ことしは東校区の皆様、そして人吉高校の生徒さんにも参加いただいたの訓練だったと思います。荒川区南千住第二中学校のレスキュー部の活動では、防災宿泊訓練を行い、避難所の設置、安否確認カードの記入や避難所設営シミュレーション訓練として炊き出し訓練、高齢者避難誘導訓練、簡易ベッド、簡易トイレの組み立て、体育館の間仕切り、消防署などの協力で傷病者の搬送訓練などをされていきました。さらに、各地域での防災訓練に参加したり地域の防災マップの作成も行い、いざというときに支援が必要な方と部員が顔見知りになっておくことを目的とした絆ネットワーク活動を実践されていきました。

そこで、人吉市においても市民皆様の防災意識の向上を図るために、従来の防災訓練の方法を見直し、中学生、あるいは高校生の参加をお願いし、さまざまな模擬訓練など実施され

てはいかがかと思えます。

さらに、現在、各町内においては避難訓練などを実施されていないと思えますので、各学校、町内会、民生委員、子供会などと連携し、各公民館を利用した避難訓練、さまざまな模擬訓練などの実施を行っていく考えはできないかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

私も大塚委員長と同行させていただきましたので、個人の感想を踏まえて答弁させていただきたいと思えます。

私が、松岡部長がかなり細かく感想を述べましたので、さっき議員もおっしゃったように、この荒川区立の南千住第二中学校の齊藤進校長先生が掲げる同校の教育目標、たくましい人を育成すると、そういうものが今回のこの防災部、レスキュー部の設立につながったということのを伺ったところです。

考え方はさまざまに学校にもあるわけですが、教育理念、地域と一体となった学校づくりを学校経営の基盤とするということで、これは引き継がれて目指すべき生徒像の1項目、心と体と頭がたくましい生徒を明確に実現する、これが根底にあるということで、なるほどすばらしい考えの中で、この事業はできてるんだなということで考えたところです。

それでも、私が気になったのは、やはりやらされ感があるのかなというのも、少し気になったところでもありますけども、それは封印して、率直な気持ち、すなわち感想を述べてみますと、やはりこういう活動は本当すばらしいと、大変意義があるということで考えております。

我が国の防災教育は、学校、家庭、社会の3つに区分され実施をされております。特に学校教育、それも初等教育における防災教育はその原点でございまして、幼少のころから防災意識を植えつけておくことは特に重要であると言われております。

これはネットで見ただけですけども、ある中国人記者が地震列島の我が国を取材した際に、防災演習に参加することで、子供たちはまず何をどうすべきかを熟知するようになり、それは中学校、高校になると学習レベルもアップして、ひいては災害、例えば地震に対してそれを恐れるということよりも、地震といかに共生するかということを考えるようになると。なるほど、そういうことを外国人は考えているんだなと。日本人は、やはりそういうことをしっかり身をもって、そして教育の中でそういう体験を通して学んでいるということを私も感じたところでございます。

今年度の防災訓練会場が人吉高校も入りました。同校の生徒さん、先生方にも訓練に参加していただいたところです。生徒さんには、避難訓練のほかにトリアージ訓練、それから避難所運営訓練にも参加していただきまして、これは災害発生時の非常時対応に合わせ、地域住民の方との交流も図られております。

訓練に参加された生徒さんたちからは、避難所運営の大切さ、大変さを知ることができた

とか、避難者に対して指示する人たちの大変さ、そういうものがわかった、理解したという
ような感想もいただいております。

市としましては、議員が申されましたように、今後できるだけ多くの児童・生徒さんに参
加を呼びかけていただき、本市の防災訓練だけではなく、御提案の町内の自主防災訓練に際
し、子供会、それから女性部などの連携も非常に重要なことであると感じておりますので、
実施される際には、本市も積極的に支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきましたけど、人吉市も防災訓練やってるんです
が、毎年、市の職員の方には本当に御苦勞かけていると思います。本当の避難のときも職員
の皆さん出かけていただいて、各避難所に何人もいらっしゃるんですが、これが大規模にも
し仮になったら——なったら困るんですが、なったときには職員の皆さんはもっともっと大
変だと思っんです。

そういったときに、後方支援ができるか。それが、僕は中学生防災部かと思っんです。日
ごろつくっておくということは。ということは、職員の皆さんも少数の人数で後方支援の中
学生指導ができる、そういった体制づくりをやっていくと、職員の皆さんもたくさんの方が
1カ所に配置できなくても、対応できるかなと、そういう点からでもぜひ検討していただき
たいし、なおかつ中学生の意識も高まってくると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、年の瀬が近づきますと、市内全域において消防団の皆様にも年末警戒を行っていただ
いております。大変寒い中、まことにありがとうございます。おかげさまで、市民の皆様も
安心して年末年始を迎えることができます。

この夜警と同じくして、荒川区では各中学校の防災部員が年末夜回りに参加していました。
また、総合水防訓練に参加し、放水訓練などにも参加しています。年が明けますと、毎年恒
例の人吉市消防出初式が行われます。消防団員皆様のりりしい姿を楽しみにしているところ
です。来年こそは、晴天を期待したいと思います。

昨日の新聞報道にありましたが、消防団も高齢化、若い世代の流出、会社勤めの増加など
で減少している中、近隣町村でも勤め先が町村外という事情もあり、人員確保に苦心されて
いるとのこと。消防団は、ボランティア精神が頼りのため、報酬引き上げだけで入退団を決
めることはなく悩ましい課題となっています。

そこで提案として、将来地域の中核になる人材育成として、例えば消防団入隊、積極的な
町内活動の参加などへ結びつけていくためにも、夜回りへの参加、放水訓練、そして毎年幼
稚園児も参加いただきます出初め式へ各中学校との防災部としての参加など検討されてはと
思います。

このことについては、どのように受けとめられるかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今、議員からの御提案は消防団員の人材確保であると、非常にありがたい御提案と考えております。

平成28年度に西瀬少年消防クラブが西瀬小学校の児童により結成をされておりまして、全国火災予防運動期間中のリーフレット配布、それから戸別訪問などの啓発活動を現在、実施をされているということでございます。また、規律訓練にも取り組まれ、平成29年、本年の人吉市消防出初式では、途中大雨になりましたけれども、通常点検を雨がやんだあと披露していただくなど、保護者を巻き込んでの消防活動及び啓発活動に取り組み、将来の防災の担い手として期待をしておるところでございます。

本市におきましては、このような幼年消防、それから少年消防を経験し、その実体験が成人後に活かされ、消防団の入団を果たした団員もいると伺っておりますので、これはもう脈々と受け継がれてきたDNAをこれからも大切にしていきたいと思っております。

御提案の中学校防災部の設置、それから消防活動への参加、それからひいては出初め式への参加と夢は膨らむばかりでございますが、ここは部活、それから勉学に多忙な中学生でありますので、恐らくこのあと市長がまとめると思いますけど、市長のほうに答弁をつないでいきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、総務部長おっしゃっていただいたように、人吉市は西瀬小学校少年消防クラブがあります。ただ、考えてみますと今、人吉市はそこだけなんです。後は中学校になりますと途切れてしまうんです。

ですから、私はせっかく幼稚園で幼年消防ができて、小学校で少年消防ができて、それで途切れて終わりなんです。そうじゃなくて、やはり段階的に中学校まで何とかできないかという思いがあります。そういったところを含めて、今後検討いただきたいなというふうに考えております。

防災部の設置について述べてきましたが、設置するにはさまざまな課題があるのも研修の中で理解しております。各中学校との連携・協力、児童・生徒の意欲と理解、実践するための時間の確保、消防署と消防団の協力体制、各町内会との連携、行政においては予算の確保などなどが課題として起こり得るとは思います。

地域防災の中核を担う消防団を維持していくためにも、将来に向けた人材育成、消防団入隊、防災意識の向上、地域連携の活性化などに結びつく中学生を対象にした防災部設置にぜひ私は取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私も、今回、東京都荒川区の中学校防災部の活動の様子をお聞きし、とてもすばらしい取り組みをされていると感じたところでございます。特に感じたのは、私たちのこれまでの防災計画や防災訓練などの活動メニューには中学生の参加、活用という視点が足りなかったということです。もちろん、中学生の生命、身体の安全確保というのが大前提ではありますが、それを確保した上で中学生が小さい子供や高齢者など災害弱者の支援や救済に動いてくれることは大きな戦力になると思います。

その実例といたしまして、御存じのことと存じますが、東日本大震災のときに岩手県釜石市では、中学生が日ごろの訓練どおりに素早く行動し、自分たちの安全を確保したのと同時に、小学生の手を引き、幼児のベビーカーを押して避難し、多くの命を救いました。

この釜石の奇跡と呼ばれる中学生たちの行動は、私たちに多くの感動と教訓を残してくれましたが、荒川区におかれましても、先ほど議員もおっしゃいましたように、釜石市と交流し、毎年中学生を研修に派遣して、釜石市の取り組みを学んでおられるとのことでございます。

熊本県も昨年、熊本地震という大きな災害に見舞われ、多くの県民の皆様が亡くなられたり、けがをされるという悲しみ、苦しみを経験しました。また、住む家の倒壊や農地や職を失うことにより、いまだに元の日常を取り戻せず、不便で厳しい生活を強いられている人がたくさんいらっしゃいます。

本市におきましても、麓町本庁舎が被災して使用不能となり、庁舎が分散、移転したため、市民の皆様にご不便をおかけしておりますが、現在、計画中の新庁舎建設事業においては、災害対応の拠点となる堅牢な庁舎を目指して準備を進めているところでございます。そのほかにも、避難所の耐震補強やマンホールトイレの設置など、ハード面の整備を早急に進めていくこととしております。

しかし、最終的には人を救うのは人であるという大原則は、常に意識をしておく必要があると存じます。発災直後の救援活動や避難所での支援活動などにおいては、多くのマンパワーを必要としますので、日ごろから地域の連携がうまくいっているところほど、災害時の対応もスムーズだと言われております。

できれば、本市におきましてもこのような取り組みの輪をもっと広げていきたい。そして、その中の貴重な戦力として中学生にも参加してもらいたいと考えたところでございます。

ただ、先ほど総務部長も申し上げましたとおり、勉強、部活に大変多忙な本市の中学生でございますので、今後、荒川区の事例なども参考にさせていただきながら、では中学生の参画をどのようにしたら可能になっていくのか、または進めていくことができるのか方策を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ありがとうございます。

ぜひ、検討のほうをよろしく願いいたします。

教育長、これ防災部といっても、実は毎回するわけじゃないんです。たまに実施するわけですので、そう負担にならないと思いますし、また、大体中学校の1、2年生が主になるみたいです。3年生はおっしゃったように受験控えていますので、やはり、1年、2年生のときからするということのようですので合わせてよろしく御検討お願いします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） それでは、次に4点目、移住・定住施策についてですが、私どもの会派、市政クラブは、11月14日に視察研修をさせていただきました。研修目的は、益田市様が取り組まれている人口拡大、定住・移住の取り組みについてです。

定住・移住については、3月議会でもお尋ねしました。この益田市は、3度の合併をされ現在に至っています。人口は4万7,718人で、1万9,037世帯です。市の花はスイセン、市の木はケヤキ、市の魚は何とアユでした。さきの全員協議会で示されたとおり、当市において定住・移住については、今後取り組んでいくことですから、具体的な答弁はできないかとは思いますが、これからの取り組みの参考にさせていただけるものとして提案していきたいと思っております。

まず、益田市においては取りかかりが平成22年からのU・Iターン窓口設置からでした。平成26年に人口拡大課を設置されていまして、このことは市長の公約ということでした。取り組みの中で注目したのは、この「ますだ暮らしパンフレットいつてかえり」でした。

移住準備に係る情報や、移住後の情報を満載されています。パンフレット、これを1,000部、見開きのダイジェスト版、これを500部作製され、さまざまなフェアとか空港PRなど、さまざまな場面で配布されておられました。また、地域の相談役さん、地域ぐるみで益田での暮らしをサポートする意味から、U・Iターンサポート宣言企業制度、U・Iターン者若者の就労に対する企業としての取り組みを宣言する制度です。

現在、42社がU・Iターンサポート宣言企業として登録し、U・Iターン者が登録企業に正社員として就職した際のU・Iターン者定住奨励金への加算制度を初め、企業の魅力向上、雇用の促進などを目的に、企業、行政が連携し、取り組みを行っておられました。

まず、このパンフレット及びU・Iターン者サポート宣言企業登録、企業の魅力向上、雇用の促進などを目的とした企業、行政が連携して取り組んでおられることについて、どのよ

うに受けとめられるかお尋ねします。

○企画政策部長（迫田浩二君） 議員の皆さん、こんにちは。御質問にお答えいたします。

島根県は、益田市以外にも離島というハンデがあるにもかかわらず、多くの移住希望者が集まる全国的にも移住・定住の先進地として有名な海士町があるなど、移住・定住の取り組みについて学ぶところが多い県の1つであると認識をいたしたところでございます。

議員から御紹介がありました、益田市の移住・定住パンフレットを私も拝見いたしました。先輩移住者の生の声に始まり、移住相談窓口の紹介、住まいや仕事などの情報や各種補助制度についてなど、移住を希望される方々が知りたいであろう多種多様な情報について、とてもわかりやすくまとめられ、さらには暮らしに関する行政サービス情報の提供という観点から、移住希望者のみならず、住民の方にも活用することができる、いわばまちの便利帳とも言える大変すばらしいパンフレットであるという印象を持ちました。

移住を希望される方々は、それぞれの年齢やお立場、思い描く人生設計など十人十色、さまざまでございます。そうした移住希望者の方が知りたい情報をわかりやすくお届けするためのツールとして、パンフレットは非常に有効な手段であり、まさに益田市のパンフレットはそのよい見本になるものと存じます。

今後、本市におきましても、移住・定住推進のツールとして、このパンフレット作成については検討いたしたく、その際は、ぜひ参考とさせていただきたいと感じたところでございます。また、益田市の企業と行政の連携、U・Iターン者サポート宣言企業制度の取り組みでございますが、U・Iターン者がまず心配なさるのは、住む家と働く場であり、その働く場について、民間の事業者、企業と連携して受け皿づくりを進める益田市の取り組みはすばらしい先進事例であると感じたところでございます。

特に、20代から30代というこれからの社会を支えていく世代の方々にとりましては、働く場の有無だけではなく、やりたい仕事の有無や、求める給与が得られるか否かといったことが、住む場所を選ぶ際の重要な要素になるものと考えます。

昨年、本市で実施しましたにぎわい創出事業における調査におきましても、人吉球磨地域の外に出た後、この地域に戻ってきた若者の多くが、再び外に出ていってしまう、いわゆるZターンの課題が浮き彫りになりましたが、益田市が取り組んでおられる企業との連携による移住・定住の取り組みは、このZターンを防ぐための施策を進める上でも、大変参考になると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ありがとうございます。

今、述べていただいたように、やはり、僕が最初に質問しました企業誘致、これがやっぱり大きな力を発揮するかと思います。今、Zターンというふうにおっしゃいましたけど、1

つの例として、実は私伺ってたんですが、こちらに両親がおられて、東京のほうだったか、御夫婦で向こうで家をつくられてたんですが、面倒見なくちゃいけないということでこちらに帰ってこられました。そうしますと、まず一番困られたのが働く場所がない。2番目に賃金が安いということで、しばらくおられたんですけど、やはりこっちでは生活できないということで、また、向こうに帰られました。結局、両親だけが残っているということになってしまってるわけです。

こういったことを考えますと、やはり私ども定住・移住を希望するんですが、その前に企業誘致、さっきおっしゃいましたように、やっぱり安定した雇用、賃金の底上げ、こういったものどうしても必要条件になるかと思しますので、やはり、移住・定住を捉えながら企業誘致というのは外せないのではなかろうかというふうに私は思ったところです。

その他、益田市で補助制度として空き家対策では、U・Iターンされる方が空き家バンクの物件を利用して定住する場合、住宅の改修費の一部補助として改修費30万円以上として、上限30万円を1回限り補助されています。また、人口拡大を図ることを目的に、U・Iターン者に対して奨励金を交付されています。幾つかの条件として、5年以上居住し、生活の本拠地であること。基本額は5万円とし、申請者が45歳未満や18歳以下の子供も伴って定住する場合、あるいは正社員として就職して移住する場合は、加算額が交付される仕組みになっています。

もう一つの対策として、若者の定住を促進し、人口拡大を図る目的として、新規学卒者が市内に定住する意思をもって自営業、農林水産業に従事、または事業所に就職した場合に奨励金の交付があります。補助金は8万円でした。ただし、奨励金を受けた方が5年以内に転出された場合は、全額返還とされています。

このような制度を活用することで、若者、卒業生の流出に歯どめがかかり、ひいては人づくり、パンフレットの表題のように「いってかえり」がふえ、地域との連携などが保たれていくことになるのではないかと感じたところです。

人吉市においては、今後の取り組みですから、ぜひ参考にされ御検討いただけたらと思いますが、どのように受けとめられたかお尋ねします。

○企画政策部長（迫田浩二君） お答えいたします。

大塚議員におかれましては、本年3月にも同様の御提案をいただき、本市といたしましても、新しい情報や新たな視点で事業のあり方を考える一助とさせていただきたいと考えているところでございます。

移住・定住施策を推進していく上で、住宅改修費用への補助や移住者が希望する場合の補助など、多くの自治体が資金面での支援を行い、その結果、移住者増の効果をあげている自治体も多いと認識をいたしております。

本市への移住・定住施策については、まだそのような補助制度による移住者への支援は行

っておりませんが、今後、移住・定住施策を推進するに当たりまして、移住希望者のニーズに沿って、そのような補助制度の整備も検討する必要があると考えているところでございます。

移住者への補助につきましては、その費用対効果が得られるようなものにしなければならないということはもちろんでございますが、特に新しい仲間を受け入れる市民の皆様からも御理解が得られるような制度にしなければならぬと考えております。

そのためにも、益田市や県内においては天草市のような全国的にも移住・定住の先進地と言われます自治体の取り組みをさらに研究し、成功事例を積極的に取り入れながら、本市の地域性、それから課題に則した制度を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ありがとうございます。

これも新聞報道なんですけど、東京にあるふるさと回帰支援センターによると、地方への移住相談は昨年度が2万7,700件で、2017年度は3万件を超すと見込まれています。これだけ都会では多いんですね、希望される方は。じゃあ、これをどうして受け入れるかということなんですけど、やはり移住希望者には補助制度というのは絶対必要なんです。必要であり、なお、定住していただくためには、先ほどから言いますようにやはり雇用、賃金、あと地域の受け入れ、人間関係、対人関係、地域のしきたりと、こういったのが本当に大切になってくると思います。

これは、いい例ではありませんけど、これも新聞ですが、補助金をめぐる対立ということで、これが載っておりました。これは、大分県ということになっておりましたが、やはり、地域とのぎくしゃくした関係になってしまったということで、こうなってしまう前に、やはり皆さんで取り組んでいくことが大切ではなからうかと思えます。

益田市においては、都市部のシニア世代や家族を伴い移住を希望する方、地方の市街地で生活してみたいとのニーズにこたえるため、ふるさと島根定住財団が、県内市街地の空き家を借り上げ、移住生活体験施設として県外在住の移住希望者に短期間貸し出す、島根暮らしお試し体験施設を実施されています。あわせて、就業や住宅相談にも対応をされています。また、田舎暮らし体験施設や農林業体験などを希望する方を対象とした、使用料格安の期限付のお試し施設も設置されています。

そこでお尋ねしますが、熊本県において、ふるさと島根定住財団のようなものがあるのかお尋ねします。また、近隣市町村、人吉市において、空き家借り上げなどについて検討されたことがあるのかお尋ねします。

○企画政策部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まず、ふるさと島根定住財団のような組織が熊本県にあるのかという御質問でございます

が、熊本県に確認しましたところ、県においてはこのような組織はないということでございます。また、空き家を借り上げ、それを移住体験施設として利用するというような取り組みを県としては実施しておらず、これまでも具体的に検討したことはないというふうな状況でございます。

本市におきましても、空き家を活用した移住体験施設の取り組みについては、具体的には検討してきてはおりませんが、既に隣の山江村では空き家や、多良木町では町の施設を改修し、移住希望者が生活体験するための短期宿泊施設を有しております。また、五木村や湯前町でも短期宿泊施設を整備中であるなど、県内の自治体でも同様の取り組みを行っている事例もありますことから、今後の移住・定住施策の1つとして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 県としては、そういったのがないということですけど、近隣町村では幾つかあるみたいなんですけど、要は、どれだけの利用頻度があるかということ、また考えなくちゃならないかとは思っています。

12月5日の新聞報道で、国土交通省が地方の中心市街地などで増加する空き家、空き地対策に取引を市町村が仲介する制度を2018年度にも新設する方針を固めたという記事がありました。住宅や病院などを集約したコンパクトシティ施策の一環として、市町村が作成したコンパクトシティ構想である立地適正化計画で、住宅などの集約先として指定した地域の物件とされています。

ただ、この施策がどのような形でまちづくり、移住・定住に今後結びつくのか、私は注目していきたいと思っております。12月5日新聞報道に載っておりましたので。

そこで、市長は今回の定例会冒頭、発言の中で、本市の移住定住施策の柱となるビジョンの策定に向けて事業を進めているところでございます。「市外の人に住みたいと思う人吉」、「今住んでいる人がこれからも住み続けたいと思う人吉」とはどのようなまちなのか、市民の皆様とともに対話し、検討する場としてひとよし未来会議を行うと述べておられます。

内容として分科会、大未来会議などを計画し、移住・定住ビジョンをまとめ、平成30年度に具体的な施策を展開するとされています。私も取り組んでいただくことは大変ありがたく、むしろもっと早い時期に取り組むべきではなかったのかと思うところです。

今後の進め方については、全員協議会で伺っていますが、やはり大切なことは行政からの一方通行の提示でなく、市民の皆様、幅広く賛同いただくためにも、各界、各層、各年代の皆様に参加いただき、市民みんなで迎え入れる人吉市ならではの移住・定住施策をつくり上げていただきたいと思います。

先ほどから述べています益田市は、まず、暮らしサポーター制度を設けておられます。定

住・移住の希望者に対して、市での快適な生活の実現、地域の力となっていただくようサポートするため、市民あげて受け入れ態勢を整備及び強化し、人口拡大のための移住・定住促進につながることを目的として、市が行う定住支援事業の情報提供をボランティアでサポートして活動しています。

人吉市においては、今後のことになるかと思いますが、先進地が実現されている事業もしっかりと参考にさせていただき、当市においても活用できることはぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市長のお考えをお聞きし、ことしの一般質問の締めとさせていただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人口減少社会を迎える中、本市でも平成27年10月に、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に向けた4つの基本目標を柱に、さまざまな施策を行っているところでございます。

特に、移住・定住促進はその中核となる事業であり、本市におきましても国の交付金をいただきながら、平成28年度はアイデアソンや人口動向の分析調査、移住・定住ポータルサイトの構築を、今年度はこれらを踏まえた上で、これからの本市の移住・定住施策の背骨となるビジョンの策定に向けた事業を進めているところでございます。

移住・定住施策についての考えをとのことでございますが、私は移住・定住施策とまちづくりはその根本は同じではないかと考えております。どの市町村も、移住・定住支援制度を充実させ競争している中、最後は人吉市だから移り住みたいと選んでいただけるまちになることが決め手になるのではないかと思います。

施政方針でも述べさせていただきましたが、私の目指すまちづくりの指針として、近者悦、遠者来という論語に出てくる孔子の言葉がございます。まずは、人吉市民が地域を誇りとし、生き生きと豊かに暮らせるまちづくりを進めながら、その市民の姿を発信し見ていただく中で、市外の方が人吉市を選んでいただけるまちづくりをしてまいりたいと考えております。

議員から御紹介のありました、今回のひとよし未来会議では、市外に住む人が移住したいと思うような人吉市とはどんなまちなのか。今、人吉市に住んでいる人がこれからもずっと住み続けたい、定住したいと思う人吉市とはどんなまちなのかということを、市職員や専門家だけが考えて決めるのではなく、まちの主役である市民の皆様とともに、10年後、20年後のまちづくりについて対話を通じてつくり上げていきたいと考えております。

市民の皆様はこの未来会議へ参加を呼びかけたところ、現在、87名の方にお申し込みいただいています。しかも、その半数以上は20年後に人吉市を支える高校生です。まさに、未来の人吉市を担う若者がまちづくりのために力を貸してくれることに心からうれしく思うとともに、頼もしい気持ちで大いに期待しているところでございます。

これから3月まで、この未来会議の場でさまざまにまちづくりの対話が積み重ねられ、すばらしい移住・定住ビジョンをつくり上げていただけることと思いますが、一番大事なことは、それをビジョンで終わらせるのではなく、実行していくことだと思います。

来年度は、いよいよ本市の移住・定住施策を実行に移していくこととなります。今年度策定するビジョン、そして大塚議員の御紹介いただいた島根県益田市などの先進自治体の取り組みなどを参考にし、本市ならではの移住・定住施策を進め、10年後、20年後のまちづくりに向けた夢を皆様とともに進めてまいりたく存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ぜひ、移住・定住に向けた人吉市らしいものをつくり上げていただきたいと思います。

それと、島根県の移住・定住の担当職員の方に偶然お会いすることができました。会話の中で、ぜひ人吉市に行きたいと述べておられました。移住・定住の先進地でもある益田市の担当の方も御一緒にお越しいただくのも1つの取り組みかと思います。また、この益田市にこちらから移住・定住担当の職員の方を派遣していただくのも、また方法かと思いますので、ぜひこのことを検討していただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。5番議員の宮崎保です。本日は2項目について通告しておりますので、2項目について質問をしたいと思います。それでは、通告に従いまして、1項目めとして観光関係から観光客の動向について、今後の取り組みについて。2項目めとしまして、市民の声より都市計画について、都市計画の現状についての2項目を一般質問させていただきます。

11月の新聞によりますと、熊本県内の2015年の観光客総数は約6,000万人だったが、前年から1,100万人以上の大幅の減により4,854万4,838人であったと。特に、日帰り客の落ち込みが大きく、前年比20.9%減の4,177万3,306人で、宿泊数につきましても677万1,532人と6%の減で、総数は18.7%の減となったとの報道がありました。

そうした中で、人吉市に来られた観光客の日帰りと宿泊数はどのようになっているのか。また、県の観光消費額については約453億円で、対前年比15%減の約2,565億円となったと報じられておりますが、本市の観光消費額はどうかだったのか。比較をするためにも平成27年と28年についてお尋ねしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、こんにちは。

それでは、平成27年と28年の日帰り、宿泊、経済効果ということでお答えいたします。

まず、本市を訪問していただきました日帰り観光客でございますけれども、平成27年が114万4,000人、平成28年は99万3,000人、これは大地震の影響がございますので。宿泊でございますけど、平成27年が20万人、平成28年が20万3,000人でございます。合計を申し上げますが、平成27年の合計としますと134万4,000人で、平成28年は119万6,000人でございます。この比較で言いますと88.9%と下回っているということになります。

経済効果ということで、私も観光消費額ということでいつも統計では出しておりますので、これでお答えさせていただきます。平成27年の観光消費額は約128億円でございます。平成28年は116億円でございます。

以上が実績でありまして、いわゆる比較原因という分析をさせていただきますが、宿泊数につきましては、大体20万、20万ですので、これは九州ふっこう割、それと私ども皆様方へお願いしてお認めいただきましたクーポン券、こういったものを発行いたしましたので、観光関係の各団体との連携によりまして、これは宿泊客は持ち直していったということです。ただし、日帰り客につきましては、これは震災当初、お城まつりもやめたということがありましたので、そういった日帰り客に対するイベント関係、これがうちだけじゃなくてよその町村もそうだったんですけど、これを取りやめたという、こういったものが大きく影響しているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で、やはり観光客の合計が119万6,000人ということで、前年を14万8,000人の減少であって、観光消費額も12億円程度の減となっているということをおっしゃってました。また、その原因として熊本地震による影響が大きかった。また、被災地においてもふっこう割や地域振興のためのクーポン券発行の効果などがあり、宿泊客についてはふえたが、風評被害といいますか、そういう関係で影響で日帰り客が減少したとの分析のようですが、それでは、その一方で外国人観光客は、東南アジアのビザの要件緩和、また台湾の高雄からの定期便の運航、円安など年々増加傾向にあったようですが、昨年の熊本県の調査で48万6,237人で対前年比24.5%の減ということの15万7,594人の減少との報道がありました。また、本市における外国人観光客の平成27年と28年の実績はどうだったのか。また、その増減について、どのように分析されているのか。また、前回の中で明日の日本を支える観光ビジョン構想会議において、新たな観光ビジョン、明日の日本を支える観光ビジョンということが言われておりましたが、それについてはどういうものだったのか、お伺いしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

今度は外国人ということでございますので、私は外国人の関係につきましては宿泊者数、これしか調査いたしておりませんので、これでお答えをさせていただきます。平成27年が

3,600人、平成28年が7,600人でございます。大体パーセントで言いますと111%の増と、震災があってもふえていたというところ、これちょっと頭に置いていただければ。

上位3国を申し上げますと、これは、香港、台湾、韓国ということになっているところがございます。

増加した要因でございますけれども、これは大変本市の観光関係者の方の取り組み、これ頑張っていたのもあるんです。それから我が国、日本国がとっている観光政策というものが非常に大きく影響しているというところであります。

本市におきましては、観光振興課のほうでは外国語のパンフレット、それからマップ、こういったものをつくっておりますし、また、人吉球磨ガイドアプリの外国語対応と、それから観光案内所、駅前にごございますけれども、外国人対応のためのそういう接客、英語ができる職員、そういうのも置いていると。

これに合わせまして、やはり何といたしましても民間の宿泊、観光関係者、ことしといいますか、去年は大いに若おかみさんたちが自分たちでどんどん台湾とかにPRに行かれました。これ、結構効果があったんじゃないかというところがあります。

それからもう1つ、外国人観光客に対しまして、少しふえたというのは、これは大震災があったのにふえていると、倍ぐらいになっているでしょう。これにつきましては、地震があった直後に、これは熊本空港に台湾、香港、韓国という定期便があったわけですが、これいきなり全部ストップした。しかしながら、それに対しまして熊本県の交通政策課、それから熊本県議の皆様方もそうでありましたけれども、真っ先に台湾に飛んで行って定期便、これを継続しているということで、そういった活動をしていただいた、これは大きなことだったと思います。それから、韓国と香港につきましては、最近でございましたけれども、やっと復活しているというところがございます。

それから、先ほど御質問にありました、この1つの支えとなっておりますのが、明日の日本を支える観光ビジョンということでありました。これは、前回もお話させていただいた言葉でございますけれども、これはどういったものかということで、これは、国が2020年、オリンピックの年でありますけれども、訪日外国人旅行者4,000万人にすると、今2,800万人ほど来てるわけですけど、これを4,000万人まで引き上げたいという、これを目標といたしました観光先進国への新たな国づくりに向けまして、平成28年3月30日に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議におきまして、新たな観光ビジョンとしての明日の日本を支える観光ビジョンが作成してあるということでありました。

明日の日本を支える観光ビジョンというものは、これは3つの視点と10の改革からなる世界が訪れたい日本と、こういうPRがあるわけでございます、これを目指しております、観光ビジョンの施策の実行に官民一体となって取り組むということでございます。

具体的な内容といいますと、文化財の多言語解説でございます。これ韓国語、中国の方で

も、欧米の方でも対応できるようなものと。それから、景観計画による美しい町並みを保存していこうと。民泊ルールの整備でございますが、これは、格安の民泊、これはどうしても宿泊のキャパというのが足りない、それに対しまして民泊を活用しようということでございます。こういう取り組みもあると。それから、宿泊業の生産性をもっと上げようと、もっと活発にしようということです。

それから、戦略的なビザの緩和があるわけです。大いにビザを緩和して来やすく、気軽に来ていただけると。観光地の再生もございます。規制緩和、これも当然であります。それと、ストレスフリーな通信交通利用の環境ということで、W i - F i ということになってくるんでしょうけど、それからキャッシュレスの観光、このキャッシュレスの観光というのは、中国が一番顕著でありまして、以前は銀聯カードというのがございましたけども、それが今はスマホでやっている、そういうぐあいに時代が変わってきております。

それから、ジャパン・レール・パスというのがございまして、これを訪日後でも購入可能にしたいということでございます。このジャパン・レール・パスというのは、外国人の旅行者を対象といたしまして、J R 各社が発行いたします路線バスとか乗りおり自由の特別企画乗車券でございます。これ、外国人に対してやるものでございます。

それから、観光地へのアクセス交通の充実、こういうのがございますし、訪日外国人旅行者が快適に観光を満喫できるようなこういった環境整備でございます。こういったものを行っていくというのが、日本を支える観光ビジョン構想会議で出てまいりました観光ビジョンということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、やはり外国人観光客については、年々増加して、平成28年については、昨年より倍増、111%の増というふうになっているということで、やはり、国が一昨年から進めました新たな観光ビジョン、明日の日本を支える観光ビジョンの策定により快適な観光を満喫できる観光整備に向けた対応を加速した部分が、やはり含まれているのではないかとこのように分析をされているようです。また、本市としまして、説明会や商談会、観光客誘致のPRを行った結果、人吉市も同様に訪日外国人旅行者が増加につながったものと分析されておるようでありましてけれども、これもまた新聞報道ですが、訪日客誘致の拠点となる国際旅客船拠点形成港湾に指定された八代の八代港が整備をされ、2020年度から運用をし、クルーズ船の寄港を年200回、また本年については66回寄港を予定しているとのことでありましたが、クルーズ船の寄港数と旅行者数、または訪問先については、どのようなところに行かれているのか。地域によっては、また入館などを禁止されているというふうなことを聞いておりますが、どんなところがあるのか教えてもらいたいと思います。また、それについてはどういう理由で入館を拒まれているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

クルーズ船の寄港数から、旅行者数、訪問先、それから入館を禁止している場所とか理由ということで、まずは年間の寄港数でございますけれども、これは八代港のDMO八代が担当しておりますので、ここにお聞きしました。平成28年10回でございます、平成29年が今11月末までですが63回来ております。ことしの初めに聞いたときは75回と聞いてたんですけども、ちょっと減っております、実際は65回のようにございます。

本市へのクルーズ船からの旅行者数でございます。これにつきましては、球磨地域振興局総務振興課にお尋ねをいたしております。平成28年が約1,000人でございます、これは平成29年になりますと11月までで、これでいきなり1万3,000人ということで、議員もごらんになったと思いますけども、人吉城内とか、青井阿蘇神社でバスが何台も連なって、皆さんたむろしていると、ごらんになったかと思えます。

それから、訪問先でございます。これにつきましては、まず、県内ということでお答えさせていただきますけども、八代に当然これ来ましたら一番多いのは八代城とか、日奈久温泉、御立岬と、近辺のどこにもございます。それから、以前は熊本城とか多かったんですが、最近、復興してきてまた熊本城、今、復興しているところを見に行くという、これもはやってきておりますので、徐々に熊本城、城彩苑というのがふえてきていると。私も先日、城彩苑に行きましたら、中国人の方ばかりでございました。

それから、水前寺公園でございますね。それから、福田農園とかエコパーク水俣、こういったものもあるわけでございます、また、県外へも行かれていますようです。県外につきましては、これは太宰府に行かれていますね。それから、福岡の百道浜海浜公園とか、えびの高原、高千穂牧場、霧島神宮や照国神社とか、城山展望台、ありとあらゆるところへ行っていると。

1隻来ると大体4,000人ぐらいのクルーズ船でございますので、バスも大体100台ほど、さまざまな地域へ行っているということでございます。

本市のことでございます。本市につきましては、一番多いのはやはり人吉城跡と青井阿蘇神社、それから温泉物産館とか、鍛冶屋町通り、こういったところが多いわけなんです、隠れた名所としまして、コンビニが多いんですね。まず、コンビニに行こうと、これは大変おもしろいところであります。

入館立入禁止している場所ということで、新聞報道でもちょっとございましたし、テレビでもあったんですが、これもDMO八代にお尋ねいたしました。八代の場合ですけども、八代宮で全面立入禁止していると、こういうのがあるわけです。それから妙見さん、妙見宮でございますけども、正月とか七五三、祭り、こういった行事のときには立ち入りを禁止していると。その理由なんですけども、これはごみやたばこの吸い殻、投げ捨て、トイレ使用などについてのマナーの悪さ、こういうのも生活習慣とか道徳観の違いがあるということで

ございますので、これはやはりお互いの国のことを理解していくのも必要なのかなと。

さて、人吉市内はどうかといいますと、人吉市内は立入禁止している場所はございません。本市におきましては、全てのお客様ウエルカムでございます。また、中国の方ですので、熱烈歓迎、ラーリエ・ホワンインということでいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） クルーズ船の八代寄港についても、昨年を大きく上回って六十五、六回となっていて、また、人吉市の旅行客も昨年の1,000人を超え、13倍の方が来られていて、各方面に旅行されているということではありますが、そういうことについては、昨年の答弁と余り変わりはないようであります。

立入禁止のところについても、やはり習慣の関係とかマナー等の問題により、他の地区において数カ所あるようでありますけど、それではクルーズ船以外で来られた方の一般客の観光で見てみたいところや行ってみたいところなど観光客の要望されているところはあるのでしょうか。また、列車で来られている方の動向については、昨年もおりに来てからよそのほうに行かれると、列車でまた乗り継いでいかれるという形で答弁がありましたが、この辺についての動向はどのようにか変わっていたら、お聞かせをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

一般的な観光客ということですので、平成25年度に1度実施いたしておりますけれども、人吉球磨地域ギャップ調査報告というのがございます。どのようにお客様が動いたというところで、そういうことなんですけど、この中での回答で申しますと、やはり温泉が最も高くなっております。温泉総選挙、これでランキング本市入りしましたので、これは新聞報道であったものでございます。続きまして球磨川下り、人吉城跡、国宝青井阿蘇神社というところで、日本遺産関係も1つのスポットになっているのかということでございます。

これ以外で観光関係者のお話を伺いますと、やはりラフティング、これ夏でございますけれども、それからMOZOCAステーション868、これも独自のものです。それから、からくり時計も結構人気がございます、要するにあんまりないんですね、全国的にもあのからくりなかなかおもしろいと、特に殿様がおもしろいというところです。

それから、夏目友人帳でございます。これは、日本人だけに限らず、これは台湾、香港、こういう方も多いわけですから、これは1つやっぱり一番売りになっているのかなと。それから、鍛冶屋町通りや人吉城歴史館、それから焼酎工場見学でございますね。やはり、焼酎を飲みたいという方も多いわけですから、ここが要望が多いと。

人吉市を訪れる観光客の多くの方、これ大体自家用車とかそういうものが多いわけでありまして、SL人吉、かわせみやませみ、それからいさぶろう・しんぺい、それからJR九州

の観光列車というのが今多く走っておりまして、この動向でございますけれども、確かに、そのお客様の中には本市は通過してしまうと、着いたら次のバスに乗りかえて霧島に行ってしまうと、そういう方々は確かに今もいらっしゃいます。いらっしゃいますので、私どもといたしましては、これからのなつ星も人吉のほうに、駅にとまるようになってまいります。来年は西郷どんという大河ドラマが始まるわけですので、こういう方々に回っていただくような仕掛けを今後はしていきたい。

その1つ、まさに旅カフェであると私は考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保護員。

○5番（宮崎 保君） 今、調査の結果について、訪問先について、さまざまなニーズがあるということでありました。また、来られる方については、ほとんどの方がやっぱり自動車、マイカーですか、そういう方で来られる方が多いということで、列車観光の方々は、やはりまだ市内に向かわず、列車やバスなどで移動されているということで、やっぱり若干通過都市になっているということであるようであります。

そうした中において、滞在期間を延ばすために、関係団体と協議はどのようになされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○経済部長（福山誠二君） それでは、先ほどいただいております御質問でございますけれども、滞在期間を延ばすための関係者との協議ということでございます。お答えさせていただきます。

まず、一番この協議につきましては、ホテル関係、観光旅館関係、そういうところございまして、それから、まず旬夏秋冬キャンペーン実行委員会というものがございまして、これと、人吉球磨地域観光推進協議会、この2つの協議会につきましては、各市町村全て入っておりますし、また、観光旅館関係も、観光協会、それから鉄道関係、交通関係でございますね、そういうところ全て入っておりますので、こういった会議の場での協議も当然ございます。

それから、ホテルや旅館関係に各それぞれ個人個人でもお話を伺うこともありますし、究極の問題といたしますのは、やはり何といたしましても滞在期間をどうするかというのが、これが一番の問題でありますので、まずはこれを話し合うというのが前提でございますので、それで協議というのはずっとやっているところでございます。また、出ましたところでの話と

いたしましては、最近の例で申し上げますと、ついこの間、ノスタルジック人吉を駅前で行っておりますので、これをじゃあどうやってことはやろうとか、盛り上げるためにはどうしようとか、そういう話から、日本遺産せっかくなっておりますので、この日本遺産をそれぞれの協議会や温泉旅館関係で盛り上げるためにはどうしたらいいだろうかと、そのうちの1つが時感（とき）の旅であります。それから、人吉温泉観光協会のほうでは外国語のホームページを作成いたしておりますので、そういった協議も行っております。それから、温泉総選挙というのがございました。これも、皆さんで協力し合うということで、これも1つの滞在期間を延ばすための協議ということで行っております。

それから、皆さんと話し合いながら観光宣伝、これは福岡に行ったり、鹿児島に行ったり、熊本駅でのイベントと一緒に参加とか、そういう協議もやっているわけでございます。また、本市だけではなくて、近隣市町村、ここにつきましても、今後の取り組みといたしまして協議をいたしております。

これにつきましては、行政組合に広域観光課というのができまして、そこで近隣町村の皆様方も非常に観光に関心を持っていただいたと。そういうところから、例えて申しますならば、錦町の人吉海軍航空基地跡、これを平和学習旅行というところで滞在期間を延ばそうじゃないか。また、修学旅行の生徒たちも獲得しようじゃないかと。

それから、スポーツ合宿ということで、水上村のスカイヴィレッジというのがございますので、こういったところでの滞在期間を延ばすための協力を図ってまいりたいということがございます。

それと、最近といいますか、一番今協議をいたしておりますのが、観光協会なんかと旅カフェにつきまして、どのように盛り上げていこうとか、運営とか、そういうところも、もう協議には入っております。

それから、1つ先ほど私、夏目友人帳というのを申し上げましたけども、これは非常に滞在型としては有効なところがありまして、本市だけでなく球磨郡中にそういう聖地巡礼の場所があるということ。それとともに、今、湯前町、あそこは漫画美術館というのがあります。漫画に関するお祭りなんかもされておりますので、そういう連携を今後どうやっていったらいいかという、そういうところも旬夏秋冬キャンペーン実行委員会とか、その中で協議をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） ただいま、いろんな観光のをされているということで、計画等もしながら、話もしながらされているということなんですけども、ただ、その観光の場所に行った場合、その観光地の案内板、やっぱりこれがどうなっているんだとか説明文がかなり見えにくくなっている観光案内板がありますので、それについての取りかえや、また、案内板の主

要な箇所への増設、現在も、昨年を上回る外国人観光客が来ているということでもありますので、案内板の説明などといったものに、多言語対応をしてもらうようにできるのか。また、そういったものについて取りかえる考えはないのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

観光案内板、古いのもあるということと、多言語ということ御質問でございますが、確かに古くなっているものがございまして、大変申しわけなく思っております。

今、観光案内板につきましては、人吉駅、人吉城跡の観光駐車場にございます。それから永国寺前の交差点、そのほかにも設置しているところがございますけれども、古くなって見えにくくなっているのもございますので、修繕は計画的にやっていきたいと、そのように考えております。

それから、観光客の誘導案内及び外国人観光客の増加に対応するための看板設置でございますけれども、これにつきましては、多言語対応というのは、大変必要性を感じております。先ほど、御答弁、数字で申し上げましたように、外国人の方が1年で倍になっていると、平成29年度はまださらにふえているわけでございますので、そういうところで観光客が多く訪れる場所、こういうところ、効率的に案内ができるような場所、今後も関係部局と相談、検討を行いたいんですが、その中で本市だけではなくて、広域的なところを考えますと、行政組合のほうでかなりの観光看板とかそういうのを設置いたしております。それから、交通看板と観光案内看板というところのすみ分けもありますので、こういうところもそれぞれの部局と協議しながら進めなければならないということがございます。

私、外国人対応で一番いいなと思ったのが高山でございます。あそこへ行きますと、駅とか高山祭りとかありますけれども、その中心街のところに非常に外国語の書いてある看板というのがございますので、これは参考にさせていただこうかと私は考えております。

今後とも、人吉駅、それから人吉城跡、主要なところの観光地の看板につきましては、当然、多言語にも対応した看板、こういうものを設置してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） ただいまの中で、やはり関係部局と連携を図りながら、多言語対応の看板とか、そういうのも必要性を認められておりますので、設置のほうについては進めてもらっていくように、よろしくお願いをしたいと思います。また、そうした中で先ほども広域関係で言われましたので、人吉球磨の魅力を知ってもらうために、広域で新しい計画を議論されたことがあるのか。また、広域観光の取り組みに対して、地域間交流と活性化に寄与する事業を推進していきたいという答弁が前回の中であったと思いますが、今までの取り組みでこられた以外にも取り組んだものについて、お尋ねをしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

広域観光といいますのは、今、人吉球磨で考えますと、これは人吉がまず取り組んだのが先だと私は考えております。これは、平成7年に旬夏秋冬キャンペーンがスタートいたしましたときに、これがまさしく広域観光でありまして、その中で三十三観音めぐりやひな祭り、こういったものがスタートであったかなと、まず、本市から始まって全体的にやっとな今、球磨郡中にこの広域観光という考えが広まってきたのではないかと、私はそのように考えております。

さて、今やっております三十三観音めぐりとか旬夏秋冬キャンペーン、このほかの取り組みといたしましては、昨年からは始まっておりますが、人吉球磨日本遺産活用協議会の取り組みというのがございますし、また、サイクリング in 人吉、こういったものが現在取り組んでいるということがございます。

そのほかに、さらにこの枠を超えた広域観光の取り組みというのがございます。これは、行政中心に、それから観光協会とも一緒にやっているものでございますけれども、これは霧島やえびの市と南九州トライアングル事業というのがございます。県南15市町村によりますくまもと県南観光連携事業というのがあります。これで取り組んでいる事業。例えて申しますならば、この県南観光と申しますのは、1つの例で言いますと、来年西郷どんが始まりますが、この西郷どんの中で、人吉や芦北や水俣などに、西南戦争の遺跡とかあるわけですね。そういうのを一緒にやろうじゃないかと、こういったところをこのくまもと県南観光連携事業という中で取り組んでおります。

それから、物産振興のプロジェクト、こういったものをやっておりますし、また、人吉球磨だけではなくて、熊本県及び県南、南九州の広域的な観光の取り組み、こういったものがございまして、具体的なものと言いますと、これはモニターツアーがございまして。それから旅行エージェント、外国人に向けまして、外国人観光客を獲得するための台湾のパワーブロガーの招聘、こういったものをやっておりますし、また、ノベルティ、こういうものでは観光PR、観光説明会、商談会、こういったところでも行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 昨年12月の答弁の中で、熊本地震後のふっこう割などが終了した後の揺り戻しというものがあるので、これを最小限にとどめるために、さまざまな取り組みを行っていきたいというふうに答弁があったというふうに思います。揺り戻しを最小限に抑えるための取り組みについては、どのようなものをなされたのか。また、実績はどうだったのかをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

昨年の地震の当初から私もずっと担当いたしておりますので、まず、地震後の揺り戻し、これに対する影響、これ最小限ということがございますので、地震発生後から現在もそんな

んですけども、各関係団体との連携とか協力はずっとやっているわけなんです。一緒に観光宣伝、情報発信とか商談会、これは行政だけではなくて女将の会の皆さんもそうです。観光協会の皆さんもそうです。一緒に行っていてお互いに宣伝する。自分たちができることは自分たちで積極的にやろうということで、去年取り組んだのがございました。また、私どものほうではスポットCM、これをいつもよりも多く打たせていただいております。また、マスメディアでの対応、これも結構昨年来ていただきまして、やはり、熊本を応援しようという力が全国的にあったんでしょう。そこで、さまざまなタレントの皆様方も人吉市へ来ていただいたり、それから、かわせみやませみの運行もございましたので、こういう取材が結構多くて、それに対して私どもの職員が行ってずっと対応、アテンドするという、そういうのも非常に多かったということで、今もあっております。

さらに東京、名古屋、大阪、こういった主要都市に出かけまして、旅行会社に対しましては、今一番弱いところが修学旅行でありますので、この修学旅行のキャンセルされたお客様がなかなかまだ戻ってきていないというところで、ここに力を入れております。

それから、香港、台湾、これ海外への観光説明会、私どもの職員も当然行っておりますし、また女将の会の若おかみなんかも盛んに行っていていただいていると、そこで観光客、外国人がふえているという、そういう数値があがっております。

それから、国際旅行博、これは先ほど申しました台湾であったものなんですけども、こういうところへの観光客の誘客、PR、こういうのを行っております。

そういう中で1つの実績でございますけれども、これは、1つ球磨川温泉郷の88カ所めぐり旅スタンプラリーというのがございます。これは、平成28年9月1日から平成29年4月2日の間、ちょうど地震が起きまして、少し安定してきてふっこう割が出されて、第2弾の始まったころなんですけど、そういうときに温泉レジャー施設とか宿泊施設、文化財、グルメ店を回っていただくということで、延べ625名の方に応募をしていただいた実績がございます。

それからもう1つ、ひなバルというのがございまして、ちょっとした居酒屋を食べ歩く、飲み歩くというものでございまして、これは一番観光客が減ってまいります平成29年2月17日、これから26日間、冬というのはどうしても観光客減る時期で一番寒い時期でございましたので、こういう時期に人吉球磨地域全体の食べ歩き、飲み歩き、こういったイベントを開催させていただきました。参加店舗数が50店舗ございまして、チケットの販売冊数が637冊と、これ当日は4,000円のチケットだったんですけど、これが637売れたと、そして飲み歩いていただいたと、私も歩きました。

震災後でございますけれども、人吉市内の8事業所を抽出いたしまして調査を行ってまいりました。それによりますと、平成29年の宿泊者数でございますけれども、これは平成28年の10月と比較いたしますと、実は上回っております、今年の年間宿泊数、これ考えますと

前年を上回るんじゃないかと、そういうふうに見込んでおります。

それで、私も今月の動き申し上げておきますが、今月は8日から14日、約1週間、東京スカイツリーにおきまして、ビューティフル日本、全国観光PRに出店をいたします。これは、日本遺産を中心といたしましては、人吉球磨の広域観光宣伝を私ども、それから球磨地域振興局の皆様、それから観光協会、行政組合、観光協会は会長も行っていただくんですけれども、皆さんでちょっと東京で宣伝しようかということで情報発信を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今までの中で、やっぱりさまざまな方法で、観光地の質を高めるためのPRの努力や、また各方面に職員を派遣されて、観光客誘致促進のPRを行ってきておられるということでありまして、また、イベントについても幾つか開催をされてきているようですが、最後になりますけど、やはり今まで広域関係のことを述べてきましたように、オール人吉球磨で観光関係については広域的な取り組みをすることが大事になってくると思いますので、今後のオール人吉球磨ということで、広域的な観光PRですか、そういうことをしていくのには、どのような支援をしていこうというふうに考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

広域的取り組みやっているか、そういった支援ということでございますが、先ほど申し上げましたように、もともと広域観光等に人吉市が最初に取り組んだということで、そういうところで春夏秋冬キャンペーンには、うちのほうからの負担金を行政組合に出しているわけですけれども、そういう中で、これは平成31年度になりますけれども、JRグループの旅客6者、それから熊本県地元観光事業者、これが共同で行ってまいります大型観光キャンペーン、いわゆるデスティネーションキャンペーン、DCと申しておりますけど、これが行われます。

これに対しまして、私どもも大いに宣伝等の協力をして取り組んでまいりたいと、既に始めているところがございます。今後も、本市といたしましては、県や広域行政組合、温泉観光協会、関係団体と連携、こういったものを進めながら、いわゆる官民の役割分担を踏まえてともに取り組んでいきたいと。

こういう中で、支援ということでございますので、去年の地震で1つ学んだことがございます。復興に取り組んでまいりました中で、これは、私ども、それから観光関係者の方々もそうなんですけども、お互いに新たな認識を持ったというのが1つございます。

これを見ますと、支援といいますと、今まではどっちかといいますと、補助金とか負担金、これが中心となっていたわけでございますけれども、去年の地震の直後は、確かに行政、私どもにやってくれ、何かやってくれと、そういうことばかりでした。ところが、それではもう

間に合わないからということで、お互いにそれぞれ自分たちの予算で、自分たちで考えて、自分たちで行動できることをまずやろうじゃないかという、そういう機運が生まれまして、お互いに話し合いをして、協議をして、さまざまところに観光キャンペーンと一緒にいくとか、そういったともに考えてともに動くという、そういう新たな動きが出たということです。また、本市におきましても、自分たちで補助金を当てにせずに、予算を自分たちで獲得して、自分たちでイベントをされていると、そういう方々も今動きが出てきているわけでございますので、こういうところで私どもとしましては、支援というのはさまざまな形が変わってきてるんだというのを認識しながら取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 観光客の誘致につきましては、いろいろな取り組みをされながら努力されているようですが、やはり、観光振興には古きものも大事だと思いますが、新しい風も取り入れていくことが活性化につながるというふうに思います。

行政が主体となるのではなく、観光関係者の方々や市民の方々が主体となり、先頭をとって取り組みを行ってもらうように、市は後方での支援をすることが必要であろうというふうに思います。また、人吉市での取り組みも重要だとは思いますが、それにも限度があるというふうに思いますので、広域での連携による観光客の誘致についても、今後も先ほど述べましたように、オール人吉球磨で広域的な観光にも取り組み、民間が主体となるよう支援をお願いしまして、次の質問に入りたいというふうに思います。

市民の声より、都市計画についてですが、国が都市計画法を制定したのはどういった理由かお尋ねしたいと思います。

○建設部長（山田 巧君） 議員の皆様こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

国が都市計画法を制定した理由についての御質問でございますが、まず初めに都市計画法の変遷につきまして、少し説明させていただきます。

我が国の都市計画法は、大正8年に制定されております。なお、この大正8年に制定されました都市計画法を旧都市計画法、現行の都市計画法を新都市計画法という名称で答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この旧都市計画法は、当初は6大都市のみ適用されましたが、その後、順次適用範囲を広げ、昭和42年当時では1,353市町村が旧都市計画法に基づき都市計画を実施しておりました。この旧都市計画法は、今申し上げましたとおり、大正8年の制定以来、半世紀にわたり施行されてまいりましたが、根本的な改正が行われておらず、昭和30年代後半からの激しい都市化に伴う複雑な都市問題に十分対処し切れなくなったため、昭和43年に旧都市計画法は廃止され、新たに同年6月15日に現行の都市計画法、新都市計画法が制定されたところでございます。

新都市計画法が制定された当時は、先ほども申しましたように、昭和30年代後半からの高度成長の過程で、都市への急速な人口、諸機能の集中が進み、市街地が無秩序に広がっていく、いわゆるスプロール化現象や、交通、住宅問題、公害による環境悪化等、さまざまな都市問題が発生してきたため、都市対策は全国共通の重大な政策課題となっております。

そこで、こういった全国共通の課題として、深刻化していた社会経済状況を背景に、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とするとともに、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに、土地の合理的な利用が図られることを基本理念として新都市計画法が制定されたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 大正8年に制定され、半世紀にわたり施行されてきたが、昭和30年代のバブル期が激しい都市化に伴い、複雑な都市問題に十分対処できなくなり、昭和43年に旧制度を廃止し、同年に新たな制度を施行されたということでございますが、現在、人吉市が都市計画を決定されているのには、どのような内容があるのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

人吉市が都市計画決定されている内容は、どのようなものがあるかという御質問でございますが、これもまず初めに、現行の都市計画法において、都市計画として定めることのできる内容につきまして、少し御説明したいと存じます。

現行の都市計画法におきまして、都市計画として定めることのできる内容は、大きく区分しますと地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等の11種類でございます。また、その11種類にはさらに細かく56種類の項目が定められております。

最初の11種類をわかりやすく大分類と表現しますと、その大分類の中にさらに小分類としていろいろな都市計画の種類があるといったような構成になっております。例えば、大分類で言いますと、地域地区の中には、小分類の種類としましては、皆様御存じの商業地とか農業地などを幾つかに区分する用途地域とか、人吉にもございます風致地区など、20種類の地域地区がございます。また、同じく大分類で言います都市施設の中には、小分類の種類としましては、こちらも御存じのように都市計画道路や公園など11種類の都市施設があるといったようなことでございます。

次に、議員お尋ねの人吉市における現在の都市計画決定の内容でございますが、現在、本市におきましては、先ほど述べました大分類11種類のうちの4種類において、また、小分類に該当します14種類の都市計画を決定しております。

その内容について詳しく御説明いたしますと、まず、1つ目は大分類に当たります地域地

区におきましては、小分類に当たります用途地域、準防火地域、風致地区の3種類を決定しております。

2つ目は、大分類に当たります都市施設におきまして、同じく都市計画道路、公園、下水道、河川、防火水槽、ごみ処理場、市場、火葬場、汚物処理場の9種類を決定しております。

3つ目は、大分類に当たります市街地開発事業におきまして、同じく土地区画整理事業を決定しております。

4つ目は、大分類に当たります地区計画等におきまして、同じく地区計画を決定しております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 現在は、大分類の11のうちの4分類でされているということでありまして、都市計画法は大正8年に施行されたということでありまして、本市において、当初の都市計画区域はどうだったのか。また、それについてはいつごろ制定され、また、そのときの区域については、どのようになっていたのかお伺いしたいと思います。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

当初の都市計画区域はいつ制定されたのか。また、面積はどのぐらいだったのかという御質問でございますが、本市の都市計画区域は大正8年に施行された旧都市計画法に基づき、昭和12年3月19日に、当時の人吉町、藍田村、中原村、西瀬村の全域、つまり、現在の人吉市行政区域全域を都市計画区域として決定されたようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 旧都市計画法が制定された年から26年後の昭和12年に全域を決定されたということでありまして、決定から約80年程度たっているというふうに思いますが、現在まで、その区域の見直しは定期的に行われていたのか。また、その見直しが行われていたら、変更された箇所があるのかお訪ねしたいと思います。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、本市の都市計画区域は、昭和12年3月19日に当時の人吉市行政区域全域を都市計画区域として決定されておりますが、その後、1回だけ見直しが行われております。それは、昭和44年5月26日に人吉市都市計画区域の見直しが行われまして、それまでの行政区域全域から、現在の都市計画区域に縮小変更されております。

なお、現在の都市計画区域は、九日町等の市街地を中心といたしまして、東は願成寺町から西は下原田町までの東西約7.1キロメートル、南は蓑野町から北は井ノ口町までの南北約8.1キロメートルの範囲でございます。区域の面積は3,657ヘクタールで、人吉市の総面積の約17%にあたる区域となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 都市計画は、昭和44年に1回見直しがされたということであり、総面積の約17%ということですが、それでは、その都市計画区域に対して、都市計画税の算定方法はどのようになっているのか。また、その都市計画税は目的税というふうに思いますが、どのような事業に使われているのかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（廣田五浩君） 議員の皆様こんにちは。それでは、私のほうから都市計画税につきましてはお答えいたします。

都市計画税の算定方法でございますが、課税の対象となりますのは、都市計画法による都市計画区域のうち、原則としまして、市街化区域内に存在します土地と家屋でございます。その所有者が納税義務者となります。

税額算定の基礎には、固定資産税の評価額を用いまして、課税標準額に税率の0.2%を乗じて税額を算定いたしております。

なお、上限となる制限税率は0.3%でございます。

次に、どのように使われているかにつきまして、その用途でございますが、都市計画税は議員申されたとおり目的税といたしまして、街路、公園、下水道、区画整理の各事業及びこれらの事業のために借り入れました公債費の償還に充てているところでございます。

過去3年間の用途及び財源としてお答えさせていただきます。

平成26年度の都市計画税につきましては、街路整備事業の決算額2億503万円のうち1,548万円、公園整備事業の決算額7,219万9,000円のうち105万2,000円、下水道事業の決算額2,989万7,000円のうち1,208万円、区画整理事業の決算額3,003万6,000円のうち103万6,000円、公債費の決算額3億9,850万5,000円のうち1億6,101万6,000円が充てられております。都市計画税は合計の1億9,066万4,000円でございます。

同様に、平成27年度につきましては、街路整備事業の4,071万2,000円のうち1,071万9,000円、公園整備事業の2,787万5,000円のうち107万5,000円、下水道事業の8,376万8,000円のうち3,341万6,000円、区画整理事業の171万7,000円のうち63万9,000円、公債費の3億4,608万6,000円のうち1億3,805万7,000円が充てられております。合計の1億8,390万6,000円でございます。

平成28年度につきましては、街路整備事業の8,304万4,000円のうち1,061万8,000円、公園整備事業の4,712万5,000円のうち238万7,000円、下水道事業の1億2,115万2,000円のうち4,873万5,000円、区画整理事業の94万7,000円のうち38万1,000円、公債費の3億510万円のうち1億2,273万1,000円が充てられております。合計の1億8,485万2,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 都市計画税は、固定資産税の上限の0.3%であるけれども、人吉市としては0.2%で課税を算定しているということでありまして、現在、都市計画区域を制定しておられる区域はどのくらいあるのか。また、その都市計画区域を設定しておられる中で、その区域から都市計画税を課税していない市町村はあるのか、お尋ねしたいと思います。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

全国で設定されている都市計画区域は、最新のデータによりますと、全国で1,062区域、区域内の市町村数は1,349市町村でございます。区域数より市町村数が多くなっておりませんが、これは1つの都市計画区域に複数の市町村を含んでいる場合があることによるものでございます。例えば、熊本都市計画区域は、熊本市のほか合志市、菊陽町、嘉島町及び益城町を含んでおります。

次に、区域内で課税している市町村数は648団体でございますので、701の市町村が都市計画区域から都市計画税を課税していないということになります。

なお、本市、人吉市におきましては、昭和31年度から課税をしているところでございます。以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今述べられたように、されてないところというふうにありますけど、都市計画区域を指定されていても、道路整備、公園整備や下水道事業などといったこともなく、恩恵を受けていない区域もあると思いますので、区域の見直しを行う考えがないのか。また、その見直し等ができない場合であれば、全国で1,349市町村のうち、その半数以上の701市町村が都市計画税を徴収されていないようでありまして、その課税についても見直す考えがないのかお尋ねしたいと思います。

○建設部長（山田 巧君） では、まず2つ項目がございますので、まず初めに都市計画区域の見直しについて考えていないかについて、私のほうから御答弁させていただきます。

都市計画は、都市計画法第21条に変更に関する規定がございますとおり、社会経済状況の変化に対応して、変更が行われることが予定されている制度でございます。基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえて、変更の必要性が吟味されるべきものでございますが、一方で、都市計画施設の整備、市街地開発事業の実施、土地利用の規制誘導を行って、目指すべき都市像を実現するためには、相当程度長期間を要しますことから、都市計画には一定の継続性、安定性が要請されております。

したがって、都市計画の変更を検討するにあたりましては、その都市計画の性格を十分に踏まえることが必要であり、例えば根幹的都市施設等、継続性、安定性の要請が強いと考えられるものにつきましては、その変更はより慎重に行われるべきであると考えられております。

こういった観点から、都市計画区域の変更につきましては、少子高齢化や人口減少等、社

会情勢の著しい変化や、都市を取り巻く状況を総合的に判断し、長期的な視野から取り組む必要がありますし、この都市計画区域の変更の決定は都道府県知事が行うことになっておりますので、現実的にはかなり難しい課題であると考えております。また、議員御指摘のとおり、区域内には公共下水道や公園がないところもあることは、私どもも十分認識しているところではございますが、都市計画区域におきましては、一定規模以上の開発行為を行おうとするものは、都道府県から開発許可を受けなければならないという開発規制や、建築物を建築しようとするものは、特定行政庁に申請して建築確認を受けなければならないといった規制。そして、一般的に建築基準法の集団規定と言われておりますけれども、建築物の用途に関する用途規制や、斜線制限や日影規制などの建築物の高さの制限、容積率や建蔽率などの建築物の大きさの制限、また、接道義務や2項道路の後退などの、敷地と道路に関する規定など、さまざまな規制がこの区域にはかかっておりまして、このような規制等によりまして、都市計画区域内を一体の都市として、総合的に整備、開発、保全することができるといった効果もありますことから、区域内にお住まいの方々の生活環境の保全等におきましては、非常に極めて有効な制度であるということも御理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

都市計画税の観点から申し上げますと、都市計画区域の全部を一律課税するのではなく、一部の区域については税率を低く設定する、いわゆる不均一課税も制度上においては可能と考えられます。

しかしながら、区域の設定、税率の設定など、新たに大きな問題を生じることになり、本市におきましては、不均一課税は大変困難であると考えているところでございます。また、都市計画税を課さない、または現在の税率について変更することにつきましても、先ほど使い道、用途についてお答えいたしましたとおり、生活環境整備におきましては、さまざまな事業を進める上での重要な財源でございます。市民の皆様におかれましては、より一層の御理解を賜りますようお願いしてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） これについては、先ほどから述べてますとおり、都市計画区域について、区域内の方から不公平感があり、区域になっても何ら事業の恩恵を受けていないとよく言われます。また、行政としてもそのことについては、部分的に認識されているようでもあります。区域内の見直しについても、市民の方々が納得されるよう、再度検討されることと、また、都市計画税につきましても、1,349市町村のうち、課税されていない市町村が701市町村と約52%で半数を上回っている状況にありますので、この課税のあり方についても、今後、検討されることを要望いたしまして、これで一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時44分 休憩

午後 1 時58分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）
17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇） こんにちは。17番議員の仲村でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

人事関係より、人吉市の臨時・非常勤職員について、続いて災害関係より自主防災組織について質問いたします。

まず、人吉市の臨時・非常勤職員についてお尋ねをします。

総務省の資料によりますと、地方公務員の臨時・非常勤については、総数が平成28年4月現在64万人で、平成17年4月からの11年間で約19万人増加しており、また、教育、子育て等さまざまな分野で活用されており、行政の重要な担い手となっています。

このため、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められてきたことから、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われました。具体的には、今までの臨時・非常勤職員を会計年度任用職員と位置づけ、その採用方法や任期等を明確にするための規定が置かれ、平成32年4月1日から施行されるようでございます。

人吉市においても、今後、移行を進めていかれると思います。そこで質問でございますが、現在の人吉市の臨時・非常勤職員のうち、地方公務員法が適用される人数についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

本市における臨時・非常勤職員の任用形態でございます。まず、一般的に臨時職員と呼んでおりますのが、これは地方公務員法第22条第5項の規定に基づく任用期間を6月以内として、常勤で任用している職員でございます。俗に言う臨時さん、臨時さんと、本市の場合は予算では7節賃金に組んでいる方たちを言います。

それから、一方非常勤職員には、地方公務員法第3条第3項の規定に基づく特別職と地方公務員法第17条第1項を任用根拠とする一般職に大別をいたしております。これ要約いたしますと、業務、執務を行う場所において、勤務形態をとっている性格のものを一般職、そうではないもの、いわゆる審議会や委員会の委員さん方、特別職として分類しているものをいうわけでございます。ただし、勤務の形態をとりながらも、従来からの名残で特別職として位置づけられているものも一部ございまして、この場合は勤務条件等を一般職の非常勤職員に準ずるとするという規定の整備をしておるところでございます。

仲村議員の御質問の本年11月末の現在の数値でお答えをさせていただきます。臨時職員、

私が先ほど言いました7節で組みます臨時職員、6カ月雇用ということでやっていますけども、現在24人、これは市民部の窓口業務に携わっていらっしゃる方が主でございます。それから、一般職の中の非常勤職員は147人、これは主に学校事務、学校のほうにお勤めになっていらっしゃる方たちでございます。

それともう1つ、勤務条件等を一般職の非常勤職員に準じた特別職、名残ということですけども、そういう非常勤職員は10名、これはどういう方を申し上げますと、子ども・子育て相談員、そういう方たちを申し上げますけども、合計、現在181名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 昨日の全協だったですかね、職員総数が279名という説明を受けましたが、今の臨時職員が181名ですか、合わせると460名。このうち臨時職員が約40%を占めるということになります。人吉市の定数は337名が定数なんですけど、一般職員にすると279名、大変臨時職員が多いようでございます。

それでは、2回目の質問に入りますが、会計年度任用職員制度への移行についてお尋ねいたします。

臨時非常勤職員の合計181名の人が、施行日である平成32年4月1日から会計年度任用職員に移行することになると思いますが、それまでのスケジュールについて、今からのスケジュールについてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

さっき279名、これは普通会計の職員ですので、事業会計、国民健康保険、水道関係合わせますと337名ということでございます。

先ほど議員が申された会計年度任用職員制度、これは基本は根幹にあるのは、安倍内閣が押し進めております、国の働き方改革の実現、1億総活躍社会が根底にあるわけでございます。

我が国の人口は、2105年、これから100年後には、現在の1億2,700万人余りから約4,500万人まで減少、合わせて労働人口、生産年齢人口でございますけども、2000年の6,766万人から、これから50年後にはその半分ぐらいに落ち込むということが予想されておまして、これを憂いた国のほうは、働き方改革の具体的な3つの課題、1つは長時間労働の解消、それから2つ目が非正規職員と正社員の格差是正、3つ目が高齢者の就労促進と、そういう根底の中で総務省が取り組んでおりますのが、今、仲村議員がおっしゃった地方公務員の臨時・非常勤職員に関する制度と課題の中で、この会計年度任用職員制度へ今、要するに本市で言うならば臨時職員さん、一般職員の臨時職員さん24名と147名、この方たちの処遇改善につなげていくと、安定的な身分上の不安定性を解消していくと、そういうものが根底にあるわけでございます。

御質問のスケジュールでございますけれども、本年8月に会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルが国において策定されました。平成32年4月1日施行に向け、これから制度設計に入っていくという状況でございます。

一定の制度設計がなされ、労働組合との協議、交渉を経た後、当然、本市のほうも職員組合との交渉が出てまいりますので、所要の条例改正をその後行っていく予定となっております。

基準日において、会計年度任用職員を任用するためには、遅くとも平成31年度の一定の時期までには、全ての制度整備を終えておく必要がありますので、当然、計画的に進めていく必要があると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、具体的に会計年度任用職員の内容についてお尋ねいたしますが、採用の方法や勤務時間、社会保険や労働保険の適用、条件付採用の設定、懲戒などどのように設定されるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

会計年度任用職員にかかる勤務時間、休暇等の勤務条件につきましては、新しい地方公務員法、新地方公務員法と申しますけれども、第24条の第5項に基づき、条例またはその委任を受けた規則等でこれは明確に定めなければならないとされております。

したがって、今後、制度の趣旨、勤務の内容に応じた勤務条件を設定することが求められてきますけれども、その具体的な内容につきましては、現在、国が示しております運用規程に沿って、本市のほうも準備を進めていきたいと考えております。

議員が申された個別具体的な御質問、採用方法につきましては、当然、競争試験または選考によるものを。勤務時間につきましては、フルタイムと短時間勤務による勤務形態を。また、社会保険及び労働保険並びに懲戒等についても、従来どおり運用していくことが、当然これは適正な運用につながるのではないかと私たちは思っているところでございます。

条件付採用に関することでございますけれども、こちらは新地方公務員法の第22条及び第22条の2第7項——内容については割愛させていただきますけれども、そこに明確に規定をされておりますので、条件付採用の対象となるということでございます。

勤務形態、フルタイムと短時間勤務による勤務形態、それから社会保険及び労働保険、並びに懲戒等についても従来どおり適用をしていくということでございますので、早々に会計年度任用職員制度ができ上がったからといって、今の状況が飛躍的に変わってしまうとか、そういうことはないような状況でございますので、そういうところもしっかり、これからの制度設計でございますので、細かくはまだ指示が国のほうからも出ておりませんので、そういうところはしっかり国の動向を見きわめながら、本市のほうのつくり込みもやっていき

いと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 従来どおりということですが、条件付採用については、正職員は大体6カ月だったですね、それが1カ月に条件付はなるということが書かれておりました。

それでは、次の任期についてお尋ねいたしますが、現行の一般職の非常勤の現在の任期は、規定に定められているのか。また、再度の任用可能なのか。また、会計年度任用職員に移行した場合の、現在の147名の一般職の非常勤職員の任期についてはどうなるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現行の一般職の非常勤職員の任用期間につきましては、現在、人吉市一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する規程第4条第1項において、1年以内という規定を設け、また、同条第2項におきまして、更新回数を7回を限度とすると規定しておるところでございます。

したがって、任期につきましては、今後、会計年度任用職員制度が導入されましても、特段の影響は出てこないと思われましても、更新回数、または任用回数が一定数に達していることのみをもって、一律に応募要件に制限を設けるとすることは、平等の取り扱いの原則、それから成績主義の観点から、これはもう避けるべきであろうという見解も出されておりますので、この点につきましては、今後の制度設計の中で十分に検討していく課題でもあるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 任期については、現在、7回ということですから、よく念頭に置いて検討していただきたいと思えます。

それでは、次の報酬等について御質問いたします。

報酬等についてでございますが、会計年度任用職員は、期末手当が支給可能になりますが、人吉市も支給することになるのか。また、支給率についてはどうなるのか御質問いたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

会計年度任用職員に対する期末手当の支給につきましては、これは地方自治法の一部改正により支給対象とされましたことから、法の施行日であります平成32年4月1日以降におきましては、支給することを想定して準備を進めていくことになろうかと存じます。

その支給率を含め、詳細につきましては、今後、国の運用規準等に沿いまして、恐らく指針が示されると思えますので、その中でしっかりした制度設計を行ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今後、指針を見てからということなのですが、新地方公務員法の第24条にございます、職務給原則、均衡の原則等に基づき、人吉市の実情を踏まえて、適切にお願いいたしたいと思います。

それでは、次の財源等についてお尋ねいたしますが、財源については、人吉市において制度改正に伴う財源は一般財源で確保されるものと思います。現在の非常勤職員の報酬や臨時職員の賃金は、決算上どう分類されるのか。また、今後会計年度任用職員の制度導入後は、会計年度任用職員のフルタイムと会計年度任用職員のパートタイムに分かれますが、決算上の分類はどう変更されるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

このことにつきましては、地方自治法第252条の17の5第2項の規定に基づき、これは毎年定期的に、6月なんですけども、全国一律に実施をされます地方財政状況調査と申しております。それが正式な名称なんですけど、決算統計なんですけど、その中の性質別分類でお答えをさせていただきますが、まず、一定の任命行為をとります非常勤職員の報酬、これは1節ですよ。これは、現在、その決算統計では性質別には人件費として分類をされております。それから、雇用契約に基づく臨時職員、それからパート職員の賃金、これ7節でございますけども、これは物件費として分類をされております。これらの分類につきましては、あくまでも現行制度のもとでの分類でございまして、会計年度任用職員制度の導入後の取り扱いにつきましては、恐らく国のほうから改めて先ほど何回も申し上げておりますけど運用基準、指針が示されますので、その状況を見ながら、適切に対応をしてみたいと存じます。

本市が、そういう指針が示されたらば、決算統計上は全国一律同じ取り扱いをいたしますので、人件費と物件費に分かれるとか、そういうふうな指示はないというふうに思ってます。人件費に全部分類する、そういう状況も状況によっては考えられるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 何かの本で読んだんですが、会計年度任用職員のフルタイムには、生活給、会計年度任用職員のパートタイムは物件費で生活給じゃないというふうな本で読んだことございますが、今度示されれば、人件費のほうに入るような、きちっとした制度の中でやっていただければという思いはしております。

次に、今回の質問の中に入れなかったんですが、平成29年6月28日付の総務省の自治行政局公務員部長の通知に、職員団体の交渉という項目がございます。その項目をこれインターネットから引き出したんですが、ちょっと読み上げますと、職員団体、そして点してから交渉と書いてあります。会計年度任用職員については、新地方公務員法に定める常勤職員と同様の勤務条件に関する交渉制度が適用され、これに伴う代償措置としては、勤務条件条例主

義、人事委員会または公平委員会に対する措置要求、審査請求等が認められるものであることと書いてあります。

今までこの措置要求というのは、臨時職員等にはなかったんですが、今回、こういうことが書いてあるということは、平成32年4月1日の施行日から、これが適用されるのかと思いますので、今後のことをよく見守っていきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは、次の自主防災組織の関係の質問に入ってまいります。

自主防災組織の現状についてお尋ねいたします。

人吉市の自主防災組織は、人吉市地域防災計画書によれば、町内会を1つの単位として組織され、町内役員の役割分担も明確にして、対策を協議しておくこととなっております。人吉市の町内会は、人口が多い町内もあれば少ない町内もあります。人口の減少が続き、団塊の世代が70歳になり、町内の役員さんも高齢となっていると思います。あと5年で団塊の世代が後期高齢者になります。自主防災組織は、災害発生時に活動できるのか、人吉市の現状についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

災害対策基本法において、災害が発生した際には、市町村は住民に最も身近な行政主体として、市町村の有する全ての機能を十分に発揮して災害対応に当たるとされておりまして、自主防災組織は地域防災計画に定めるところにより、市町村とともにさまざまな災害応急対策にあたっていただくこととなります。要するに、高い位置づけがしてあるということでございます。

本市の現在の自主防災組織の現状でございますが、議員御指摘のとおり、市内の91町内会の全てにあるものと認識しておるところでございます。認識しておるといのは、91あるというふうに思っているんですけども、実態がよくつかめていないところもあるものですから、この辺は防災安全課のほうも少し不安視しているところがございますけども、御答弁としては91町内会全てにあるということでお答えをさせていただきたいと思っております。

災害対策基本法第5条第2項には、市町村長は区域内の公共的団体、その他の防災に関する組織、自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならないと規定されております。

高齢化が進むことで、自主防災組織が災害発生時に機能するか、これは本当に私たちも心配している状況でございます。自主防災組織自体が自分たちの地域は自分たちで守るという精神が、これが根本に、根幹にあるわけでございますし、有事の際には防災サポーターとともに、さまざまな活動をしていただくものと私たちは確信をしているというところでございます。

自主防災組織自体が、地域における共助の中心的な役割を担う組織でございますので、今

後も地域の皆様と組織のあり方も含めて、しっかり将来のことも含めて地域、町内会のほうとも協議をしまいたいと存じております。

なかなか自主防災組織の現状については、しっかりした押さえができてないということも、少し私たちも不安を持っておりますけども、それではいけませんので、しっかりこの辺の現状を1回立ちどまって、これまでも議会何回も御指摘受けておりますので、やらせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、防災士の育成についてお尋ねいたします。

公益財団法人日本火災学会のアンケート調査によれば、災害発生時の負傷者の救助に当たっては、自力で脱出が34%、家族に助けられた方が31%、友人、隣人が28%とあり、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る、この考え方がいかに重要かがわかります。

この自助、共助の活動を災害発生時に実践する人材が防災士であります。特定非営利活動法人日本防災士機構が2003年に発足し、民間資格であります。防災士を2017年4月末現在で13万424人が資格を取得しています。

資格取得には、1泊2日の日程でありますので、宿泊費、旅費が必要で、そのほかに受講料、受験料、登録料として約6万円ぐらいがかかります。人吉市が後押しして、この資格取得を進めていく考えはないか、お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

防災士の資格につきましては、議員が申されましたように、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する民間資格で、全国で年間80回以上の研修会が開催されているようでございます。

防災士に特別の権限、義務はございませんけども、阪神・淡路大震災を契機として、地域の防災リーダーを育成することを目的に創設されたというふうに伺っております。

防災士の資格を取得した方が多数おられれば、平常時にはさまざまな防災訓練、それから防災に関する啓発活動、地域の安全確保のリーダーとして、災害には避難所の運営協力、災害情報の収集、それから避難誘導など、これは当然、大変心強い存在であるということも言うまでもございません。犬童議員が、何か防災士をもってらっしゃるといことも伺っておりますので、なかなかその防災士の意義というのは、非常に高いものがあると認識しております。

資格を取るためには、防災士の研修講座を受講し、資格取得試験を受験することが必要で、費用面につきましては、約6万円ほどかかるということでございます。研修講座の受講料が4万9,000円、それから消費税、資格試験の受験料が3,000円、資格認定の登録料が5,000円

ほどかかると、そういう状況でございますけども、県内では山鹿市、水俣市、大津町、多良木町において、そういう助成制度、受講される方には助成制度が制定されているということも伺っております。

本市においては、助成制度はございませんので、今後、当然必要な状況にある案件であるならば、先進事例を参考に、当然、積極的に、前向きに検討してまいりたいと存じます。いつ発生するかわからない大災害、できることはふだんから備えておくということが非常に重要でございます。そのためには、日ごろから公的機関はもちろん、民間団体、消防団、地域の自主防災組織、ボランティアの皆様など、さまざまな方との協力体制を築きながら、大災害に備えておかなければならない、これは誰でも思う共通認識でありますので、防災士の育成について、やはり市のほうもそういう面からもしっかりやっていく必要があるということをおもっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 最後の自主防災組織の枠組みについてお尋ねします。

人口減少が進み、空き家が多くなり、火災や防犯など住民の安全確保が重要になっていきます。球磨村は、危機管理監を配置し、危険箇所の調査、器具の点検、操作、孤立した場合の対応等、平常時から災害などの危機に対する心構えを村民に教育しているようでございます。

災害と言え、洪水、地震、台風、原子力等を考えますが、平成19年1月、人吉市国民保護計画が策定されています。毎日のように不審船等が日本国周辺に出没している現状を考えますとき、武力等の攻撃からの市民の保護も危機管理の重要な役目であると思えます。

各町内には、町内嘱託員、衛生員の組織があります。町内会長さん、衛生員さんには毎日町内の市民のために御苦勞をかけています。日ごろの御苦勞に感謝申し上げます。

人口が減少していく中、多くの不確定な事案があります。これらに対処していくためには、専門の職が必要ではないかと思えます。危機管理のために防災士を町内に配置し、自分の命は自分で守る。自分たちの地域は自分たちで守る、という考え方を住民に普及して活動していただく、このような防災士の活動を中心に、地域づくりを進める考えはないかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市でも高齢化が進み、平成29年3月末の人口3万3,203人に対して、65歳以上人口は1万1,405人となっております。率にして34.3%、3人に1人が65歳以上となっているところでございます。

高齢化社会が進む中で、どのような自主防災組織を構築していくのか、非常に重要な問題であると認識しているところでございます。自主防災組織について、議員がおっしゃられました単一町内会組織に限らない新たな枠組みで、防災リーダーを中心とする組織づくりは1

つの選択肢であるということは十分認識しているところでございます。

複数の町内が協力して自主防災組織として取り組み、その組織をまとめていく防災リーダーの役割は非常に重要であると考えているところでございますが、その枠組みについては、やはり1つのコミュニティーを形成することになりますので、日ごろからのつながりや信頼関係の構築など、大きな課題もあるものと存じます。

また一方で、枠組みが大きくなればなるほど、防災リーダーにかかる負担や責任は大変重いものとなるのではないかと危惧するところでもございますので、自主防災組織の適正な規模という点でも、さまざまに検証をしてみたいと考えております。

大災害時には、公助と言われる自治体や常備消防が機能しないことが考えられます。まずは、地域での防災訓練も含め、さまざまな防災活動への参加者をふやす取り組みを進めながら、地域住民で運営できる自主防災組織の体制づくりを目指してみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 私の思いですが、町内には町内会長を初め、衛生員さんがいますよね。町内会長、衛生員さん、防災士——衛生員さんは、昔水害が発生したときに、町内を消毒しずっと回って、蚊とかハエの発生を防ぐために衛生員さんがおられたんですが、下水道が普及してから、その役目が今別の方向、不法投棄を重点にされてますが、そういう時節に応じた配置がされてきたんですよ。

ですから、今回、危機管理という災害に対する危機管理が非常に重要だと思いますから、町内にも町内会長、そして衛生員さん、そして防災士という核になる方がそれぞれの仕事でやっぱり町内をまとめていかれたほうが行政がやりやすいんじゃないかなという気がしております。

以上のことを述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時36分 散会

平成29年12月第5回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成29年12月7日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成29年12月7日 午前10時 開議

- 日程第1 議第 81号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度 人吉市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第2 議第 83号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第3 議第 84号 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第 85号 平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第 86号 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第 87号 平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第 88号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第 89号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第 90号 人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第 91号 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第 92号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第 93号 損害の賠償について
- 日程第13 議第 94号 損害の賠償について
- 日程第14 一般質問
1. 塩 見 寿 子 君
 2. 宮 原 将 志 君
 3. 福 屋 法 晴 君
- 日程第15 議第 95号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議第 96号 平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議第 97号 平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第 98号 平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議第 99号 平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議第100号 平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議第101号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 議第102号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議第103号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員 (18名)

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
教	育	長 末次美代君

総務部長	井上祐太君
企画政策部長	迫田浩二君
市民部長	廣田五浩君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	福山誠二君
建設部長	山田巧君
総務部次長	丸本縁君
企画政策部次長	小林敏郎君
財政課長	植木安博君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美君
次	長	栞原亨君
次	長	椎葉千恵君
書	記	青木康德君

午前10時 開議

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、昨日追加提案されました議第95号から議第103号までの9件に対する質疑を一括して行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、おはようございます。1番議員、日本共産党の塩見寿子です。

今回の一般質問は3項目です。初めに商工業の振興で店舗リフォーム助成制度について質問します。次に、国民健康保険税の負担軽減について質問し、最後に市民の声より犬童球溪の歌が流れる街に、について質問します。

1点目の店舗リフォーム助成制度について、入る前にその先駆けとしての住宅リフォーム助成事業について、現在人吉市で取り組まれている住宅リフォーム促進事業の実績と経済効果をお尋ねします。

○建設部長（山田 巧君） 皆様、おはようございます。それでは、私のほうから御質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成の実績と経済効果についての御質問でございますが、本市では平成24年5月1日から住宅リフォーム促進事業を実施しておりますので、平成24年度から平成28年度までの年度ごとの予算額、申請件数、総工事費、費用対効果の順で答弁させていただきます。

まず、平成24年度は予算額1,000万円に対し申請件数57件、総工事費約5,900万円、費用対効果5.9倍。平成25年度は予算額1,000万円に対し申請件数55件、総工事費約7,600万円、費用対効果7.6倍。平成26年度は予算額1,100万円に対し申請件数60件、総工事費約6,900万円、費用対効果6.3倍。平成27年度は予算額1,000万円に対し申請件数56件、総工事費約6,800万円、費用対効果6.8倍。平成28年度は予算額1,500万円に対し申請件数80件、総工事費約9,000万円、費用対効果6倍でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） このような、住宅リフォーム助成制度は全国で603の自治体で実施されています。市民の皆さんの住環境をよくすると同時に、地元の施工業者さんの仕事をふやし、さらにはきじ馬スタンプの商品券での補助によって地元の商店での買い物につなげる、地元の経済活性化にとって効果抜群の制度です。ですが、残念なことに、店舗は住宅リフォーム促進事業の対象にはなっていません。

そこで、店舗の改装や改修をするときの助成制度があるのかをお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、おはようございます。それでは、店舗に関することですので、経済部からお答えさせていただきます。

本市には、建物の全ての内装や外観、それから店舗の運営に必要となります備品や什器、それらを全般的に対象とした助成制度というのはないところであります。

そのような中で、本市では平成10年でございましたけども、人吉市中心市街地活性化基本計画で定めておりますエリア内を対象といたしました人吉市商店街活性化事業補助金制度というものがございまして、その中で既設家屋改装等事業を定めておるところであります。この事業と申しますのが商店街の振興を図るという観点からなんですけども、それから商店街の維持やにぎわいの創出、こういった効果を醸成するためでございまして、開業の促進や景観の維持、修景といったものを目的として定めているものでございます。

内容と申しましては、家屋として利用されております建屋を店舗に改修する——これは経営者の方々に対しまして、本市が定めております景観基準に基づき実施される、いわゆる外観部分ということで、これにかかります改装費に対しまして、補助するものでございます。補助対象経費の3分の2以内ということで20万円を限度として交付をいたします。また、外観を改修、修景して、かつということになりますけども、その一部を休憩所に改装する事業、こういうもの場合には上限が30万円となっております、近年活用されました事例と申しましては、鍛冶屋町通りで開業されてます、おめでたい名前がついたお土産屋さんがございますので、ぜひ一度ごらんになればということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 今、御説明がありましたように、人吉市商店街活性化補助金事業にはイベント事業や空き店舗活用事業、空き店舗開業支援事業、既設家屋改装等事業などがありますが、その内容はイベント事業への補助や空き店舗の外観の修景費の補助、開業者の家賃補助になっています。この制度は外観であり、店舗の改装には適用されません。

そこで、紹介したいのが店舗リニューアル助成制度です。全国商工新聞によると、群馬県高崎市では住宅リフォーム助成にヒントを得て、2013年にまちなか商店リニューアル助成事業を創設しました。これは、商業の活性化を目的に商売を営んでいる人が店舗の改装や店舗

等で使用する備品の購入などについて、20万円以上の工事につき費用の2分の1を助成、最大で100万円助成するものです。まさに、住宅リフォーム助成の商店版です。市の職員が直接店舗を訪問し、約200店から経営課題などをヒアリングし、その結果浮かび上がってきたのが店舗の老朽化でした。リニューアルのための課題として資金難、後継者難が明らかになりました。調査をして商売をやっている人たちの悩みをしっかりとつかんだからニーズにマッチした施策になったと担当者は話しています。対象業種は小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業などです。工事は市内業者の施工に限ります。当初1億円の予算を組みましたが、すぐに申請額が1億円に到達し、補正予算を2回組み、総額で4億4,000万円の補助金が出されました。これに対する経済効果は10億2,760万円になったそうです。738件の申請のうち、改修工事は460件、壁紙や床の張りかえ、トイレの洋式化、空調機の入替え、LED照明への切りかえなどが行われています。本当に助かりました、店内が明るくなってみんなびっくり、お客さんも笑顔、仕事の意欲も変わってきます、隣の市に住む友人から高崎に移住したいと言われた、などと好評です。

高崎市に続いて、店舗リニューアル助成は全国各地55自治体に広がっています。北海道の訓子府町の店舗改修事業補助金、岐阜県美濃加茂市の小規模企業者事業所等整備補助金など、そして熊本県でも幾つかの自治体に取り組んでいます。熊本県内の自治体での店舗リフォーム助成事業の取り組みについて紹介してください。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

県内の店舗リフォーム助成事例ということで、まず事例を紹介する前に、店舗リフォームへの助成に対する考え方を整理させていただきたいと思います。

商工業の振興という視点から考えますと、大きく3つございます。この前提に3つからですが、1つ目がリフォーム事業を喚起することで経済活性化を図るという考え方が1つ。それから、2つ目に経費の軽減を図り、事業経営者支援に重点を置くということ。それから、3つ目が商店街の維持・活性化を目的とすること。この3つの考え方がございます。

この中で近隣自治体で実施されております事例でございますが、1番目に申し上げました経済活性化の点で申しますと多良木町の事例がございます。多良木町住宅リフォーム事業、これは対象を住宅だけではなくて、店舗や事業所の増改築工事も対象とされておりまして、対象工事費の20%、補助上限額が20万円とされています。

2つ目の考え方の中の事業経営者支援に重点を置いた事例でございますが、あさぎり町のあさぎり町内商工業の店舗、新增築改装ということで、これに伴います助成事業がございます。この制度は既存店舗の改装、それから新規出店を行う商工業者に対しまして助成をされているものでありまして、店舗本体の新築、増築及び改装が助成対象となっております。事業費の3分の1で、助成額の上限が100万円となっているところであります。

3つ目の考え方といたしましての商店街の維持・活性化で実施されているものが、八代市

がございます。八代市商店街活性化事業補助金の事業でございまして、既存店舗の魅力創出及び集客力向上の推進のための事業というのがございます。これは既存店舗の改装費に対しまして、補助率が3分の1、限度額50万円とされております。

先ほど申し上げました本市の既設家屋改装等事業でございますけど、この3番目に位置づけられるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今、多良木町では住宅リフォーム助成制度が店舗リフォームもできると伺いました。初めて知りました。今、御説明のあった1、経済の活性化で施工業者の仕事を起こし、2、事業経営者、お店の支援、それから3、商店街の維持・活性化の、このどれにも当てはまって効果があるのが店舗リフォーム助成ではないでしょうか。小規模事業者を応援して、頑張ろうというやる気を引き出し、その結果商店街の活性化にもつながります。まちなか商店リニューアル助成事業を提案した富岡賢治高崎市長は小さな店を元気にしたい、一番大変なところを支援するのが自治体の役割と話されました。私も同感です。

そこで、本市でも店舗リフォーム助成制度を創設してはどうでしょうか。

お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

店舗リフォーム助成の創設についての御質問でございます。店舗リフォーム助成は国・県を初め、各自治体でさまざまな支援策が講じられているところであり、近年は本市におきましても国の制度である小規模事業者持続化補助金制度を活用し、外観や内装のリフォームに取り組まれた事業者もあると認識しているところでございます。

また、他の地域におきましては、補助金に頼らず民間資金のみで遊休化した不動産の再生を図る手法として不動産オーナー、事業経営者、デザイナーなどが一緒になり、リノベーションによるエリア再生に取り組むような事例もあるようでございます。

人口減少により、地域マーケット化が縮小していく今日におきましては、従来からの経営手法では通用しない時代になったと言われており、事業者自身がきちんとした事業計画を持つことはもとより、単に店舗の外観、内装のリノベーションのみならず、まちづくりの視点もあわせ持った形での取り組みが必要ではないかと存じます。

これらのことを踏まえまして、本市が今後、助成制度を検討する上におきましては、いかにして次の世代にまちを引き継いでいくのか、そのためには当然ながらこの地で稼いでもらう必要があるわけでございますが、その稼ぐ手法は何なのか、本市が来年開設を予定しております（仮称）起業創業・中小企業支援センターでのサポート内容等を参考にしながら制度設計を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 去年の熊本地震に伴い、小規模事業者持続化補助金という中小企業庁からの国の補助制度、これには人吉球磨から100件を超える応募があったわけですが、そのうち3割しか適用されなかったと商工会議所の経営指導員の方からお聞きしました。7割の方は漏れたわけです。古くなった店舗の改装をしたい、もう少し頑張りたい、そんな店の願いに向き合った制度はできないもののでしょうか。店を続けてこられた小規模事業者の方は大切な市民です。起業創業や企業誘致に力を注ぐことも必要ですが、疲弊した商店を元気にし、地元の町を元気にすることも必要だと考えます。店舗リフォーム助成制度の創設やそれを視野に入れたアンケート調査をされることを要望して、第1点目の質問を終わります。

2点目は、国民健康保険税の負担軽減についての質問です。

私は9月議会で国保の都道府県化について質問しました。都道府県化によって国保税が高くなるのかどうかをお尋ねし、市は国保税が上がらないように努力するべきだと主張しました。しかし、県からの標準保険税率が確定していないので答えられないこと、また過度な負担とならないように国民健康保険運営協議会で検討・協議をしていきたいというお答えでした。しかし、今でさえ国保の加入者には国保税が過度な負担となっているんです。それを認識した上で、国保税の負担軽減について取り組まなければならないと考えます。

まず、国保の構造問題についてお尋ねします。構造問題とはどのようなものか、お答えください。

○市民部長（廣田五浩君） 議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

国民健康保険事業の構造問題、いわゆる構造的な課題はどのようなものがあるかということでございますが、市町村の国民健康保険事業は今から約50年前の昭和40年前後におきましては、全国的に農林水産業者や自営業者の被保険者が多数を占めておりました。しかしながら、近年は非正規労働者や無職者、それから高齢者等が多数を占める状況にございまして、所得水準が低い一方で平均年齢は高く、1人当たりの医療費も高い傾向にあるという構造的な課題を従来から抱えてきているところでございます。

また、これまで市町村それぞれの保険事業におきまして、市町村間の医療費格差や保険税格差が生じておりましたことも制度の安定性や公平性の面から課題とされてきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） つまり、非正規労働者や無職者や高齢者などの低所得の方が多く加入しているにもかかわらず、平均年齢が高く、1人当たりの医療費も高いため、保険税は高くなっている。所得は低いのに保険税が高いという問題、矛盾があることがわかりました。さらに、ほかの保険制度では事業主負担があるのに、国保には事業主負担に当たるものがある

りません。一層厳しい状況となります。

それでは、本市の国保の現状はどうなっているのでしょうか。本市の国保に加入している世帯の所得階層別の世帯数と割合をお尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

本市の国民健康保険の被保険者の平成27年度末の世帯数でございますが、全体世帯数は5,882世帯で、8段階の所得階層、階級別でお答えさせていただきます。所得なしは1,589世帯で27.02%、30万円未満が642世帯で10.91%、30万円から40万円未満が261世帯で4.44%、40万円から100万円未満が1,173世帯で19.94%、100万円から200万円未満が1,254世帯で21.32%、200万円から300万円未満が463世帯で7.87%、300万円から500万円未満が284世帯で4.83%、500万円以上が216世帯で3.67%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 国保に加入している世帯で所得なし世帯、所得ゼロの世帯が1,589世帯で27%、何と国保加入世帯の4世帯のうち1世帯以上が所得なしという実態です。100万円未満では合わせて2,076世帯で35.3%、200万円未満は1,254世帯で21.3%。この所得なしと100万円未満と200万円未満を合わせると83.6%、国保世帯の大部分を占めてしまいます。実際に見ても国保の加入者の多くは負担能力が高くないということが言えます。

国保の加入者の方と話をすると、年金で暮らしておられる方は食費、水道、電気、ガス、電話などを払うと年金では足りない、貯金を取り崩して生活をしていると言われました。貯金がある人はましなほうで、蓄えがなくかつかつで生活をしている方が多くおられます。生活費で精いっぱい、国保が払えない方がおられます。にっちもさっちもいなくなって、社協に相談される方は少なくありません。国保が払えなくて病院に行けない、お金がなくて治療もできない、早く病気を治して仕事に復帰したいんですけど、病気で仕事を辞めて失業手当を9万円もらっている、だけど国保は1万7,000円払わなければならないのでとても苦しいなど、相談があるそうです。高い国保をどうにかしてほしいと要望されました。加入者の貧困化が深刻になっていると思います。

では、次に加入者はどのぐらいの国保税を負担しているのでしょうか。国保の加入者1人当たりの平均所得、1人当たりの平均保険税、負担割合をお尋ねします。

○市民部長（廣田五浩君） お答えいたします。

1点目の本市の被保険者の1人当たりの平均所得でございますが、平成29年度におけます国民健康保険税の当初課税分でお答えさせていただきますと、一般と退職を合わせました全体の平均所得は43万4,109円となっております。

2点目の平均保険税ということでございますが、国民健康保険税の調定額でお答えさせていただきますと、1人当たりの平均保険税としての税負担額は8万6,406円となっております。

す。

3点目の1人当たりの平均所得に対する負担割合といたしましては、19.90%となっております。ところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 国保の加入者1人当たりの平均所得が43万4,109円と聞いて驚きました。国保税が8万6,406円、その負担割合は19.9%、約2割が国保税というのは信じられません。別の例で調べてみました。この人吉市のモデル世帯、世帯主が45歳、所得は180万円、世帯員39歳と14歳の3人家族です。所得が180万円、そして国保税は36万7,200円、負担割合は20.4%、約2割が国保税です。所得に対して国保税が重くのしかかってきます。ちなみに、私の場合は負担割合は16.5%でした。

そこで、市長に伺います。国保税は高いという認識をお持ちでしょうか。だからこそ、市長は Manifesto の1番に掲げられたのだと思います。市長の Manifesto の1番は各種税負担感の軽減促進、その1に国保税や介護保険料の軽減促進とありました。軽減のために具体的にどんな方策をとられましたか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほどの議員の御質問にもありましたように、市町村の国民健康保険事業は従来からさまざまな構造的問題を抱えているところではございますが、我が国におきましては国民全員が医療を受けることができる国民皆保険の最後の砦として、これまで市町村により保険事業が運営されてきたところでございます。来年度以降は県と市町村の共同運営となるわけですが、この共同運営となることにより従来の構造的な問題とあわせて課題となっております市町村間の医療費格差や保険税格差が今後改善され、さらに財政の安定化が進んでいくものと考えているところでございます。議員御指摘の市民の方々の国民健康保険税の負担感につきましては、年々高騰する医療費や少子高齢化する厳しい社会環境の中、私の Manifesto におきまして各種税負担の軽減促進を掲げていますとおり、市民生活における課題として認識するとともに、個人所得の増加につながる経済の好循環の実現を強く願っております。国民健康保険事業運営の安定化を図るため、これまでも国庫支出金や県支出金、その他さまざまな交付金等を活用し健全運営に努めてきたところでございます。

次に、Manifesto の軽減の促進の具体的な取り組み状況でございますが、平成28年度から保険税の医療費分の1人当たりの均等割額を国の保険者支援制度拡充分を活用いたしまして、3,900円減額したところでございます。今後におきましても、国民皆保険を持続可能なものとして維持するとともに、被保険者の皆様の負担軽減につながるような方策を目指し、健全な国民健康保険事業を運営していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 確かに、平成27年度と比べたら平成28年度は1人当たりの保険税額234円下がっております。一世帯当たり2,431円下がっております。しかし、平成29年度はふえています。負担軽減をさらに進めるには市独自の減免条例の制定や法定外繰入は避けては通れない課題ではないでしょうか。

ところが、市長は9月議会で「本市といたしましては保険税の負担緩和を図るために一般会計から国民健康保険事業特別会計への法定外繰入を行うことは今回の制度改革の趣旨にそぐわないものであると存じます。私といたしましても、これまでと同様に今後も法定外繰入を行うことなく、国民健康保険事業の健全な財政運営を維持してまいりたいと考えているところでございます」とお答えになりました。この法定外繰入にかかわってお尋ねします。

熊本県で法定外繰入をしている市町村の数は20だと3月議会で本村議員の質問で明らかになりました。45自治体の44.4%に当たります。繰り入れの額を調べてみると、熊本市は10億6,040万円、宇土市で2億1,000万円、上天草市で1億6,935万円、菊池市で4,421万円、多良木町で2,368万円などです。これらの20の自治体は国保税を上げないために、一般会計から繰り入れをして頑張っていると、そういう認識はできないでしょうか。

9月議会での市長答弁の後、10月19日の熊日新聞に「国保赤字、税金穴埋め容認」という記事がありました。新聞によると、厚生労働省が従来の方針を事実上後退させ、市町村が一般会計の税金で国保の赤字を穴埋めする措置を当面は容認する姿勢に転じたとあります。

法定外繰入について、厚生労働省の方針が変わったことを御存じでしょうか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

新聞報道の件につきましては、熊本県より説明を受けているところでございます。その説明によりますと、厚生労働省は国民健康保険事業の赤字解消のために法定外繰入を容認しているわけではないこと、また赤字国保財政自治体においては、将来に向かって赤字の削減・解消を図ることとしつつも、新制度の円滑な施行を図る観点から、被保険者の急激な負担増が生じないように、関係自治体に慎重に検討していただくようお願いしていること、との趣旨でございました。したがって、新聞報道の内容とは多少相違がございます。

本市といたしましては、平成30年度の新たな制度への円滑な移行に向けまして、国民健康保険運営協議会においても十分な御審議をいただき、構造的な問題を抱える国民健康保険事業の実情を踏まえた上で、健全で持続可能な運営ができるよう対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 新制度の国の方針が変わったというところまでは確かに言っています

ん。ここには容認という言葉を使っていますが、新制度は市町村による法定外繰入はその解消を目指そうというものです。保険税の負担緩和を目的にした繰り入れは解消すべしと言っていたけれど、市長もおっしゃったように、実際に解消されると全国で保険税が高騰してしまう、保険税の激変は避けなければならない、よって制度の趣旨は趣旨としてあるけれど例外的に平成30年度は繰り入れを認めざるを得ない、配慮する、そういう対応を市町村に求めているものだと思います。国保実務の10月2日号には市町村が赤字解消のために、急激に保険料を引き上げれば混乱が生じる恐れがある、厚労省は標準保険料率は保険料設定の参考にはなるが、実際に賦課徴収する保険料率を決めるのは市町村として、平成30年度に関しては被保険者一人一人が受け入れられる保険料負担という観点から、法定外繰入のほか、財政調整基金の取り崩し額や保険料の算定方式、応能・応益負担、保険料の賦課限度額、個別の保険料減免などについて財政責任の一端を担う市町村の立場で激変を生じさせない、配慮を求める、とありました。つまり、国は都道府県が行う平成30年度に限っては、法定外繰入や減免措置を認める、認めざるを得ないと言うんです。ですから、市長の公約である国保税の負担軽減を実現しようと思うのなら、今が絶好のチャンスだと捉えて法定外繰入の決断をされることを強く求めて、2点目の質問を終わります。

最後に、市民の声より犬童球溪の歌が流れる街について質問します。

ヒントとなったのは人吉新聞の前田一洋先生の球磨弁笑科大学の記事です。読んだ方もおられると思いますが、そこには日本遺産に加えよう、郷土が生んだ近代の偉人たちというタイトルで犬童球溪の旅愁や故郷の廃家が日本のどこで出してもすぐに歌声が広がる、まさに全国区であることや、普及伝承のために我々市民が折あるごとに歌を歌うこと、入学式や卒業式の待ち時間に、各種会合の前後に、きわめつけは市町村議会にも取り入れたら、とげとげしい議論も和らぎ、お互いの立場を十分に理解できる場となるでしょう。その御提案には大笑いしました。

さて、犬童球溪は明治12年3月20日に球磨郡藍田村西間下245番地に農家の子として生まれ、教師として音楽家として活躍しました。東京の友人たちが上京を勧めても自分はふるさとに音楽で恩返しをするのが役目だと断り、自分に与えられた道を歩みました。

そこで、人吉市にとって犬童球溪はどのような存在か改めて考えたいと思います。市長はどうお考えでしょうか。お聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

犬童球溪先生は、議員おっしゃいましたように明治12年、現在の人吉市西間下町御出身の音楽家です。苦労を重ねながら東京音楽学校で勉強され、卒業後は旧制中学校や女学校で音楽教育の指導に当たられました。代表作、旅愁、故郷の廃家は新潟高等女学校に勤務されていたときにふるさとを思っ作詞されたと言われております。明治40年中等教育唱歌集に旅愁が掲載されると、たちまち全国に広がりました。平成19年には旅愁が「親子で歌いつごう

日本の歌百選」に選ばれるなど、今でも世代を超えて愛唱されています。球溪先生は大正7年に人吉市に転任され、人吉高等女学校の音楽の先生として長年にわたり指導に当たられました。生徒たちからは慕われ、御自身のみならず郡内教師の音楽指導力向上にも多大な功績を残されました。御退職の際には犬童球溪先生教育音楽功労顕彰大音楽会が開催されたとのことです。一方で作詞にも打ち込まれ、外国の曲に詞をつけ名曲に仕上げられました。昭和18年に64歳で亡くなるまで360余りの歌を残され、西洋音楽の普及にも大きく貢献されました。昭和22年、球溪先生を顕彰するため教え子、ゆかりの方々の御尽力により第1回犬童球溪顕彰音楽会が開催され、これがことしで71回目を数える犬童球溪顕彰音楽祭に続いております。音楽祭は人吉の子供たちの音楽教育の大きな柱であり、個人コンクールからは著名な音楽家も多数輩出しているところがございます。郡市の9つの小学校では、球溪先生が作曲された校歌が現在も歌い継がれており、先生の音楽教育は不朽のものとなっております。その功績をたたえ、昭和26年には熊本県近代文化功労者として表彰されました。本市におきましても、平成4年市制50周年を機に人吉市名誉市民として推挙し、平成14年には市制60周年を機に郷土の偉人として展示紹介等を行いました。以後、平成21年の秋のじゅぐりつと博覧会のまちかど資料館、平成23年の人吉城歴史館秋季特別展などにおいて球溪先生の功績を広くお知らせしてきました。また、人吉市第5次総合計画では戦略2教育・文化において、本市が輩出したさまざまな偉人を顕彰することを初め、承継されてきた伝統文化や市民の自主的な文化活動等を支援し、感性あふれるまちづくりを進めますと掲げておるとおり、郷土の誇りとして次世代に語り継ぐべき偉人のお1人であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 私も市長に倣って、ここでは犬童球溪先生とお名前をお呼びすることにしたいと思います。

犬童球溪先生は、学校教育ではどのように教えられているのでしょうか。今は音楽の教科書に載っていないという話を聞いたことがあります。どのように教えられているかお尋ねします。

○教育長（末次美代君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、以前は中学校の音楽教科書に旅愁が取り上げられておりましたが、現在では載っておらず、元音楽教師としても寂しい思いがします。

人吉市におきましては、犬童球溪先生の偉業を顕彰するため犬童球溪顕彰音楽祭を開催しております。その一環である学校発表会は、本年も11月10日に71回目を迎え、カルチャーパレス大ホールにて郡市の小中学校及び高校から36校、1,300人を超える児童・生徒の参加を得て盛大に行われたところがございます。開催に当たっては人吉球磨音楽教育研究会との連携のもと、音楽担当の先生方に実行委員に御参加いただき、学校での音楽教育と連動した学

びの場となるようにしております。

一例を申し上げますと、全員合唱で歌う旅愁及び故郷の廃家を各学校で事前に練習できるよう、楽譜や参考音源を教材として学校に御提供しております。あわせて、犬童球溪先生に関する資料を御提供しておりますので、各学校において機会を捉えて学習していただいているようでございます。

また、社会科の副読本として、人吉市教育委員会と人吉市立教育研究所が作成した「わたしたちの人吉市」という副読本がございますが、それには文化の発展に尽くした人として犬童球溪先生のごことが6ページにわたって掲載されており、3・4年生の授業で活用されております。さらに、熊本県教育庁が作成した「道德教育用郷土資料くまもとのこころ小学校1・2年生」にも球溪先生というお話が掲載されているところでございます。教材化されて活用されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 思えば、犬童球溪先生との出会いは学校でした。皆さんもそうだったと思います。音楽室にはベートーベンやヘンデルやバッハの肖像画と並んで、犬童球溪や滝廉太郎の肖像画がありました。秋になると犬童球溪顕彰音楽祭の練習が始まりました。学校生活の一部になっていました。

それでは、学校教育以外では犬童球溪先生はどのように出てくるのでしょうか。お尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、おはようございます。お答えいたします。

先ほども教育長から申し上げましたとおり、犬童球溪顕彰音楽祭は先生の偉業を顕彰するため小学生、中学生、高校生及び一般市民の参加を得て開催するものであり、個人コンクール、碑前祭、学校発表会、音楽のひろばの4つから構成されております。うち、個人コンクールは独唱・独奏部門に小学生、中学生、高校生たちが出場し、日ごろの練習の成果を競います。将来演奏家を目指す子供たちの登竜門としても評価されております。音楽のひろばは世代を超えて集い、犬童球溪先生を顕彰し、音楽を楽しむ演奏会として平成元年より始まったものでございます。地元の合唱団を中心として、演奏団体やゲストとともにさまざまな趣向のもと、ステージをつくり上げてきております。ことしはひろばのための特設合唱団が組織され、小学生から80代までの62人の皆さんが8月からの練習の成果を御披露いただきました。フィナーレの全員合唱では、歌を通して1つになる喜びを会場全体で感じ、世代を超えた交流が行われたところでございます。個人コンクールや音楽のひろばを1つの目標として、各世代、各地域の方々がそれぞれに研さんを積まれ、本番に臨まれます。このように、学校教育以外の場にあっても犬童球溪先生の音楽教育が脈々と受け継がれ、展開し発展している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） この音楽祭が71年も続いてきたことは、我々人吉市民が犬童球溪先生を大切に思っている何よりの証だと思います。

犬童球溪顕彰音楽祭のほかに、人吉市には犬童球溪先生の故郷だと感じるものが幾つあるでしょう。カルチャーパレスにある銅像、人吉城址にある歌碑、大橋のプレート、観光マップ、犬童球溪記念館、球磨焼酎のラベル、球磨川下りの船の名前、それに市役所の電話の呼び出しを待つときに流れるメロディー。人吉は犬童球溪先生という宝を持っているのに、十分に宝を活用していないように思われます。駅で旅愁を流してほしい、防災行政無線の時報を犬童球溪の曲にしたらどうか、大橋のたもとに五木の子守唄を流す碑があるように、どこかに旅愁や故郷の廃家が流れるそんな碑をつくれなにか、広報ひとよしに犬童球溪先生ゆかりのコーナーを連載、犬童球溪先生の埋もれた歌を世に出したいなど、いろんな方からの声をお聞きします。

最後に、市長にお尋ねします。市長は施政方針で新市庁舎における人吉らしさといったものを追及する中で、本市の大切なもの、後世に伝えるべきもの、市民がふるさとへの思いを共有し心を1つにできるものを再発見するよい機会と言っておられました。犬童球溪先生の生き方は静かな存在感の点で人吉らしさに通じるものがあると思います。人吉らしいまちづくりを進める上で犬童球溪先生をいろんな場面で生かしたらどうでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先生の代表作である旅愁、故郷の廃家は、球溪先生が故郷の人吉と愛する両親を思い切々と歌い上げたものです。歌が織りなす心象風景は温かく、優しく、日本のふるさとの原風景であり、人吉らしさを思うときの大きな要素であると考えます。議員の御質問をいただいて、かなり以前になりますが、JR人吉駅の急行列車の到着時か出発時にホームで流れていたことを思い起こしました。人吉市民のみならず、多くの日本人にふるさとへの郷愁を呼び起こす旅愁は日本を代表する唱歌として幾世代にも歌い継がれていくものと信じておりますし、その原風景である人吉がいつまでも美しい故郷であることによって犬童球溪先生のすばらしい偉業を後世に伝えてまいりたいと存じます。郷土の偉人である犬童球溪先生を誇りに思い、これからも人吉のまちづくりのさまざまな場面で先生のお力をお借りしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） ふるさとへの思いが強い犬童球溪先生はきっとそういうふうな役に立つことを喜ばれると思います。犬童球溪先生の歌が流れるのに人吉はふさわしく、人吉だからこそできるおもてなしであります。行政だけでなく各分野の方々と力を合わせて、犬童球

溪先生を生かしたまちづくりをしましょうと申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）
2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） 皆様、こんにちは。2番議員の宮原です。お昼をまたぎたくありませんので、早速通告に従いまして質問をいたします。

1項目めが学校行政よりスクールソーシャルワーカーの配置について、2項目めが学校教育より小学校部活動の社会体育移行とNPO法人吉市体育協会のかかわりについて、3項目めが行政情報より自治体のLINE@の導入について質問をしております。

それでは、初めにスクールソーシャルワーカーの配置について質問をいたします。この件につきましては、本村議員も一般質問初日に質問されておりますが、割愛することなく質問していきたいというふうに思っています。

今議会の施政方針の中で全国的に子供たちのいじめやそれを原因とする自殺が深刻な社会問題になっている現状を踏まえ、12月20日にゴルゴ松本氏を講師に招き、命を大切にすることを育む命の授業を市内の中学生を対象に開催すると説明がありました。ゴルゴ松本氏の講演を通し、多くの生徒たちに前向きな生き方や命の大切さを感じ取ってもらいたいと期待しております。

しかし、学校現場ではいじめだけでなく、不登校、暴力行為、児童虐待など児童・生徒の問題行動等については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな問題でもあります。児童・生徒の問題行動等の背景には、児童・生徒の心の問題とともに家庭、友人関係、地域、学校等の児童・生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているとされており、また、近年は社会環境の変化に伴い児童・生徒の抱える問題が多様化、複雑化していることや、貧困家庭の相談窓口などの対応も求められるなど、学校における対応についても多岐にわたっており、福祉や警察などの関係機関と連携していくことがますます重要となってきております。そのような中で、現在教育と福祉をつなぐ専門職、スクールソーシャルワーカーに注目が高まっております。スクールカウンセラーが児童生徒本人の心のケアを行うのに対し、スクールソーシャルワーカーは児童・生徒を取り巻く環境に着目し、問題の解決を図る専門家とされており、文部科学省も平成31年度までに全ての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するということを目標に掲げています。

そこでお尋ねですが、子供たちが抱えている問題の解決に対して、スクールソーシャルワーカーの役割が期待されておりますが、スクールソーシャルワーカーの具体的な役割とはど

のようなものをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの最も期待される役割、これは関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会——いわゆるケース会議と申しますけれども——等を通して課題解決を図るということでございます。具体的には次の6点が考えられます。

1点目は、いじめや不登校等の問題を抱える児童・生徒に関する状況把握。2点目は、学校・家庭・関係機関等による連携ネットワークの構築及び連携のための連絡調整。3点目は、いじめや不登校等の諸問題についての事例対策検討会の開催。4点目は、関係機関等との連携による総合対策の構築。5点目は、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供。6点目は、小中学校における校内研修等への支援、以上でございます。

たくさんの役割がございますけれども、一つ一つ要約するとそのようになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 問題を解決するためにスクールソーシャルワーカーの具体的な役割を御答弁いただきましたが、次に、現在本市において児童・生徒にかかわる問題が発生した場合に、スクールソーシャルワーカー等の相談支援員をどのような流れで学校等に派遣し、問題解決に当たられているのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

熊本県教育委員会では、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを全県下で配置しており、いじめ・不登校等の未然防止と解消に向け取り組んでおるところでございます。球磨教育事務所にはスクールソーシャルワーカーが3名、スクールカウンセラーが1名配置されており、派遣するまでの流れにつきましては次のとおりでございます。

まず、各学校から県の様式であります支援申請書に必要事項を記入していただき、本市教育委員会に提出していただきます。その後、教育委員会担当者が当該学校から状況を詳しく聞き取り、教育長決裁後、球磨教育事務所へ支援申請書を提出いたします。球磨教育事務所には学校支援アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーで構成するいじめ・不登校サポートチームというものがございまして、サポートチーム内で話し合いをし、申請のあった学校に派遣するという流れになっております。2回目以降は、電話連絡等で日時を調整しながら、派遣申請することができるようになっております。また、子ども・子育て相談員につきましては本市の職員でございますので、学校や保護者等から直接電話等で御相談いただければ、速やかに対応させていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 子ども・子育て相談員ですけども、この方はお話を聞くと大変熱心に

相談支援に取り組みされており、大変信頼も厚いということで、頼もしく思っておりますけども、この方も大変忙しいということを知っております。子ども・子育て相談員は本市の職員ということで速やかに対応できるということでしたが、スクールソーシャルワーカーまたスクールカウンセラーは以下の学校から本市の教育委員会に申請して、そこから球磨教育事務所にその申請書を上げるということで、学校からの申請からスクールソーシャルワーカーの派遣までちょっと時間がある、タイムラグがあるんですね。そういったことは後からまた触れさせていただきたいと思いますが、それでは、現在球磨管内には県が配置しているスクールソーシャルワーカーが3名いるということですが、そこで本市におけるスクールソーシャルワーカーの活用状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

平成29年4月から本年11月末までのスクールソーシャルワーカー3人の申請件数の合計は、小学校が9件、中学校が11件の計20件でございます。

支援申請書による支援対象児童・生徒の抱える問題は、児童虐待を除く家庭環境の問題、発達障害等に関する問題、不登校、そして心身保健に関する問題となっております。やはり、それぞれが深刻な問題であり、スクールソーシャルワーカーの必要性がますます大きくなっていくものと捉えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 本年度の申請件数が20件ということなんですけど、これは多いですよ。人吉の小学校が6校、中学校が3校、9校で20件です。県のスクールソーシャルワーカーは人吉だけじゃなくて、球磨管内全部の小中学校を対応されていると思いますので、球磨管内の小学校28校、中学校が12校ですので、多分3人のスクールソーシャルワーカーでかなりの件数を対応されているというふうに思っております。私、スクールソーシャルワーカーともお会いすることありますが、大変お忙しくされてるんです。

先ほど、スクールソーシャルワーカーの派遣の流れについてお尋ねしましたが、学校が申請してからスクールソーシャルワーカーが派遣されてくるまで、まだ時間がかかると。その上にこの状況から行くと、多忙なスクールソーシャルワーカーがほかの事案にかかわられた場合とかにすると、またさらに対応がおくれてくるんじゃないかなというふうに感じてるんです。ですので、現在のスクールソーシャルワーカーのニーズが高まっている中で、さらに迅速に対応していくという意味でも、県が配置しているスクールソーシャルワーカーに加えて、本市の子ども・子育て相談員のように自治体独自のスクールソーシャルワーカーを配置すべきだというふうに考えております。

そこでお尋ねなんですけども、県内の他市の状況、また近隣町村で実際独自でスクールソーシャルワーカーを配置しているところ、配置状況、どのようになっているのか、お尋ねい

たします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

近隣の町村におきましては、相良村、山江村に1名のスクールソーシャルワーカーが——これは兼務になっておりますけれども——それぞれ週2日勤務されております。そのほかには、社会福祉士として学校における課題解決にもかかわっておられる方が、錦町、あさぎり町、多良木町に配置され、球磨村には心理士が配置されているところでございます。

県内13市の独自のスクールソーシャルワーカーの配置状況につきましては、熊本市が9人、荒尾市が1人、山鹿市が3人、菊池市が1人、宇土市が2人、阿蘇市が1人、合志市が1人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 今いろいろと御答弁いただきましたが、熊本市は政令市なので多いのかなと思ってたんですけども、9名ということは多いですよ。これ多分増員されたんじゃないかなというふうに思っております。また、ほかの自治体もやはり独自のスクールソーシャルワーカーを配置したり、社会福祉士を採用してスクールソーシャルワーカーの機能を兼ねてるといふところもあるということですので、それだけスクールソーシャルワーカーの需要が本当に高まっているというふうに思っております。

学校の先生方とお話しする中で、困り感を抱える子供たちへの対応についてお話しするときにも、本市の子ども・子育て相談員の方には大変お世話になっているけれども、福祉とつながりという点でやはり本市独自のスクールソーシャルワーカーを配置してもらいたいとか、またできれば各学校に1人スクールソーシャルワーカーが欲しいなという声もあっております。これは、教育長のところにもそういった声は届いていると思いますが、それだけ本市においても学校だけでは対応できない問題がふえてきているというふうに思っております。

そこで、相談体制の一層の充実を図るためにも本市独自のスクールソーシャルワーカーを配置したらどうかと考えますが、この件については本村議員も質問されましたが、さらに前向きな答弁を期待して、教育長にこの件についてお尋ねしたいと思っております。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

本市では、いじめ・不登校問題を喫緊の課題と捉え、その未然防止と解消に向け全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

特に不登校問題に関しましては、ここ数年の推移を見ますと、小中学校合わせて30人前後の児童・生徒数に上っております。また、不登校問題以外にも家庭環境の問題や発達障害等に関する問題等により、学校だけの指導・支援ではその対応に追いつくことが困難な現状でございます。まさに、児童・生徒に影響を及ぼしている家庭・学校・地域の環境の改善に向けて、その支援ネットワークを築く福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーは

必要不可欠でございます。

したがって、関係機関と連携を密にとりながら、児童・生徒を取り巻く環境に積極的に働きかけ、さまざまな問題の解消に向けた取り組みを一層充実させながら、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができる体制をつくるためにも、本市独自のスクールソーシャルワーカーの雇用または子ども・子育て相談員の増員による複数体制を視野に入れて、前向きに検討してまいりたいと思います。

さらに前向きの御回答をとということでございましたが、昨日と同じような答弁になりましたことを、お許しください。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） さらに前向きな御答弁いただけませんでした。前向きに検討することですので、予算の関係もありますが早い時期にスクールソーシャルワーカーの配置をお願いしたいというふうに思います。というのも、何度も言いますが、スクールソーシャルワーカーのニーズが高まっていると、また政府も各中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置する、約1万人と言われてはいますが、そういった方針を出されているということで、多くの自治体で独自のスクールソーシャルワーカーの配置をするという流れになるというふうに思っているんです。ただでさえ人材の確保が難しいと言われておりますスクールソーシャルワーカー、そのような中で、ほかの自治体も配置を考えているとなると、さらに人材を探すのが困難になってくるというふうに思っております。

そこで、スクールソーシャルワーカーの配置について、今後どのように人材を探していくのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 質問にお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーは原則、国家資格である社会福祉士または精神保健福祉士などの資格が必要とされているようでございます。しかし、教員OBなど教育・福祉現場での活動実績がある方もスクールソーシャルワーカーとして活動されている場合があると聞いております。本当に多岐にわたり、そしていろんな教育環境もさまざまでございます。そういう意味でも、緊急に対応するというにおきましても、この存在というのは大きなものがございます。議員もおっしゃっていただいたように、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の資格を持っている方々にやはり直接にお尋ねしたり、学校関係者や福祉関係等あらゆる関係機関からの情報収集を行い、対応していくことが最善の策かなと考えてるところでございます。とにかくネットワークをつくりながら、人材確保に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 本当、情報収集は大事だと思います。他市の状況とかそういったのも情報収集しながら、スクールソーシャルワーカーを雇用する場合、常勤の雇用なのかとか非常勤の雇用なのかとか、非常勤の場合は県の単価と合わせるのかどうかとか、そういったさまざまに検討することがあると思いますので、本当にいろんなところから情報収集していただいて、スクールソーシャルワーカーを探していただきたいというふうに思います。

今回はスクールソーシャルワーカーについて質問いたしましたが、学校現場からするとスクールソーシャルワーカーだけでなく、相談員・支援員、このような方もマンパワーが不足していると言われるんです。もちろん予算の関係もありますけれども、学校の施設整備の計画だけじゃなくて人材配置、こういった計画もしっかり立てていただいて、さらなる支援体制の充実を目指していただきたいというふうに思っております。

これで、スクールソーシャルワーカーの質問を終わらせていただきます。

次に、小学校部活動の社会体育とNPO法人人吉市体育協会のかかわりについて質問いたします。

小学校部活動の社会体育移行については、これまでも数人の議員の方が質問されており、市民の方にも関心が高い事案であります。平成31年4月からは小学校部活動が社会体育へと完全移行となることから、施政方針でも述べられましたが、現在さまざまに協議を重ねられており、総合教育会議でも小学校部活動の社会体育移行について多くの時間を割いて議論を交わされたということでありました。

そこで、もうすぐ平成29年も終わりますが、現在社会体育移行に向けてどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

現在の取り組みについて、特に9月以降の検討委員会等の協議の状況についてお答え申し上げます。

本年9月20日に校区公民館長連絡協議会会長と各小学校PTA会長からなる検討委員会役員会を開催いたしまして、指導者の募集状況及びこれまでの経過について御報告申し上げます。そこでは参加者の皆様から御意見を伺ったところでございますが、子供たちに何か運動をさせたいという思いは皆同じでございますが、競技種目による指導者の確保が難しいようであれば放課後の時間に行う運動については総合的な運動を取り入れて、子供たちが運動離れにならないようにすることが大切ではないか、そのときは主となる指導者を中心に据え、補助的なサポーターを交えて指導を行うのがよいのではないかなどの御意見をいただきました。その後、校区検討委員会を10月に東校区と中原校区、11月に入りまして西瀬校区、西校区、大畑校区、東間校区と開催いたしました。検討委員会役員会同様に、指導者の募集状況及びこれまでの経過について御報告申し上げ、役員会の御意見等を踏まえ移行後の部活動の基本方針や移行イメージを御説明したところでございます。

放課後に各小学校で実施するということと、運動部についてはメインの指導者を複数名確保した上で、地域の皆様にはサポーターとして御協力いただきたいという市の基本方針について委員の皆様の御理解を賜り、現在はその具体的な活動と運営方法について検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 放課後に各小学校で行うと、また運動部についてはメインの指導者を確保して、地域の方はサポーターとして協力してもらおうということが基本方針として決まったみたいですが、具体的な内容はまだみたいです。スピード感を持って具体的な内容を詰めていただきたいというふうに思いますが、私この小学校部活動の社会体育移行においてずっと気になってることがありました。それは、NPO法人吉市体育協会のかかわりについてです。

教育委員会では競技団体から指導者を派遣していただくことが1番の解決策であると考えられたみたいで、社会体育へ移行するための取り組みの最初のほうに体育協会加盟の競技団体の方にアンケートや説明会をされておられます。しかし、過去の一般質問の教育部長の答弁から見ると、各団体からは指導者の高齢化や人材不足で指導者を派遣するのが難しいという回答だったというふうに言われております。この件についても、直接体育協会がかかわっているわけではありませんが、この説明以降、体育協会という言葉が出てきませんし、体育協会のかかわりが全く見えてこないんですね。ですので、現在体育協会は小学校部活動の社会体育移行にどのようにかかわっているのか、お尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

多くのスポーツ競技団体から組織されているNPO法人吉市体育協会には、スポーツに精通されている方々が多数いらっしゃいますので、小学校運動部活動の社会体育移行の取り組みにも積極的にかかわっていただくのが最良であると感じているところでございます。

現在、本事業を進める中でNPO法人吉市体育協会が直接にかかわりを持っているということではございませんが、議員からもありましたように本年3月に加盟競技団体との意見交換会を開催しております。その後、競技団体の総会や理事会にお招きいただき、本件に関する取り組みや指導者募集についての説明をさせていただく機会をいただきました。団体によっては、その場で数名の方が指導者として御応募いただいたところもでございます。このように、体育協会総体としてはこれまでいんなかかわりがあったということではございませんが、競技団体としてかかわる方や団体に所属し個人で指導者へ御応募いただいている方などいらっしゃるという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 団体や個人的に指導者の応募とかはされてるけれども、体育協会の総体としてはかかわっていないということですね。

それを踏まえて、次の質問をしていきますが、今回平成30年4月1日から平成35年3月31日までの人吉市の体育施設の指定管理者の募集がありました。引き続き、体育協会が応募され、今議会で体育施設の管理者としての指定の議案が挙がっております。その今回の体育施設の指定管理者の募集において募集要項とかあるんですが、その中で人吉市の体育施設の管理運用仕様書がございます。この中に、指定管理者が行う業務内容というのがありまして、その業務内容の中にスポーツ振興事業を行いなさいということだと思っておりますが、スポーツ振興事業というのがございます。この内容を見ると、スポーツ振興及び市民の健康保持・増進を図るためスポーツ教室等の自主事業、総合型地域スポーツクラブ、カルヴァーリョ・ラッソ人吉の支援事業。ここまでは、前回の仕様書と全く同じなんです。しかし、今回のこの仕様書には次のことが追加されております。カルヴァーリョ・ラッソ人吉の支援事業及び小学校放課後のスポーツ活動支援事業を行うことというのが追加されてるんです。私は、指定管理者は社会体育にもかかわりなさいよということだというふうに受けとめました。

そこで、今回体育協会が指定管理に応募された際、事業計画を出されてると思います。その事業計画の中に小学校放課後スポーツ活動の支援事業について何か計画や提案がなされているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

本年、11月13日に実施されました人吉市指定管理候補者選定委員会におきまして、人吉市体育協会からのプレゼンテーションが行われました。市といたしましては、小学校運動部活動の社会体育移行に伴う事業についての提案を求めべく、仕様書にスポーツ振興事業の1つとして、今議員申されましたように小学校放課後のスポーツ活動支援事業を行うことという記載をしたところでございます。

今回は、提出されました事業実施計画書には具体的な提案は含まれておりませんでした。今後、人吉市体育協会が指定管理者に指定されましたならば、小学校運動部活動の社会体育移行の一翼を担っていただけるよう協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 事業計画書の中には具体的な計画・提案はなかったということで、少し残念なんですけど、今後協議を行っていくということですけども、何で私がこのような質問をしたかという、教育長も御存じだと思いますが、現在体育協会の職員の方で大変すばらしい方がいらっしゃるんですよ。私から言わせると、事務作業だけをするのは、本当にもったいないなというふうに感じております。ぜひ、そういった方を社会体育の指導者として派遣できないかなというふうに考えるんですよ。

ですので、今回基本方針であった毎回指導を行うメインの指導者を確保するという点でいくと、体育協会が職員の方、また、関係者の方をメインの指導者として派遣する。また、人が足りないようだったら、体育協会が民間事業者と連携して指導者を派遣するということができないかなというふうに考えるんですが、この点について教育長はどのように考えられるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

小学校運動部活動の社会体育移行の取り組みにつきましては、子供たちの健全育成はもちろん、子供たちがスポーツへの興味・関心を高め、自分の可能性を見出すとともに、生涯スポーツの入り口の扉を開く大切な機会として、その時間を絶対に確保したいという強い思いで取り組んでおります。

これまでPTAを初めとする各種団体の皆様から、たくさんの御意見を頂戴してまいりました。その上で、子供たちのスポーツ活動の仕組みづくりに取り組んでいるところでございますが、指導者の確保につきましては、先ほどからも話に出ておりますように、十分な人員の確保に至っていないところでございます。

それでも何とか子供たちのスポーツ活動の時間を確保しなければならないと考えておりますし、子供たちや保護者のニーズも多様化しておりますので、教育委員会が行う児童のスポーツ活動は専門的な、あるいはレベルの高いスポーツクラブとは一線を画した取り組みが求められていると存じているところでございます。

そこで、先ほど部長が申しあげましたように、検討委員会が出た御意見を参考にいたしまして、小学生の時期のスポーツ活動は、種目ごとの活動ではなく、総合的な運動を取り入れて、子供たちが運動離れにならないように工夫した取り組みをすることが望ましいのではないかとこの考えに至ったところでございます。今の部活動と同じように、放課後学校で、そして、その学校で活動をするということが大前提でございます。

そうすれば種目別に多くの指導者を確保する必要もございませんし、子供たちにとっても体力づくりであったり、いろいろなスポーツに親しんだりする機会が持てるようになって考えております。

ただし、毎回指導を行うメインの指導者は、確実に確保する必要があるございますので、そこが鍵になると存じております。そのメインの指導者として、議員の御提案にありましたように、体育協会や民間事業者の資格を持った方にお引き受けいただくならば、保護者の皆様にも安心していただけるでしょうし、年間を通して安定的に活動できるのではないかと存じます。

また、指導者として御応募いただいた地域の協力者の皆様には、そのメインの指導者のサポートをしていただくことで、お一人お一人の負担を減らし、息の長い活動にしていれば、教育委員会としても大変ありがたいと存じます。

この取り組みが実現できれば、現在の部活動にとってかわる人吉スタイルの新しいスポーツ活動の形になるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 今の教育長の答弁の中にもありましたように、私も小学校部活動が社会体育に移行していく中で、各競技ごとの設定が難しいときには、競技種目にこだわることなく、例えば、サッカーとか、バスケットとか、ドッジボールとか、そういった運動する機会、体力づくりを行う機会、こういったものを確保するのが一番大事だなというふうに思っております。

また、今回の体育施設の指定管理がありましたけれども、今回は体育協会が社会体育にかかわっていく、本当にいいタイミングだというふうに私は思ってるんですね。

そういった意味でも、今回、体育協会と民間事業者から指導者を派遣するという提案をさせていただいたのですが、教育長から、実現するならば、人吉スタイルの新しいスポーツ活動の形になるのではないかと御答弁をいただきました。人吉スタイルの新しいスポーツの形。いいんじゃないですかね。ぜひ、実現するように取り組んでいただきたいと思っております。

ただ、体育協会の考えもあると思います。やる、やらないというのがありますけれども、仕様書にはやるように書いてありますので、やらないということはないと思いますが、体育協会が職員や関係者を指導者として派遣する。また、民間事業者と連携するとなったときにどうしていいか。どのように取り組んでいけばいいかわからない部分が出てくると思います。そういったときには、やはり市もしっかりとかかわっていくことが必要だというふうに思いますので、人吉市、体育協会、また民間事業者が入ってくるなら、民間事業者と連携して取り組んでいくことが、この小学校部活動の社会体育移行がうまくいくというふうに考えますが、最後に、市長にこの点についてどのように思われるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

小学校部活動の社会体育移行に関しましては、子供たちにとっても、保護者にとっても、また、教育行政に携わる私たちにとりましても、とても大きな変革であり、それだけに課題も多いと存じておるところでございます。平成31年度からの完全移行まで残り1年3カ月余りとなり、いよいよ期限が迫ってきておりますので、さらにスピードをあげて取り組まなければならないと存じております。

先ほど、教育長と教育部長が申しあげました答弁の中にもございましたが、各校区の検討委員会におきましては、子供たちの健やかな成長を願う御意見が多く寄せられていると伺っております。地域住民の皆様が子供たちのことを一生懸命に考え、そして、子供たちを地域で育てようと考えておられる、とても温かい愛情が伝わってまいりますので、その思いにも

何とか答えねばならないと存じておるところでございます。

放課後の児童のスポーツ活動を学校教育活動から、社会体育活動に移行するに当たりましては、何と言いましても、新しい指導者の確保が鍵になることは間違いありません。その部分を地元体育協会に担っていただくことにつきましては、とても好ましいことであると存じております。

教育委員会からは構想として持ってはいるが、指定管理者選定のタイミングとも重なったため、体育協会と具体的な協議はまだ行っていないと伺っております。

また、スポーツ関係の民間事業者もおられるようでございますので、今後、体育協会単独で取り組んでいただくのか、民間事業者にお任せするのか、あるいは、両者の連携した取り組みを目指すのか、私も関心をもって注視したいと存じております。

一方で、サポーター制度の導入につきましては、地域で子供を育て、地域コミュニティの強化を図る取り組みとして期待したいと存じます。地域の皆様に子供たちのスポーツ活動をサポートしていただくことは、子供たちの安全だけでなく、保護者の皆様の安心にもつながると存じますし、できれば、子供たちと一緒に運動をしていただければ、参加する保護者や、地域の皆様の健康にも寄与すると考えます。放課後の児童の運動活動を支えるこの取り組みが子供たちの健やかな成長を支え、加えて市民の皆様の健康づくり、地域づくりにつながり、ひいては市民の皆様が健康で笑顔で生き生きと暮らす明るいまちづくりに結びつく、そうした取り組みの一つとなることに大いに期待するところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 本当にさまざまに課題はあると思いますが、本当に時間がないんですよ。平成30年度は引き継ぎ及び移行期間となりますので、スピードアップを図るということでしたけれども、スピード感を持って、具体的な内容を決めていただきたいと思いますし、子供たちが安心して運動する機会を確保していただくとともに、市長もおっしゃいましたけれども、子供たちのスポーツ活動から市民の健康づくり、地域づくりにつながることを期待して、この質問を終わらせていただきたいと思います。

最後に、行政情報より、自治体ラインアットの導入について質問いたします。

施政方針の中で、現在、月2回発行されている広報ひとよしの発行回数を見直し、平成30年度から、月1回の発行となる予定であると説明がありました。発行回数は減りますが、情報の質や量が低下しないようお願いしたいところであります。

自治体の行政情報の発信方法については、少し前までは、今後発行回数は減りますが、広報ひとよしのような紙媒体が中心でありました。

しかし、インターネットの普及に伴い、情報発信の方法や手段も多様化し、また、住民側の意識やニーズも大きく変わっています。これからの自治体広報はさまざまなツールを上手

に活用し、行政情報を発信していくことが必要であると思っております。

そこで、現在、本市の広報の方法や手段、また利用状況がわかるものは、その利用状況をお尋ねいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君） 皆さん、こんにちは。御質問にお答えいたします。

本市の行政情報の発信方法につきましては、これまでの広報紙でございます、広報ひとよしと、市ホームページによる情報発信に加え、SNSを活用した情報発信を行っております。

本市では、現在、主要なSNSの中からフェイスブックを活用し、主に市民を対象とした行政情報を発信するフェイスブックページ、「人吉市役所」と、市内外の方にイベントや季節の話題など、本市の魅力を発信しております、「日本のふるさとひとよし」の2つを運用しているところでございます。

市ホームページのアクセス数につきましては、昨年4月の熊本地震を機に、それまで月2万人台であったアクセス数が月5万人を超える状況となり、現在でも月3万人から5万人台で推移をしております。また、フェイスブックにつきましても同様に、熊本地震を境に閲覧者が増加しており、これは熊本地震発生時にネットを通じて災害情報を入手するため、多くの方が市ホームページやフェイスブックページにアクセスし、その後も引き続き行政情報を入手する手段としてネットを活用する方がふえているのではないかと考えております。

また、広報紙につきましては、インターネット上で読める電子書籍サイトスマートフォンアプリにも掲載しており、そのほか、パソコンや携帯電話で、電子メールで行政情報を配信する人吉市メール配信システムを行っているところでございます。

また、本年度に入ってから取り組みでございますが、テレビのデータ放送を利用した住民情報サービス「デタポン」での情報提供サービスも始めており、その閲覧方法等は広報ひとよしでも定期的にお知らせをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 利用状況ですけれども、フェイスブックは、私もやってますけれども、フェイスブックページの閲覧者がふえてると。私も見てるんですが、日本のふるさとひとよし、こちらのほうが本当に「いいね！」の数も多いので、本当に閲覧者の方もふえてるのかなというふうに思ってたんですが、ホームページについても閲覧者がふえていると。これは熊本地震の際に災害情報を入手して、それ以降も使っているという答弁だったんですが、私は、それも確かにあると思いますが、多分、スマートフォンの普及も関係あるのかなというふうに思っております。

ホームページも、わざわざパソコンで見なくても、スマートフォンで見れますし、スマートフォンの普及によってSNSを利用している方がふえているというような調査結果も出ております。

総務省が発表している情報通信白書というのがあるんですが、この中で、SNS利用率の推移や、年代別のSNS利用率などの調査結果が出ています。年々、SNSを利用されている方は、スマートフォンの普及とともに増加しているみたいなんですけど、平成28年度の調査結果で、どのソーシャルメディアを利用しているか——ラインとか、フェイスブックとか、ツイッターなどですね——という調査結果があって、そのグラフを見ると、一番多いのは、皆さん大体おわかりだと思いますが、ラインなんですよ。ソーシャルメディア利用者のうち、全年代、10代から60代までの利用率が67%であったと。

また、この調査結果で特筆すべきは、20代のライン利用率が96.3%、30代が90.3%と、若い世代ほどラインを活用しているということでございます。

このことから、アクセスしにくいとされる若者に対する行政情報の提供体制を、より充実させていくにも、フェイスブックに加えてラインを導入したらどうかというふうに考えております。

現在、ラインには私どもがふだんやっているプライベート利用のラインアカウントとは別に、ビジネス用途で活用できるラインアットというのがあるんで、ラインアットを今活用して、情報を発信している自治体もございます。

そこで、行政情報を発信する手段として、ラインアットを活用している他市町村の状況や、ラインアットのメリット・デメリットなど、調査されているのであれば、どのようなものであったのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（迫田浩二君） お答えいたします。

まずメリット・デメリットからお答えさせていただきます。

まず、ラインアットを自治体が運用するメリット・デメリットについてでございますが、ラインアットは多数の人へ情報をリアルタイムに発信できるのが特徴で、ビジネスでの利用も活発に行われております。友達としてフォローする人に対して、メールマガジンのようにダイレクトに情報を送ることができ、アンケートやクーポンを送ることも可能でございます。

また、利用者層として若い世代の方が多く、そういった年代をターゲットにした情報提供ができる点もメリットと言えるものと存じます。

これは1つの事例でございますが、上天草市がラインアットのラインショップカードというものを活用したポイント制度を取り組まれております。市が主催するイベントの参加や、献血、図書館で借りた本を返却する際に、スマートフォンでQRコードを読み取るとポイントがたまり、そのたまったポイントで地元商品券に交換できるサービスを行っております。

このようなシステムを活用すれば、行政施策への市民の積極的な参加ができるという、このような面はメリットと言えるものと思われまして。

また、ラインアットは情報を提供する属性を都道府県単位に絞り込むことができます。例えば、市民に対して情報発信をする場合、熊本県という属性で絞り込んだり、また、都内で

イベントを開催する場合などは関東圏でフォローされている方を対象に情報発信をするといった属性を活用した運用が可能となります。

一方で、デメリットではありませんが、ライン利用者の利用方法として、個別の相手に対するメール機能のみを利用している方もおられますし、いわゆるタイムライン、表示画面を見たり、自治体のラインアットを登録して読む方がどれだけの割合でいらっしゃるのか、今ひとつ掴み切れない点が課題であると捉えております。

次に、ラインアットの他市町村での運用状況でございますが、熊本県は平成29年5月から運用いたしております。また、本市を含めた14市の状況でございますが、運用している自治体は上天草市と宇城市、八代市の3市でございますが、熊本市が平成30年3月ごろに運用開始の予定と伺っております。また、球磨郡の町村では球磨村のみが平成25年から運用を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 利用する自治体は、今後ふえてくるんじゃないかなというふうに思っておりますが、いろいろメリットを御答弁いただきましたが、ほかにもメリットとして、このラインアットはビジネスで利用する場合は費用がかかるんですが、自治体がラインアットを利用する場合は無料で利用できるというようなメリットもございます。

先ほど、デメリットではないが、自治体のラインアットをどれだけ友達登録をして、読む方がどれだけいるのかということでしたけれども、御答弁にもあった上天草市のようなポイント制を導入するとか、クーポン券を発行するとかいったようなユニークな取り組みを行って、友達登録の数をふやしていった情報の幅を広げるといったこともできると思っております。

そして、やはり何が一番のメリットかということ、若い世代への情報発信ができるということだというふうに私も思っております。イベントや防災情報のほかにも、子育て情報や受診率が低いとされる若年層への市民健診の案内など、ラインアットを活用することによって若い世代へ情報を届けることができるというふうに私は思っております。

そこで、市長にお尋ねですが、人吉市の情報発信のツールとしてラインアットを導入してはどうかと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

行政からの情報は住民の皆様も待ち望んでおられますし、その重要性は認識しており、現在、本市におきましても御存じのとおり、広報ひとよしを初め、さまざまな手段方法によって発信しております。私自身も、特に熊本地震で、その有効性も実感いたしましたし、部長から答弁いたしましたとおり、それ以降アクセス数も増加しております。

情報と言いましても、例えば、本市の施策を詳しく伝えるもの、急を要する避難所の開設など、災害対応、休日診療の案内、イベント内容の案内、まちの日々の出来事を知ってもら

うなど、その内容の特徴がいろいろございます。また、情報を収集される方におかれましても、その方法がさまざまにございます。

そこで、我々も住民の皆様にご迷惑を招くことなく、欲しいであろう情報を取捨選択して、わかりやすく、タイミングよくお届けできるよう好ましい媒体を選択して発信しているところでございます。

しかしながら、村上議員からも御指摘いただきましたように、レスポンスが悪かったり、届けたい情報が届けたい方にしっかりとタイミングよく届かなかつたりと、日々反省を繰り返しながらも、よりよい情報発信に向けて努力を重ねているところでございます。

SNSを活用したメディアといたしましては、今回議員御提案のラインアットにおきましても、大変有用な手段だと認識しておりますし、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等複数ございます。

本市では、現在、フェイスブックを利用していますので、先ほど議員もおっしゃいましたように、さまざまなツールを上手に使うことが大事というふうに言われましたとおり、それぞれの特性を研究させていただき、どういうやり方が本市にとって一番有効な方法か、検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） SNS、ソーシャルメディアはそれぞれに特徴がありますので、調査をしていただいて、ラインでの情報発信が有効であると判断されたら、ぜひ、導入をしていただきたいというふうに思います。

また、先ほど市長も言われましたけれども、情報を発信する媒体はあっても、情報を発信する発信力、情報を発信しようとする情報発信の意識、マインドがないと、どのような媒体を使っても効果はないというふうに思っております。

ですので、今はシティプロモーション推進室が主に情報発信をやられていると思いますが、それぞれの担当部署が情報発信のマインドを持って、積極的に独自性のある情報を効果的に発信していく、こういった体制も、ぜひつくっていただきたいと要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時40分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 13番議員の市民クラブの福屋です。通告に従いまして一般質

問をいたします。

通告は1点目に学校教育関連から、施設の利活用について、通学路についてです。2点目に石野公園から、これまでの事業と今後について、また、施設整備について行ってまいります。

私は、9月議会一般質問冒頭において、人吉市の女性消防隊が全国大会に参加し、優勝を目指し頑張ってもらいたいので、地元でしっかり応援をさせていただきますと申し上げましたが、期待どおり全国優勝を勝ちとられた女性消防隊の代表選手の方を初め、多くの方々のお力添えのたまもので優勝を勝ちとっていただきました。全国に人吉の地名を広めていただいたことに深く感謝いたします。この場をかりて本当におめでとうございませう。また、ありがとうございました。

それでは、平成29年12月定例会最後の質問者ですので、答弁に期待を込め行ってまいります。「終わりよければ、全てよし」と言いますから、全てよしの答弁をいただき、新しい年を迎えたいと思いますのでよろしくお願いを申し、質問を行います。

まず初めに、学校教育関連から、施設利用活用について、通学路について質問してまいります。明確な答弁をお願いいたします。

初めに、学校関連から、施設利用についてですが、これまで小学校において、子供の体力増進や健康増進、健全育成、友達づくりなどを目的として、いろいろな競技の部活動が各学校において行われてきたと思いますが、今後、平成31年から小学校部活動が社会体育に移行するに当たり、前回の質問において、学校施設を利用することができるとの答弁をいただいておりますが、その後、変更はされていないと思いますが、そこで確認をさせていただきますが、人吉市の全ての小学校だけでの利用なのか。それとも、中学校の施設も利用されるのか。どこまでが対象になっているのかお尋ねいたします。

また、利用するのであれば、使用に関してどのような協議をこれまでになされておられるのか。対象となり得る団体はどのような団体なのかお尋ねします。

一回目を終わります。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

平成31年度から小学校の部活動は社会体育で実施することになるわけですが、現在、その具体的な進め方の検討を行っているところでございます。これまで、各校区の検討委員会で議論を重ね、少しずつ固まってきました基本的な方針としましては、子供たちや保護者の皆様の安心・安全のためにも、これまでの部活動と同様に、放課後に各小学校において実施するという意見が一致したところでございます。

したがって、教育委員会が行う小学生のスポーツ活動で使用する学校は、それぞれの児童が通う市内の小学校ということになります。

また、学校を使用することにつきましては、市内の校長会議や各校区の検討委員会におい

て、校長先生や教頭先生にこの取り組みの説明、学校施設の使用についてお願いをし、御了承をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、答弁をいただいたんですが、今後、いろんな校区の方々とか、先生や地域の方に御相談をされるということなんですけど、なぜこういう質問をしたかというのは、例えば、今、頭に浮かぶのは、ソフトボールとか、バレーとか、サッカーとか、卓球とか、そういうものだろうと思うんですね。ただ、私が考えるのは、新しい社会スポーツに移行するんであったら、テニスとか、ハンドボールとか、そういう屋外でも使えるような競技も出るのではないかなというのが懸念されるものですから、このことは今後の検討委員会でいろいろ話をされると思いますので、その場所に持って行っていただいて、テニス関係がもし出てくるにはどうするんですかとかですね。先ほど宮原議員が言いましたけど、やはり体育協会とその付近も密に練りあわせていただきたいなということをお願いしておきます。

そこで、この社会スポーツに移行することによってお尋ねなんですけど、社会体育活動において、今後使用されるであろう各学校の建設年度と、使用されると考えられる設備等ほどのような設備を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

小学校の体育館と運動場の建築年度についての御質問ですが、学校ごとに申し上げます。

人吉東小学校は、体育館が昭和53年度建築、運動場が昭和62年度に改修をしております。人吉西小学校が、体育館が昭和52年度に建築、運動場は平成3年度に改修をしております。東間小学校は、体育館が昭和57年度に建築、運動場は平成6年度に改修をしております。大畑小学校が、体育館が昭和62年度建築、運動場は平成5年度改修でございます。西瀬小学校、体育館が平成6年度に建築、運動場は平成8年度に改修をしております。中原小学校が、体育館が平成元年度に建築、運動場が平成13年度に改修をしております。

次に、各小学校で使用する設備としましては、運動場及び体育館にある設備を想定しておりますので、運動場でいえば、バックネットや鉄棒など。体育館でいえば、バスケットボールのゴールやバレーボール、バドミントンのネットなどということで、各学校に備えてある設備や備品などが考えられます。ただ、運動のメニューにつきましては、これから具体的に決めてまいりますので、使用するものと使用しないものがまだ明確になっていない、現在ではそういう状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 答弁の中でも、やはりメニューについては今後いろんなことが決まっていくんだということで、次回にでもこのあたりの質問をさせていただきたいと思いま

す。

そこで、それぞれの学校施設において、例えば体育館、運動場に設置されている遊具の安全点検は、毎年行っておられると思いますが、安全点検の点検手順について、どのような手順のもと、どのような安全確認や規定、設定を設けて行って点検をされておられるか、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

小学校遊具の安全点検でございますが、経年劣化により老朽化が進み、危険な状態になっていないかどうか、2年に1度専門業者による遊具劣化診断を実施し、劣化診断結果を受けて、診断の翌年度に特に危険なものから優先し、改修工事や修繕を行っております。

遊具劣化診断の基準につきましては、平成14年度に文部科学省から、学校に設置している遊具の安全確保についてという通知が出されておりました、国土交通省が示した都市公園における遊具の安全確保に関する指針に沿って、一般社団法人日本公園施設業協会が発行している、遊具の安全に関する基準に基づき点検を実施しております。

また、遊具以外の学校施設の安全確認でございますが、各小中学校とも体育館、運動場だけでなく、教職員全員でローテーションを組み合わせながら複数の目線で、目視・触診・打診、目で見て、さわってみて、たたいてみてということですが、それにより全ての学校施設の安全点検を月に1回行っており、子供たちに危険がないかお互いに確認をとりながら安心・安全な学校生活を過ごせるように、常に気配り、目配りをしているということでございます。

以上、答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 学校遊具の安全点検は専門業者のほうに2年に1度ということで、それがいいのか悪いのかわかりませんが、私は、1年に1度、必ずするべきではないかなという考え。ただ、今、答弁の中で、月に1回ぐらい先生たちが行っていただくということで、危険度の判断はできるのかな。その都度、今度は逆に危ないと考えたら業者の方にお話をし、また再度安全点検をしていただいて、安全確保をしていただければいいのかなと思います。また、しっかりと安全点検をしていただきたいと思います。

このような質問をなぜさせていただいたかというのは、小学校部活動が社会体育に移行したとき、各学校を使用するとしたら、子供たちが社会体育の集合時や休憩時に、例えば学校の施設内の遊具、ブランコとか、滑り台とか、こういうので遊ばないとも限りません。もしそこで事故が起きたとしたら、その事故の責任の所在はどこにあるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

万が一、部活動中に事故が起きた場合の責任の所在についての御質問でございますが、事故発生の状況等にもよるとは存じますが、教育委員会が主になって運営し、指導者を学校に派遣するという形をとる以上、最終的には、教育委員会が責任を負うということになると考

えております。

当然、事故が起こらないように、指導者は子供から目を離さない。子供たちは活動のルールを守るといった当たり前の取り組みは徹底を図りたいと存じますし、指導上の留意点や安全対策等の指導者研修会を行うなど、安全に配慮した取り組みを行ってまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、事故に対する執行部の答弁をいただいたんですが、やはり指導者は、宮原議員の質問でも足りないという話でしょ。

そこで、例えば1人の指導者の目で、全員は見きれないわけですよね、安全というのは。だから、そこでも、答えは要りませんが、例えば子供さんが学校を利用されるときに、指導者が1人の場合には、学校関係者の方がつくとか、保護者とか、保護者でも両親でなくておじいちゃん、おばあちゃんでもいいと思うんですよね。そういう方に見守りをさせていただくとか、そういうのも指導者研修会とかいろんな場所で提案をしていただいて、やはり人員の確保をしない限りは、この事業は成功しないのではないかなということを私は思いますので、その点もよろしく願いしておきます。

そこで、学校施設内での社会教育体育が行われている時間、学校としてはどのような対応を考えておられるのか。また、今後、使用に当たっては、事故や終了後の掃除、または破損がないかなどの確認などについて、どのような決まりごとがあるのか。社会体育開始までに施設提供側として、それぞれ各学校としてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

社会体育移行後は、学校内で行う活動とはいえ、放課後であり、学校教育活動から離れておりますので、日々の活動がスタートしてからは、学校に何らかの対応を求めるということは考えておりません。ただし、活動日において、活動開始時刻前あるいは指導者が学校に到着するまでは、放課後であっても子供たちの集合や待機について、学校の先生方に御協力をお願いすることになるかと存じておりますので、こうした連携につきましても、改めて学校側をお願いしてまいりたいと存じております。

また、活動終了後の清掃につきましては、当然、使用者の責任においてすべきものと考えますし、教育の一環で行う活動でございますので、グラウンド整備や体育館のモップがけ、ごみ拾いなど指導者の指示により、子供たちみずからの手で行うことを徹底させたいと考えております。

設備、備品等の破損の有無についても同様に、使用者全員による確認をさせたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 学校の先生たちの御協力がなければやはりできないのかなということ、残り1年ぐらいで、そのあたりは教育長が徹底的に校長先生とお話をして、これはしっかりとしたものを立ち上げていただかないと、これは私は絶対にスタートできないと思います。人員は足りない。指導者は足りない。学校の協力が無い。でも、国から県からはしなさい。じゃあ、誰がするんだその責任はとなくなってくると思いますので、これは今議論しても始まらないと思いますので、後は教育長にこのあたりしっかりと議論をしていただいて、うまくスタートをするように進めていただきたいと思います。

そこで、施設の利用については、社会体育利用関係者と団体者は、使用に関しては、年間計画での使用が考えられると思いますが、事例といたしますか、以前、東間小学校のほうで藍田校区民大会が行われたときに雨漏りがありました。その後、点検確認はされているのか。施設利用が年間開催をされるとしたら、すぐに原因調査を行い対応しなければなりません。

また、使用料について、現在の使用料と同額なのか。子供対象の社会体育活動への移行ですので、現在の地域住民を対象とした活動と少し考え方も違って来るのではないかと思います。どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

東間小学校の体育館における雨漏りの対応でございますが、学校から雨漏りの連絡がございましたので、早急に現場を確認いたしました。

しかしながら、原因につきましては、経年劣化による屋根の老朽化によるものなのか。強い横風によるものなのか。あるいは窓の老朽化などさまざまに考えられるため、特定が難しく、原因究明には至っておりません。

また、雨天時に毎回雨漏りが発生しているわけではなく、その後の大雨などによる雨漏りについては、特に学校から連絡はない状況でございます。現在、経過を見守っているところでございます。原因が複数ある状況を改善するには、体育館の屋根全体の改修が考えられますが、経年劣化による老朽化が主な原因の1つであり、市内には同時期に建築している学校も複数ありますので、市内小中学校全体の長寿命化計画として進めていく必要がございます。

今後は、学校施設の長寿命化を図るために個別施設計画を策定し、国の学校施設環境改善交付金の活用を検討し、市の財政状況を見ながら学校施設整備を計画的に進めていく所存でございます。

次に、学校施設の使用料につきましては、運動場は、もともと使用料の設定がございませんので、使用許可申請は必要ですが、夜間照明を使用しないという今回の事業においては、料金は発生いたしません。体育館につきましては、教育委員会が行う事業でございますので、

減免の対象になるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 東間小学校の体育館の雨漏りのときには、松岡部長もおられたのではないかなと思うんですけど、宮原議員もおられて、ほとんどの方が来ておられて、はりの一番上から漏れてたんですよ。だから、今答弁いただいたんですけど、老朽化した窓ではないのは確かだと思います。それと、見ていただいたらわかるんですけど、鉄骨の一部がさびてきているんですよ。H鋼というやつがあるんですけど、そのあたりが全てさびていますので、ただ目視でここかなではなくて、やはり徹底的に追及して、どちら側から入ってきたのかとかそういうことはしていただきたいなと思います。

なぜこういう東間校を出したかというのは、体育館でもし使用している場合に、その劣化に気づかずに何か落ちてきてけがをしたときとかは、学校のほうが責任をとられるということですけど、万が一、打ちどころが悪くて死亡事故とか障害とかに影響を与えることがあっては困りますので、やはりそのあたりはしっかりと移行する前にも、何が原因だったのかというのは追求していただきたいなというのはあります。必ず原因があるはずですよ。でないと、雨漏りなどはないと思いますので、よろしく願いをしておきます。

次に、通学路について質問をしてみたいんですが、児童の通学道路の安全対策については、これまで何度も質問をしてみたいんですが、現在もこれまでと同様に行っておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

平成27年度に人吉市通学路安全推進会議を設置いたしまして、年3回の会議を行っているところでございます。本会議は、学校教育課が事務局となり、人吉警察署や県球磨地域振興局土木部維持管理調整課、人吉市防災安全課、道路河川課、学校代表者と連携を図りながら通学路の危険箇所の把握や点検及び注意喚起を促しているところでございます。毎年夏休みに中学校区単位でハード面の整備に向けた危険箇所の点検を行い、推進会議の構成員で各学校管理職、PTA代表及び担当職員で共通理解を図っております。

組織としての年間の通学路安全点検については、これまでと大きく変わっているものではないかと存じます。本市教育委員会としましても、児童・生徒の安全確保を第一に考え、各学校へ安全指導について継続的に周知徹底を図ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 学校関係者の安全対策ということで、年3回会議をされておることですけど、会議をされても何の成果は出ないのではないかなと私は思うんですよ。それは、会議をされる方々が、これだけ私たちはしてますよというパフォーマンスに過ぎないの

かなということ、ちょっとお尋ねしますが、通学路の安全対策は、これまで変わらないということだったんですが、私は、春に新入生を迎える時期、それとか夏ですね。長期夏休み後の時期。それと寒い冬休み後の時期。こういうときに実施されてはいかがかなということをおもいます。その都度気候条件も変わりますし、毎日環境は変わっています。安心・安全な登下校の確認を行っていただきたいと思いますが、例えば10月、11月になれば早く日が沈み、夕方になれば暗く、昼間の何倍も危険度が増します。学校としての対策はこのようなことに対して行われていると思いますが、どのような対策をされているのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

新入生を迎える年度初め、各学校が関係機関に依頼をいたしまして、交通安全教室を実施したり、交差点の渡り方や自転車の安全な乗り方等についても、各学年の発達段階に応じた具体的な指導を行っております。

また、各学校では、一斉下校の際に、児童とともに職員が同行したり、また地域の方と御一緒にしていただいたり、危険箇所を確認するなど地区懇談会の際には、保護者や地域の方々とともに危険箇所をさらに確認したりしながら安全対策を講じているところでございます。

夏休みには、先ほど申しました人吉市通学路安全推進会議の構成員及び学校関係者が主体となって通学路の危険箇所の把握、点検等を現場で実施しているところでございます。

日没が早くなる10月以降の安全指導につきましては、各学校でも日没の時刻に応じて部活動の終了時刻を設定しております。

また、教職員が時には一緒に下校したり、児童・生徒の帰りの様子を見守る等の対応をとりながら、安心・安全に下校指導を行っているところでございます。

しかしながら、人通りの少ない通学路や街灯のない通学路もあるのも事実でございます。このような通学路につきましては、各小中学校や町内会と連携しながら、街灯設備等ハード面の整備に向けても関係機関に働きかけてまいりたいと思っております。

通学路の安全対策につきましては、1年間を通して児童・生徒による飛び出しの注意喚起や自転車の正しい乗り方など繰り返し指導し、自分の身は自分で守ることの意識づけを徹底していくことが一番重要であると考えております。

今後とも校長会議や教頭会議等、さまざまな機会に児童・生徒への安全指導の重要性について、周知徹底を図ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 教育長にお尋ね、確認なんですが、暗くなってからの、通学路の点検というのは、一度もされていないんですか。もしわかれば、答弁をいただきたいと思っております。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

調査したわけではございませんけども、私自身が学校現場にいたときとかそういうことを考えましたときに、やはり暗くなってからの様子は状況が全く変わってまいりますので、学校独自でやっているということは、常時はやっておりませんが、そのときに応じてやっていると思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 正確な答弁ではないのかなと思いますので、できたら各学校あたりに、部活動をした場合に暗くなりますよね。だから、明るいときだけではなくて、暗くなったときの子供たちの通学はどうかということ进行调查していただく必要があるのではないかなと思います。

ある町内、藍田地区なんですけど、ここは非常に危険ということで、近くの方が自分のところの土地に防犯灯をつけていただいて、子供の通学に支障がないようにということで、自分の個人の資産を使ってしておられるところがあります。後ほど、聞かれば教えますけど、そういうところもあるということをやはり認識をして、教育長においては、学校の校長のあたりにそういう話をしていただければと思いますので、お願いをしておきます。

そこで、よく見かけるんですが、前に質問をしたことがあると思います。西小学校の瓦屋通りの話をしたことがあるんですけど、別れ際での飛び出し、横並びでの登下校、道路の陥没、歩道兼用の狭い車道、落ち葉などが滑るような危険な坂、こういうふうなところには危険がたくさん潜んでいると思いますので、とても危ないと思います。学校での登下校時の指導について、どのような指導をされておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

毎日、行ってきますと元気よく家を出て、ただいまと元気よく帰宅する。これは誰もが願う当然の姿であり、そして、願っていることでもあります。本市教育委員会におきましても、児童・生徒が安心・安全に登下校できる環境をつくるのが大事だと考えております。そのために、教職員やこども王国保安官の方々が、危険箇所で見守っていただいているところでございます。そのほかにも、子ども会育成連絡協議会やPTA母親部による登校指導を行っていただいております。市の交通指導員及び交通安全協会の方々にも、定期的に、また、随時交通指導をしていただいております。心から感謝申し上げます。

さらに、小学校におきましては、月1回程度の集団下校を実施し、その折に、飛び出しをしないことや、横に広がらず、白線の内側を歩行するなどの安全指導の徹底を行っております。中学校におきましては、朝の挨拶運動の折や集会等、機会を捉えての安全指導や、生徒会による自主的な自転車点検を行い、生徒一人一人の交通安全意識を高めております。

さらに、学校からは、保護者へのヘルメット着用や二重ロックの義務づけ等の周知徹底も行っているところでございます。何はともあれ、やはり安心・安全な登下校を見守るということも、体制づくりも大切ではございますが、まずもって、学校が一生懸命になって家庭や地域と一体となること、また、そして、児童・生徒の命の大切さを自覚させること、そういうことにつきまして強化していきたいと考えております。命を大事にするということは当然なことなんですけれども、さらに深めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） いろんなことを学校のほうでしていただいているというのはわかるんですが、それでも、まだまだ足りないんじゃないかなということがあります。それで、後ほど、また質問でお伺いしますが、子供たちが帰るときに私もよく遭遇するんですけど、それぞれの学校で反射たすきをしている子供さんと、していない子供さんがおります。この安全対策として全員にこういう反射たすきと申しますか、こういうのを着用してもらえばいいんじゃないかなと思います。

昨日も、どんな状況かなということで、私はちょっと見て回ったんですけど、例えばオレンジだったり、グレーだったり、ブルーだったり、それとか、していない子もいますし、ばらばらだし、何か統一が全然なしで、本当にあれが反射たすきの役目をしているのかなと。例えば寒くなっていますので、中のほうに入れて前だけ見えて、後ろはジャンパーを着てかばんをしていますから見えない。前から見たら見えるけど、後ろからは見えないとか、そういう人とか、首からぼんとかけて走っている人とか、後ろから全然わかりません。こういうのを、反射たすきというのが人吉市の学校ではどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

反射たすきにつきましては、交通安全対策として有効なものであると考えております。その着用状況につきましては、今、議員申されたとおり、小中学校9校が全て着用はしておりますが、着用する学年や時間につきましては、学校によって異なっております。また、反射たすきの種類もさまざまでございます。下校時のみに着用する学校、登下校両方で着用する学校がございます。また、全児童・生徒着用、小学校4年生以上のいわゆる部活動の始まる学年でございますが、その部活動に入部している生徒児童等、着用状況は先ほどと同じように、各学校違っております。

本市防災安全課では、広報ひとよし12月1日号に、反射バンドと反射たすきを無料で配布する取り組みが掲載されております。本市教育委員会としましても、事故から身を守るという観点からも、朝夕の着用、さらには全児童・生徒の着用につきまして、校長会議等で積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

また、小学生が着用します交通安全ランドセルカバーにつきましては、生活協同組合からの寄附で、本市防災安全課から市内全小学校の新1年生に配布されております。これは反射機能もついておりまして、児童の安全な登下校に重要な役割を果たしていると考えております。まずは各学校、全児童・生徒の着用徹底、さらには、きちんとしたつけ方の指導も含めて取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 反射たすきについては、各学校でそれぞれ違うということと、小学校4年生以上の部活動をされる方は義務づけられていると思うんですけども、小学校4年生だけが遅く帰るということはないと思うんですよ。今、いろんなところに行かれると思いますし、学校で雨降りとか、そういうときも早く暗くなったりするわけですよ。できたら、昨日も錦町のほうでは、ある企業の方から学校に対して、かばんのシールですか、反射板、それを提供されておりましたが、やはり人吉市としても、やはり反射たすきだけじゃなくて、かばんにそういうのを、例えば人吉地区交通安全協会でもいいですから、そういうのを提供を受けるとか、いただいてつけるとか、そういうのも必要じゃないかなと思います。

そこで、高齢者の方にお話を伺ったんですけど、夕方、運転をされるとき、特に雨が降っていたりするときには、子供たちと遭遇するのが非常に怖いと。子供たちは何をやるかわかりませんので、怖いと思います。そのあたりも学校でしっかり指導をしていただき、そして、反射たすきなどについては、教育長から学校に対して、4年生以上じゃなくて、もう全員、1年生でかばんの反射板をもらうんだしたら、たすきを全部渡して、そして、つけていただくように、そういうのが一番いいんじゃないかなと思います。薄暗いときでもわかるんですよ、光が当たったら。だから、その着用を義務づけられないのかなということと、今後、通学路の安全対策ですね、先ほど言いました暗くなってから、そのあたりをどのように、今後、安全対策をしていただけるのか、教育長にお尋ねをしたいと思います。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

夕方の薄暗くなった時間や雨の日など、特に道幅が狭い場所での児童・生徒の歩行や自転車通行は、ドライバーからは見えにくく、大変危険であると認識いたしております。私自身、一ドライバーとして見たときも、やはりそれは大きく感じるものでございます。したがって、各学校に対して、今、御提案のことも含めまして、日没の時刻を踏まえた安全な下校時刻を再度確認していただき、日ごろから飛び出しをしないこと、横に広がらないこと、登下校に全員が安全たすきの正しい着用を徹底すること等、校長会議等において、再度、指導してまいりたいと思います。

何はともあれ、児童・生徒一人一人の安全・安心を確保する意味でも、一人一人の交通安全の意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。また、通学路に関する危険箇所の情

報収集や、危険箇所の周知徹底を図るために、各学校において、通学路安全マップを作成するなど、学校、家庭、地域が一体となって、通学路の危険箇所を確認いただいております。これはやはり季節にも違いがございますし、いろんな場面も変わってまいりますので、随時、このマップづくりには追記したり削除したりしていくことが必要ではないかなと思っているところです。

冒頭に申し上げました人吉市通学路安全推進会議の1回目の際に、構成員で再度確認をいたし、緊急を要するものにつきましては、関係機関と連携を図りながら対応していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 教育長のほうから校長等との会議の中で安全指導をしていただくということと、危険箇所の把握をしていただくということは、先ほど言われましたように、地域と一体となるということであつたら、やはり地域の町内会長あたりを通してでも結構ですので、例えばこの地域の小学生の通学路のどこが危険ですので、この地域の会合でもそういうときに注意を促すような、そういうのをしていただくためにも、そういう資料を提供していただく必要もあるんじゃないかなと思います。学校と保護者はわかりますけど、地域の方は誰もわからないですよ。この通学路で学校がどこが危ないというのは。それをやはり出していただければ、やはり地域一体となって子供たちの安全を確保できるんじゃないかなと思いますので、そのあたりもお願いしておきます。

最後に、このような質問をしてきましたが、学校が安全としていた通学路であっても、登下校中の飛び出しが児童の命を奪うかもしれません。もっと地域全体で真剣に考えてほしいと思います。通学路にも危険がいっぱい潜んでいると私は思います。

今後、このような安全対策の指導をしっかりとしていただくようお願いしますとともに、このような話をなぜするのかというのは、一般質問の初日、もう一度確認に行きました。それで、市内のある小学校の前を通ったときに、小学校の正門には横断歩道があります。それから50メートルぐらい先にまたあります。その間で、小学校1年生とか小さい子はしっかりとグリーンラインのところを歩いて行って渡っていたんですけど、たまたま、ああ危ないなと思って、横断歩道を通ったときに、私はブレーキを踏んで少しスピードを落としたんですよ。そのときに玄関から走ってきた——鬼ごっこか何かでしょうね、走ってきた男の子が私の目の前、2メートルぐらいを通り抜けていきました。ブレーキをきつとめて、窓をあけて、危なかぞという話をしました。安心だなと思って、また動こうとした。その後ろからまた走ってきました。教育長、こういうのが、実際あるんですよ。だから、こういうことをしっかりと学校教育の中でしていただかないと、我々社会人も非常に危ないと思うんです。だから、そのあたりは今後の話し合いの中で、いろいろそういう事例があるんだということ

を学校のほうにお話をして、今後、指導していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。この件については終わります。

次に、石野公園について質問をしてみたいです。石野公園についてですが、これまでの事業と今後について、施設の整備について質問いたします。石野公園では、現在、人吉球磨小中学校美術展が開催されていますが、多くの家族連れや市民の方々が来園されておられました。その中の小学校の子供さんと来られていた家族の方に話を聞いてみましたが、作品を見たらすぐに帰られるとのことでした。そのわけは、遊ぶ場所がないので、郊外に買い物に行かれるとのことでした。石野公園は広大な敷地面積を誇る公園ですが、何をするための公園なのか、はっきりとわかりません。そこで質問ですが、石野公園建設は、建設当時、どのようなことを行うために建設計画をされたのか。また、その目的はどのようなものだったのか、その事業についてお尋ねをします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

石野公園の建設は、当時、建設部が担当いたしておりましたので、計画・建設の目的につきましては、建設部から回答させていただきます。

石野公園は、建設当時、球磨川南部の総合公園として、また、人吉球磨伝統工芸産物の継承、伝承の場として、計画・建設されており、目的といたしましては、3つの整備コンセプトがございました。1つ目は、球磨川南部における総合公園として、修景、レクリエーション及び憩いの場とする。2つ目は、文化教養活動としての工作、工芸等にみずから参加する能動的レクリエーションの場とする。3つ目は、市民が地場産業、伝統産業にかかわり、触れ合うことにより、郷土文化産業に対する意識を高揚させ、個性ある地場産業、伝統産業の育成振興を図ること。以上の3つのコンセプトのもと、当時、計画・建設されたものでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（福山誠二君） それでは、私のほうから、石野公園の事業ということでございましたので、これは経済部が所管いたしております。

石野公園の階段が上がっていきますと、いわゆるクラフトパークの部分がございまして、これで陶芸や鍛冶、こういった製作体験が楽しめる体験館がございまして、それから、伝統文化工芸品の展示館、それに、焼酎、お菓子等のお土産を販売いたします売店がある、いわゆる体験型の観光施設事業を展開いたしております。

また、周辺地域にはキャンプ場がございまして、これは経済部のほうが運営をいたしております。それから、このクラフトパークの部分でございまして、開園いたしました当初から、これは平成元年に開園したんですけども、平成16年度までは入園料を徴収していたと。その後、来園客が減少したということもございまして、2回ほど料金改定をいたしました。それから、平成17年度からは入園料が無料になり、現在に至っているというところでござい

す。

また、体験館の管理運営でございますけれども、これは開園当初は、来園者への工芸体験指導、体験館の管理運営をお願いする内容で、職員の皆様方に管理組合、こういうのをつくっていただきまして、業務を委託していたということがございます。こちらも来園客の減少に伴いまして、平成17年度から段階的になんですけれども、委託料を削減いたしております、平成19年度から、これは人吉市と管理組合の両者間での管理協定を結びまして、委託料なしで、体験指導及び管理をしていただいているという状況がございます。

これまでで申し上げました内容は、クラフトパーク部分のメイン事業となるわけですが、これ以外の集客事業といたしまして、石野公園の職人の皆様方が中心となりまして、自主的なもので企画実行委員会主催のイベントが開催されておりますし、また、各種団体のイベント会場としても、これは貸し出しをいたしております。さかのぼりますと、これは平成元年に開園した当時でございますけれども、これはオープン記念といたしまして、服部克久さんの音楽畑コンサートという、上條恒彦さんに出演していただいておりますし、また、1つの記念のとき、これは鹿児島まで高速道路が開通しましたときには、クラシックカーのイベントも開催されております。さらに、市制50周年でございましたけれども、このときには大庭照子さんや眞理ヨシコさんとか、こういう方に来ていただきまして、童謡コンサートを開いたと、野外コンサートも開いたという経緯があるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 建設当時からこれまでの事業とか詳しく説明をいただきました。私もあそこでコンサートか何かで、大きいパエリアをつくっていただいて、それをいただいたとか、展望場から光のオブジェみたいなの上から写真を撮ったとか、いろんな経験をしたので、この何年というのがそういう企画がほとんど見受けられていないんじゃないかなというのがあって、今後に期待したいなと思います。

そこで、石野公園にはどのような事業目的の施設があるのか。また、どのような事業が年間に現在行われているのか。使用されていない建物があるとすれば、使用されない理由、今後、使用していただくためにはどのような活動を考えておられるのか。その活動についてお尋ねをいたします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

石野公園内の建物につきましては、先ほど経済部長が答弁いたしましたように、石野公園階段上のいわゆるクラフトパーク部分、それ以外は建設部が管理しておりますので、まず、その部分につきましては、建設部で回答させていただきます。

建設部が管理しております建物としましては、正面駐車場にございますトイレ、敷地奥のキャンプ場にございます炊事棟とトイレ、それと公園の南側斜面下にございます管理作業棟、

公園の東側にございます古民家と、あそび伝承館及びその隣のトイレでございます。

次に、1年間どのような事業が行われているかとの御質問でございますけれども、建設部としての事業は特にやっておりませんで、公園の貸し出しといたしまして、年間を通してグラウンド・ゴルフ大会やゲートボール大会、小中学校の遠足、植木市等で御利用いただいております。

現在、使用していない建物といたしましては、古民家が使用されていない状況でございますが、これは移築から30年近くが経過し、傷みが激しい状況にあるため、立入禁止の措置をとっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

私のほうで、この1年間、どういう事業がということで、この点について、石野公園の階段上に、いわゆるクラフトパーク部分でございますので、ここには特産品の売店とか管理事務所、それから、陶芸、鍛冶、木工、こういった各種体験館、こういうところで当然いろんなお客様に来ていただいて、体験していただくという、1つのこれは大きな事業でございます。それから、茶室、展示館、焼酎館、展望所及び軽食堂などの建物と野外ステージ、こういったところを含みますお祭り広場がございますので、これは一体となって事業を行っていると。特産品の売店では、伝統文化工芸品や焼酎、お菓子等のお土産の販売、これは1つの大きな目的でございます。それから、各種体験館では、これは陶芸、鍛冶体験、こういうところには外国人の方もいらっしゃいますので、そういう方々にもスマホを使ったりして、こういう事業をやっております。1年間を通しまして、いわゆる体験型の観光施設事業ということで展開をいたしておるところです。

また、施設の中央にございますお祭り広場一帯、ここでは石野公園の職人、それから売店組合、これは石野公園企画委員会というのがございまして、この方々がイベントといたしまして、秋には、私も2回ほど司会をいたしておりますけれども、石野公園まつりが開かれております。それから、春に石野公園のひなまつり、これも定例となっておりますけれども、開催いたしております。来客の数、こういうところで増加を図っているところでございまして、また、これは郡市の獣医師会の皆様が、秋の恒例行事といたしまして動物フェスタ、これは非常に人気がございます、大体3,000人ほどの会場の利用者がある事業がございます。

それから、茶室がございますので、イベント時のほか、これは観光シーズンでございますけれども、春とか秋の週末が中心となりますけれども、地元のお茶の団体の皆様方によります呈茶の振る舞いを有料で行っております。庭を眺めながらゆっくり過ごしていただくということで、また、展示館につきましては、平成27年度からでございますが、一般の方に無料で開放いたしております。先ほどおっしゃいましたけど、今、地元の美術展があつてということで、小中学校の美術工作展、それとか、工芸会の展示会でございますね。こういうこ

ともやったりしております。また、昨年度からなんですが、人吉美術協会に開催していただきます人吉文化祭の生け花の展示会場にも利用していただいておりますし、また、観光客だけでなく、市民の方が集う場所として活用していただいているところであります。

次に、展望所につきましては、これは先ほど申し上げました石野公園のひなまつり、いわゆる旬夏秋冬キャンペーンによりまして、人吉球磨はひなまつりの1つの会場として利用させていただいておりますし、また、陶芸体験の会場としても、これはよく修学旅行関係でいらっしゃる方々、この展望所のところで大体100人ほどでも大丈夫でございますので、そういう方々に利用していただいていると。

それから、焼酎館につきましては、球磨焼酎のガイドンス施設というのが1つの大きな目的でございますので、展示スペースにも活用いたしておりますし、また、現在は古き良き人吉の風景写真を展示いたしてもおるところでございます。

また、軽食堂を1つ、そういう建物がございますけども、これ、今はあいておりますが、今後、休日・祝日のみの営業でございますけども、カレー店を営業していただくことになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 石野公園ではいろんな事業がされているということで、以前にも、私たちもスポーツ少年団で、ドイツとの交流会であそこで使ったことがあります。それと、若い人が来られていましたのでお話をしたら、結婚するんだけど、今のところ、ちょっとお金がないので、ここで指輪をつくって、それを記念にしたい——実はうちの娘もそれをしたんですけど——それで、10年後にお互いにお互いにお互いという話をしてるんだという話を現地で聞きました。だから、そういうのも観光とかいろんなところで持ち出して、アピールすることはできるんじゃないかなと思うんですよね。

それとか、今、観光事業を非常にいろんな多岐面に推進していくというようなお話がありますが、やはり外国人あたりもあそこに連れて行って、そこでそういう体験とか、焼酎を買っていただくとかですね、いろいろなことができるんじゃないかなと思うんです。だから、あの施設をどう生かすかというのは、あの施設だけの問題ではなくて、人吉市全体としてそのあたりは考えていくべきじゃないかなと思います。

動物フェスタでも知り合いの方が犬とか猫とかもらってきたとか、楽しみで行くとか、テレビでも動物フェスタの内容を放映していますので、そういうのもいいんじゃないかなと思います。

今度はハードのほうで、石野公園の中央に位置する広場、お祭り広場と書いてありますが、この敷地内にある周りの階段が三方にあります。ここの階段にひびが入っていますが、見た目にも非常に悪いし、危険です。来られた方たちも見苦しいし、小さい子供は興味を持

って、危ないと言われているのをわざとですね、ポールが立っていたんですが、その中に入っていくというような話をされておりました。このひび割れの原因はなぜ起きたのか。このことを調査されたのか。修理の跡が東側に一部見かけられましたが、なぜ、全面修理をされないのか。そのまま放置されたままになっていますが、来られていた方々も早くきれいにしてほしいとのことでしたが、この原因を調査されたのか。また、なぜ、改修されないのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

石野公園全体の構造物や樹木などの維持管理につきましては、建設部が担当しておりますので、お祭り広場のひび割れにつきましては、私のほうから回答させていただきます。

まず、お祭り広場の階段のひび割れにつきましては、ことしの9月に石野公園管理室から連絡があり、都市計画課職員が確認調査をいたしまして、現在、議員御指摘のとおり立入禁止の措置をとっているところでございます。

ひび割れの原因でございますが、報告時期から考えましても、これはちょっと熊本地震の影響を受けたものであるとは考えにくくて、建設後30年近くが経過した今になって、どうしてこのようなひびが発生したのか、私どもとしても原因につきましては、ちょっとわかりかねているところでございます。そういうことでございましたので、今後の補修でございますけれども、しばらく経過観察をしておりました。ただ、ほかにひび割れ等の発生もございませんので、階段のひび割れにつきましてはできるだけ早く修繕を行いたいと存じます。

また、一部修理の跡があるということでもございましたけれども、これにつきましては、平成29年3月にちょっとでしたので、観光振興課のほうで補修をしていただいたという経緯がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 階段については、ぜひ早く改修していただきたいと思いますが、あの石板を1枚あたりとっていただいて、その下ですね、石板の下はどうなっているのかはやはり確認して、しっかりと対応していただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、先ほど経済部長のほうから使っていない古民家の話がありましたけど、危険だということですかね。石野公園内には古民家があります。わらぶき屋根と、それと竹垣ですね、これが非常に煩雑に壊れております。お祭り広場の階段同様、これまでなぜ修復されないで壊れたままに放置されているのか。なぜ、修復されないのかなということ、私は行くたびに思うのですが、人吉市の公園は全てにおいて安全対策がとられているものと私は確信をしていました。市長も常に安心・安全な人吉市ということを言われていますので、ここは多くの人が集まる場所でもあります。常に安全で安心な場所でなければいけないと私は

思っていました、観光客や家族連れなども訪れる場所ですので、この場所を早急に安全対策をしていただきたいと思います。執行部におかれましては、古民家のわらぶき屋根の現状を確認されていますか。確認されておられるのであれば、なぜ、わらぶき屋根、また、竹垣が放置されたままになっているのかなということをお尋ねいたします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

まず、古民家につきましては、旧高田家住宅が平成元年3月、旧蓑毛家住宅が平成2年3月にそれぞれ石野公園に移築されております。先ほどもお答えいたしましたとおり、既に移築後30年近くが経過し、傷みが激しい状況にあることを確認はしておりますけれども、そういうことで、現在は立入禁止の措置をとっているところでございます。

また、修復につきましては、過去に台風等の被害により屋根等の一部修繕を行った経緯はございますけれども、抜本的な改修は多額の費用がかかることから行われていないところでございます。今後修復保存するのか、または解体するのか、石野公園全体の整備計画の中で検討してまいりたいと存じます。

竹垣につきましては、もう議員御指摘のとおり壊れております。これにつきましては何も言いわけはございません。まことに申しわけございませんでした。職員にも厳しく言いまして、早急に竹垣の撤去を行いまして、あわせて立入禁止のロープを設置しまして、安全の確保に努めてまいりたいと存じます。

また、竹垣の修繕につきましては、ちょっとどのような補修を行うか、材料とかもありませんので、今後検討して、できるだけ早く何らかの対応をしたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 質問の前に、福山部長に済みませんでした。周りは建設部でしたので、済みません。

竹垣を撤去していただくというので安心しました。あそこもチビッコ広場にきた子供たちが竹垣の周りを走り回っているんですね。壊れているので、特に楽しくて、あれを飛び越えておりますので、もし、事故があったときのことを考えて、早急に対応していただきたいなと思いますので、よろしく願いしておきます。

そこで、展望台が危険であるということで、展望台の一番上ですね、あそこはこれまでに改修工事が行われてきましたが、展望場入り口に朽ち果てた柱が放置されています。なぜ、放置されているのかなというのと、通路には、その柱の跡といいますか、朽ち果てたと見られる柱が二、三センチメートルぐらいで鋭利な角度で立っております、残骸のようにですね。とても危険です。公園敷地内には見た目にもきれいでなければならぬと思いますが、そして、安心して安全でなければならぬと思いますが、万が一、子供さんが走ってきて倒れられてその上に行ったときに、事故があったら大変だと思いますが、このことについて、今後、

どのような対応をしていただけるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

展望所入り口につきましては、議員御指摘のとおり壊れた柱と柱の一部が残っておりますので、これは早急に撤去を行いたいと存じます。

なお、先ほどの古民家の竹垣にしましても、この展望所入り口にしましても、本来ならば、施設の不備等を確認しました時点で、速やかにバリケード等の設置を行うなど、利用者の安全確保のための対策をとるべきであったと深く反省しているところでございます。今後はこのようなことがないよう細心の注意を払い、施設の維持管理に努めてまいりたいと存じます。まことに申しわけございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 危険箇所に関しては、多数の人たちが出入りする場所ですので、早急に対応していただきますようお願いをしておきます。

また、園外になると思うんですが、イオン側のほうにチビッコ広場に入るための入り口があるんですけど、そこにタイヤが放置されております。このタイヤについての対応はどのようにしていただけるのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおりイオン側の入り口近くにタイヤが放置されていることは、私どもも確認はしております。現在、公園の管理を委託しております業者にタイヤの処分を依頼中でございますので、多分、きょうかあしたぐらいには片づくのではないかと思いますので、そういうことでお答えとさせていただきます。どうも済みません。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） タイヤについての対応が早いようですので、ほかのことについても早急に対応していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

石野公園内には、隠れ家のようにチビッコ広場があります。とてもわかりにくいとの声もあります。里帰りしても、子供を遊ばせる場所がないと相談を受けたことがあります。行ってみれば、とてもすばらしい施設がつくられています。多くの家族が訪れて、子供たちも楽しくこの広場を利用しているようです。イオン側からは入り口が交差点近くでわかりにくいとのことです。看板はありますけれども、全然見えない状態ですね。それと、玄関のほうからチビッコ広場の位置は、案内板のほうに書いてあるものですからわかるんですが、玄関からどのように子供を連れていくのか。どうやって行ったらいいのかという方法がわかりません。それで、正面からは例えば、看板に矢印をつけてチビッコ広場とか書いたのを立てていただくとか、そうすると利用する人も安心できるんじゃないかなと。上まで行って、「な

い」、「どこな」という感じで帰ってこられる方もおられますので、そのことを考えて、例えばイオン側の入り口にはチビッコ広場入り口とか、駐車場とか、それとか正面玄関には、チビッコ広場の道順のそういう看板を設置していただきたいと思いますが、このことについて、どのようなことを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○建設部長（山田 巧君） 御質問にお答えいたします。

チビッコ広場への案内看板につきましては、議員がおっしゃいましたように、現在イオン側には交差点近くに木製の東側駐車場と書いた看板が設置されております。しかし、看板の向きも悪く、東側駐車場ではちょっとわかりにくいところがございますので、今度チビッコ広場駐車場と書きかえた上で、向きも見やすい方向に設置し直したいと考えております。

続きまして、石野公園正面の案内看板につきましては、設置場所とかその表現等を今後検討いたしまして、対応させていただきたいと存じます。

あわせて、これはSNSの世界になっていますので、ホームページ等でもそういうチビッコ広場とかの案内もちょっと工夫して掲示していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 石野公園について、いろいろとお尋ねしてきましたが、最後に市長にお尋ねしますが、今後、石野公園をどのように利活用されていくつもりなのか。施設利用について、また、わらぶき屋根の古民家や展望台の安全対策などについて、また、その他の建物について、松岡市長は今後石野公園の利活用をどのように考えておられるのか、お尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今後の石野公園の利活用についての御質問でございますが、石野公園の建設当初は、高速道路開通という交通の大革命に直面し、観光関係団体や人吉青年会議所を初め、オール人吉でこの高速道路開通への対応を行い、その拠点ともいべきものがこの石野公園であったと認識しております。

建設当初は、蟹作町にもインターチェンジがあり、石野公園もにぎわいましたが、鬼木町の人吉インターチェンジに統合されるに当たり、蟹作インターチェンジが閉鎖され、それに伴い、石野公園の来園客は徐々に減少し、また、同時に施設の老朽化も顕著となり、現在の状況に至っておるところでございます。

このような中、平成31年に蟹作町へのスマートインターチェンジの開通という、本地域にとってのビッグチャンスがめぐってまいりました。そこで、石野公園の利活用を展開するに当たり、当面の目指すべき方向性としましては、スマートインターチェンジ供用開始への対応となってまいります。これにつきましては、長年の懸案課題とされております大型バス専用駐車場を整備など、施設全体の機能性を強化するハード面の整備が必要となってまいりま

す。

また、ソフト面からは、八代港からスマートインターチェンジ利用により来園が見込まれますクルーズ船からの外国人観光客への対応、さらに最も考えなければならないのが、現在の直営方式から、民間主導による管理運営体制へ移行するといった、観光施設としての管理運営体制の強化が必要となってまいります。

したがって、ハード面は建設部、ソフト面については経済部、全体的企画構想につきましては、市場調査と並行して民間のノウハウ、アイデアを活用するためにも企画政策部が担当し、整備資金面につきましては総務部が担っていく、このような役割分担のもと、段階を追って逐次整備計画を進めていく所存でございます。

つきましては、議員御指摘の古民家や展望台、その他施設も含めまして、今後の利活用につきましては、このような全体の整備計画の中で鋭意協議を進めていく所存でございます。

また、議員御指摘のとおり多くの市民、観光客の皆様が利用される施設でございます。安全、安心のうちに御利用いただくためには、将来の整備計画だけではなく、日常の整備、点検が大変重要でございます。今回、その点で、不備、不行き届きがありましたことにつきましては、真摯に受けとめさせていただきまして、今後とも施設の維持管理について細心の注意を払うよう、所管の部署に再度指示をしますとともに、私自身につきましても、折に触れ、注意関心を持って、各施設を見て回りたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市長の今後の考えということで、昨日もどのようなゾーンとして利用するのかということで、観光ゾーンとして利用するというような発言もされております。あそこをそのまま放置したら、何もなくなってしまいますよね。やはり古民家であっても、そのまま朽ちさせて廃材にしてしまうのか。改修をして、例えば中国から来られる方は、ああいうわらぶき屋根とか、そういうのは見たことないだろうし、日本文化の象徴でもあるし、あそこは日本遺産の文化遺産にも使えると思うんですよね。いろいろなことができると思います。今の市長の答弁のように建設部、経済部、総務部に企画政策部に対してあそこを利用するという話がありましたので、教育部も参加してもらわないといけない。税金をとるためとか市民部も必要だろうし、全ての方々が、あそこを今後どうするのかを真剣に考えていただきたいなと思います。

そこで、私のほうから悪口ではないんですけど、最後に松岡市長も大変忙しいと思いますが、時間をとっていただきまして、担当課の職員の方々ともども、多くの市民が利用する場所ですので、一度施設の見学をしていただきたいなと思います。

今後の対応をどのようにしていられるか、しっかりと見守りをさせていただきたいということと、最後に、修理の第1回で話をしましたが、石野公園の玄関、一番の玄関です

ね、あそこに石野公園という石碑があるのは皆さん御存じでしょう。執行部の方は全部知られておると思います。その横に、階段の横に、今何をしているかというイベントを書いたポスターがあります。案内看板、これも壊れているんですよ。一番の石野公園の玄関ですよ。そこも壊れているのを、これを観光客に見せていいのかと。市民に見せていいのかというのが、私のこの質問の趣旨です。

やはり人吉市が観光で生き残るために、何をすべきかというのは、そういうことだと思うんですね。玄関に行って見苦しい場所を見せるのか。そうじゃなくて、やはりそこをしっかりとさせていただくことによって、多くの観光客が来たり、市民が集えるようになるんじゃないかなと思いますので、このことは一度、ぜひ市長だけとは言いませんが、行って見ていただいて、人吉市のおもてなし度が、これなのかということを確認していただきたいと思います。壊れたままでおもてなしをするのか、しっかり玄関を守っておもてなしをするかが、人吉市の今後の観光に一番重要なことだと私は思いますので、そのことを言って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第15 議第95号から日程第23 議第103号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、議第95号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第7号）、日程第16、議第96号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第17、議第97号平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第18、議第98号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）、日程第19、議第99号平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議第100号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第21、議第101号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第22、議第102号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第23、議第103号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての9件を一括して議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 議第103号について質問いたします。

今回提案された第3条第2項中、級別職務分類表を等級別基準職務表に改めるということですが、このことについて質問いたします。

この級別職務表は、任用で一番大事な基準になるものでございます。地方公務員法が一部改正されたのは、平成26年5月14日に公布されました。公布から2年以内に施行するとありまして、きょうは平成29年12月7日です。戦後から続いた職務職階制が廃止され、人事院評

賃制度と職務給の原則が導入されました。そのとき人吉市の職員の給与に関する条例は改正されたと思っております。

今回、給料表と等級別基準職務表は、そのときに提示されたと思っておりますが、今回は、人事院勧告に基づく給料表だけの提示だろうと思っておりましたが、等級別基準職務表が、これ条例改正で提案されているのはどうしてかと思いましたので、この理由について質問いたします。

○総務部長（井上祐太君） こんにちは。きょう初めてでございますので、仲村議員の質問のほうにお答えをさせていただきます。

実は、この級別職務分類表、それから等級別基準職務表というのは、平成28年の4月1日に施行されていまして、平成28年の3月議会に上程をして、既に表自体は改正をされております。このときの改正内容は、本市の場合は3級を主任級に限定しまして、3級に係長級が入っていたのですが、それを外して、それは4級に主幹級として入れ込み、位置づけたというような改正がもう既に行われておりました。

それで、本来であれば、そのときに全ての条例改正をやっておく必要があったんですけども、ここだけ改正がされないまま、文字だけ前のままで残っていたような状況です。本市の条例の一部改正は、溶け込み方式と申しまして、国の上位法が改正になれば、それに準じて、順々に市の条例も改正していくやり方をとっています。ということは、今、例規集9,800ページあるんですけども、この9,800ページを今総務課の法制系の担当者が、わずか2名でもう毎日のように条文の改正に誤りがないかを行っております。たまたまそれを担当者が見つけて、その場合は必ず直近の定例会で直っていないところはこういうふうに修正していくということで、今回はそれに準じた改正ということでございます。

大もとになる表は、仲村議員がおっしゃったように平成28年の3月議会で既に修正がなっていると。たまたま今回、ここだけが上位法の修正を見ていったときに残っていて、今回、追加で修正をさせていただいたと、そういうようなからくりでございます。間違いでも何でもございませぬので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 間違いじゃなかったならば、これ、提案されないはずですよ。間違ったから提案されたんですよ、今。文字が間違いだったから、私はそう考えております。級別職務表は、やっぱり職員の任用の一番大事なもとなるわけですね。だから、その改正のときにきちっとした条例の原文のほうを見て改正しないと、改正の表だけのほうを改正したら、原文のほうは残るんです。それは当たり前だと思うんです。しっかりした、今から先は人事評価は能力主義ですから、それにあわせてしっかりした体制をとっていただきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（田中 哲君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ほかにないようですので、以上で、質疑を終了いたします。
-
-

日程第24 委員会付託

- 議長（田中 哲君） 次に、日程第24、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第82号を除く議第81号から議第103号までの22件を一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

- 議会事務局長（山本繁美君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成29年12月第5回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第81号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第83号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、議第95号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、4ページの〔別記3〕に記載のとおりそれぞれ各委員会付託でございます。また、継続審査となっております陳情の件名等につきましては、参考として5ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第 81号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度人吉市一般会計補正予算（第4号））	各委 [別記1]
議第 83号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）	各委 [別記2]
議第 84号	平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第 85号	平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第 86号	平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第 87号	平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	経建
議第 88号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 89号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 90号	人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 91号	市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第 92号	公の施設の指定管理者の指定について	総文
議第 93号	損害の賠償について	厚生
議第 94号	損害の賠償について	経建
議第 95号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	各委 [別記3]
議第 96号	平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第 97号	平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第 98号	平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第 99号	平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第100号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第101号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第102号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第103号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文

[別記1]

議第81号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度人吉市一般会計補正予算（第4号））	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正 15款 県支出金
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費

[別記2]

議第83号 平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第5条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 14款 予備費 第3条 繰越明許費（10款 教育費） 第4条 債務負担行為の補正（1款 議会費、2款 総務費（1項 総務管理費）、10款 教育費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 第4条 債務負担行為の補正（2款 総務費（2項 徴税费））
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 第2条 継続費の補正（8款 土木費） 第4条 債務負担行為の補正（8款 土木費）

[別記3]

議第95号 平成29年度人吉市一般会計補正予算 (第7号)	
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費 (2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く) 9款 消防費 10款 教育費 14款 予備費
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費 (2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費) 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

[継続審査件名]

○総務文教委員会

陳第11号 陳情書

陳第12号 人吉市役所新庁舎建設工事に関する陳情書

○経済建設委員会

陳第13号 農道整備 (拡幅・舗装) に関する陳情書

○議長 (田中 哲君) 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時13分 散会

平成29年12月第5回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成29年12月19日 火曜日

1. 議事日程第5号

平成29年12月19日 午前10時 開議

日程第1	議第 81号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度人吉市一般会計補正予算（第4号））	各委
日程第2	議第 88号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第3	議第 89号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第 90号	人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5	議第 92号	公の施設の指定管理者の指定について	
日程第6	議第101号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第7	議第102号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第8	議第103号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第9	議第 93号	損害の賠償について	
日程第10	議第 91号	市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第11	議第 94号	損害の賠償について	
日程第12	議第 83号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）	各委
日程第13	議第 95号	平成29年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	各委
日程第14	議第 84号	平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
日程第15	議第 85号	平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第16	議第 86号	平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第17	議第 96号	平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第18	議第 97号	平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	

日程第19	議第 98号	平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算 (第3号)	}	
日程第20	議第 99号	平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算 (第2号)		
日程第21	議第100号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3号)		
日程第22	議第 87号	平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算 (第1号)	}	経建
日程第23	陳第 11号	陳情書		
日程第24	陳第 12号	人吉市役所新庁舎建設工事に関する陳情書	}	総文
日程第25		市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告		
日程第26		治水・防災に関する特別委員会委員長の報告		
日程第27		人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第28		人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第29		議員派遣について		
日程第30		委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1 から日程第30まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程
 - 発議第3号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 追加日程
 - 意見第13号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書 (案)
 - 意見第14号 地方財政の充実・強化を求める意見書 (案)

3. 出席議員 (18名)

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君

10番	西	信八郎	君
11番	本村	令斗	君
12番	笹山	欣悟	君
13番	福屋	法晴	君
14番	村上	恵一	君
15番	永山	芳宏	君
16番	三倉	美千子	君
17番	仲村	勝治	君
18番	田中	哲	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人	君
副市	長	松田知良	君
教育	長	末次美代	君
総務部	長	井上祐太	君
企画政策部	長	迫田浩二	君
市民部	長	廣田五浩	君
健康福祉部	長	告吉眞二郎	君
経済部	長	福山誠二	君
建設部	長	山田巧	君
総務部	次長	丸本縁	君
企画政策部	次長	小林敏郎	君
財政課	長	植木安博	君
水道局	長	中村則明	君
教育部	長	松岡誠也	君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	山本繁美	君
次	長	栗原亨	君
次	長	椎葉千恵	君
書	記	青木康德	君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決いたします。

日程第1 議第81号

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第81号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

最初に、予算委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。日程第1、議第81号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度人吉市一般会計補正予算（第4号））のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入予算の補正、15款県支出金につきまして、審査の結果を御報告いたします。

今回の補正につきましては、平成29年10月22日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る県からの委託金1,789万6,000円の増額補正となっており、歳入予算の総額を171億5,007万3,000円とするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。日程第1、議第81号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度人吉市一般会計補正予算（第4号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、2款総務費、4項選挙費、2目衆議院議員選挙費の増額補正は、10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の選挙経費に係る補正です。

委員からの質疑に対して、職員手当について、投票従事者は2万円、開票従事者は時間に応じて金額が決まっている。代休も従事した時間に応じて付与される。備品購入費の増額について、今回、期日前投票の場所がカルチャーパレスになったので、執務室と投票所を区切るパーティションの購入、及び開票の際に使用する計数機に不良が見られたので購入したという答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(田中 哲君) ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第81号について、各委員長報告どおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中 哲君) 御異議なしと認めます。

よって、議第81号は承認することに決しました。

日程第2 議第88号から日程第8 議第103号

○議長(田中 哲君) 次に、日程第2、議第88号から日程第8、議第103号までの7件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

4番。大塚則男議員。

○4番(大塚則男君)(登壇) 総務文教委員会に付託されました日程第2、議第88号から日程第8、議第103号までの7件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第2、議第88号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国による雇用保険法などの法改正により、原則1歳までである育児休業を6カ月延長しても保育所に入れられない場合に限り、さらに6カ月再延長し、2歳まで育児休業をとることが可能になったことを受け、国の育児休業制度に準じて非常勤職員の育児休業期間の延長制度の拡充を行うため、改正するものです。

委員からの質疑に対して、保育園に入れられない場合以外の理由には、配偶者の死亡や離婚などが考えられるという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第89号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、雇用保険法の改正に伴い、失業等給付の拡充が行われましたので、国に準じて失業者の退職手当の改正を行うものです。

委員からの質疑に対して、任期つき職員に退職手当は出るが、基本的に給料月額に勤務年数に乗じて計算しているが、そうやって計算した額が、例えば民間に勤めていたときの雇用保険でもらえる失業手当の額に満たない場合があるので、そういうときに退職手当に満たないその差額だけを給付する。雇用保険法の失業給付が一般の人は1年以上の勤務であるため、同じように1年以上勤務することが対象となるという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第4、議第90号人吉応援団基金条例の一部を改正する条例の制定については、ふるさと納税による寄附額増額に伴い、関係経費の負担が高額となるため、それらの経費の財源に基金を充当できるよう、人吉応援団基金条例の改正を行うものです。

委員からの質疑に対して、今後充当する内容として、ふるさと納税の広告掲載の費用に充てることなど想定されるという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第5、議第92号公の施設の指定管理者の指定については、本件は、公の施設について、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があると定められていることに伴い、市内11カ所の体育施設の管理を平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、指定管理者に指定しようとする団体、NPO法人人吉市体育協会の指定について審査を行いました。

委員からの質疑に対して、全体的な管理は人吉市体育協会で行っているが、川上哲治記念球場はシルバー人材センター、弓道場は弓道連盟、射撃場はクレイ射撃協会、球磨川トレーニングセンターはカヌー協会、相撲場は相撲協会において管理してもらっており、委託に係る費用を支払っているとの答弁。

また、スポーツパレスは市の建物であるのに、なぜ使用料がかかるのかという質疑に対し、電気料や光熱水費などを体育協会に支払ってもらっているため、その分を支払っているとの答弁。

小学校運動部活の社会体育移行に係るスポーツ振興事業について、体育協会において計画してもらえばベストだったが、市としても明確なものを示すことができない状況にあるため、平成31年度スタートに向け、体育協会と課題等を協議していきたいという答弁。

また、体育協会による自主事業の取り組みに係る質疑に対して、市民の健康増進につながる事業を行っていただくことに期待はする。健康教室は行っておられるが、思うように参加いただけていない状況と聞いている。今後、参加者をふやしていただくような取り組みを行っていただくように伝えたいとの答弁がっております。

また、委員からの意見として、スポーツパレス使用に関しては、一般の市民の方が利用しやすい、予約しやすい方法を考えてほしいという意見や、スポーツ振興事業については、人吉市体育協会と協議を持ち、協力をしてもらうようにしてほしいという意見がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第6、議第101号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与改定案が国会へ提出され、可決・成立したことを受け、国に準じて、市長、

副市長、教育長、常勤の監査委員の期末手当を現行3.25月から3.30月に0.05月分引き上げる改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第7、議第102号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議第101号と同様に、議員についても特別職の国家公務員に準じているため、市長等と同じように、現行3.25月から3.30月に0.05月分引き上げる改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第8、議第103号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に伴い、国に準じて月例給及びボーナスの改正を行うものです。内容としまして、月例給については、平成29年4月1日に遡及し、国に準じて給料表の改定を行うもの、ボーナスについては、勤勉手当を0.1カ月分、再任用職員については0.05カ月分引き上げるもので、これにより年間の支給は4.3カ月分から4.4カ月分となるものです。また、その他所要の改正として、第3条第2項中の「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」の表現に改める改正の提案がなされております。

委員から、4月に遡及して支払われるということであるが、いつ支給されるのかとの質疑に対して、支給するためのシステム入力に時間を要するため、1月支給で考えているという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの総務文教委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第88号から議第103号までの7件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第88号、議第89号、議第90号、議第92号、議第101号、議第102号、議第103号は原案可決確定いたしました。

日程第9 議第93号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第9、議第93号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第9、議第93号について、審査の結果を報告いたします。

議第93号損害の賠償については、水道管漏水に伴う路面陥没による車両損傷事故に関し、損害の賠償を行うものです。

事故状況は、平成29年7月27日午後2時20分ごろ、中神町字大柿528番地先、市道大柿地内7号線において、相手方車両が浄化槽の清掃を行うため、市道をバックにて移動する際、水道管漏水が原因となる空洞化した路面に車両前方が落下し、走行不能となったものです。

執行部から現場写真などの資料をもとに詳細な説明があり、車両破損状況は、前方車輪、車軸損傷と前方バンパーの破損ですが、幸いにも運転手の方にけがはなかった。道路空洞化の原因は、路線に埋設してある給水管からの漏水で、埋設してあるビニール管の老朽化が著しいため発生したものであるとの説明がありました。

損害の賠償については、市の過失割合は100%ですが、日本水道協会水道賠償責任保険に加入しているので、相手方の車両修理代44万40円はこの保険歳入で支払うこととなります。

この市道の区間は、4カ年計画での水道改良工事中で、来年度は事故が発生した箇所の改良工事を予定しているとのことでした。

審査の過程において委員から、水道管の埋設状況も多種多様であるが、各地で老朽化が進んでいる。今後、こういう事例の場合、水道局としてはどのように対応されるのか。また、工事手法、技法についてもどう考えるかなどの質疑があり、執行部から、今後も市の管理下の場合には補償の対応をしていかなければならない。また、技術的には、現在は従前と違い、技術革新が進んでいるので、このようなことのないような工事を実施していくようにしたいとの答弁がありました。さらに委員から、このような場合は誠心誠意対応してほしい旨の要望、意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの厚生委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第93号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第93号は、原案可決確定いたしました。

日程第10 議第91号及び日程第11 議第94号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第10、議第91号、日程第11、議第94号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第10、議第91号及び日程第11、議第94号の2件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第10、議第91号市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定については、土地改良法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、市の条例において土地改良法を引用している条項の改正を行うため、条例の一部を改正するものがあります。

次に、日程第11、議第94号損害の賠償については、一二三ヶ迫団地3棟1階1号における漏水による汚損事故に関する損害の賠償であります。

内容は、居室の床下の洗濯排水管の接合部が外れ、漏水した排水を材木が吸水し、壁板の裏等にカビが発生し、押し入れに入れてあった、かけ・敷き布団、衣類等が汚損した事故に関し、相手方と人吉市の間で損害賠償の額を決定し、和解するものであります。賠償の額は1万7,809円となっております。

なお、本件については、委員会で現地視察を行っております。

審査の過程で委員から、接合部をその後、確認のため外してみたのか。外してみたのであれば、そこに接合剤があったのかとの質疑に、外してみた結果、接着剤は塗られていたとの答弁。床下にそんなに空間がなかった。空間がないということは、振動で外れるという可能性は低いのではないか。あとは亀裂が考えられるが、そういう傷はなかったのかとの質疑に、亀裂は入っていなかった。ソケット式で差し込む方式であるが、浮いた状態であったということであるとの答弁。給水の場合は外れたり割れたりするが、排水には圧力が全然かからないので、接着剤を塗らない限りは外れることはないと思う。なぜ浮いたのかというのはわかっていないのかとの質疑に、原因の特定は非常に難しい。年数がたって、そういうことも起こり得る。一二三ヶ迫団地は床下が極端に低いということ、ほかの団地は1メートル近くあるということで、そういったことも原因の1つになるかと考えているとの答弁。賠償はクリーニング代だけであるが、健康被害はなかったのかとの質疑に、本人に確認したが、健康被害はなかったということであるとの答弁がっております。

以上2件につきまして、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの経済建設委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第91号、議第94号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第91号、議第94号は、原案可決確定いたしました。

日程第12 議第83号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第12、議第83号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第12、議第83号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入予算の補正、歳入全款及び第5条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、7,226万3,000円を追加し、歳入予算の総額を172億2,998万6,000円とするものです。主なものとして、国、県の補助事業に対する補助金及び負担金の交付決定に伴うものや、前年度繰越金が1億8,031万6,000円、諸収入として前年度精算による熊本県後期高齢者医療広域連合からの返還金5,283万3,000円が増額補正されています。

市税につきましては、市民税3,981万9,000円、固定資産税1,220万4,000円が増額補正は、個人所得の堅調な伸び、償却資産に該当する太陽光発電設備の新設による課税標準額の増加などによるものです。

14款国庫支出金のうち、社会資本整備総合交付金2億1,669万7,000円の減額補正は、交付金の交付決定によるものです。

地方債の補正に、新規として公共施設等適正推進事業債3,150万円の増額補正や、道路維持補修事業に対する起債などが計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 日程第12、議第83号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算、繰越明許費、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費について、当初予算と9月補正予算に計上してある学校給食センター配

送車購入事業で、学校給食用配送車の購入に当たり、学校給食センター仕様のバンの製作に期間を要し、年度内の納車が困難となったため、翌年度に事業費を繰り越すものです。

委員からの質疑に対し、車の後方につけるコンテナを独占的につくっていた会社がなくなったため、現在のコンテナの長さなどをはかり、ボディー会社に特注することになった。もともと既製品を購入して中身を改装するという対応を考えていたため、納期が間に合わないということになったとの答弁がありました。

次に、債務負担行為補正の追加の市議会会議録作成等業務委託料、広報ひとよし印刷製本費、仮本庁舎等清掃委託料、第1別館清掃委託料、人吉市保健センター清掃委託料、カルチャーパレス舞台業務等委託料、カルチャーパレス小ホール屋上防水改修工事、人吉城歴史館清掃委託料、学校給食配送等委託料の9件は、平成30年度の業務委託及び改修工事などについて、年度内に準備行為、入札などを行う必要があることから、平成29年度から平成30年度の2年間の債務負担行為を設定するものです。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額補正は、第三セクターの経営状況に対し、毎年、第三者評価をいただいている行財政経営検討委員会において、今後、策定されるくま川下り株式会社再生計画に対しても御意見をいただくため、委員会開催回数をふやすことに伴う補正、また、人吉市予約型乗合タクシー運行補助金交付要項に基づく人吉市予約型乗合タクシー運行補助金の増、そのほか、人吉商工会議所青年部から申請のあつておりました結婚チャレンジ事業、これは結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するパーティー、セミナー、文化・スポーツイベント、その他結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出する事業です。このことについて、県からの補助が決定したことを受け、市を通して補助するものなどの補正です。

委員からの質疑に対して、結婚チャレンジ事業補助金は、本市としては初めてであり、補助金の上限は10万円であるという答弁がありました。

次に、9款、1項消防費、5目災害対策費の増額補正は、大規模災害時における避難場所でのマンホールを活用したトイレ設備設置に向けた実施設計業務委託料のほか、平成30年2月に開催予定の「水防災タイムライン・カンファレンス in 球磨川」開催に伴う補助です。

委員から、「水防災タイムライン・カンファレンス in 球磨川」の詳細は決まっているのかとの質疑に対し、日時は2月7日から9日までの3日間を予定、目的としては、タイムラインが施行されている中、全国の自治体間での情報共有などで、主催は人吉市、球磨村、NPO法人環境防災総合政策研究機構、また、国交省から後援をいただく予定であるとの答弁があつております。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の増額補正は、全小学校分の電気料の不足が見込まれることに伴うもの、修繕料は、消防設備点検の結果、人吉東小防火扉連動制御盤、人吉西小消火栓ポンプ用流量計、西瀬小イオン式煙感知器にふぐあいが

見られたため、修繕することに伴う補正です。

委員からの質疑に対して、電気料の不足について、毎年度、当初予算で1,800万円組んでいるが、例年2,000万円ほどかかっているため、毎年12月で補正をお願いしている状況であるとの答弁がっております。

2目教育振興費の増額補正は、扶助費が要保護準要保護児童就学時援助費と特別支援教育就学奨励費のうち、新入学児童用学用品については、これまでは年度明けの7月に支給してありましたが、実際、新入学準備を行うのは3月であるため、家庭での支出と就学援助費や就学奨励費の支給に4カ月程度の時間差が生じていることで、経済的な負担感を軽減するために、新入学準備の時期に合わせて3月に前倒して支給を行うための補正です。3項中学校費にも同様の補正が上がっております。

6項保健体育費、2目体育施設費の増額補正は、12節役務費の増額補正で、梢山グラウンドサッカーゴールの廃棄手数料に伴う補正です。

15節工事請負費の増額補正は、人吉クレイ射撃場の進入路の排水路に土砂が堆積し、地権者に御迷惑をかけていることを受け、排水整備工事を行うための補正です。本件は現地視察を行っております。

18節備品購入費は、現在の梢山グラウンドのサッカーゴールは埋め込まれており、移動させることができないため、1面での使用しかできないことから、ハーフコートでも使用できるよう、移動可能なサッカーゴールを購入するための補正です。

委員からの質疑に対して、設置するゴールの数は一対であるという答弁がっております。

7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費、13節委託料の減額補正は、給食配送等委託料の入札残を減額することに伴う補正です。

委員からの質疑に対して、配送委託料の減が大きい理由は、競争入札を行った結果、安価になったとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第12、議第83号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、2款総務費、2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費の増額補正は、平成29年分給与支払報告書をデータ化するためのデータ入力に伴う委託料、マイナンバーカード及び住民票等への旧姓併記をするためのシステム改修委託料などです。

審査の過程において委員から、マイナンバーカード等へ旧姓併記をする目的はとの質疑があり、女性活躍社会の構築のための環境整備の一環として国が進めている。旧姓併記にはニーズの高まりがあり、そのため、地方で進めることとなった。個人の申請に基づき併記することになるとの答弁がありました。

次に、3款民生費、1項社会福祉費の増額補正は、障害者自立支援給付支払等システム及び番号制度対応に伴うシステムの改修委託料、過年度分の年金生活者等支援臨時福祉給付金補助金及び臨時福祉給付金等給付事務費補助金の精算に伴う補正、国民健康保険事業特別会計等への繰出金、日中一時支援事業の利用者増に伴う委託料の補正、老人福祉施設入所委託料の事務費等の基準額の改定に伴う補正などです。

2項児童福祉費の増額補正は、軽度障害児保育児童補助金、放課後児童健全育成事業補助金などの最終見込みによる補正、保育所及び認定こども園に係る処遇改善等加算や入所児童の増などに伴う子どものための教育・保育給付費負担金の補正などです。

委員から、軽度障害児保育児童補助金は市単独事業のようであるが、国の補助は受けられないのかとの質疑があり、平成20年度まで県の補助金があったが、この補助制度は終了した。全国市長会などでも国や県に要望しているが、なかなか難しい状況だと答弁がありました。さらに委員から、市単独では財政上かなり厳しいので、国の補助があってしかるべきではないかとの意見、要望がっております。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費の増額補正は、高齢者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種の接種希望者数の伸びによる個別接種委託料の補正、妊婦健康診査委託料に係る単価の変更も含めた最終見込みの補正、各種がん検診委託料の最終見込みによる補正などです。

委員から、インフルエンザワクチンの不足が問題になっているが、どのような状況かとの質疑があり、執行部から、本市では接種期間を1カ月延ばし12月までとしているので、ワクチンの対応はできているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第12、議第83号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費を1,010万9,000円増額し、補正後の額を4億7,485万8,000円としております。主なものは、合ノ原地区農道改修工事、鹿目地区水路改修工事、多面的機能支払交付

金事業交付金で、人吉地域広域協定運営委員会において、事業量の増に伴う交付決定によるものであります。

審査の過程で委員から、多面的機能支払交付金の交付先はどこかとの質疑に、戸越地域の保全隊、下東漆田地域の保全隊、大柿の保全隊、人吉地域広域協定運営委員会の4組織であるとの答弁がっております。

7款商工費を400万3,000円増額し、補正後の額を3億5,799万5,000円といたしております。1項商工費のうち、5目(仮称)まち・ひと・しごと総合交流施設管理費は新しい目で、317万5,000円増額しております。主なものは、広域DMO先進地視察に係る普通旅費、NHK大河ドラマ「西郷どん」放映に伴う西南の役周遊マップ及び中国語版観光リーフレットの作成に伴う印刷製本費、(仮称)まち・ひと・しごと総合交流施設の開設に向けた施設用備品に係るものであります。

審査の過程で委員から、印刷製本費に関し、「西郷どん」関連ということだが、内容は市が調査したものか、広域的なものかとの質疑に、市内の西南戦争ゆかりの地の周遊マップを作成する予定との答弁。新宮簡親子のことは盛り込まれるのかとの質疑に、そういうストーリーについても入れさせていただきたいとの答弁があり、西郷軍の本營地としては、新宮簡のストーリーはメインになってくると思う。ぜひ織り込んでいただきたいとの要望がっております。

また、DMOの視察先はどこかとの質疑に、人吉球磨10市町村の日本遺産活用協議会の後の観光展開を広域的に考えていこうというような研究会が立ち上がっている。先進地については、埼玉県秩父市が定住自立圏の枠組みの中で、広域的なDMOを展開されているところで、秩父市ほかということで、概算ではあるが追加補正しているとの答弁がっております。

また、まち・ひと・しごと総合交流施設の備品であるが、大きな液晶モニターに観光地などの映像を流すことは考えていないのかとの質疑に、旧国民宿舎のテレビをまだ所有しており、ロビーにあったものがしっかりしているので、再利用を図っていきたいと考えている。そういったものを使いながら映像を流していきたいとの答弁がっております。

8款土木費を2億8,679万9,000円減額し、補正後の額を22億93万9,000円といたしております。2項道路橋梁費、2目道路維持費の1,522万8,000円の減額、3目道路新設改良費の2,920万1,000円減額、5目橋梁新設改良費の7,421万7,000円減額、4項都市計画費、4目街路事業費の1億7,387万円減額などであります。

主なものは、1項土木管理費、1目土木総務費は人吉市アスベスト調査分析事業補助金、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は道路台帳更新委託料、2目道路維持費は下林南願成寺線(下青井町工区)、上林中神線(下原田町工区)の道路維持補修工事の増額、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減額です。3目道路新設改良費は土地価格意見書作成手数料、鶴田芦原線用地購入費、県営事業の国道219号、国道445号の側溝整備事業の負担金、下

林北願成寺歩道設置工事における社会資本整備総合交付金の交付決定及び事業費確定によるものであります。5目橋梁新設改良費は橋梁補修等工事における社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減額です。

3項住宅費、1目住宅管理費は、一二三ヶ迫団地排水管汚損事故による床板の産廃処理手数料です。

4項都市計画費、4目街路事業費は、下林願成寺線道路改良工事における社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減額であります。

審査の過程で委員から、手数料に関し、土地価格意見書作成手数料とは何かとの質疑に、鶴田芦原線の土地購入に対して、平米当たりの単価を算出するための土地鑑定手数料であるとの答弁がっております。

アスベスト調査分析事業補助金に関し、予算委員会の中で個人の要望を受けてのものという事だったが、どのような建物かとの質疑に、店舗を営んでおられたが、今は営業をやめておられ、その店舗の部分にアスベストらしきものが吹きつけてあるので調査をしたいというもの。これは調査をして、はっきりアスベストが出るかどうかを確認するというものであるとの答弁がっております。

都市計画街路事業に関し、用地購入費の減額が1,400万円くらいあるが、減額の理由はどの質疑に、用地交渉については、1名の方が亡くなられたので、その分の減額と、社会資本整備総合交付金の交付決定による減額であるとの答弁。その1名分は購入できていないのかとの質疑に、1名の方はできていない。事業全体としては2筆残っているとの答弁がっております。

また、社会資本整備総合交付金事業に関し、社会資本整備総合交付金事業は当初予算で要求するわけであるが、街路事業においては、約1億7,000万円の工事費が交付決定によって減額されている。1億円を超える工事費の減額というのが、市の当初予算から比べて大きく感じる。これについては、当初予算でこれだけの事業をやると要求をして、これだけの事業しか配分できないということであるということなのかとの質疑に、そのような流れになるとの答弁。さらに、工事そのものの減額決定通知が来るまでは、工事には取りかかれないということになると、どこを工事すればいいかわからないという状況になると思うが、そうした場合には、今の時期に決定をして、今から例えば残の工事をやるとしても工期が間に合わないので、交付決定を受けた分については翌年度繰り越しをして、その分の工事をするというようなことになると思う。だから、これだけ繰り越しが毎年大きな金額で続いていることを考えると、そういった流れだからなのかとの質疑に、当初要望箇所は、当然これだけしたいという金額で要望する。国の内示が要るが、内示額も大体の傾向があるので、大体7割ぐらいというのを想定しながら、それくらいならばこの部分をやろうというような想定はありつつ、繰り越しをしながら、次の予算をつけながら進めていくという形をとらざるを得ない。

例えば当初要望については、落とされるのを見込んで要求するが、国のほうもなかなか予算をつけてくれない状況で、ついた路線分の中でどれをやっていくか、来年に回すとかのやりくりはやっている。今の時期、繰り越しの前に、これくらいではこの工事はできないというところがあれば、その路線をやるために、そこにまとめて予算を配分するというやり方もしているところとの答弁がっております。

次に、第2条継続費の補正につきましては、平成29年度から3カ年で実施をいたします曙橋補修事業におきまして、事業内容等に変更が生じたことから、事業費総額及び年割額を変更するものであります。

次に、第4条債務負担行為の補正につきましては、公園・街路樹維持管理委託料について、平成30年4月1日からの業務委託を実施するために、期間を平成29年度から平成30年度とし、限度額を7,718万8,000円とするものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第83号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第83号は、原案可決確定いたしました。

日程第13 議第95号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第13、議第95号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 日程第13、議第95号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算、繰越明許費、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

一般会計補正予算案（第7号）については、主に国の人事院勧告に伴う人件費の補正です。まず、執行部から、本市の人事院勧告による給与等の取り扱いは、これまで国のやり方に準拠してきているため、今回も国の方針に準拠して、給料月額については、平成29年4月1日に遡及し、給料表の改定を行うこととし、あわせて、本年度12月期からの勤勉手当を0.10月分引き上げる改定を行うものであり、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び市議会議

員については、特別職の国家公務員に準じて、期末手当を本年度12月期分から0.05月分引き上げる改定を行っているとの説明がありました。

次に、補正の内容ですが、1款、1項、1目議会費の増額補正は、人事院勧告に伴う一般職給与及び議員期末手当などに伴う補正です。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費570万3,000円の増額補正は、人事院勧告に伴う一般職給与及び特別職期末手当などの増のほか、19節負担金、補助及び交付金の補助金において、これまで総務文教委員会協議会で4回にわたり議論してまいりました、赤池ごみ処理施設延命化のための条件整備の1つでもあります赤池水無町公民館建設に伴う環境整備に対する補助金200万円の補正です。

委員からの質疑に対して、公民館建設に伴う補助金であれば、名目として支出することはできると思うが、なぜ任意の補助金として支出するのかという質疑に対して、総務文教委員会協議会でも説明させていただいたが、地区公民館の制度を使って補助金を出せないということはないということ、また、市の現在の校区公民館の補助金は、あくまでも新築等が基本になる。状況的に新築部分については、条件整備の中でできるが、それ以外の外構や施設の備品、そのようなものを全体の経費として見たときに、市のほうで過去15年間さかのぼると、任意の補助金で補助した事例が10件近くあったため、そういうものを参考にした。監査委員職務執行者のほうに話をさせていただいて、補助金の提案権は市長にあるが、議会のほうにそのような執行部の説明を認めていただければ、補助金の出し方に関しては正当なやり方ではないかというような話もいただいたので、今回、執行部として提案させていただいた。今回の件は、恐らく特例になる可能性が高く、今後、市としては、公民館改修に関して、今回のような形では提案せず、校区公民館の規則があるので、その中でやっていきたいと考えているとの答弁。

また、本件について、先に監査委員職務執行者の意見を聞かれているが、職員、執行部のほうがしっかりと考えた上で提案したほうがよかったのではないかという質疑に対して、執行部としても、このようなことをするということはほとんどなく、事業が終わった後の年間監査、月例監査で御指摘をいただいているような状況、今回の場合は、条件整備という項目の中でこれをやらないと、恐らく条件整備もできないということや、延命化に影響があったら困るということがあり、慎重にならざるを得なかった。本市が意見を求めた監査委員職務執行者のほうからは、こういうことは自分のほうから言うべきものではないがという断りを入れてお話しになったこと、それもあくまでも参考程度ということ、最終的には執行部のほうで判断してほしいということであったので、執行部としては検証を行い、そして、このやり方を選ばせていただいたという答弁。

また、行政組合から2,800万円、そして、人吉市も200万円出ることになるが、収支報告について、全体としての収支報告書になるのか、人吉市補助金200万円に対してだけの収支報

告書になるのかを明確にしたほうがいいのではないかという質疑に対して、これだけさまざまに議論をしていただいて、状況的に大きな問題として取り上げているので、本市に対しても、行政組合に対しても、全体の収支報告を出していただいて、その中で市の補助金分についての位置づけをしっかりと検証することは執行部の役目としてやらせていただきたいと思っている。また、実績報告書が出てくるので、できれば3月の定例会の中でしっかり内容を説明させていただき、その中で御意見をいただきたいという答弁がっております。

委員からの意見として、クリーンプラザの延命化については十分理解しており、地元町内の方の要望について、最大限行わなければならないと思っているところは間違いのないところである。しかしながら、補助金のあり方として、4回も行った総務文教委員会協議会において、最初は公民館建設の補助金として説明され、いろいろと議論していく中で、人吉市の補助金交付規則に基づく任意の補助金として変更されたことは、総務文教委員会協議会に対して、広域行政組合議会の認識の違いなどで情報の共有が図れてなく、説明に正確性を欠き、さらに関係資料不足が生じたことから、協議会に混乱を招いた事態になったものと考え、結果として、所管の担当部署において、しっかりとした審議をされて提案すべきだったと感じたところです。

また、補助金執行の適正化の部分に関し、収支及び精算については、本市に対しても、行政組合に対しても、全体の収支報告を出していただいて、その中で市の補助金分についての位置づけをしっかりと検証することをしないと住民からの監査請求なども考えられるので、収支及び精算報告について、議会のほうにも提示していただくように、意見として申し添えたいという内容の意見がありました。

次に、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、5項統計調査費、1目統計調査総務費、6項、1目監査委員費の増額補正についても、人事院勧告に伴う一般職給与及び特別職期末手当などの補正です。

9款、1項消防費、1目消防総務費の増額補正についても、人事院勧告に伴う一般職給与などの増です。

10款教育費の1項教育総務費、2目事務局費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費の増額補正についても、人事院勧告に伴う一般職給与及び特別職期末手当などの補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 日程第13、議第95号平成29年度人吉市一般会計補正予算（第

7号)のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費、4款衛生費の増額補正は、国の人事院勧告に準ずる人件費の補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(田中 哲君) 次に、経済建設委員長の報告を求めます。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

12番。笹山欣悟議員。

○12番(笹山欣悟君)(登壇) 日程第13、議第95号平成29年度人吉市一般会計補正予算(第7号)のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の一般会計補正予算は、国の人事院勧告に準ずる人件費の補正であります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(田中 哲君) ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第95号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中 哲君) 御異議なしと認めます。

よって、議第95号は、原案可決確定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 開議

○議長(田中 哲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第14 議第84号から日程第21 議第100号まで

○議長(田中 哲君) 次に、日程第14、議第84号から日程第21、議第100号までの8件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

3番。高瀬堅一議員。

○3番(高瀬堅一君)(登壇) 厚生委員会に付託されました日程第14、議第84号から日程第

21、議第100号までの8件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第14、議第84号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、保険給付費の見直しや一般会計繰入金増額、財政調整基金繰入金増額などに伴う補正です。

審査の過程において委員から、一般被保険者高額療養費増額の算定基礎などについて質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第15、議第85号平成29年度介護保険特別会計補正予算（第2号）は、制度改正などに伴う介護保険システム改修経費増額、保険給付費は、各給付費の動向に応じた予算の組み替えなどに伴う補正です。

審査の過程において委員から、介護サービスの現状について質疑があり、執行部から、現在、介護予防を中心に取り組んでおり、身体状況が悪化すると介護度が上がっていくので、そうならないように介護予防に努めている。介護度が進んだ方が施設に移るまでに、既存のサービスでどうつないでいくか、行政も地域ケア会議等に出席し、ケアマネジャーと一緒に取り組んでいるとの答弁がありました。

さらに委員から、まさに介護予防が重要だと思うので、今後も現場の状況把握に努めてほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第16、議第86号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、人事異動に伴う補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第17、議第96号平成29年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第18、議第97号平成29年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第19、議第98号平成29年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）、日程第20、議第99号平成29年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第21、議第100号平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の5件については、いずれも国の人事院勧告に準ずる人件費の補正を行うものです。

慎重審査の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの厚生委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第84号から議第100号までの8件について、厚生委員長報告どおり決

するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第84号、議第85号、議第86号、議第96号、議第97号、議第98号、議第99号、議第100号は、原案可決確定いたしました。

日程第22 議第87号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第22、議第87号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第22、議第87号平成29年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,444万6,000円とするものであります。

歳入は、3款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を139万1,000円増額し、補正後の額を439万1,000円としております。前年度繰越金の確定に伴うものであります。

歳出は、1款、1項工業用地造成事業費、1目人吉中核工業用地造成事業費を63万7,000円増額し、補正後の額を86万7,000円といたしております。一定の整備が完了した人吉中核工業用地について、土地分譲価格を設定するに当たり、不動産鑑定士による鑑定を行うための手数料であります。

3款、1項公債費、2目利子を78万6,000円減額し、補正後の額を179万9,000円といたしております。平成28年度において借り入れた地方債の借入額及び利子の確定に伴う減額分であります。

4款、1項、1目予備費を154万円増額し、補正後の額を297万7,000円としております。

なお、今回の予算審議とは直接関係はありませんが、人吉中核工業用地の開発行為手続については、12月1日付にて完了の通知を県知事名でいただいたところであり、12月12日に公告されるという報告がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの経済建設委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第87号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第87号は、原案可決確定いたしました。

日程第23 陳第11号及び日程第24 陳第12号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第23、陳第11号及び日程第24、陳第12号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第23、陳第11号陳情書及び日程第24、陳第12号人吉市役所新庁舎建設工事に関する陳情書について、審査の結果を報告します。

まず、陳第11号陳情書は、7月7日、人吉市建設協会から提出されました。陳情趣旨は、地元で実施される土木、建築工事の発注に当たっては、計画的な工事の発注並びに適切な工期の設定、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤確保ができる予定価格の適切な設定、協会の優先発注、新市庁舎に係る解体、周辺整備工事、庁舎本体工事の地元業者への発注（JVなどの活用）を行ってほしいというものです。9月第4回定例会では、過去の事例などの取り扱いはどうだったのかなどの調査研究の必要性を認め、継続となっていました。

審査の過程において委員より、採択は難しいが、地元業者を利用していくことなど、趣旨には賛同するという意見が多く出ました。

採決の結果、本件につきましては、全会一致でその趣旨を採択することに決しました。

次に、陳第12号人吉市役所新庁舎建設工事に関する陳情書は、8月29日、代表者の有限会社黒木建具製作所、塩見成綱氏ほか4名から連名で提出されました。陳情趣旨は、人吉市役所新庁舎の建設工事に当たり、木製建具及び家具工事の施工を地元企業に依頼していただきたいというものです。

9月第4回定例会では、地元業者の方がどういう部分に入ることができるのかなどを見きわめる必要もあり、先ほどの陳第11号と同様に、調査研究の必要性を認め、継続となっていました。

審査の過程において委員より、採択は難しいが、お願いできる部分は使ってほしいなど、趣旨には賛同するという意見が多く出ました。

採決の結果、本件につきましては、全会一致でその趣旨を採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの総務文教委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。採決は、分割して行います。

まず、陳第11号について採決いたします。陳第11号についての総務文教委員長報告は趣旨採択でございます。

お諮りいたします。陳第11号について、総務文教委員長報告どおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第11号は、趣旨採択することに決しました。

続きまして、陳第12号について採決いたします。陳第12号についての総務文教委員長報告は趣旨採択でございます。

お諮りいたします。陳第12号について、総務文教委員長報告どおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第12号は、趣旨採択することに決しました。

日程第25 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第25、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 日程第25、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。

今回の報告は、閉会中の10月17日に第23回目を、本定例会中の11月29日に第24回目を開催しておりますので、順次審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

初めに、第23回の委員会では、新市庁舎の屋根構造の承認について、新庁舎のエレベーター仕様等について審議を行いました。まず、屋根構造については、執行部から資料をもとに、RC造スラブ陸屋根とRC造スラブ陸屋根プラス板金勾配屋根についての屋根イメージ、防水工法、防水性能、耐久性能、遮熱性能、遮音性能、デザイン性、イニシャルコスト、ランニングコスト、評価について説明がありました。

委員からは、陸屋根の勾配の件、議場上部の構造物設置の件について質疑があり、屋根勾

配が75分の1になっても費用は増額にはならない。また、議場の上部には構造物を設置する計画はないと答弁がありました。

新市庁舎の屋根構造については、慎重審議の結果、陸屋根構造案を承認、決定いたしました。

次に、新庁舎のエレベーター仕様等については、執行部から、人員運搬に最も効率的なエレベーターは、いずれも乗用11人乗りだが、エレベーター1及びエレベーター2ともに、整備基準及び誘導基準に適合させるため、乗用13人乗りから15人乗り、26人乗りを選択肢とするとの説明があり、また、エレベーター1及びエレベーター2の組み合わせ価格比較、仕様等についても説明があり、委員からは、年間のランニングコストの件、エレベーターのトラックつきの件、エレベーター1とエレベーター2の組み合わせパターンについて、質疑がありました。

次に、その他では、シャワー室の設置について、人吉らしさについて、旧保健センター等解体工事に関する地元説明会の開催について、説明、報告を受けております。

シャワー室の件につきましては、委員から、災害対応型の庁舎をつくるのだから、職員の福利厚生も十分考慮すべきではないか等の意見があり、執行部からは、経費等も含めて設計の中に入れ込むようにすると答弁がありました。

次に、第24回の委員会では、進入道路及び青井西間線道路計画について、人吉らしさの追求について、継続審議案件等について、説明がありました。

まず、進入道路及び青井西間線道路計画については、資料により、警察協議等を重ねた交差点案、進入路案の2案が提示され、交差点案は、市道青井西間線に右折レーンを設け、新庁舎への進入道路にも右折レーンを設けるものであり、この場合、市道認定が必要になり、管理が難しくなる。進入路案は、市道青井西間線に右折レーンを設け、新庁舎への進入道路へ接続する案で、庁舎側の進入道路については市道認定する必要はない。2つの案のメリット、デメリット、また、概算事業費は、交差点案が1,590万円で、信号機設置費、用地費は含まれない。進入路案が1,290万円で、用地費は含まれない。人吉警察署の意見を踏まえて、メリット、デメリットを考察した結果、進入路案で計画させていただきたいと説明がありました。

委員からは、横断歩道の件、公共交通機関利用の来庁者の安全性などについて質疑があり、委員会としましては、警察署との協議を含め、再度検討されるようお願いいたしました。

次に、人吉らしさの追求については、執行部から、人吉らしさをソフト面からも感じられる庁舎イメージを追求する。人吉の景観に配慮しながら、相良700年の歴史をほうふつさせる庁舎を追求する。質素な中でも市民サービス提供の拠点として市政に親しみを感じることができる庁舎を追求する。キーワードとして、市が掲げるまちづくりのテーマを演出、地理的条件を演出、建築様式で演出、安らぎの空間を演出、人のぬくもり・出会いを演出、人吉

の物語を通訳・翻訳・演出する内容についてと財政面について説明がありました。

委員からは、玄関口のデザインの件、日本遺産を意識してのデザイン等に質疑、意見がありました。

次に、継続審議案件のエレベーター仕様等の選定については、前回の質疑があった規格や荷重等の変更が可能か、ランニングコストの件、他市の状況等について説明があり、エレベーター1が15人乗りのトランクつき、エレベーター2も15人乗りを再提案させていただく。

シャワー室の件については、職員の福利厚生を踏まえた上で、市庁舎建設検討会議及び行政経営会議を経て、男性用シャワー室1カ所、女性シャワー室1カ所を男女それぞれの更衣室に設置する計画である。

委員からは、エレベーターの13人乗りと15人乗りの重量差は、シャワー室のセキュリティー関係について、質疑、意見がありました。

エレベーターの選定、シャワー室の件につきましては、提案のとおり承認、決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第26 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第26、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第26、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

平成29年11月29日に開催いたしました第13回治水・防災に関する特別委員会の協議事項は、平成29年11月20日に行いました九州電力株式会社川内原子力発電所視察に係る視察のまとめを行いました。委員会では、委員、執行部、それぞれから意見をいただき、今後の人吉市における取り組み等について審議を行いました。

委員からの主な意見として、事故が起こった際、人吉市においてはどのように情報伝達が行われるのか、市民の方々への情報伝達をどのように行うのか等について、研究する必要があるのではないかという意見や、人吉市に放射線量を測定する機械を設置できないかという意見、また、人吉市だけで取り組むのではなく、広域的に他自治体と連携しながら取り組むべきではないかなど、多くの意見が出されました。

今後、安全対策や情報伝達、情報共有の部分でさまざまに研究する必要があるため、治水・防災に関する特別委員会における協議や、関係団体との意見交換を行い、必要に応じて国や県等に対して要望等を行っていくことといたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第27 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第27、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第27、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成29年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11月24日午前10時から人吉球磨グリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、21番森田俊介議員（山江村選出）と22番黒川麻里子議員（五木村選出）が指名されました。

日程第2、会期の決定については、11月24日開会、11月25日から12月21日までを休会とし、12月22日までとすることに決定しました。

日程第3、行政報告があり、理事会代表理事から、8月の平成29年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号から日程第6、認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の平成28年度歳入歳出決算認定については、平成28年度決算特別委員会委員長、24番嶽本孝司議員（球磨村選出）から審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、委員長報告のとおり、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

日程第7、議案第17号平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第18号平成29年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第19号平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）、日程第10、議案第20号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第21号人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第22号人吉球磨広域行政組合一般職の任期つき職員の採用等に関する条例の制定についての6議案を一括し、執行部の提案理由の説明の後、日程第12、議案第22号を除く5議案に

ついて補足説明を受け、日程を変更し、条例案件から先に議案ごとに質疑、採決を行い、議案第17号から議案第21号までの5議案については、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第28 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第28、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。宮崎 保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） 日程第28、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

平成29年12月第4回人吉下球磨消防組合議会定例会が、12月1日午後2時から人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名で、1番岡本議員（五木村選出）、2番福田議員（相良村選出）が指名されました。

日程第2、会期の決定では、12月1日の1日とすることで決定しました。

執行部より、日程第3、議案第1号平成28年度人吉下球磨消防組一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第4号平成29年度人吉下球磨消防組一般会計補正予算（第1号）についての提案があり、質疑、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決されました。

日程第7の一般質問では、松本議員（山江村選出）より、1、火災発生時を想定した教育訓練について、今年度の実施状況はどのようになっているのか。2つとして、当消防組合の本部庁舎、中央消防署、各分署の耐震性の現状はどのようになっているのか。また、今後の整備計画はどのようになっているのか。3つ目として、当組合の現在の体制はどのようになっているのか。また、人吉球磨で大災害が発生した場合の計画はどのようになっているのかの質問が出され、それぞれに執行部からの答弁があり、午後4時36分、閉会しました。

以上、報告します。

日程第29 議員派遣について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第29、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきまして、議員を派遣する際には、会議規則第123条の規定により議会の議決を要するものであります。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付してありますように、塩見寿子議員ほか16名を

派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第30 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第30、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成29年12月第5回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第13号	農道整備（拡幅・舗装）に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第3号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 発議第3号

○議長（田中 哲君） 発議第3号の提出者の説明を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） それでは、私のほうから発議について説明していきたいと思
います。

発議第3号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例。人吉市介護保険条例（平成12年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。第13条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。（5）第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の収入が生活保護基準相当額以下であること。附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由、生活困窮者の介護保険料について減免できるようにするため、条例の一部を改正するものである。

発議第3号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成29年12月14日、人吉市議会議長 田中哲様。提出者、人吉市議会議員 塩見寿子、本村令斗。

ここで、提案理由の補足説明ができるということですので、補足説明をさせていただきます。

私がこの条例案を発議するには4つの理由があります。

1つ目には、生活に困窮されている高齢者の方は、本当に大変な生活を送っていると思うからです。全日本民主医療機関連合会が出している「いのちの格差を是正する」という本には、貧困状況にある高齢者のこのような実態がレポートされています。79歳男性、要介護4、独居、家も古く、すきま風、床が抜け落ちている部分もあり、暖房器具も一切なし、厚着をし、布団をかけて寒さをしのいでいる。冷蔵庫も故障しており使用不能というものです。

2015年のOECDのレポートによると、日本の高齢者の貧困率は19.4%となっており、加盟国の中で4番目に高い値となっています。人吉市にも大変な生活を送っている高齢者の方がおられると思います。

2つ目には、生活困窮者を対象とした介護保険料の減免が広がっているからです。平成28年9月議会において、村口健康福祉部長は、「全国を見てみますと、徐々にふえてまいりまして、市町村独自の減免制度を実施しているところも約3割ほどにふえてきたというふうに聞いているところでございます」と答弁しています。それを実証するかのように、近隣では多良木町が、多良木町介護保険料減免取扱要綱の第5条で、特に生活が困難である者については、次の表の区分に応じて介護保険料を減免することができるかと規定して、減免制度をつくっていることが新たにわかりました。

3つ目には、減免の要件や減免の内容を工夫すれば、第1号被保険者の保険料を上げなくて済むからです。介護保険は、制度上、一部の第1号被保険者を減免すれば、ほかの第1号被保険者の保険料が上がってしまうという危険性を含んでいます。

私は電話で減免を行っている自治体に聞いてみました。人吉市と同じぐらいの人口の兵庫県播磨町は、平成28年度で16名、人口は異なりますが、宮崎県都城市は平成27年度で19名、平成28年度で16名、平成29年度で10名、茨城県取手市では平成28年度で8名の認定者がいます。しかし、この3つの自治体は、いずれも保険料を上げていないということでした。その理由として、全体の被保険者に比べて認定者の割合が少ないので、保険料の値上げはありませんということでした。認定者を多くできないのは残念ですが、本当に困っている人を助けることはできるので、このような減免制度をつくるべきだと思います。

4つ目には、議会の活性化のためにも、議員は大いに議案提案権を行使すべきだと思うからです。議案提案権は、地方自治法第102条に規定された正式な制度です。議員の定数の8分の1以上の者の賛成がなければならないとしていましたが、地方分権一括法による地方自治法の改正で、平成12年4月1日から12分の1以上へ緩和されました。これは議会審議のために改正されたものです。平成23年4月に人吉市議会が会派成立の条件を3人以上から2人以上に変えました。人吉市議会改革の取り組みの冊子を見ると、2人以上という数は、議案提案権の成立条件に合わせたものであることがわかります。2人以上の会派が積極的に議案提案権の行使をすることによる議会の活性化を目指したものだと思います。

以上が、提案理由の補足説明です。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議第3号について、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、起立採決といたします。

発議第3号について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立少数。よって、発議第3号は、否決いたしました。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

意見第13号道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）、意見第14号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 意見第13号

○議長（田中 哲君） まず、意見第13号の提出者の説明を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第13号

道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）

当市は熊本県の南部に位置し、高速交通網として九州縦貫道が南北に貫き、国道219号をはじめとする3本の国道の骨格幹線によりアクセス性に富み、生活・文化・産業など、あらゆる面で人吉・球磨圏域をはじめ、宮崎県、鹿児島県との県境を越えた南九州の交易・交通・交流拠点としての役割を担っている。

今後、人口減少と過疎化が進んでいく中において、本市が更なる飛躍と発展を遂げるためには、「自然と相良文化が輝く美しき千年都市ひとよし」を目指す都市像として、自然・文

化・地域資源を最大限に活かし、圏域を超えた「人・もの・情報」の交流と交流拠点にふさわしい観光都市としての充実とともに、豊かな安らぎある生活環境の確保を図っていかねなければならない。

そのためには、地域間交流や産業・経済を支える広域幹線道路はもとより、市民生活に身近で社会活動を支える市道下林北願成寺線をはじめとする道路の整備とともに、既存道路施設の適切な維持管理により、都市と自然環境がバランスよく、コンパクトでありながら快適で利便性の高い安心なまちづくりを進めていくことが重要である。

よって、国におかれては、今後も地方が持続的に発展していくために、長期安定的に道路整備が進められるよう、必要な道路事業予算の所要額を満額確保するよう強く要望する。

また、併せて「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により、交付金事業の補助率等のかさ上げ措置についても財源の厳しい地方自治体にとって、道路整備が遅れぬよう、平成30年度以降も引き続き継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月19日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
国土交通大臣	石井 啓一 様

意見第13号

道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月19日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

福 屋 法 晴	仲 村 勝 治
宮 原 将 志	村 上 恵 一
笹 山 欣 悟	井 上 光 浩
塩 見 寿 子	本 村 令 斗
宮 崎 保	犬 童 利 夫
平 田 清 吉	永 山 芳 宏

西 信八郎 大塚 則 男
高 瀬 堅 一 三 倉 美千子
豊 永 貞 夫

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第13号について、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第13号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第13号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程 意見第14号

○議長（田中 哲君） 次に、意見第14号の提出者の説明を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第14号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、

これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、「骨太方針2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度（平成32年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地

方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月19日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
内閣官房長官	菅 義偉 様
総務大臣	野田 聖子 様
財務大臣	麻生 太郎 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	茂木 敏充 様
経済産業大臣	世耕 弘成 様
内閣府特命担当大臣 (地方創生、規制改革)	梶山 弘志 様

意見第14号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月19日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

福屋 法晴	豊永 貞夫
宮崎 保	三倉 美千子
西 信八郎	井上 光浩
村上 恵一	高瀬 堅一
犬童 利夫	仲村 勝治
本村 令斗	宮原 将志
塩見 寿子	平田 清吉
永山 芳宏	大塚 則男
笹山 欣悟	

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第14号について、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第14号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第14号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年12月第5回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後0時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 福 屋 法 晴

人吉市議会議員 村 上 恵 一